十八 ふる少者を呼ていひけるは汝此女をわが許より遣りいだして其後に戸を楗せと十八タ
マル振袖を着ゐたり王の女等の處女なるものは斯のごとき衣服をもて粧ひたりアム
十九 ノンの侍者かれを外にいだして其後に戸を楗せり十九タマル灰を其首に蒙り着たる振
二十 袖を裂き手を首にのせて呼はりつゝ去ゆけり二十其兄アブサロムかれにいひけるは汝
の兄アムノン汝と偕に在しや然ど妹よ默せよ彼は汝の兄なり此事を心に留るなかれ
二一 とかくてタマルは其兄アブサロムの家に凄しく住み居れり二一ダビデ王是等の事を悉
二二 く聞て甚だ怒れり二二アブサロムはアムノンにむかひて善も惡も語ざりき其はアブサ
ロムアムノンを惡みたればなり是はかれがおのれの妹タマルを辱しめたるに由り
二三 二三全二年の後アブサロムエフライムの邊なるバアルハゾルにて羊の毛を剪しめ居
二四 て王の諸子を悉く招けり二四アブサロム王の所にいりていひけるは視よ僕羊の毛を剪
二五 しめをるねがはくは王と王の僕等僕とともに來りたまへ二五王アブサロムに云けるは
否わが子よ我等を皆いたらしむるなかれおそらくは汝の費を多くせんアブサロムダ
二六 ビデを强ふ然れどもダビデ往ことを肯せずして彼を祝せり二六アブサロムいひけるは
若し然らずば請ふわが兄アムノンをして我等とゝもに來らしめよ王かれにいひける
二七 は彼なんぞ汝とゝもにゆくべけんやと二七されどアブサロムかれを强ひければアムノ
二八 ンと王の諸子を皆アブサロムとゝもにゆかしめたり二八爰にアブサロム其少者等に命
じていひけるは請ふ汝等アムノンの心の酒によりて樂む時を視すましてわが汝等に
アムノンを擊てと言ふ時に彼を殺せ懼るゝなかれ汝等に之を命じたるは我にあらず
二九 や汝等勇しく剛毅くなれと二九アブサロムの少者等アブサロムの命せし如くアムノン
三十 になしければ王の諸子皆起て各其騾馬に乘て逃たり三十彼等が路にある時風聞ダビデ

㊀ 創卅七〇三 ㊁ 詩四十五〇十三、十四 ㊂ 伯二〇、一〇六 十二 灰なかむるは悲歎の大なる時に爲す表情的處爲、衣服を裂くも失望等の極に行ふことである〇二 註 ㊃ 利廿〇十七 ㊄ 故に汝は兄弟が穢れたことをなする胸算であつたと疑ふ筈はなかつた、汝の罪ではないといふ說明あり ㊅ 撒前五〇五、タマル大馬は父よりも多く兄弟を賴んだやうである ㊆ 耶路撒冷の北四里 ㊇ かゝる時視宴を開く習慣があつた〇卅六 ㊈ 大闘は押沙龍の目的を看破いたらしい ㊉ 騾馬のことは本節に於て聖書に始めて記されてある、多分他國より携來つたのである〇十九 撒廿七〇十四

三一 にいたりていはくアブサロム王の諸子を悉く殺して一人も遺るものなしと三一王乃ち
三二 起ち其衣を裂きて地に臥す其臣僕皆衣を裂て其傍にたてり三二ダビデの兄弟シメアの
子ヨナダブ答へていひけるは吾主よ王の御子等なる少年を皆殺したりと思たまふな
かれアムノン獨り死るのみ彼がアブサロムの妹タマルを辱しめたる日よりアブサ
三三 ロム此事をさだめおきたるなり三三されば吾主王よ王の御子等皆死りといひて此事を
三四 おもひ煩ひたまふなかれアムノン獨死たるなればなりと三四斯てアブサロムは逃れ
たり爰に守望ゐたる少者目をあげて視たるに視よ山の傍よりして己の後の道より多
三五 くの人來れり三五ヨナダブ王にいひけるは視よ王の御子等來る僕のいへるがごとく
三六 然りと三六彼語ることを終し時視よ王の子等來り聲をあげて哭り王と其僕等も皆大に
三七 甚く哭り三七偖アブサロムは逃てケシユルの王アミホデの子タルマイにいたるダビデ
三八 三九 は日々其子のために悲めり三八アブサロム逃てゲシユルにゆき三年彼處に居たり三九ダ
ビデ王アブサロムに逢んと思ひ煩ふ其はアムノンは死たるによりてダビデかれの事
はあきらめたればなり

十四章

一 一ゼルヤの子ヨアブ王の心のアブサロムに趣くを知れり二ヨアブ乃ちテコアに
人を遣りて彼處より一人の哲婦を呼きたらしめて其婦にいひけるは請ふ汝喪に
ある眞似して喪の服を着油を身にぬらず死者のために久しく哀める婦のごとく爲
三 りて三王の所にいたり是のごとくかれに語るべしとヨアブ其言語をかれの口に授け
四 五 たり四テコアの婦王にいたり地に伏て拜し王にいひけるは王よ助けたまへ五王婦に
六 いひけるは何事なるや婦いひけるは我は實に嫠婦にしてわが夫は死り六仕女に二
人の子あり俱に野に爭ひしが誰もかれらを排解ものなきにより此遂に彼を擊て殺

㊀ 母後十三 註 ㊁ 三節を見よ ㊂ 無意く兄弟を殺したならば逃遁邑に避くることができるが今は有意つてゞあるから賴むわけにゆかなんだ ㊃ 押沙龍の母は基遜王の女馬迦であつた、大闘も其の時は血氣盛なる仲間の首領であつた〇三 母後三 ‖卅九三〇八、かゝる兩親の子押沙龍も此の如き性質を有つて居た、押沙龍は大闘が蒔いたことの刈入であつた〇卅三 母後十四 〇十五 ㊄ 代下十一〇六 ㊅ ベテレヘム伯利恒の東南三里にある處 ㊆ 寓言 ‖士九〇七 〇十五 王上廿〇卅五 ㊇ 母後一 ‖廿四 ㊈ 母前廿〇 母後一 〇二 ㊉ 申廿七〇十九

七 せり七是において視よ全家仕女に逼りていふ其兄弟を擊殺したる者を付せ我等かれ
をその殺したる兄弟の生命のために殺さんと斯く嗣子をも滅ぼし存れるわが炭火を
八 熄てわが夫の名をも遺存をも地の面に無らしめんとす八王婦にいひけるは汝の家に
九 往け我汝の事につきて命令を下さん九テコアの婦王にいひけるは王わが主よねがは
十 くは其罪は我とわが父の家に歸して王と王の位には罪あらざれ十王いひけるは誰に
十一 ても汝に語る者をば我に將來れ然せば彼かさねて汝に觸ること无るべし十一婦いひ
けるは願くは王汝の神エホバを憶えてかの仇を報ゆる者をして重て滅すことを爲し
めずわが子を斷ことなからしめたまへと王いひけるはエホバは生く汝の子の髮毛一
十二 すぢも地に隕ることなかるべし十二婦いひけるは請ふ仕女をして一言わが主王に言し
十三 めたまへダビデいひけるは言ふべし十三婦いひけるは汝なんぞ斯る事を神の民にむか
ひて思ひたるや王此言を言ふにより王は罪ある者のごとし其は王その放れたる者を
十四 歸らしめざればなり十四抑我等は死ざるべからず我等は地に瀉れたる水の再び聚る
能はざるがごとし神は生命を取りたまはず方法を設けて其放れたる者をして己の所
十五 より放たれをることなからしむ十五我此事を王我主に言んとて來れるは民我を恐れし
十六 めたればなり故に仕女謂らく王に言ん王婢の言を行ひたまふならんと十六其は王聞て
我とわが子を共に滅して神の產業に離れしめんとする人の手より婢を救ひいだした
十七 まふべければなり十七仕女また思り王わが主の言は慰となるべしと其は神の使のごと
十八 く王わが主は善も惡も聞たまへばなりねがはくは汝の神エホバ汝と共に在せと十八王
こたへて婦にいひけるは請ふわが汝に問んところの事を我に隱すなかれ婦いふ請ふ
十九 王わが主言たまへ十九王いひけるは此すべての事においてはヨアブの手汝とともにあ

㊀ 熄が一個になると消える、我が名は消えかゝつて熄の如く無くならんとする ㊁ 殺人者は殺すべしといふ律法を記えよ、責任は我負はん ㊂ 辭＝復讐 出六〇六 民廿五〇十九＝廿七 ㊃ 大闘が押沙龍を歸らさなければ神の民イスラエルに以色列人に損害を蒙らむるといふ意ならん ㊄ 押沙龍が遁れて居る間に死んだら最早回復がつかない ㊅ 神が凡ての罪人を見棄て給はず彼等を救ふ方法を設け給ふた如く王も押沙龍を救ひたまへ ㊆ 七節を見よ ㊇ 以列人は神の國よりの民でもあり、契約のあつた民には國が

二十 るや婦答へていひけるは汝の靈魂は活く王わが主よ凡て王わが主の言たまひしとこ
二一 ろは右にも左にもまがらず實に汝の僕ヨアブ我に命じ是等の言を悉く仕女の口に授
二十 けたり二十其事の見ゆるところを變んとて汝の僕ヨアブ此事をなしたるなり然どわが
二一 主は神の使の智慧のごとく智慧ありて地にある事を悉く知たまふと二一是において王
二二 ヨアブにいひけるは視よ我此事を爲すされば往て少年アブサロムを攜歸るべし二二ヨ
アブ地に伏し拜し王を祝せり爰かしてヨアブいひけるは王わが主よ王僕の言を行ひ
二三 たまへば今日僕わが汝に惠るゝを知ると二三ヨアブ乃ち起てゲシユルに往きアブサロ
二四 ムをエルサレムに攜きたれり二四王いひけるは彼は其家に退くべしわが面を見るべか
二五 らずと故にアブサロム己の家に退きて王の面を覩ざりき二五偖イスラエルの中にアブ
サロムのごとく其美貌のために讃られたる人はなかりき其足の跖より頭の頂にいた
二六 るまで彼には瑕疵あることなし二六アブサロム其頭を剪る時其頭の髮を衡るに王の權
二七 衡の二百シケルあり毎年の終にアブサロム其頭を剪り是は己の重によりて剪たるな
二八 り二七アブサロムに三人の男子と一人のタマルといふ女子生れたりタマルは美女な
二九 り二八アブサロム二年のあひだエルサレムにをりたれども王の顏を見ざりき二九是によ
りてアブサロム王に遣さんとてヨアブを呼に遣はしけるが彼來ることを肯せず再び
三十 遣しゝかども來ることを肯せざりき三十アブサロム其僕にいひけるは視よヨアブの田
地の我の近くにありて其處に大麥あり往て其に火を放てとアブサロムの僕等田地に
三一 火を放てり三一ヨアブ起てアブサロムの家に來りてこれにいひけるは何故に汝の僕等
三二 田地に火を放たるや三二アブサロムヨアブにいひけるは我人を汝に遣はして此に來れ
我汝を王につかはさんと言り即ち汝をして王に我何のためにゲシユルよりきたりし

三三 や彼處に尚あらば我ためには反て善しと言しめんとせり然ば我今王の面を見ん若し
我に罪あらば王我を殺すべし三四ヨアブ王にいたりてこれに告たれば王アブサロムを
召す彼王にいたりて王のまへに地に伏て拜せり王アブ

十五章

一 此後アブサロム己のために戰車と馬ならびに己のまへに驅る者五十人を
二 備へたり二アブサロム夙く興きて門の途の傍にたち人の訴訟ありて王に裁判を求め
んとて來る時はアブサロム其人を呼ていふ汝は何の邑の者なるやと其人僕はイスラ
三 エルの某の支派の者なりといへば三アブサロム其人にいふ見よ汝の事は善くまた正
四 し然ど汝に聽くべき人は王いまだ立ずと四アブサロム又嗚呼我を此地の士師となす
者もがな然れば凡て訴訟と公事ある者は我に來りて我之に公義を爲しあたへんとい
五 ふ五また人彼を拜せんとて近く時は彼手をのばして其人を扶け之に接吻す六アブサ
六 ロム凡て王に裁判を求めんとて來るイスラエル人に是のごとくなせり斯アブサロム
七 はイスラエルの人々の心を取り七斯て四年の後アブサロム王にいひけるは請ふ我を
八 して往てヘブロンにてエホバに我曾て立し願を果さしめよ八其は僕スリアのゲシユ
ルに居し時願を立て若しエホバ誠に我をエルサレムに攜歸りたまはゝ我エホバに事
九 へんと言たればなりと九王かれにいひけるは安然に往けと彼すなはち起てヘブロン
十 に往り十しかしてアブサロム窺ふ者をイスラエルの支派の中に徧く遣はして言せけ
十一 るは汝等喇叭の音を聞ばアブサロムヘブロンにて王となれりと思ふべしと十一二百人
十二 の招かれたる者エルサレムよりアブサロムとともにゆけり彼等は何心なくゆきて何
十三 事をもしらざりき十二アブサロム犧牲をさゝぐる時にダビデの議官ギロ人アヒトペ
ルを其邑ギロより呼よせたり徒黨強くして民次第にアブサロムに加はりぬ十三爰に

㊀ 此の時大闘は五十六歳、押沙龍は廿四歳、所羅門は六歳であつた ㊁ 王者の眞似 母前八一〇五 ㊂ 王上一、戰車（原義は一輛）は王の車、戰車、馬を用ゐたのは頗る傲慢であつた 申十七〇十六、廿 ㊃ 原語には早起の習慣がある意を含む 士九〇廿九 ㊄ ある原本には四十年とある。ダビデ サムエル大闘が撒母耳に膏を沃がれてから四十年 母前十六〇十三 ㊅ 押沙龍の生れた處で朋友もあつた ㊆ 母前十六〇二 ㊇ 犧牲の肉で設けた宴會に招いた ㊈ 大闘の顧問役 詩四十一〇九 五十五〇十三 母後十一〇三 註、彼は本と大闘の忠臣、また親友であつたが ダビデ 大闘が彼の孫拔示巴に懸想し、これを娶らんが爲に其の夫烏利亞を死なしたので敵になつたといふは事實であらう

十四 使者ダビデに來りてイスラエルの人の心アブサロムにしたがふといふ十四ダビデおの
れと共にエルサレムに居る凡ての僕にいひけるは起てよ我等逃んず然らずば我等アブ
サロムより遁るゝあたはざるべし急ぎ往け恐らくは彼急ぎて我等に追ひつき我等に
十五 害を蒙らせ刃をもて邑を擊ん十五王の僕等王にいひけるは視よ僕等王わが主の選むと
十六 ころを凡て爲ん十六王いでゆき其全家これにしたがふ王十人の妾なる婦を遺して家を
十七 まもらしむ十七王いでゆき民みな之にしたがふ彼等遠く家に息めり十八かれの僕等みな
十八 其傍に進みケレテ人とペレテ人および彼にしたがひてガデよりきたれる六百人のガ
十九 デ人みな王のまへに進めり十九時に王ガデ人イツタイに謂ふ汝かへりて王とともにをれ汝は外國人にして移住て處をもとむ
我等とともにゆくや汝
二十 る者なり二十汝は昨日來れり我は今日わが得るところに往くなれば豈汝をして我等と
ともにさまよはしむべけんや汝歸り汝の兄弟をも攜歸るべしねがはくは恩と眞實汝
二一 とともにあれ二一イツタイ王に對へていひけるはエホバは活く王わが主は活く誠に王
二二 わが主いかなる處に坐すとも生死ともに僕もまた其處に居るべし二二ダビデイツタイ
にいひけるは進みゆけガデ人イツタイ乃ち進みかれのすべての從者およびかれとと
二三 もにある妻子皆進めり二三國中皆大聲をあげて哭き民皆進む王もまたキデロン川を渡
二四 りて進み民皆進みて野の道におもむけり二四視よザドクおよび俱にあるレビ人もまた
皆神の契約の櫃を舁ていたり神の櫃をおろして民の悉く邑よりいづるをまてりアビ
二五 ヤタルもまたのぼれり二五こゝに王ザドクにいひけるは神の櫃を邑に舁もどせ若し我
二六 エホバのまへに恩をうるならばエホバ我を攜かへりて我にこれを見し其住處を見し
たまはん二六されどエホバもし我汝を悅ばずと斯いひたまはゝ視よ我は此にあり其目

㊀ 母後十二 十六〇廿二 ㊁「ベテハメルハとい ふ處へ」とも譯せる ㊂ 革哩底人であらう 非後八〇十八 ㊃ 非利士人であらう ㊄ 珂利亞の出身地 母前十七〇廿二—五十四、今は大闘の忠順の民 ㊅ 大闘は彼を試んとてか 母後廿三〇十三 ㊆ 耶穌に似て居る 約十八 民四〇十五 ㊇ 神の恩あろ御心が凡ての恩惠の本源である 民十四 申十〇十五 母後廿二〇廿 王上十二〇九 建七〇四十六 ㊈ 我は神を導くでなく、神に導かるゝの意、或はまた神を賴んで居るから神に任せまつり、我が一身を神の御許に返しまつらんの意ともなる 代下六〇 詩百廿二〇 四十一

二七 に善と見ゆるところを我になしたまへ 二七 王また祭司ザドクにいひける
二八 等の二人の子卽ち汝の子アヒマアズとアビヤタルの子ヨナタンを伴ひて安然に城邑
二九 に歸れ 二八 見よ我は汝より言のきたりて我に告るまで野の渡場に留まらんと 二九 ザドク
三十 とアビヤタルすなはち神の櫃をエルサレムに舁もどりて彼處に止まれり 三十 こゝにダ
ビデ橄欖山の路を陟りしが陟るときに哭き其首を蒙みて跣足にて行りかれと俱にあ
三一 る民皆各其首を蒙みてのぼり哭つゝのぼれり 三一 時にアヒトペルがアブサロムに與
せる者の中にあることダビデに聞えければダビデいふエホバねがはくはアヒトペル
三二 の計策を愚ならしめたまへと 三二 ダビデ巔にある神を拜する處に至れる時視よアルキ
三三 人ホシヤイ衣を裂き土を頭にかむりてきたりてダビデを迎ふ 三三 ダビデかれにいひけ
三四 るは汝若し我とともに進まば我の負となるべし 三四 されど汝もし城邑にかへりてアブ
サロムにむかひ王よ我汝の僕となるべし此まで汝の父の僕たりしごとく今また汝の
三五 僕となるべしといはゞ汝はわがためにアヒトペルの計策を敗るにいたらん 三五 祭司ザ
ドクとアビヤタル汝とともに彼處にあるにあらずや是故に汝が王の家より聞たる事
三六 はことゝく祭司ザドクとアビヤタルに告べし 三六 視よかれらとともに彼處にはその
二人の子卽ちザドクの子アヒマアズとアビヤタルの子ヨナタンをるなり汝等其聞た
三七 る事をことゝく彼等の手によりて我に通ずべし 三七 ダビデの友ホシヤイすなはち城
邑にいたりぬ時にアブサロムはエルサレムに入居たり

十六章 一 ダビデ少しく巔を過ゆける時視よメピボセテの僕ヂバ鞍おける二頭の驢馬
を引き其上にパン二百乾葡萄一百球乾棗の團塊一百酒一囊を載きたりてダビ
二 デを迎ふ 二 王ヂバにいひけるは此等は何なるかヂバいひけるは驢馬は王の家族の

㊀ これは善き祈禱である、卽ち萬事を神に任せて御前に俟望んで居るのである 聖十二〇廿 詩二廿八 ㊁ 母前九 〇九 ㊂ 母後十七 〇十六 ㊃ 路十九〇、四十一 大闘が耶路撒冷に棄てられたる如く後に耶蘇も此處に棄てられ給ふた、此の點に於て大闘は耶蘇の儀型 ㊄ 母後十 自己の罪を認識めた表情動作 ㊅ 憐痛の表情動作 聖廿四 〇十七 ㊆ 詩四十一、九 五十五〇十二、十四 ㊇ 母後十 六〇廿 三 十七〇十 詩四十一、五 五十 六十 百九 四、廿三 一〇 九〇 〇 ㊈ 番十六 〇二 ㊉ 大闘の友 ヒ前七 ㊊ 母後十六 〇十六 代上廿七 〇前三 ㊋ 勿論虚言であつた、虚言は惡きのみならず愚なり ㊌ 母後十七〇 十五、十六 ㊍ 母後十七 前五〇 ㊎ 今卅一歳 ㊏ 獸の丸劍にて液體を入るゝもの 出十二〇廿 〇四 太九〇 十七

三 乘るためパンと乾棗は少者の食ふため酒は野に困憊たる者の飲むためなり 三 王いひ
けるは汝の主人の子は何處にあるやヂバ王にいひけるはかれはエルサレムに止まる
四 其は彼イスラエルの家今日我父の國を我にかへさんと言をればなり 四 王ヂバにいひ
けるは視よメピボセテの所有は悉く汝の所有となるべしヂバいひけるは我拜す王わ
五 が主よ我をして汝のまへに恩を蒙らしめたまへ 五 斯てダビデ王バホリムにいたる
に視よ彼處よりサウルの家の族の者一人出きたる其名をシメイといふゲラの子なり
六 彼出きたりて來りつゝ詛へり 六 又彼ダビデとダビ
七 たり時に民と勇士皆王の左右にありセシメイ詛の中に斯いへり 七 王の諸の臣僕にむかひて石を投
八 邪なる人よ出され出され 八 汝が代りて位に登りしサウルの家の血を凡てエホバ汝に
歸したまへりエホバ國を汝の子アブサロムの手に付したまへり視よ汝は血を流す人
九 なるによりて禍患の中にあるなり 九 ゼルヤの子アビシヤイ王にいひけるは此死たる
十 犬なんぞ王わが主を詛ふべけんや請ふ我をして渉りゆきてかれの首を取しめよ 十 王
いひけるはゼルヤの子等よ汝等の與るところにあらず彼の詛ふはエホバ彼にダビデ
十一 を詛へと言たまひたるによるなれば誰か汝なんぞ然するやと言べけんや 十一 ダビデ又
アビシヤイおよび己の諸の臣僕にいひけるは視よわが身より出たるわが子わが生命
を求む況や此ベニヤミン人をや彼を聽して詛はしめよエホバ彼に命じたまへるなり
十二 エホバわが艱難を俯視みたまふことあらんと 十二 報いたまふことあらんと 十三 斯てダビデと其從者途を行けるにシメイはダビデに對へ
十三 る山の傍に行て行つゝ詛ひまた彼にむかひて石を投げ塵を揚たり 十四 王および俱にあ
十四 る民皆アエビムに來りて彼處に息をつげり 十五 偖アブサロムと總ての民イスラエルの

㊀ 母後十九 〇廿七 ㊁ これは虚言である、米非彼設は大闘に對して忠義であつた 母後十九 〇廿四 ㊂ 撒 ㊃ 母後一 三〇廿八、二十九 四 ㊄ 母後十六 〇十九 ㊅ 母後九 〇八 ㊆ 亞庇篩の性格は 母前廿 六〇八に見ゆ ㊇ 母後三 前九 ㊈ 大闘は烏利亞を殺したから ㊉ 原語は本と「耶和華は其の目を以て見給ふ」であつたさいふが「ソペリアム」(舊約の本文を監掌する人々)が舊約中十八箇所を訂正し、其の訂正箇所に符號を施したといふ、此の本文は其の一箇である、辭ソペリアム ㊋ 路九〇 五十五 ㊌ 「勞れた者の爲」 聖十二〇 十、十二 ㊍ 「勞れた者の爲」

十六 人々エルサレムに至れりアヒトペルもアブサロムとともにいたる十六ダビデの友なるアルキ人ホシヤイアブサロムの許に來りし時アブサロムにいふ願くは王壽かれ願
十七 くは王壽かれ十七アブサロムホシヤイにいひけるは此は汝が其友に示す厚意なるや
十八 汝なんぞ汝の友と往ざるやと十八ホシヤイアブサロムにいひけるは然らずエホバと此
十九 民とイスラエルの總の人々の選む者に我は屬し且其人とともに居るべし十九且又我誰
二十 に事ふべきか其子の前に事べきにあらずや我は汝の父のまへに事へし如く汝の前に
二一 事ふべし二十爰にアブサロムアヒトペルにいひけるは我等如何に爲べきか汝等計
二二 を爲すべしと二一アヒトペルアブサロムにいひけるは汝の父が遺して家を守らしむ
二三 る妾等の處に入れ然ばイスラエル皆汝が其父に惡まるゝを聞ん而して汝とともにを
二四 る總の者の手強くなるべしと二三是において屋脊にアブサロムのために天幕を張れ
二五 ばアブサロムイスラエルの目のまへにて其父の妾等の處に入りぬ二三當時アヒトペル
二六 が謀れる謀計は神の言に問たるごとくなりきアヒトペルの謀計は皆ダビデとアブサ
ロムとに俱に是のごとく見えたりき

十七章 一時にアヒトペルアブサロムにいひけるは請ふ我に一萬二千の人を擇み出さ
二 しめよ我起て今夜ダビデの後を追ひ二彼が憊れて手弱なりし所を襲ふて彼をおびえ
三 しめん而して彼とともにをる民の逃ん時に我王一人を擊とり三總の民を汝に歸せし
四 むべし夫衆の歸するは汝が求むる此人に依なれば民みな平穩になるべし四此言アブ
五 サロムの目とイスラエルの總の長老の目に的當と見えたり五アブサロムいひけるは
六 アルキ人ホシヤイをも召きたれ我等彼が言ふ所をも聞んと六ホシヤイ乃ちアブサ
ロムに至るにアブサロムかれにかたりていひけるはアヒトペル是のごとく言り我

(ア) 母後十五〇卅七 (イ) 戰略ならば虛僞を用ゐても善いといふものがあれど虛僞は虛僞である (ウ) 母後十五〇、ダビデ卅三、卅四、大闘 (エ) アブサロム押沙龍の徒輩七〇一 (オ) 母後十五〇十二 (カ) 亞希多は孫女を大闘に殲されたので大闘を恨んで居った〇卅四 (キ) 母後廿三〇三、十一、十二〇十一、十二〇 (ク) 母後十五〇十一 (ケ) 母後十六〇十四 (コ) 母後廿三〇十一、十二〇十一 (サ) 母後二〇七 (シ) 母後十五〇十八 (ス) 母後十二〇、十一、十二 (セ) 母後十五〇十二 (ソ) 母後十二〇、これで押沙龍は父大闘を非常に辱め、尙ほ王位を奪はんとすることになつた〇廿二、かかる奸通の罰は死十一〇 (タ) 母後十五〇十一 (チ) 母後十六〇十八 (ツ) 母後十五〇十八 (テ) 母後十五〇十八 (ト) 母後十五〇十八 (ナ) 母後十五〇十八 (ニ) 母後十五〇十八 (ヌ) 母後十五〇十八 (ネ) 母後十五〇十八 (ノ) 母後十五〇十八 (ハ) 母後十五〇十八 (ヒ) 母後十五〇十八 (フ) 母後十五〇十八 (ヘ) 母後十五〇十八 (ホ) 母後十五〇十八 (マ) 母後十五〇十八 (ミ) 母後十五〇十八 (ム) 母後十五〇十八 (メ) 母後十五〇十八 (モ) 母後十五〇十八 (ヤ) 母後十五〇十八 (ユ) 母後十五〇十八 (ヨ) 母後十五〇十八 (ラ) 母後十五〇十八 (リ) 母後十五〇十八 (ル) 母後十五〇十八 (レ) 母後十五〇十八 (ロ) 母後十五〇十八 (ワ) 母後十五〇十八 (ヰ) 母後十五〇十八 (ヱ) 母後十五〇十八 (ヲ) 母後十五〇十八

七 等其言を爲べきか若し可らずば汝言ふべしセホシヤイアブサロムにいひけるは此時
八 ホシヤイまたいひけるは汝の知る如にあたりてアヒトペルが授けし計畧は善らず八ホシヤイまたいひけるは汝の知る如
九 く汝の父と其從者は勇士なり且彼等は野にて其子を奪れたる熊の如く其氣激怒をれ
十 り又汝の父は戰士なれば民と共に宿らざるべしル彼は今何の穴にか何の處にか匿れ
十一 をる若し數人の者手始に仆なば其を聞く者は皆アブサロムに從ふ者の中に敗ありと
十二 言はんトしからば獅子の心のごとき心ある勇猛き夫といふとも全く挫碎ん其はイス
十三 ラエル皆汝の父の勇士にして彼とともにある者の勇猛き人なるを知ればなり十一我は
十四 計議るイスラエルをダンよりベエルシバにいたるまで海濱の沙の多きが如くに悉く
十五 汝の處につどへ集めて汝親ら戰陣に臨むべし十二我等彼の見出さるゝ處にて彼を襲ひ
十六 露の地に下るがごとく彼のうへに降らん玄かして彼および彼とともにあるすべての
十七 人々を一人も遺さゝるべし十三若し彼何かの城邑に集らばイスラエル皆繩を其城邑に
十八 かけ我等これを河に曳さたふして其處に一の小石も見えざらしむべしと十四アブサロ
十九 ムとイスラエルの人々皆アルキ人ホシヤイの謀計はアヒトペルの謀計よりも善しと
二十 いふ其はエホバアブサロムに禍を降さんとてエホバアヒトペルの善き謀計を破ること
二一 を定めたまひたればなり十五爰にホシヤイ祭司ザドクとアビヤタルにいひけるはア
二二 ヒトペルアブサロムとイスラエルの長老等のために斯々に謀れりまた我は斯々に謀
二三 れり十六されば汝等速に人を遣してダビデに告て今夜野の渡場に宿ることなく速に
二四 渡りゆけといへおそらくは王および俱にある民皆呑つくされん十七時にヨナタンとア
二五 ヒマアズはエンロゲルに俟居たり是は城邑にいるを見られざらんとてなり爰に一人
二六 の仕女ゆきて彼等に告げゝれば彼等ダビデ王に告んとて往く十八しかるに一人の少者

(ア) 原義「苦い」 (イ) 大闘は掃羅を避けた時かくれた 母前廿四〇三 (ウ) 十一〇 (エ) 書二〇四 (オ) 書十一〇 (カ) 王上廿〇十 (キ) 或は「彼等の中に」即ち押沙龍が以色列人の軍中に居ることを譯せる (ク) 〇卅一 (ケ) 母後十五、神の命じ給ふ御意を計認し給ふのとは違ふ、神は人の憤怒や謀計を統治め、惡事を制へて御榮光を顯し給ふ〇一 (コ) 出廿一〇十九 (サ) 約但川を (シ) 母後十五六廿七、卅〇 (ス) 書十五、今の「處女の泉」即ち阿筆にある泉であると思ふ人もあれど耶路撒冷の南で便欣嫩谷と吉淪谷との落合にある約百の井に同じ

十九 かれらを見てアブサロムにつげたりされど彼等二人は急ぎさりてバホリムの或人の
家にいたる其人の庭に井ありてかれら其處にくだりければ十九婦蓋をとりて井の口の
二十 うへに掩け其上に擣たる麥をひろげたり故に事知れざりき二十時にアブサロムの僕等
其婦の家に來りていひけるはアヒマアズとヨナタンは何處にをるや婦かれらに彼人
二一 人は小川を濟れりといふかれら尋ねたれども見當ざればエルサレムに歸れり二一彼等
が去し時かの二人は井よりのぼりて往てダビデ王に告げたり即ちダビデに言けるは
二二 起て速に水を濟れ其はアヒトペル斯汝等について謀計を爲したればなりと二二ダビ
デ起て己とともにある凡ての民とともにヨルダンを濟れり曙には一人もヨルダンを
二三 濟らざる者はなかりき二三アヒトペルは其謀計の行れざるを見て其驢馬に鞍おき起て
二四 其邑に往て其家にいたり家の人に遺言して自ら縊れ死て其父の墓に葬らる二四爰にダ
ビデマハナイムに至る又アブサロムは己とともにあるイスラエルの凡の人々とも
二五 にヨルダンを濟れり二五アブサロムアマサをヨアブの代に軍の長と爲りアマサは夫
のナハシの女にてヨアブの母ゼルヤの妹なるアビガルに通じたるイシマエル人名は
二六 エテルといふ人の子なり二六かくてイスラエルとアブサロムはギレアデの地に陣どれ
二七 り二七ダビデマハナイムにいたれる時アンモンの子孫の中なるラバのナハシの子ショ
二八 ビとロデバルのアンミエルの子マキルおよびロゲリムのギレアデ人バルジライ二八臥
二九 床と鍋釜と陶器と小麥と大麥と粉と烘麥と豆と小豆の烘たる者と二九蜜と牛酪と羊
と犢をダビデおよび俱にある民の食ふために持來れり其は彼等民は野にて飢憊れ渴
くならんと謂たればなり

十八章

一 爰にダビデ己とともにある民を核べて其上に千夫の長百夫の長を立
たりニしかしてダビデ民を三に分ちて其一をヨアブの手に託け一をゼルヤの子ヨア
ブの兄弟アビシヤイの手に託けたりかくして王民に
三 いひけるは我もまた必ず汝等とともに出んと三されど民いふ汝は出べからず我等如
何に逃るとも彼等は我等に心をとめざるべしされ
四 ど汝は我等の一萬に等し故に汝は城邑の中より我等を助けなば善し四王かれにいひ
五 けるは汝等の目に善と見ゆるところを爲すべしとかくて王門の傍に立ち民皆或は百
人或は千人となりて出づ五王ヨアブアビシヤイおよびイツタイに命じてわがために
少年アブサロムを寛に待へよといふ王のアブサロムの事について諸の將官に命を下
六 せる時民皆聞り六爰に民イスラエルにむかひて野に出でエフライムの叢林に戰ひし
七 がイスラエルの民其處にてダビデの臣僕のまへに敗る其日彼處の戰死大にして二
八 萬にいたれり八しかして戰偏く其地の表に廣がりぬ是日叢林の滅ぼせる者は刀劍
九 の滅ぼせる者よりも多かりき九爰にアブサロムダビデの臣僕に行き遭り時にアブサ
十 ロム騾馬に乘居たりしが騾馬大なる橡樹の繁き枝の下を過ければアブサロムの頭其
十一 橡に繫りて彼天地のあひだにあがれり騾馬はかれの下より行過たり十一箇の人見て
ヨアブに告ていひけるは我アブサロムを橡樹に懸りをるを見たりと十二ヨアブ其告た
十二 る人にいひけるはさらば汝見て何故に彼を其處にて地に擊落さゞりしや我汝に銀十
枚と一本の帶を與へんものを十二其人ヨアブにいひけるは假令我わが手に銀千枚を受
十三 べきも我は手をいだして王の子に敵せじ其は王我等の聞るまへにて汝とアビシヤイ
とイツタイに命じて汝等各少年アブサロムを害するなかれといひたまひたればな
り十三我若し反いてかれの生命を戕賊は〻何事も王に隱るゝ所なければ汝自ら立て我

(ア) 母後十六〇五 (イ) 夏期になると水の涸るゝ井が多かつた (ウ) 詩四十二〇六 四十三〇 の二篇の聖詩の詩題は此の時のことである (エ) 其の謀計が行はれない、或は大闘といふ敵に報ゆることができないからと見える 母後十一〇三 十六〇 十七〇一 太廿五〇 (オ) 母後二〇八 (カ) 耶四である (キ) 代上二〇十三=十七 四 魯雅とアビガル亞庇該とは大闘の異腹(多分)の姉妹であり、約押アヒシヤイアマサと亞庇篩また亞馬撒は其の甥であつた (ク) 代上二十七 (ケ) 母後十〇 (コ) 母後九〇一、サ一五 (サ) 母後十九〇一、サ二二〇 (シ) 此地牛酪は少くあつたであらう、羅底巴は「牧場なし」の意であるから (ス) 母後十六〇二、十四 (セ) 母後十六〇五 (ソ) 邑に駐まつて助くる者の主の要者となる方が善いと (タ) マハナイム馬哈念の邑の門 母後二〇八 (チ) 大闘の大なる愛心 (ツ) 申十七〇十五=十八、約但の東部は戰地になつて居たやうである (テ) 叢林の中で敵味方の區別がつかなかつたから、或は無謀に危險を冒したり、或は斷崖、濘水などあつて自滅したこともあつたであらう (ト) 母後十三〇廿 (ナ) 註 (ニ) 原文の意は「善く知られた樹」といふのである (ヌ) 傳說によれば アブサロムの押沙龍の髮毛が樹に繫つたと 母後十四〇廿六 (ル) 母後十四〇十九、廿

十四 を責んと十四時にヨアブ我かく汝とともに滯るべからずといひて手に三本の槍を携へ
十五 ゆきて彼の橡樹の中に尙生をるアブサロムの胸に之を衝通せり十五ヨアブの武器を執
十六 る十人の少者繞きてアブサロムを擊ち之を死しめたり十六かくてヨアブ喇叭を吹けれ
十七 ば民イスラエルの後を追ふことを息てかへれりヨアブ民を止めたればなり十七衆ア
十八 ブサロムを將て叢林の中なる大なる穴に投げいれ其上に甚だ大きく石を疊あげたり
十八 是においてイスラエル皆おの〳〵其天幕に逃かへれり十八アブサロム我はわが名を傳
十九 ふべき子なしと言て其生る間に己のために一の表柱を建たり王の谷にあり彼己の
名を其表柱に與たり其表柱今日に至るまでアブサロムの碑と稱へらる十九爰にザド
二十 の子アヒマアズいひけるは請ふ我をして趨りて王にエホバの王をまもりて其敵の手
を免かれしめたまひし音信を傳へしめよと二十ヨアブかれにいひけるは汝は今日音信
二一 を傳ふる者となるべからず他日に音信を傳ふべし今日は王の子死たればなり二一ヨアブ
二二 ふべからず二二ヨアブクシ人にいひけるは往て汝が見たる所を王に告よクシ人ヨアブ
に禮をなして走り二三ザドクの子アヒマアズ再びヨアブにいひけるは請ふ何にもあれ
二三 我をも亦クシ人の後より走ゆかしめよヨアブいひけるは我子よ汝は充分の音信を持
ざるに何故に走りゆかんとするや二三かれいふ何れにもあれ我をして走りゆかしめよ
二四 とヨアブかれにいふ走るべし是においてアヒマアズ低地の路をはしりてクシ人を走
越たり二四時にダビデは二の門の間に坐しゐたり爰に守望者門の蓋上にのぼり石墻に
二五 のぼりて其目を擧て見るに視よ獨一人にて走きたる者あり二五守望者呼はりて王に告
二六 ければ王いふ若し獨ならば口に音信を持つならんと其人進み來りて近けり二六守望
者復一人の走りきたるを見しかば守望者守門者に呼はりて言ふ獨一人にて走きた

㊀ 長い尖鐵を打附けた棍棒の類 ㊁ 其の德望等を紀念する爲ではなく人を警戒める爲 ㊂ 押沙龍は子の無い中に此の表柱を立てた、（母後十四 ○廿七）の註を見よ ㊃ また王三〇 ㊄ アブサロムこと ㊅ 長い尖鐵を打附けた棍棒の類 ㊆ 其の德望等を紀念する爲ではなく人を警戒める爲 ㊇ 石を立てたること參考せよ、（母後十八 ○十八）の石 ㊈ 東へ僅に三四丁の處にある ㊉ 報になる音信であらう ㊊ 邑の城壁の外と中の門との間 ㊋ 多勢ならば逃げて來ると思はるるが ㊌ 王上一〇 四十二 ㊍ 吐後十六 ○十二 ㊎ 十四 ＝十 ㊏ 王上一〇 節 ㊐ 亞希馬斯は押沙龍の戰死したことを知つて居つた、（母後十 八〇廿）、然し大闘を憂へさせたく無いので間接に嘘をいふた、間接でも直接でも嘘の結果は心配と失敗とに了る ㊑ 押沙龍は殊に風彩の美しい青年であつて大闘の格別の寵愛兒であつた ㊒ 押沙龍は非常な惡人であつて罪を悔いない中に死んだ、大闘は彼の罪の本源は自分だと思ふたであらう（母後十 二〇十）、然れば殊に憂へたのである ㊓ 默く時の處爲（母後十 八〇十 ○廿五）、（母後十四 ○廿一 ㊔ 大闘は公然また門に坐して民と國との爲に王たる職を完うするによつて仁愛の心を示した 節 ㊕ 默く時の處爲（王下七 ○廿一 ㊖ 代上一九 ○廿七

二七 る者あり王いふ其人もまた音信を持ものなり二七守望者言ふ我先者の走を見るにザ
ドクの子アヒマアズの走るが如しと王いひけるは彼は善人なり善き音信を持來るな
二八 らん二八アヒマアズ呼はりて王にいひけるはねがはくは平安なれとかくて王のまへに
地に伏していふ汝の神エホバは讚べきかなエホバかの手をあげて王わが主に敵した
二九 る人々を付したまへり二九王いひけるは少年アブサロムは平安なるやアヒマアズこた
へけるは王の僕ヨアブ僕を遣はしゝ時我大なる噪を見たれども何をも知らざるなり
三十 三一 王いひけるは側にいたりて其處に立よと乃ち側にいたりて立つ三一時に視よクシ人
來れりクシ人いひけるはねがはくは王音信を受たまへエホバ今日汝をまもりて凡て
三二 汝にたち逆ふ者の手を免かれしめたまへり三二王クシ人にいひけるは少年アブサロム
は平安なるやクシ人いひけるはねがはくは王わが主の敵および凡て汝に起ち逆ひて
三三 害をなさんとする者は彼少年のごとくなれと三三王大に戚み門の樓にのぼりて哭り彼
行ながらかくいへりわが子アブサロムよわが子わが子アブサロムよ嗚呼われ汝に代
りて死たらん者をアブサロムわが子よわが子よ

十九章 一時にヨアブに告る者ありていふ視よ王はアブサロムの爲に哭き悲しむと二
其日の勝利は凡の民の悲哀となれり其は民其日王は其子のために憂ふと言ふを聞た
ればなり三其日民は戰爭に逃て羞たる民の竊て去がごとく竊て城邑にいりぬ四王は
其面を掩へり王大聲に呌てわが子アブサロムわが子よわが子よといふ
五 五こゝにヨアブ家にいり王の許にいたりていひけるは汝今日汝の生命を救ひたる汝の凡の臣僕の
汝の女子の生命および汝の男子および汝の妻等の生命と汝の妾等の生命を愛しおのれを惡む者を愛する者を惡むなり汝今
顏を羞させたり六是は汝おのれを惡む者を愛しおのれを惡む者を愛する者を惡むなり汝今

㊀ 其日の勝利は凡の民の悲哀となれり其は民其日王は其子のために憂ふと言ふを聞たればなり ㊁ 其日民は戰爭に逃て羞たる民の竊て去がごとく竊て城邑にいりぬ ㊂ 其面を掩へり王大聲に呌てわが子アブサロムわが子よわが子よといふ ㊃ 王は默く時の處爲（母後十 八〇十 ○廿五）、（母後十四 ○廿一 ㊄ 默く時の處爲（王下七 ○廿一 節 ㊅ 大闘は公然また門に坐して民と國との爲に王たる職を完うするによつて仁愛の心を示した 節 ㊆ 是は汝おのれを惡む者を愛しおのれを惡む者を愛する者を惡むなり汝今

七 日汝が諸侯伯をも諸僕をも顧みざるを示せり今日我さとる若しアブサロム生をりて
我等皆死たらば汝の目に適ひしならんセされど今立て出で汝の諸僕を慰めてかたる
べし我エホバを指て誓ふ汝若し出ずば今夜一人も汝ともに止るものなかるべし是
八 は汝が若き時より今にいたるまでに蒙りたる諸の災禍よりも汝に惡かるべし八是に
於て王たちて門に坐す人々凡の民に告て視よ王は門に坐し居るといひければ民皆王
九 のまへにいたる然どイスラエルはおの〳〵其天幕に逃かへれりルイスラエルの諸の
支派の中に民皆爭ひていひけるは王は我等を敵の手より救ひいだしまた我等をペリ
十 シテ人の手より助けいだせりされど今はアブサロムのために國を逃いでたりナまた
我等が膏そゝぎて我等の上におきしアブサロムは戰爭に死ねりされど汝等何ぞ王を
十一 導きかへらんことを言ざるやニダビデ王祭司ザドクとアビヤタルに言つかはしける
はユダの長老等に告て言へイスラエルの全家の言語王の家に達せしに汝等何ぞ王を
十二 其家に導きかへる最後となるや十三汝等はわが兄弟汝等はわが骨肉なり然るになんぞ
十三 汝等王を導き歸る最後となるやと十三又アマサに言べし汝はわが骨肉にあらずや汝ヨ
アブにかはりて常にわがまへにて軍長たるべし若し然らずば神我に斯なし又重ね
十四 てかくなしたまへと十四かくダビデユダの凡の人をして其心を傾けて一人のごとくに
ならしめければかれら王にねがはくは汝および汝の諸の臣僕歸りたまへといひおく
十五 れり十五是において王歸りてヨルダンにいたるにユダの人々王を迎へんとて來りテ
十六 ルガルにいたり王を送りてヨルダンを濟らんとす十六時にバホリムのベニヤミン人ゲ
十七 ラの子シメイ急ぎてユダの人々とともに下りダビデ王を迎ふ十七一千のベニヤミン人
彼とともにあり亦サウルの家の僕ヂバも其十五人の男子と二十人の僕をしたがへて

㊀ 約押は傲慢不遜になり、ダビデ大闘は拔示巴の夫を結局殺したから約押の前に閉口した ㊁ 遂に大闘の支族猶太と以色列とは分裂したが前から親和が少なかつた ㊂ 是の如く教會が冷淡になつた時、信者や牧師は基督を教會に御召返しまをさねばならん ㊃ 亞馬撒は大闘の姉妹亞庇該の子であつた、大闘が約押の代理に亞馬撒を大將としたのは誤錯だつたと見ゆる、約押は遂に亞馬撒を殺すに至つた ㊄ 撒母耳は此地で王國を改新した

十八 僧に居たりしが皆王のまへにむかひてヨルダンをこぎ渡れり十八時に王の家族を濟し
また王の目に善と見ゆるところを爲んとて濟航を濟せり爰にゲラの子シメイヨルダ
十九 ンを濟れる時王のまへに伏して十九王にいひけるはわが主よねがはくは罪を我に歸す
るなかれまた王わが主のエルサレムより出たまへる日に僕が爲たる惡き事を記憶え
二十 たまふなかれねがはくは王これを心に置たまふなかれ二十其は僕我罪を犯したるを知
二十一 ればなり故に視よ我今日ヨセフの全家の最初に下り來りて王わが主を迎ふと二十一然に
ゼルヤの子アビシヤイ答へていひけるはシメイはエホバの膏そゝぎし者を詛たるに
二十二 因て其がために誅さるべきにあらずやと二十二ダビデいひけるは汝等ゼルヤの子よ汝等
のあづかるところにあらず汝等今日我に敵となる今日豈イスラエルの中にて人を誅
二十三 すべけんや我豈わが今日イスラエルの王となりたるをしらざらんやと二十三是をもて王
二十四 はシメイに汝は誅されじといひて王かれに誓へり二十四爰にサウルの子メピボセテ下り
て王をむかふ彼は王の去し日より安に歸れる日まで其足を飾らず其鬚を飾らず又
二十五 其衣を濯ざりき二十五彼エルサレムよりきたりて王を迎ふる時王かれにいひけるはメピ
二十六 ボセテ汝なんぞ我とともに往ざりしや二十六彼こたへけるはわが主王よわが僕我を欺け
二十七 り僕はわれ驢馬に鞍おきて其に乘て王の處にゆかんといへり僕跛者なればなり二十七し
かるに彼僕を王わが主に讒言せり然ども王わが主は神の使のごとし故に汝の目に善
二十八 と見るところを爲たまへ二十八わが父の全家は王わが主のまへには死人なるのみなるに
汝僕を汝の席にて食ふ者の中に置たまへりされば我何の理ありてか重ねて王に哀訴
二十九 ることをえんニ十九王かれにいひけるは汝なんぞ重ねて汝の事を言や我いふ汝とヂバ其
三十 地を分つべし三十メピボセテ王にいひけるは王わが主安然に其家に歸りたまひたれば

㊀ 歸與（利廿五〇五十二〇二） ㊁ 詩廿二 ㊂ 母後十六〇五 ㊃ 母後十三 エフライム マナセ 以法蓮と馬拿西との先祖で あつたが廣くいへば以色列といふ十支族（分裂してからの北朝）の意もある ㊄ 約瑟は ヨセフ 創廿五〇六、六〇 詩十八十 八十一 ㊅ 劇烈の人であつた 母前廿六〇八 ㊆ 母後十六〇九 ㊇ 撒但、此の語は此處の前二、廿二〇廿 母前廿一〇四 にのみ用ゐてある ㊈ 王上二〇 八、九 と參照、大闘 ダビデ が生きて居る間だけ示毎 シメイ が死なゝいの意 ㊉ 母後廿一〇八 ㊋ 大闘 ダビデ が米 メピボセテ 十、十二 庇波設を救ふた如く 耶穌 ㊌ 母後九〇七、 は人間を救給ふ 詩九〇 徹頭徹尾純粹なる恩惠 めぐみ であつた ㊍ 大闘 ダビデ は米庇波 メピボセテ 設を疑ふたやうである、 母後十六〇二、 ダビデ 大闘は取有物を半分づつ取れといふのか或は作物を取有主米庇波設に半分、 メピボセテ 十四 母後十八〇六 ㊎ 約押は傲慢不遜になり、大闘は拔示巴の夫を結局殺したから約押の前に閉口した ㊏ 遂に大闘の支族猶太と以色列とは分裂したが前から親和が少なかつた 母後十八〇六、八 ㊐ 母後十五〇六、八 ㊑ 母後十四〇十四 ㊒ 是の如く教會が冷淡になつた時、信者や牧師は基督を教會に御召返しまをさねばならん ㊓ 母後五〇一 ㊔ 母後十七〇十五 ㊕ 代上二、アマサ 〇十七 亞馬撒は大闘の姉妹亞庇該の子であつた、大闘が約押の代理に亞馬撒を大將としたのは誤錯だつたと見ゆる、約押は遂に亞馬撒を殺すに至つた 母後廿〇十 ㊖ 撒母耳は此地で王國を改新した 母後廿一〇十四 士五九〇九〇六 六十〇 母前七 十五〇 ㊗ 母後九〇十六 ㊘ 母後九〇十 ㊙ 母後十七〇十六 ㊚ 母後廿〇十 ㊛ 母後廿〇十 ㊜ 母後廿〇十 ㊝ 母後廿〇十 ㊞ 母後廿〇十 ㊟ 母後廿〇十 ㊠ 母後廿〇十 ㊡ 母後廿〇十 ㊢ 母後廿〇十 ㊣ 母後廿〇十 ㊤ 母後廿〇十 ㊥ 母後廿〇十 ㊦ 母後廿〇十 ㊧ 母後廿〇十 ㊨ 母後廿〇十 ㊩ 母後廿〇十 ㊪ 母後廿〇十 ㊫ 母後廿〇十 ㊬ 母後廿〇十 ㊭ 母後廿〇十 ㊮ 母後廿〇十 ㊯ 母後廿〇十 ㊰ 母後廿〇十 ㊱ 母後廿〇十 ㊲ 母後廿〇十 ㊳ 母後廿〇十 ㊴ 母後廿〇十 ㊵ 母後廿〇十 ㊶ 母後廿〇十 ㊷ 母後廿〇十 ㊸ 母後廿〇十 ㊹ 母後廿〇十 ㊺ 母後廿〇十 ㊻ 母後廿〇十 ㊼ 母後廿〇十 ㊽ 母後廿〇十 ㊾ 母後廿〇十 ㊿ 母後廿〇十 (1) 母後廿〇十 (2) 母後廿〇十 (3) 母後廿〇十 (4) 母後廿〇十 (5) 母後廿〇十 (6) 母後廿〇十 (7) 母後廿〇十 (8) 母後廿〇十 (9) 母後廿〇十 (10) 母後廿〇十 (11) 母後廿〇十 (12) 母後廿〇十 (13) 母後廿〇十 (14) 母後廿〇十 (15) 母後廿〇十 (16) 母後廿〇十 (17) 母後廿〇十 (18) 母後廿〇十 (19) 母後廿〇十 (20) 母後廿〇十 (21) 母後廿〇十 (22) 母後廿〇十 (23) 母後廿〇十 (24) 母後廿〇十 (25) 母後廿〇十 (26) 母後廿〇十 (27) 母後廿〇十 (28) 母後廿〇十 (29) 母後廿〇十 (30) 母後廿〇十 (31) 母後廿〇十 (32) 母後廿〇十 (33) 母後廿〇十 (34) 母後廿〇十 (35) 母後廿〇十 (36) 母後廿〇十 (37) 母後廿〇十 (38) 母後廿〇十 (39) 母後廿〇十 (40) 母後廿〇十 (41) 母後廿〇十 (42) 母後廿〇十 (43) 母後廿〇十 (44) 母後廿〇十 (45) 母後廿〇十 (46) 母後廿〇十 (47) 母後廿〇十 (48) 母後廿〇十 (49) 母後廿〇十 (50) 母後廿〇十 (51) 母後廿〇十 (52) 母後廿〇十 (53) 母後廿〇十 (54) 母後廿〇十 (55) 母後廿〇十 (56) 母後廿〇十 (57) 母後廿〇十 (58) 母後廿〇十 (59) 母後廿〇十 (60) 母後廿〇十 (61) 母後廿〇十 (62) 母後廿〇十 (63) 母後廿〇十 (64) 母後廿〇十 (65) 母後廿〇十 (66) 母後廿〇十 (67) 母後廿〇十 (68) 母後廿〇十 (69) 母後廿〇十 (70) 母後廿〇十 (71) 母後廿〇十 (72) 母後廿〇十 (73) 母後廿〇十 (74) 母後廿〇十 (75) 母後廿〇十 (76) 母後廿〇十 (77) 母後廿〇十 (78) 母後廿〇十 (79) 母後廿〇十 (80) 母後廿〇十 (81) 母後廿〇十 (82) 母後廿〇十 (83) 母後廿〇十 (84) 母後廿〇十 (85) 母後廿〇十 (86) 母後廿〇十 (87) 母後廿〇十 (88) 母後廿〇十 (89) 母後廿〇十 (90) 母後廿〇十 (91) 母後廿〇十 (92) 母後廿〇十 (93) 母後廿〇十 (94) 母後廿〇十 (95) 母後廿〇十 (96) 母後廿〇十 (97) 母後廿〇十 (98) 母後廿〇十 (99) 母後廿〇十 (100) 母後廿〇十

三一 かれに之を悉くとらしめたまへと三二 爰にギレアデ人バルジライロゲリムより下り王を送りてヨルダンを渡らんとて王とともにヨルダンを濟れり三三 バルジライは甚だ老たる人にて八十歳なりき彼は甚だ大なる人なれば王のマハナイムに留れる間王を養へり三四 王バルジライにいひけるは汝我とともに濟り來れ我エルサレムにて汝を我とともに養はん三四 バルジライ王にいひけるはわが生命の年の日幾何ありてか我王とともにエルサレムに上らんや三五 我は今日八十歳なり善きと惡きとを辨へるをえんや僕其食ふところと飲むところを味ふをえんや我再び謳歌之男と謳歌之女の聲を聽えんや僕なんぞ尙王わが主の累となるべけんや三六 僕は王と共にヨルダンを濟りて只少しくゆかん王なんぞこの報賞を我に報ゆるに及ばんや三七 請ふ僕を歸らしめよ我自己の邑にてわが父母の墓の側に死ん但し僕キムハムを視たまへかれを王わが主とともに濟り往しめたまへ又汝の目に善と見る所を彼になしたまへ三八 王いひけるはキムハムは我とともに濟り往くべし我汝の目に善と見ゆる所をかれに爲ん又汝が望みて我に求むる所は皆我汝のために爲すべしと三九 民皆ヨルダンを濟れり王渡りし時王バルジライに接吻してこれを祝す彼遂に己の所に歸れり四十 かくて王ギルガルに進むにキムハムかれとともに進めりユダの民皆王の民の半も亦しかり四一 是にイスラエルの人々皆王の所にいたりて王にいひけるは我等の兄弟なるユダの人々何故に汝を竊みさり王と其家族およびダビデとともなる其凡の從者を送りてヨルダンを濟りしやと四二 ユダの人々皆イスラエルの人々に對へていふ王は我に近きが故なり汝なんぞ其事について怒るや我等王の物を食ひしことあるや王我等に賜物を與へたることあるや四三 イスラエルの人ユダの人に對ていひけるは我は王のうちに十の分を有ち亦ダビデのうちにも我は汝よりも多を有つなり然るに汝なんぞ我等を輕んじたるやわが王を導きかへらんと言しは我最初なるにあらずやとされどユダの人々の言はイスラエルの人々の言よりも厲しかりき

二十章

一 爰に一人の邪なる人あり其名をシバといふビクリの子にしてベニヤミン人なり彼喇叭を吹ていひけるは我等はダビデの中に分なし又エサイの子のうちに產業なしイスラエルよ各人其天幕に歸れよと二 是によりてイスラエルの人皆ダビデに隨ふことを止てのぼりビクリの子シバにしたがへり然どユダの人々は其王に附てヨルダンよりエルサレムにいたれり三 ダビデエルサレムにある己の家にいたり王其遺して家を守らせたる妾なる十人の婦をとりてこれを一の室に守り置て養へりされどかれらの處には入ざりき斯かれらは死る日まで閉こめられて生涯孀婦にてすごせり四 爰に王アマサにいひけるは我ために三日のうちにユダの人々を召きたれ然しこの汝此處にをれ五 アマサ乃ちユダを召あつめんとて往たりしが彼ダビデが定めたる期よりも長く留れり六 是においてダビデアビシヤイにいひけるはビクリの子シバ今我等にアブサロムよりもおほくの害をなさんとす汝の主の臣僕を率ゐて彼の後を追へ恐らくは彼堅固なる城邑を獲て我等の目を逃れんと七 是によりてヨアブの從者とケレテ人とペレテ人および都の勇士彼にしたがひて出たり即ち彼等エルサレムより出てビクリの子シバの後を追ふ八 彼等がギベオンにある大石の傍に居りし時アマサかれらにむかひ來れり時にヨアブ戎衣に帶を結て衣服となし其上に刀を鞘にをさめ腰に結びて帶び居たりしが其劍脫け墮ちたりヨアブアマサにわが兄弟よ汝は平康なるやといひて右の手をもてマアサの鬚を捋へて彼に接吻せんとせしが十アマサ

耕作人四巴に牛に與へたり（母後十七＝廿七＝十九、巴四來は種々ダビデ王に獻げて其の忠義無二を現した、これは國民として國王に對する通常のことであるが斯く神に事へる信者は遂に大なる御恵を受けて驚くであらう人＝四十 太廿五〇 弁大闕の宮殿の歡樂等を味ふことゝ宮殿に美食もある 宮殿に美食、美音があつたとしても困惑れた身には樂しくない 猶太の史家ヨシフアスによれば金琴は巴四來の子 母前十一＝十五 猶太はイスラエル以色列は全心を盡し、以色列は半分心を盡した、此の半心の方には平、怨恨等があつた 以色列カには支族十個あつた 見よ 銀四十六に見ゆる庇結の後裔 倦雅族は掃羅の死後首位に立たなんだ 王上十二〇十六 厚文は「諸神」であつたといふ、神を棄てゝ偶像に事へるやうになつたので是くかゝれた、辭＝ソベリム 母後十五、（十六）これで多妻の惡事であるもが解る 母後十九（十三） 母後十九、（十三） 母後二〇十二＝十七 約押 ヨアブ 約押が落ちた物を拾ふたと見える 太廿六〇四十九

一 人なり彼喇叭を吹ていひけるは我等はダビデの中に分なし又エサイの子のうちに產業なしイスラエルよ各人其天幕に歸れよと二 是によりてイスラエルの人皆ダビデに隨ふことを止てのぼりビクリの子シバにしたがへり然どユダの人々は其王に附てヨルダンよりエルサレムにいたれり三 ダビデエルサレムにある己の家にいたり王其遺して家を守らせたる妾なる十人の婦をとりてこれを一の室に守り置て養へりされどかれらの處には入ざりき斯かれらは死る日まで閉こめられて生涯孀婦にてすごせり四 爰に王アマサにいひけるは我ために三日のうちにユダの人々を召きたれ然しこの汝此處にをれ五 アマサ乃ちユダを召あつめんとて往たりしが彼ダビデが定めたる期よりも長く留れり六 是においてダビデアビシヤイにいひけるはビクリの子シバ今我等にアブサロムよりもおほくの害をなさんとす汝の主の臣僕を率ゐて彼の後を追へ恐らくは彼堅固なる城邑を獲て我等の目を逃れんと七 是によりてヨアブの從者とケレテ人とペレテ人および都の勇士彼にしたがひて出たり即ち彼等エルサレムより出てビクリの子シバの後を追ふ八 彼等がギベオンにある大石の傍に居りし時アマサかれらにむかひ來れり時にヨアブ戎衣に帶を結て衣服となし其上に刀を鞘にをさめ腰に結びて帶び居たりしが其劍脫け墮ちたりヨアブアマサにわが兄弟よ汝は平康なるやといひて右の手をもてマアサの鬚を捋へて彼に接吻せんとせしが十アマサ

はヨアブの手にある劍に意を留ざりければヨアブ其をもてアマサの腹を刺て其腸を地に流しいだし重ねて擊に及ばざらしめてこれをころせりかくてヨアブと其兄弟アビシヤイビクリの子シバの後を追り十二時にヨアブの少年の一人アマサの側にたちていふヨアブを助くる者とダビデに附從ものはヨアブの後に隨へと十三アマサは血に染て大路の中に轉び居たり斯人民の皆立どまるを見てアマサを大路より田に移したるが其側にいたれる者皆見て立ちとまりければ衣を其上にかけたり十四アマサ大路より移されければ人皆ヨアブにしたがひ進みてビクリの子シバの後を追ふ十五彼イスラエルの凡の支派の中を行てアベルとベテ、マアカに至るに少年皆集りて亦かれにしたがひゆけり十六かくて彼等來りて彼をアベルベテ、マアカに圍み城邑にむかひて壘を築けり是は壕の中にたてりかくしてヨアブとともにある民皆石垣を崩さんとてこれを擊居りしが十七一箇の哲き婦城邑より呼はりていふ汝等聽よ汝等聽よ請ふ汝等ヨアブに此に近よれ我汝に言んと言へと十八かれ其婦に近るに婦いひけるは汝はヨアブなるやかれ然りといひければ婦彼にいふ婢の言を聽けかれ我聽くといふ十九婦即ち語りていひけるは昔人々誠に語りて人必ずアベルにおいて索問べしといひて事を終ふ十九我はイスラエルの中の平和なる忠義なる者なり然るに汝はイスラエルの中にて母ともいふべき城邑を滅さんことを求む何ゆゑに汝エホバの產業を呑み盡さんとするや二十ヨアブ答へていひけるは決めて然らず決めて然らず われ呑み盡し或は滅ぼさんとすることなし二一其事しからずエフライムの山地の人ビクリの子名はシバといふ者手を擧て王ダビデに敵せり汝等只彼一人を付せ然らば我此邑をさらんと婦ヨアブにいひけるは視よ彼の首級は石垣の上より汝に投いだすべし二二かくて婦其智慧をもて凡の民の所にいたりければかれらビクリの子シバの首級を刎てヨアブの所に投出せり是においてヨアブ喇叭を吹ならしければ人々散て邑より退きておの〳〵其天幕に還りぬヨアブはエルサレムにかへりて王の處にいたれり二三ヨアブはイスラエルの全軍の長なりエホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ人の長なり二四アドラムは徵募長なりアヒルデの子ヨシヤパテは士官なり二五シヤは書記官なりザドクとアビヤタルは祭司なり二六亦ヤイル人イラはダビデの大臣なり

二十一章

一ダビデの世に年復年と三年饑饉ありければダビデエホバに問にエホバ言たまひけるは是はサウルと血を流せる其家のためなり其は彼嘗てギベオン人を殺したればなりと二是において王ギベオン人を召てかれらにいへりギベオン人はイスラエルの子孫にあらずアモリ人の殘餘なりしがイスラエルの子孫昔彼等に誓をなしたり然るにサウルイスラエルとユダの子孫に熱心なるよりして彼等を殺さんと求めた三即ちダビデギベオン人にいひけるは我汝等のために何を爲すべきか我何の賠償を爲さば汝等エホバの產業を祝するや四ギベオン人彼にいひけるは我等はサウルと其家の金銀を取じ又汝は我等のために人一人をも殺すなかれダビデいひけるは汝等が言ふ所は我汝等のために爲んと五彼等王にいひけるは我等を滅しかれらを殲してイスラエルの境の中に居留ざらしめんとて我等にむかひて謀る人我等を設けし人六請ふ其人の子孫七人を我等に與へよ我等エホバの選みたるサウルのギベアにて彼等をエホバのまへに懸んと王いふ我與ふべしと七されど王サウルの子ヨナタンの子なるメピボセテを惜めり是は彼等のあひだ即ちダビデとサウルの子ヨナタンとの間にエホバを指して爲る誓あるに因り八されど王アヤの女リヅパがサ

㊀ 約押は亞馬撒を殺したが此の大叛逆を制し得たので大闘は約押を罰し難くなつた ㊁ 約押は復大將の位にあげられたやうである、大闘は約押によつて故意に烏利亞を死なしたから約押には一目置いて居た

をもて凡の民の所にいたりければかれらビクリの子シバの首級を刎てヨアブの所に投出せり是においてヨアブ喇叭を吹ならしければ人々散て邑より退きておの〳〵其天幕に還りぬヨアブはエルサレムにかへりて王の處にいたれり二三ヨアブはイスラエルの全軍の長なりエホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ人の長なり二四アドラムは徵募長なりアヒルデの子ヨシヤパテは士官なり二五シヤは書記官なりザドクとアビヤタルは祭司なり二六亦ヤイル人イラはダビデの大臣なり

二十一章

一ダビデの世に年復年と三年饑饉ありければダビデエホバに問にエホバ言たまひけるは是はサウルと血を流せる其家のためなり其は彼嘗てギベオン人を殺したればなりと二是において王ギベオン人を召てかれらにいへりギベオン人はイスラエルの子孫にあらずアモリ人の殘餘なりしがイスラエルの子孫昔彼等に誓をなしたり然るにサウルイスラエルとユダの子孫に熱心なるよりして彼等を殺さんと求めた三即ちダビデギベオン人にいひけるは我汝等のために何を爲すべきか我何の賠償を爲さば汝等エホバの產業を祝するや四ギベオン人彼にいひけるは我等はサウルと其家の金銀を取じ又汝は我等のためにイスラエルの中の人一人をも殺すなかれダビデいひけるは汝等が言ふ所は我汝等のために爲んと五彼等王にいひけるは我等を滅しかれらを殲してイスラエルの境の中に居留ざらしめんとて我等にむかひて謀る人我等を設けし人六請ふ其人の子孫七人を我等に與へよ我等エホバの選みたるサウルのギベアにて彼等をエホバのまへに懸んと王いふ我與ふべしと七されど王サウルの子ヨナタンの子なるメピボセテを惜めり是は彼等のあひだ即ちダビデとサウルの子ヨナタンとの間にエホバを指して爲る誓あるに因り八されど王アヤの女リヅパがサ

㊀ 王上二〇五 ㊁ 約押 ㊂ 王下十五、〇廿九 ㊃ ベテマアカ アベル 伯馬迦の亞伯 ㊄ 示巴のこと ㊅ 城壁に對して居れりとしても可し ㊆ 此の句の意味は二個あり（一）亞伯に往き智なる者に尋ぬると難問は解釋るゝに至る（二）亞伯の人が約押の軍勢を見た時彼等が我僑を責めぬ間に亂爭を止める條件を持出す、然る時は此の事件が終るに至る ㊇ 中心となる大なる邑 ㊈ 人の靈魂も其の運りである、靈魂に謀叛、惡へい、つみ、罪惡を宿らす以上は神の呪を受け ㊉ 三〇 滅ぶべきものとなつて居る

ウルに生し二人の子アルモニとメピボセテおよびサウルの女メラブがメホラ人バルジライの子アデリエルに生し五人の子を取りて九かれらをギベオン人の手に與へければギベオン人かれらを山の上にてエホバの前に懸たり彼等七人倶に斃れて刈穫の初日即ち大麥刈の初時に死り十アヤの女リヅパ麻布を取りて刈穫の初時より其屍上に天より雨ふるまでこれをおのれのために磐の上に布きおきて晝は空の鳥を屍の上に止らしめず夜は野の獸をちかよらしめざりき十一爰にアヤの女サウルの妾リヅパの爲しゝをダビデに聞えければ十二ダビデ往てサウルの骨と其子ヨナタンの骨をヤベシ、ギレアデの人々の所より取り是はペリシテ人がサウルをギルボアに殺してペテシャンの衢に懸たるを彼等が竊みさりたるものなり十三ダビデ其處よりサウルの骨と其子ヨナタンの骨を携へ上れりまた人々其懸られたる者等の骨を斂たり十四かくてサウルと其子ヨナタンの骨をベニヤミンの地のゼラにて其父キシの墓に葬り都て王の命じたる所を爲り此より後神其地の爲に祈禱を聽たまへり十五ペリシテ人復イスラエルと戰爭を爲すダビデ其臣僕どもに下りてペリシテ人と戰ひけるがダビデ困憊居りければ十六イシビ、ベノブダビデを殺さんと思へり(イシビ ベノブは巨人の子等の一人にて其槍の銅の重は三百シケルあり彼新しき劍を帶たり)十七しかれどもゼルヤの子アビシヤイダビデを助けて其ペリシテ人を擊ち殺せり是においてダビデの從者かれに誓ひていひけるは汝は再我等と共に戰爭に出べからず恐らくは汝イスラエルの燈光を消さんと十八此後再びゴブにおいてペリシテ人と戰あり時にホシヤ人シベカイ巨人の子等の一人なるサフを殺せり十九爰に復ゴブにてペリシテ人と戰あり其處にてベテレヘム人ヤレ、オレギムの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺

して後懸けた、基督人は其の槍の價に從ふて大闘にかく要求する呼があつた

(ヘ)一十八 (ト)四節 註 (チ)四月上旬 (リ)申廿一(廿三)の誡命は此の事件に關係なし、此の雨水は神の特別に下さつた恩寵であつたらしい、罰が濟んだといふ意である、通常なら雨は十月降つた (ヌ)傳前廿七 〇四十四 (ル)傳前廿七 〇一〇十三 (ヲ)原語は「苦領」或は「主」 (ワ)門側の廣場 (カ)羅七〇 出廿〇五 〇七 (ヨ)紀元前九三〇年=九二三年 (タ)其の時大風は六十歲 (レ)創十四 〇五 十五 〇廿 申三〇 十一 (ソ)詩前十七 〇七 (ツ)王上十五(一)四 (ネ)代上廿 五 睡月 (ナ)此の語は原文に見えない 代上廿 〇五 にあるので此處に入れられたのであらう

二十 ぜり其槍、柄は機の梁の如なりき二十一又ガテに戰ありしが其處に一人の身長き人あり手には各六の指あり足には各六の指ありて其數合せて二十四なり彼もまた巨人の生る者なり二十二彼イスラエルを挑みしかばダビデの兄弟シメアの子ヨナタン彼を殺せり二十三是等の四人はガテにて巨人の生るものなりしがダビデの手と其臣僕の手に斃れたり

二十二章

一ダビデエホバが己を諸の敵の手とサウルの手より救ひいだしたまへる日に此歌の言をエホバに陳たり曰く二エホバはわが巖わが要害我を救ふ者三わが磐の神なりわれ彼に依賴むエホバはわが干わが救の角わが高櫓わが逃躲處わが救主なり汝我をすくひて暴き事より免れしめたまふ四我ほめまつるべきエホバに呼はりてわが敵より救はる五死の波濤われを繞み邪曲なる者の河われをおそれしむ六冥府の繩われを纏ひ死の機檻われにのぞめり七われ艱難のうちにエホバをよびまたわが神に顧れり八エホバ其殿よりわが聲をきゝたまひわが喊叫其耳にいりぬ九爰に地震ひ撼き天の基動き震へりそは彼怒りたまへばなり十烟其鼻より出てのぼり火その口より出て燒きつくしおこれる炭かれより燃いづ十一彼天を傾けて下りたまふ黑雲その足の下にあり十二ケルブに乘て飛び風の翼の上にあらはれ十三其周圍に黑暗をおき集まれる水密雲を幕としたまふ十四そのまへの光より炭火燃いづ十五エホバ天より雷をくだし最高者聲をいだし十六又箭をはなちて彼等をちらし電をはなちて彼等をうちやぶりたまへり十七エホバの叱咤とその鼻の氣吹の風によりて海の底あらはれいで地の基あらはになりぬ十八エホバ上より手をたれて我をとり洪水の中より我を引あげ十九またわが勁き敵および我をにくむ者より我をすくひたまへり彼等は我よりも強かりけれ

(ア)詩前十六(一)九の沙馬に同じ (イ)大風は紀元一〇一八年に此の歌を作り、後聖詩第十八篇とし、其の詞を改めたやうである五し 申前二〇 (ウ)詩九十一〇二 (エ)詩二〇、十二 舊約全書の「依賴む」は新約全書の「信ずる」と同義 (オ)詩八十四〇十一 (カ)能力の意で敵を防ぐもの (キ)詩四十六一十一 (ク)詩四〇六十五 (ケ)神の正しき怒 (コ)詩九十七〇三、四 (サ)鮮=蟇蟇咏 (シ)神の榮光が暗黑の中より現れたこともある(創十五十七 出十四〇十九、廿四 詩廿九〇三 (ス)申二〇(廿三 (セ)恩一 詩十八〇四 又(十五 註 (ソ)箴四十三〇二

十九 ばなり十九彼等はわが菑災の日にわれに臨めりされどエホバわが支柱となり二十我を廣
二一 き處にひきいだしわれを喜ぶがゆゑに我をすくひたまへり二一エホバわが義にしたが
二二 ひて我に報い吾手の清潔にしたがひて我に酬したまへり二二其はわれエホバの道をま
二三 もり惡をなしてわが神に離しことなければなり二三その律例は皆わがまへにあり其法
二四 憲は我これを離れざるなり二四われ神にむかひて完全かり又身を守りて惡を避たり二五
二五 故にエホバわが義にしたがひ其目のまへにわが潔白あるに循てわれに報いたまへり
二六 二六 矜恤者には汝矜恤ある者のごとくし完全人には汝完全者のごとくし二七潔白者には
二七 汝潔白ものゝごとくし邪曲者には汝嚴刻者のごとくしたまふ二八難る民は汝これを救
二八 たまふ然ど矜高者は汝の目見て之を卑したまふ二九エホバ汝はわが燈火なりエホバわ
二九 が暗をてらしたまふ三十われ汝によりて軍隊の中を驅とほりわが神に由て石垣を飛こ
三十 ゆ三一神はその道まつたしエホバの言は純粹し彼は都て己に倚賴む者の干となりたま
三一 ふ三二夫エホバのほか誰か神たらん我等の神のほか孰か磐たらん三三神はわが强き堅寨
三二 にてわが道を全うし三四わが足を鹿の如くなし我をわが崇邱に立しめたまふ三五神わ
三三 が手に戰を教へたまへばわが腕は銅の弓をも挽を得三六汝我に爾の救の干を與へ汝の
三四 慈悲われを大ならしめたまふ三七汝わが身の下の步を恢廓しめたまへば我踝ふるへ
三五 ず三八われわが敵を追て之をほろぼし之を絶すまではかへらず三九われ彼等を絶し彼等
三六 を破碎ば彼等たちえずわが足の下にたふる四十汝戰のために力をもて我に帶しめ又わ
三七 れに逆ふ者をわが下に拜跪しめたまふ四一汝わが敵をして我に後を見せしめたまふ我
三八 を惡む者はわれ之をほろぼさん四二彼等環視せど救ふ者なしエホバを仰視ど彼等に應
三九 たまはず四三地の塵の如くわれ彼等をうちくだき又衢間の泥のごとくわれ彼等をふみ

㊀ 得後十五 耶前一 ○廿六 ○三 ㊁ 得前廿六、○廿三 大闘は完全なる人でなかつたが神に對して其の心はまつたく完全からんことを期して居つた王上十五○五 ㊂ 伯十七 ○九 ㊃ 申四 ○五 註 ㊄ 愆なし ㊅ 大闘は自分の弱點と惡事とを自認して居つた ㊆ 神を知る方法は清き心である太五○、七、八、惡き人は悔改むるまで神を知ることができない ㊇ 戰 給ふ身になつて居る、角弧を取給ふと譯することもできる ㊈ 試された、即ち試驗せられても純粹である ㊉ 詩二○十二 註 ㊊ 愆なき者に其の道を示し給ふとも譯す ㊋ 哈三○十九 ㊌ 手は動かざるやう堅く立たせ給ふ ㊍ 謙遜 太廿一○廿九

四四 にぐる四四汝われをわが民の爭鬪より救ひ又われをまもりて異邦人等の首長となした
四五 まふわが知ざる民我につかふ四五異邦人等は我に媚び耳に聞と均しく我にしたがふ四六
四六 異邦人等は衰へ其衞所より戰慄て出づ四七エホバは活る者なりわが磐は讃べきかなわ
四七 が救の磐の神はあがめまつるべし四八此神われに仇を報いしめ國々の民をわが下にく
四八 だらしめたまひ四九又わが敵の中よりわれを出し我にさからふ者の上に我をあげまた
四九 ㊇強暴人の許よりわれを救ひいだしたまふ五十是故にエホバよわれ異邦人等のうちに汝
五十 をほめ汝の名を稱へん五一エホバその王の救をおほいにしその受膏者なるダビデと
五一 其裔永久に恩を施したまふなり

二十三章

一 ダビデの最後の言は是なりエサイの子ダビデの詔言即ち高く擧られし人
一 ㊈ヤコブの神に膏をそゝがれし者イスラエルの善き歌人の詔言二エホバの靈わが中に
二 ありて言たまふ其諭言わが舌にあり三イスラエルの神いひたまふイスラエルの磐わ
三 れに語たまふ人を正く治むる者神を畏れて治むる者は四日の出の朝の光のごとく雲
四 なき朝のごとく又雨の後の日の光明によりて地に苗いづる新草のごとし五わが家か
五 く神とともにあるにあらずや神萬具備りて鞏固なる永久の契約を我になしたまへり
六 吾が救と喜を皆いかで生せしめたまはざらんや六しかれども邪なる者は荊棘のごと
七 くにして手をもて取がたければ皆ともにすてられん七之にふるゝ人は鐵と槍の柯と
八 を其身に備ふべし是は火にやけて燒たゆるにいたらん八是等はダビデの勇士の名な
九 りタクモニ人ヤショベアムは三人衆の長なりしが一時八百人にむかひて槍を揮ひ
て之を殺せり九彼の次はアホア人ドゾの子エルアザルにして三勇士の中の者なり
彼其處に戰はんとて集まれるペリシラ人にむかひて戰を挑みイスラエルの人々の

㊀ 得後三 ○一 ㊁ 大闘の領分 ○廿六 ダビデ また肉に於る後裔 即ちイエス耶蘇の領分○人 ○廿一 羅十四 哥前十五 ○廿五 ○十六 ㊂ 撒羅であらう ㊃ 詩人十九 ○二 ㊄ 最後の希望 ㊅ 王國(前一○ 王上八 ○廿六) ㊆ 權威と確信さにて言ふの意 ㊇ 何もなく唯神の呪なのみ受くべき時に 詩廿八○ 十三 十七 神に合ひて大なる御恩と御約束とを受けた雅各十六○ 五 使前五 ○十 ㊈ 詩篇 結言 見よ ㊉ 聖墓(前二 王下二 ○九) ㊋ 感應(出四○ 伯十五 ○十七) ㊌ 詩十九 註 ㊍ 詩七十 ○二九 ㊎ 詩十四 ○三、四 ㊏ 詩後七 ○四 ㊐ 先づ所羅門の王國により次に耶蘇基督の王國によつて ㊑ イエスキリスト ㊒ 代上十一○ 十二 十七 註 ㊓ 亞地 ㊔ 那といふ人名ともなる

十 進みのぼれる時にダビデとともに居たりしが＋たちてペリシテ人を擊ち終に其手疲
て其手劍に固着て離れざるにいたれり此日エホバ大なる救拯を行ひたまふ民は彼の
十一 跡にしたがひゆきて只褫取而已なりき十一彼の次はハラリ人アゲの子シャンマなり一
時ペリシテ人一隊となりて集まれり彼處に扁豆の滿たる地の處あり民ペリシテ人の
十二 まへより逃たるに十二彼其地の中に立て禦ぎペリシテ人を殺せり然してエホバ大な
十三 る救拯を行ひたまふ十三刈穫の時に三十人衆の首長なる三人下りてアドラムの洞穴に
十四 往てダビデに詣れり時にペリシテ人の隊レバイムの谷に陣ぢれり十四其時ダビデは要
十五 害に居りペリシテ人の先陣はベテレヘムにあり十五ダビデ慕ひていひけるは誰かベテ
十六 レヘムの門にある井の水を我にのましめんかと十六三勇士乃ちペリシテ人の陣を衝き
過てベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へ來れり然ども ダビデ之を
十七 のむことをせずこれをエホバのまへに灌ぎて十七いひけるはエホバよ我決てこれを爲
じ是は生命をかけて往し人の血なりと彼これを飲ことを好まざりき三勇士は是等の
十八 事を爲りき十八ゼルヤの子ヨアブの兄弟アビシャイは三十人衆の首たり彼三白人にむか
十九 ひて槍を揮ひて殺せり彼其三十人衆の中に名を得たり十九彼は三十人衆の中の最も尊
二十 き者にして彼等の長となれり然ども三人衆には及ばざりき二十エホヤダの子カブジュ
ルのベナヤは勇氣あり多くの功績ありし者なり彼モアブの人の獅子の如きもの二人
二一 を擊殺せり彼は亦雪の時に下りて穴の中にて獅子を擊殺せり二一彼また容貌魁偉たる
エジプト人を擊殺せり其エジプト人は手に槍を持たるに彼は杖を執て下りエジプト
二二 人の手より槍を捩とりて其槍をもてこれを殺せり二二エホヤダの子ベナヤ是等の事を
爲し三十勇士の中に名を得たり二三彼は一十人衆の中に尊かりしかども三人衆には及

① 近衛兵とも譯せる ○廿三 ② 約押の名は此の目錄中に記されて居ない、彼は ③ アブの兄弟アサヘル ④ 眞の勇氣の現るべき場合 ○十五 ⑤ 功績を現す人の後には力を與へる神が居る故に榮光を神に歸し奉るは當然 ⑥ 代上十一 ⑦ 代上十一 ⑧ 代上十一 ⑨ 代上十一 ⑩ 代上十一 ⑪ 代上十一 ⑫ 代上十一 ⑬ 代上十一 ⑭ 代上十一 ⑮ 代上十一 ⑯ 代上十一 ⑰ 代上十一 ⑱ 代上十一 ⑲ 代上十一 ⑳ 代上十一 ㉑ 代上十一 ㉒ 代上十一 ㉓ 代上十一 ㉔ 代上十一 ㉕ 代上十一 ㉖ 代上十一 ㉗ 代上十一 ㉘ 代上十一 ㉙ 代上十一 ㉚ 代上十一 ㉛ 代上十一 ㉜ 代上十一 ㉝ 代上十一 ㉞ 代上十一 ㉟ 代上十一 ㊱ 代上十一 ㊲ 代上十一 ㊳ 代上十一 ㊴ 代上十一 ㊵ 代上十一 ㊶ 代上十一 ㊷ 代上十一 ㊸ 代上十一 ㊹ 代上十一 ㊺ 代上十一 ㊻ 代上十一 ㊼ 代上十一 ㊽ 代上十一 ㊾ 代上十一 ㊿ 代上十一

二四 ばざりきダビデかれを參議の中に列しむ二四三十人衆の中にはヨアブの兄弟アサヘル
二五 ベテ、レヘムのドヾの子エルハナン二五ハロデ人シャンマハロデ人エリカ二六バルデ人
二六 ヘレヅテコア人イツケシの子イラ二七アナトテ人アビエゼルホシヤ人メブンナイ二八ア
二七 ホア人ザルモン子トバ人マハライ二九子トバ人バアナの子ヘレブ三〇ニヤミンの子孫の
二八 ギベアより出たるリバイの子イツタイ三一ピラトン人ベナヤガアシの谷のヒダイ三二ア
二九 ルバテ人アビ、アルボンバホリム人アズマウテ三三シヤルボニ人エリヤバキゾニ人ヤ
三〇 セン三三ハラリ人シヤンマの子ヨナタンハラリ人シヤラルの子アヒアム三四ウルの子エ
三一 リバレテマアカ人ヘペルギロ人アヒトペルの子エリアム三五カルメル人ヘヅライアル
三二 バ人パアライ三六ゾバのナタンの子イガルガド人バニ三七アンモニ人ゼレクゼルヤの子
三三 ヨアブの武器を執る者ベエロデ人ナハライ三八エテリ人イラエテリ人ガレブ三九ヘテ人
三四 ウリヤあり都三十七人

二十四章 一エホバ復イスラエルにむかひて怒を發しダビデを感動して彼等に敵對し
二 め往てイスラエルとユダを數へよと言しめたまふ二王乃ちヨアブ及びヨアブとも
三 にある軍長等にいひけるは請ふイスラエルの諸の支派の中をダンよりベエル、シ
バに至るまで行めぐりて民を核べ我をして民の數を知しめよ三ヨアブ王にいひける
四 は幾何あるともねがはくは汝の神エホバ民を百倍に增たまへ而して王わが主の目そ
れを視るにいたれ然りといへども王わが主の此事を悅びたまふは何故ぞやと四されど王の言ヨアブと軍長等に勝ければヨアブと軍長等王の前を退きてイスラエル
五 の民を核べに往り五かれらヨルダンを濟りアロエルより即ち河の中の邑より始めて
六 ガドにいたりヤゼルにいたり六ギレアデにいたりタテム、ホデシの地にいたり又ダ

① 近衛兵とも譯せる ○廿三 ② 約押の名は此の目錄中に記されて居ない、彼は ③ アブの兄弟アサヘル ④ 眞の勇氣の現るべき場合 ○十五 ⑤ 功績を現す人の後には力を與へる神が居る故に榮光を神に歸し奉るは當然 ⑥ 代上十一 ⑦ 代上十一 ⑧ 代上十一 ⑨ 代上十一 ⑩ 代上十一 ⑪ 代上十一 ⑫ 代上十一 ⑬ 代上十一 ⑭ 代上十一 ⑮ 代上十一 ⑯ 代上十一 ⑰ 代上十一 ⑱ 代上十一 ⑲ 代上十一 ⑳ 代上十一 ㉑ 代上十一 ㉒ 代上十一 ㉓ 代上十一 ㉔ 代上十一 ㉕ 代上十一 ㉖ 代上十一 ㉗ 代上十一 ㉘ 代上十一 ㉙ 代上十一 ㉚ 代上十一 ㉛ 代上十一 ㉜ 代上十一 ㉝ 代上十一 ㉞ 代上十一 ㉟ 代上十一 ㊱ 代上十一 ㊲ 代上十一 ㊳ 代上十一 ㊴ 代上十一 ㊵ 代上十一 ㊶ 代上十一 ㊷ 代上十一 ㊸ 代上十一 ㊹ 代上十一 ㊺ 代上十一 ㊻ 代上十一 ㊼ 代上十一 ㊽ 代上十一 ㊾ 代上十一 ㊿ 代上十一

七 ニ、ヤンに至りてシドンに旋り七またツロの城にいたりヒビ人とカナン人の諸の邑
八 にいたりユダの南に出てベエル、シバに至れり八彼等國を偏く行めぐり九月と廿日
九 を經てエルサレムに至りぬ九ヨアブ人口の數を王に告たり即ちイスラエルに劍を拔
十 く壯士八十萬ありき又ユダの人は五十萬ありき十ダビデ民の數を書し後其心自ら
責む是においてダビデヱホバにいふ我これを爲して大に罪を犯したりねがはくはヱ
十一 ホバよ僕の罪を除きたまへ我甚だ愚なる事を爲りと十一ダビデ朝興し時ヱホバの言ダ
十二 ビデの先見者なる預言者ガデに臨みて曰く十二往てダビデに言へヱホバ斯いふ我汝に
十三 三を示す汝其一を擇べ我其を汝に爲んと十三ガデダビデの許にいたりこれに告てこれ
にいひけるは汝の地に七年の饑饉いたらんか或は汝敵に追れて三月其前に遁んか或
は汝の地に三日の疫病あらんか汝考へてわが如何なる答を我を遣はしゝ者に爲べき
十四 かを決めよ十四ダビデガデにいひけるは我大に苦しむ請ふ我等をしてヱホバの手に陷
十五 らしめよ其憐憫大なればなり我をして人の手に陷らしむるなかれ十五是においてヱホ
バ朝より集會の時まで疫病をイスラエルに降し給ふダンよりベエル、シバまでに民
十六 の死る者七萬人なり十六天の使其手をエルサレムに伸てこれを滅さんとしたりしがヱ
ホバ此害惡を悔て民を滅す天使にいひたまひけるは足り今汝の手を住めよと時にヱ
十七 ホバの使はエブス人アラウナの禾場の傍にあり十七ダビデ民を撃つ天使を見し時ヱホ
バに申していひけるは嗚呼我は罪を犯したり我は惡き事を爲たり然ども是等の羊群
十八 は何を爲たるや請ふ汝の手を我とわが父の家に對たまへと十八此日ガデダビデの所に
十九 いたりてかれにいひけるは上りてヱブス人アラウナの禾場にてヱホバに壇を建よ十九
二十 ダビデガデの言に隨ひヱホバの命じたまひしごとくのぼれり二十アラウナ觀望て王と

㋑ 書十九〇廿八　士十八〇廿八　㋺ 代上廿一〇五、だかな見れば以色列の總軍は百十萬で、猶太の總軍は五十萬であるが實際の戰鬪員は以軍八十萬、猶軍四十七萬　㋩ 代上廿一〇七‖十七　母前廿四〇五　㋥ 大ダビデが高慢になり、兵力を賴むに至つた罪であらう　㋭ 母前廿二〇五　代上廿九〇廿九　㋬ 代上廿一〇十二　原文三と七とよく似て居る　㋣ 創十二〇十、辭‖饑饉　㋠ 疾病は神の攝理の中にあり、快愈も神の能力による　詩百三〇三　雅五〇十四　註　㋷ 夕の犧牲を居る時か　㋦ 辭‖天の使　㋸ 亞八〇十四　註　㋾ 祈禱（創十五〇二　王上三〇五—九）　㋻ 代上廿一〇十八‖卅　後此の處に神殿が立てられたやうである

二一 其臣僕の己の方に進み來るを見アラウナ出て王のまへに地に伏て拜せり二一かくてア
ラウナいひけるは何に因てか王わが主僕の所にきませるやダビデいひけるは汝より
二二 禾場を買ひとりヱホバに壇を築きて民に降る災をとゞめんとてなり二二アラウナダビ
デにいひけるはねがはくは王わが主其目に善と見ゆるものを取て獻たまへ燔祭には
二三 牛あり薪には打禾車と牛の器あり二三アラウナこれを悉く王に奉呈ぐアラウナ又王
にねがはくは汝の神ヱホバ汝を受納たまはんことをといふ二四王アラウナにいひける
二四 は斯すべからず我必ず値をはらひて汝より買ひとらん我費なしに燔祭をわが神ヱホ
バに獻ぐることをせじとダビデ銀五十シケルにて禾場と牛を買とれり二五ダビデ其處
二五 にてヱホバに壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げたり是においてヱホバ其地のために祈禱
を聽たまひて災のイスラエルに降ること止りぬ

撒母耳後書　終

㋕ 代上廿一〇廿　㋵ 眞正の獻身　十二〇一　㋟ 可一〇十六‖十八　㋹ 新後九〇十五　㋞ 一シケルは一圓卅錢位に當る、後大衞は更に高價で代上廿一〇廿五　更に大なる地、約三町歩を買ふたと見える　㋡ 代上廿一〇廿五　註　㋤ 大衞の罪は赦されたが其の罪の結果は遁るゝことができなかつた　十二

列王紀略上卷　緒言

○**列王紀略上**　本卷は冊前、冊後、王上、王下と共に「王國記」と稱し、本卷は其の第三卷に當るのであつた。〔創世記より申命記までは家族政治、約書亞記、士師記は地方政治、撒母耳前後書は王國政治、使徒行傳は萬國（靈的の）政治であつた〕。

本卷に記したことは大體崩じ、所羅門立ち、其の子羅波暗の時、國は南北朝に分離され、亞哈王（以色列國の）の時まで約百廿年間の歷史である。王下緒言を見よ。王上に見ゆる歷史上の事實は當時の歷史であつて、これは國家の隆盛なる時より大に衰微した時までの歷史である、即ち國民が契約を守らないから神の懲戒を受けたといふ方面諸國民に係ることでなく、たゞ國民と耶和華とに關係ある歷史である。王下七〇十（王上十一〇）十二（冊二冊九）〇廿（王下廿五〇）。以色列には二百五十年の間に九個の別の系統に屬する十九人の王が位に即き、偶像禮拜に墮落し、更に悔改める所がなかつたので、紀元前七百廿一年亞述帝國の爲に俘囚となつてしまふたのである。賢人、猶太王國は大體の王統に屬する廿人の王が起り、尚ほ神の道をよく守る者も多かつたので、更に一百年間長く繼續した、然し遂に巴比倫帝國に滅ぼされ、紀元前五百八十六年に其の俘囚となり、以色列國と運命をともにしたのである。所羅門の事蹟については箴言、傳道之書、また雅歌の緒言、及び辭解＝所羅門を見よ。

○**本書の著者**　倉單、亞希亞、易多が所羅門の時代の歷史を書き（下九）、示罵雅と易多とは羅波暗王等の時代の歷史を筆し（代下十二十三〇、〇十九廿二）、耶戶は約沙法の事蹟を記し（王下廿〇冊四）、以賽亞は烏西亞の時から希西家の時までの歷史を綴つた（代下廿六冊二〇　冊二〇　冊九〇）と（王下十八〇十　二＝廿〇十九）（また王下十四〇　二十八＝廿）。

○**本書の區分**　（一）所羅門の時代と其の盛時（王上一〇＝、四〇）、神殿と王宮（五〇＝、九〇九）、外國との緣（十〇十＝、十七〇）、南北爭鬪（王上十一〇、十六〇廿八）、北朝衰へて南北多少親和す（王上十六〇廿九、王下十一〇廿）、王國の衰微（十〇十四、十〇十三）。（二）王國南北の分離（王上十二）。

○**南北の分離**　往時より約瑟の後裔であつた以法蓮及び馬拿西と猶太の後裔との間には互に位地を爭ふことがあつた。然るに所羅門の晩年に至り非常に墮落し、偶像教に降服し、驕奢度なく、租稅を增徵したので、人民の心には不平不滿があつた、加之其の子羅波暗父の非を償はんとせず、強ひて人民を壓迫した爲に北部の十支族は自衛の爲に分離し、耶羅破暗を奉じて獨立したのである、然し耶羅破暗は眞宗教を全く棄てゝ却て新祭壇を造り、偶像を立て、權威のない祭司を任命した。王統或は王室と定まつたものなく、遂に亞述（撒馬尼斯）に取られた。南部の猶太と便雅憫とは大體の王統に屬する者で獨立して居つたが、次第に衰微してしまつたのである。猶太王國は以色列王國と爭ひ、或は外國の敵を防がんため以色列に味方したこともあつた。然し猶太も亦神を棄てた爲に遂に國は滅ぼされ、巴比倫帝國の尼布甲尼撒帝の爲に俘囚とせられ、巴比倫に伴れられ、七十年間彼の國にあつて本國に歸されたのである。

○**以利亞と預言者**　抑々預言者は神の御意を國民に示して、或は勸め或は戒めなどするものであつた、例へば拿單の如し（王上一〇十一＝四十五）。

○**列王紀略上卷と歷代志略上下卷との記事**。

王上二〇一と代上廿三〇一。王上二〇一＝四と代上廿八〇廿、廿一。
王上二〇十＝十二と代上廿九〇廿三＝卅。王上二〇四十六と代下一〇二。
王上七三〇四＝十五と代下一〇二＝十三。王上五〇と代下二〇。
王上六〇と代下三〇一＝十四。王上七〇十五＝五十一と代下三〇十五＝五〇一。
王上八〇と代下五〇二＝七〇十。王上九〇一＝廿八と代下七〇十一＝八〇。
王上十〇一＝廿九と代下九〇一＝廿八。王上十一〇四十一＝四十三と代下九〇廿九＝廿一。
王上十二〇一＝廿一と代下十〇一＝十一〇十七。王上十四〇廿二＝廿八と代下十二〇一＝十二。
王上十四〇廿一、廿九＝卅一と代下十二〇十三＝十六。
王上十五〇一と代下十三〇一、二。王上十九〇六と代下十三〇二＝廿一。
王上十五〇七、八と代下十三〇廿二、十四〇一。王上十五〇九＝廿四と代下十四〇一＝十五、十五〇十六＝十八、十六〇一＝六、十一＝十四。
王上廿二〇一＝四十、四十四と代下十八〇。王上廿二〇四十一＝四十三と代下十七〇一、廿〇卅一＝卅三。
王上廿二〇四十五と代下廿〇卅四。王上廿二〇四十七＝四十九と代下廿〇卅五＝卅七。
王下廿二〇五十と代下廿一〇一。

○**年表**　舊約年表に就ては學者中亞伯拉罕以前に關しては異說がありて一定せぬこともあれど以後には餘り異說がない、亞伯拉罕の時以後略註聖書の用ゐる年表はピーチャル博士による。ピーチャル、アシャー、アキンクロス等は普通の年表に據ると知るべし、然し注意を請ひたきは年表に見る時餘りに拘泥せず、概畧此の數字に近きものとして見られんことなり、辭解＝年表を見よ。

欄外 ダビデの老衰‖一〇一　アドニヤの叛逆‖五

列王紀畧上

一章 一爰にダビデ王年邁みて老い寢衣を衣するも溫らざりければ 二其臣僕等彼に
いひけるは王わが主のために一人の若き處女を求めしめて之をして王のまへにたち
て王の左右となり汝の懷に臥て王わが主を煖めしめんと 三彼等乃ちイスラエルの四
方の境に美き童女を求めてシュナミ人アビシャグを得て之を王に携きたれり 四此童
女甚だ美くして王の左右となり王に事たり然ど王之と交はらざりき○五時にハギテ
の子アドニヤ自ら高くし我は王とならんと言て己のために戰車と騎兵および自己の
まへに驅る者五十人を備へたり 六其父は彼が生れてより已來汝何故に然するやと言
てかれを痛しめしことなかりきアドニヤも亦容貌の甚だ美き者にてアブサロムの次に
生れたり 七彼ゼルヤの子ヨアブおよび祭司アビヤタルと商議ひしかば彼等之に從ひ
ゆきて助けたり 八されど祭司ザドクとヱホヤダの子ベナヤと預言者ナタンおよびシ
メイとレイならびにダビデに屬したる勇士はアドニヤに與せざりき 九アドニヤエン
ロゲルの近邊なるゾヘレテの石の傍にて羊と牛と肥畜を宰りて王の子なる己の兄弟
およびユダの人なる王の臣僕を盡く請けり 十されども預言者ナタンとベナヤと勇士
とおのれの兄弟ソロモンとをば招かざりき○十一爰にナタンソロモンの母バテシバに
語りていひけるは汝ハギテの子アドニヤが王となれるを聞ざるか然るにわれらの主
ダビデはこれを知ざるなり 十二されど請ふ來れ我汝に計を授て汝をして己の生命
と汝の子ソロモンの生命を救しめん 十三汝往てダビデ王の所に入り之にいへ王わが主
よ汝は婢に誓ひて汝の子ソロモンは我に繼で王となりわが位に坐せんといひたまひ
しにあらずや然に何故にアドニヤ王となれるやと 十四われまた汝が尚其處にて王と語

註 (イ) 撒母耳前後書と列王紀略上下とは人の眼より見る歴史であり、歴代志略上下は同じく歴史であるが神の立場より記したものである、王上緒言見よ、此處に代上廿二〇一―廿九〇廿三の史上の事實が挿入れらるゝであらう (ロ) 約七十歳 撒後五〇四、五 (ハ) 雅下九〇 (ニ) 撒後二一四 (ホ) 大衛の第四子 撒後三、四 暗嫩は死に〇撒後十三〇廿九 押沙龍は死に〇撒後十八〇十四 多分基利押も死んでたった〇撒後三、二 故に人間の考案で亞多尼雅が後繼者となる (ヘ) 撒後十五〇一 (ト) 箴十三〇廿四 (チ) 母異ふ 撒後三、四 (リ) 撒後廿三〇廿四 註 撒後廿〇廿五 (ヌ) 王上二〇廿八 (ル) 撒後廿六 註 (ヲ) 王上四〇十八 (ワ) 撒後廿三〇卅九 (カ) 耶路撒冷の附近 (ヨ) 撒後七〇十二、十三 撒上廿〇廿五 代上廿八〇五 (レ) 代上廿二〇九、十

欄外 バテシバ、ソロモンの爲に働らく

ふ時に汝に次て入り汝の言を證すべしと○十五是においてバテシバ寢室に入りて王の
所にいたるに王は甚だ老てシュナミ人アビシャグ王に事へ居たり 十六バテシバ躬を鞠
め王を拜す王いふ何なるや 十七かれ王にいひけるはわが主汝は汝の神ヱホバを指て婢
に汝の子ソロモンは我に繼で王となりわが位に坐せんと誓ひたまへり 十八しかるに視
よ今アドニヤ王となれり而て王わが主汝は知たまはず 十九彼は牛と肥畜と羊を饒く宰
りて王の諸子および祭司アビヤタルと軍の長ヨアブを招けりされど汝の僕ソロモン
をば招かざりき 二十汝王わが主よイスラエルの目皆汝に注ぎ汝が彼等に誰が汝に繼で
王わが主の位に坐すべきを告るを望む 二一王わが主の其父祖と共に寢たまはん時に我
とわが子ソロモンは罪人と見做さるゝにいたらんと○二二バテシバ尚王と語ふうちに
視よ預言者ナタンも亦入きたりければ 二三人々王に告て預言者ナタン此にありと曰ふ
彼王のまへに入り地に伏て王を拜せり 二四しかしてナタンいひけるは王わが主汝はア
ドニヤ我に繼で王となりわが位に坐すべしといひたまひしや 二五彼は今日下りて牛と
肥畜と羊を饒く宰りて王の諸子と軍の長等と祭司アビヤタルを招けりしかして彼
等はアドニヤのまへに飲食してアドニヤ王壽かれと言ふ 二六されど汝の僕なる我と
祭司ザドクとヱホヤダの子ベナヤと汝の僕ソロモンとは彼請かざるなり 二七此事は王
わが主の爲たまふ所なるか然るに汝誰が汝に繼で王わが主の位に坐すべきを僕に
知せたまはざるなりと○二八ダビデ王答ていふバテシバをわが許に召せと彼乃ち王の
まへに入て王のまへにたつに 二九王誓ひていひけるはわが生命を諸の艱難の中に救ひ
たまひしヱホバは活く 三十我イスラエルの神ヱホバを指て誓ひて汝の子ソロモン我に
繼で王となり我に代りてわが位に坐すべしといひしごとくに我今日爲すべしと 三一是

(イ) 卅節 (ロ) 王は其の後繼者を命ずる權威があったと見える 〇申十七〇十五を見よ (ハ) 申卅一〇十六 〇王上二、〇十 身體だけ眠る、辭‖靈魂不滅、また撒後一〇十見よ (ニ) 咎めらるべき者 或は殺さるゝ者 (ホ) 辭‖預言者、拿單は神の聖意を知って居た 撒後七〇四‖十七 代上廿二〇九 (ヘ) 此の饗宴は即位式に行ふものとなって居た 卅四、卅九節 〇撒前十〇廿四 (ト) 撒督は掃羅の時基遍で祭司長になり 代上十六、〇卅九 大衛王の時、亞庇亞塔と偕に職にあるやうになった 撒後八〇十七 廿〇廿五 代上十二〇廿八 廿三、廿四 卅五 (チ) 撒後四〇九 卅五 卅十三 註 九〇廿 五十 註 (リ)

においてバテシバ躬を鞠め地に伏て王を拜し願くはわが主ダビデ王長久に生なが
三二 らへたまへといふ〇三二ダビデ王いひけるはわが許に祭司ザドクと預言者ナタンおよ
三三 びヱホヤダの子ベナヤを召せと彼等乃ち王の前に來る三三王彼等にいひけるは汝等の
三四 主の臣僕を伴ひわが子ソロモンをわが身の騾に乗せ彼をギホンに導き下り三四彼處に
て祭司ザドクと預言者ナタンは彼に膏をそゝぎてイスラエルの上に王と爲すべし而
三五 かして汝等喇叭を吹てソロモン王壽かれと言へ三五かくして汝等彼に隨ひて上り來
るべし彼は來りてわが位に坐し我に代りて王となるべし我彼を立てイスラエルとユ
三六 ダの上に主君となせりと三六ヱホヤダの子ベナヤ王に對へていひけるはアメンねがは
三七 くは王わが主の神ヱホバ然言たまはんことを三七ねがはくはヱホバ王わが主とともに
在しゝごとくソロモンとともに在して其位をわが主ダビデ王の位よりも大ならし
三八 めたまはんことを三八斯て祭司ザドクと預言者ナタンおよびヱホヤダの子ベナヤ並に
ケレテ人とペレテ人下りソロモンをダビデ王の騾に乗せて之をギホンに導きいたれ
三九 り三九しかして祭司ザドク幕屋の中より膏の角を取てソロモンに膏そゝげりかくて喇
四十 叭を吹きならし四十民みなソロモン王壽かれといへり民みなかれに隨ひ上りて笛を
四一 吹き大に喜祝ひ地はかれらの聲にて裂たり〇四一アドニヤおよび彼とともに居たる
賓客其食を終たる時に皆これを聞りヨアブ喇叭の聲を聞ていひけるは城邑の中の聲
四二 音何ぞ諠譁やと四二彼が言をる間に視よ祭司アビヤタルの子ヨナタン來るアドニヤ彼
四三 にいひけるは入よ汝は勇ある人なり嘉音を持きたれるならん四三ヨナタン答へてアド
四四 ニヤにいひけるは誠にわが主ダビデ王ソロモンを王となしたまへり四四王祭司ザドク
と預言者ナタンおよびヱホヤダの子ベナヤ並にケレテ人とペレテ人をソロモンとと

(イ) 〇巳二〇三 〇刀二〇四 (ロ) 母後廿〇六 (ハ) 母後十三〇廿九 註、大闢は 申十七〇十六 を守り、押沙龍と亞多尼亞とは守らなかつた 母後十五〇一 E上一〇五 (ニ) 耶路撒冷市の東部にあるテロペアの谷にあつた土地であらう 卅三、卅五、卅八、四十 の四節を 代下卅二〇卅 卅三〇十四 に比較べよ (ホ) 母前十〇一 代上廿九〇廿二 (ヘ) 母後十五〇十 王下九〇十三 (ト) 掃羅が死んだ時國は以色列と猶太との南北朝に分裂した 母後二〇廿 八‖十一〇二 (チ) 〇王上一〇廿 註 (リ) 辭‖亞孟 (ヌ) 母後八〇十八 (ル) 〇母前卅〇十四 註、母後八〇十八 註 (ヲ) 基遍にあつた幕屋でなく大闢の作つた者であらう 〇申後六〇十七 (ワ) 代上廿九〇廿二 出卅〇廿五 (カ) 〇母前十〇廿四 (ヨ) 〇母後十八〇廿七 (タ) 〇母後卅六 十七〇十七

四五 もに遣したまふ即ち彼等はソロモンを王の騾に乗せてゆき四五祭司ザドクと預言者ナ
タンギホンにて彼に膏をそゝぎて王となせり而して彼等其處より歡て上るが故に城
四六 四七 邑は喧囂し汝等が聞る聲音は是なり四六又ソロモン國の位に坐し四七且王の臣僕來りて
われらの主ダビデ王に祝を陳て願くは汝の神ソロモンの名を汝の名よりも美し其位
四八 を汝の位よりも大ならしめたまへと言り之かして王は牀の上にて拜せり四八王また斯
いへりイスラエルの神ヱホバはほむべきかなヱホバ今日わが位に坐する者を與たま
四九 ひてわが目亦これを見るなりと四九アドニヤとともにある賓客皆驚愕き起て各其途に
五十 五一 去りゆけり〇五十茲にアドニヤソロモンの面を恐れ起て往き壇の角を執へたり五一或人
ソロモンに告ていふアドニヤソロモン王を畏る彼壇の角を執て願くはソロモン王今
五二 日我に劍をもて僕を殺じと誓ひたまへと言たりと五二ソロモンいひけるは彼もし善人
となるならば其髮の毛一すぢも地におちざるべし然ど彼の中に惡の見るあらば死し
五三 むべしと五三ソロモン王乃ち人を遣て彼を壇より携下らしむ彼來りてソロモン王を拜
しければソロモン彼に汝の家に往といへり

二章

一 二 一ダビデ死ぬる日近よりければ其子ソロモンに命じていふ二我は世人の皆往
三 く途に往んとす汝は強く丈夫のごとく爲れ三汝の神ヱホバの職守を守り其道に歩行
み其法憲と其誡命と其律例と其證言とをモーセの律法に錄されたるごとく守るべし
四 然らば汝凡て汝の爲ところと凡て汝の向ふところにて榮ゆべし四又ヱホバは其嘗に
我の事に付て語りて若汝の子等其道を愼み心を盡し精神を盡して眞實をもて吾前に
歩ばイスラエルの位に上る人汝に缺ることなかるべしと言たまひし言を堅したま
五 はん五又汝はゼルヤの子ヨアブが我に爲たる事即ち彼がイスラエルの二人の軍の長

(イ) 〇代上廿九〇廿三 大闢がまだ生存中に所羅門は王となつた (ロ) 〇創四十七〇卅一 來十一〇廿一 (ハ) 〇E上三〇六 (ニ) 詩百卅二〇十一、十二 (ホ) 祭壇は昔から罪人の逃遁場になつて居た 〇出廿一〇十四 (ヘ)「最も先に」とも譯せる (ト) かゝる面倒は大闢の多妻の弊に原因した (チ) 〇創四十七〇廿九 〇南卅一〇十四 また 代上廿九〇廿八 (リ) 書一〇六‖九 (ヌ) 〇下廿三〇十四 (ル) 所羅門は此の時約廿歳 (ヲ) 利八〇卅五 〇十八〇卅 (ワ) 〇申四〇五 註 (カ) 神の御言が記してあつたこれが最初の聖書即ち聖書の基礎 申十七〇十八、十九 書一〇六‖八 出十七〇十四 辭‖聖書 (ヨ) 〇申廿九〇九 〇書一〇七 代上廿二〇十二、十三 (タ) 〇王下廿〇三 (レ) 〇母後七〇十二 下十七〇廿五 〇母後三〇卅九 十八〇五、十四、十六

子ルの子アブサルとエテルの子アマサに爲たる事を知る彼此二人を切殺し太平の時
六 に戰の血を流し戰の血を己の腰の周圍の帶と其足の履に染たり 六 故に汝の智慧にし
七 たがひて事を爲し其白髮を安然に墓に下らしむるなかれ 七 但しギレアデ人バルジラ
イの子等には恩惠を施し彼等をして汝の席にて食ふ者の中にあらしめよ彼等はわ
八 が汝の兄弟アブサロムの面を避て逃し時我に就たるなり 八 視よ又バホリムのベニヤ
ミン人ゲラの子シメイ汝とともに在り彼はわがマハナイムに往し時厲しき詛言をも
て我を詛へり然ども彼ヨルダンに下りて我を迎へたれば我エホバを指て誓ひて我劍
九 をもて汝を殺さじといへり 九 然りといへども彼を辜なき者とする勿れ汝は智慧ある
十 人なれば彼に爲べき事を知るなり血を流して其白髮を墓に下すべしと 十 斯てダビデ
十一 は其父祖と偕に寢りてダビデの城に葬らる 十一 ダビデのイスラエルに王たりし日は四
十二 十年なりき即ちヘブロンにて王たりし事七年エルサレムにて王たりし日は四
十三 十二 ソロモン其父ダビデの位に坐し其國は堅固く定まりぬ 十三 爰にハギテの子アドニ
ヤソロモンの母バテシバの所に來りければバテシバいひけるは汝は平穩なる事のた
十四 めに來るや彼いふ平穩なる事のためなり 十四 彼又いふ我は汝に言さんとする事ありと
十五 バテシバいふ言されよ 十五 かれいひけるは汝の知ごとく國は我の有にしてイスラエル
皆其面を我に向て王となさんと爲り然るに國は轉てわが兄弟の有となれり其彼の
十六 有となれるはエホバより出たるなり 十六 今我一の願を汝に求む請ふわが面を黜くるな
十七 かれバテシバかれにいひけるは言されよ 十七 彼いひけるは請ふソロモン王に言て彼を
してシュナミ人アビシャグを我に與て妻となさしめよ彼は汝の面を黜けざるべけれ
十八 十九 ばなり 十八 バテシバいふ善し我汝のために王に言んと○十九かくてバテシバアドニヤの

ために言んとてソロモン王の許に至りければ王起て彼を迎へ彼を拜して其位に坐な
ほり王母のために座を設けしむ乃ち其右に坐せり 二十 しかしてバテシバいひけるは我
二十 一の細小き願を汝に求むわが面を黜くるなかれ王かれにいひけるは母上よ求めたま
二十一 へ我汝の面を黜けざるなり 二十一 彼いひけるは請ふシュナミ人アビシャグをアドニヤに
二十二 與て妻となさしめよ 二十二 ソロモン王答て其母にいひけるは何ぞアドニヤのためにシュ
ナミ人アビシャグを求めらるゝや彼のために國をも求められよ彼は我の兄なればな
二十三 り彼と祭司アビヤタルとゼルヤの子ヨアブのために求められよと 二十三 ソロモン王乃ち
エホバを指て誓ひていふ神我に斯なし又重て斯なしたまへアドニヤは其身の生命を
二十四 喪はんとて此言を言いだせり 二十四 我を立てわが父ダビデの位に上しめ其約せしごとく
二十五 我に家を建たまひしエホバは生くアドニヤは今日斃さるべしと 二十五 ソロモン王エホヤ
二十六 ダの子ベナヤを遣はしければ彼アドニヤを擊て死しめたり○二十六王また祭司アビヤタ
ルにいひけるは汝の故田アナトテにいたれ汝は死に當る者なれども嚮にわが父ダビ
二十七 デのまへに神エホバの櫃を舁き又凡てわが父の艱難を受たる處にて汝も艱難を受た
ければ我今日は汝を斃さじと 二十七 ソロモンアビヤタルを逐いだしてエホバの祭司たらし
二十八 めざりき斯エホバがシロにてエリの家につきて言たまひし言應たり○二十八爰に其風聞
ヨアブに達りければヨアブエホバの幕屋に遁れて壇の角を執たり其はヨアブは轉て
二十九 アブサロムには隨はざりしかどもアドニヤに隨ひたればなり 二十九 ヨアブがエホバの幕
屋に遁れて壇の傍に居ることソロモンに聞えければソロモンエホヤダの子ベナヤを
三十 遣はしいひけるは往て彼を擊てと 三十 ベナヤ乃ち エホバの幕屋にいたり彼にいひけるに
三十一 は王斯言ふ出來れ彼いひけるは否我は此に死んとベナヤ反て王に告てヨアブ斯言ひ

㊀ 拔示巴は無邪氣であつたらう ㊁ 前王の皇后を襲る人は王となる習慣があつた ㊂ 十二 ○人 ㊃ 王上一 ○七 ㊄ 母後七○十 代上廿二○十 一‖十三 二○十 ㊅ 母後三 ○七 ㊆ 母後七○十 代上廿二○十 書廿一 耶一 ○一 ㊇ 母後十二 ○十八 ㊈ 母前廿二○ 母後十 廿‖廿三 五○廿 四 ㊉ 母前二 ○五 ㊋ 母前二○ 一‖廿六 四○ 廿一 ㊌ 此の預言はある點まで應ぜられ、王上二○廿七によつて全く應ぜられた ㊍ 王上一 ○五十 註、祭壇は罪を贖ふ聖物 ㊎ 王上一 ○廿九 註 ㊏ 約押は所羅門が神聖處で人なば殺すまひと思ふたかも知れないが（廿四）に見ゆる通り殺人の罪は祭壇に賴んでも助命けられないのであつた、 註 註を見よ

三二 斯我に答へたりと言ふ三二王ベナヤにいひけるは彼が言ふごとく爲し彼を擊て葬りヨ
三三 アブが故なくして流したる血を我とわが父の家より除去べし三三又エホバはヨアブの
血を其身の首に歸したまふべし其は彼は己よりも義く且善りし二の人を擊ち劍をも
てこれを殺したればなり即ちイスラエルの軍の長ネルの子アブネルと
三三 エテルの子アマサを殺せり然るに吾父ダビデは與り知ざりき三三されば彼等の血は長
久にヨアブの首と其苗裔の首に歸すべし然どダビデと其苗裔と其家と其位にはエホ
三四 バよりの平安永久にあるべし三四エホヤダの子ベナヤすなはち上りて彼を擊ち彼を殺
三五 せり彼は野にある己の家に葬らる○三五王乃ちエホヤダの子ベナヤをヨアブに代て軍
三六 の長となせり王また祭司ザドクをしてアビヤタルに代しめたり三六又王人を遣てシメ
イを召て之に曰けるはエルサレムに於て汝の爲に家を建し其處に住み其處より此に
三七 も彼にも出るなかれ三七汝が出てキデロン川を濟る日には汝確に知れ汝必ず戮さるべ
三八 し汝の血は汝の首に歸せん三八シメイ王にいひけるは此言は善し王わが主の言たまへ
三九 るごとく僕然なすべしと斯シメイ日久しくエルサレムに住り三九三年の後シメイの二
人の僕ガテの王マアカの子アキシの所に逃されり人々シメイに告ていふ視よ汝の僕
四十 はガテにありと四十シメイ乃ち起て其驢馬に鞍置きガテに往てアキシに至り其僕を尋
四一 ねたり即ちシメイ往て其僕をガテより攜來りしが四一シメイのエルサレムよりガテに
四二 ゆきて歸しことソロモンに聞えければ四二王人を遣てシメイを召て之にいひけるは我
汝をしてエホバを指て誓しめ且汝を戒めて汝確に知れ汝が出て此彼に歩く日には汝
四三 必ず戮さるべしと言しにあらずや又汝は我に我聞る言葉は善しといへり四三しかるに
四四 汝なんぞエホバの誓とわが汝に命じたる命令を守ざりしや四四王又シメイにいひける

④ 代下十二一〜十二 ⑤ 王上七八〜九 ⑥ 代下十二一〜十二 ⑦ 王上六一〜七 ⑧ 王上六一〜七 ⑨ 王上六一〜七 ⑩ 王上六一〜七 ⑪ 王上六一〜七 ⑫ 王上六一〜七 ⑬ 王上六一〜七 ⑭ 王上六一〜七 ⑮ 王上六一〜七 ⑯ 王上六一〜七 ⑰ 王上六一〜七 ⑱ 王上六一〜七 ⑲ 王上六一〜七 ⑳ 王上六一〜七 ㉑ 王上六一〜七 ㉒ 王上六一〜七 ㉓ 王上六一〜七 ㉔ 王上六一〜七 ㉕ 王上六一〜七 ㉖ 王上六一〜七 ㉗ 王上六一〜七 ㉘ 王上六一〜七 ㉙ 王上六一〜七 ㉚ 王上六一〜七 ㉛ 王上六一〜七 ㉜ 王上六一〜七 ㉝ 王上六一〜七 ㉞ 王上六一〜七 ㉟ 王上六一〜七 ㊱ 王上六一〜七 ㊲ 王上六一〜七 ㊳ 王上六一〜七 ㊴ 王上六一〜七 ㊵ 王上六一〜七 ㊶ 王上六一〜七 ㊷ 王上六一〜七 ㊸ 王上六一〜七 ㊹ 王上六一〜七 ㊺ 王上六一〜七 ㊻ 王上六一〜七 ㊼ 王上六一〜七 ㊽ 王上六一〜七 ㊾ 王上六一〜七 ㊿ 王上六一〜七

四五 は汝は凡て汝の心の知る諸の惡即ち汝がわが父ダビデに爲たる所を知るエホバ汝の
四六 惡を汝の首に歸したまふ四五されどソロモン王は福祉を蒙らんまたダビデの位は永久
にエホバのまへに固く立べしと四六王エホヤダの子ベナヤに命じければ彼出てシメイ
を擊ちて死しめたり玄かして國はソロモンの手に固く立り

一 **三章** 一ソロモンエジプトの王パロと緣を結びパロの女を娶て之を攜來り自己の家
二 とエホバの家とエルサレムの周圍の石垣を建築ことを終るまでダビデの城に置り二
三 當時までエホバの名のために建たる家なかりければ民は崇邱にて祭を爲り三ソロモ
四 ンエホバを愛し其父ダビデの法憲に歩めり但し彼は崇邱にて祭を爲し香を焚り四爰
に王ギベオンに往て其處に祭を爲んとせり其は彼處は大なる崇邱なればなり即ち
五 ソロモン一千の燔祭を其壇に獻たり○五ギベオンにてエホバ夜の夢にソロモンに顯
六 れたまへり神いひたまひけるは我何を汝に與ふべきか汝求めよ六ソロモンいひける
は汝は汝の僕わが父ダビデが誠實と公義と正心を以て汝と共に汝の前に歩みしに因
て大なる恩惠を彼に示したまへり又汝彼のために此大なる恩惠を存て今日のごとく
七 かれの位に坐する子を彼に賜へり七わが神エホバ汝は僕をして我父ダビデに代て王
八 とならしめたまへり而るに我は小き子にして出入することを知ず八月僕は汝の選み
九 たまひし汝の民の中にあり即ち大なる民にて其數衆くして數ふることも書すことも
十 能はざる者なり九是故に聽き別る心を僕に與へて汝の民を鞫しめ我をして善惡を辨
十一 別ることを得せしめたまへ誰か汝の此夥多き民を鞫くことを得んと○十一ソロモン此
事を求めければ其言主の心にかなへり十二是において神かれにいひたまひけるは汝此
事を求めて己の爲に長壽を求めず又己のために富有をも求めず又己の敵の生命をも

① 其の屍を葬らなかつたならば尙ほ約押を辱めるので先祖と共に葬つたのは其の功績を思ふたからである ② 創世五 申十九 世一〇 〇 出三 〇十三 八、九 ③ 士一九〇 世四、五十七 ④ まだ外形にては離れて居なかつた、然し九〇八 註 見よ ⑤ 出後十 申後三〇 世八、廿九 ⑥ 王又上流の人は己の家の附近に墓を設けた 出後廿 五〇一 ⑦ 王下廿一 約十九〇 士下廿一 四十一 また 代上二〇 し十八 ⑧ 出後十 六〇五 ⑨ 耶路撒冷と橄欖山との間にある流で、それより遠方に往くなの意と見ゆる ⑩ 創二〇 十七 ⑪ エルサレム 耶 冷より伽得邊まで約廿六里 ⑫ 王朝の稱らしい ⑬ 神の前に誓ふたこと

求めずして惟訟を聽き別る才智を求めたるに因て十二視よ我汝の言に循ひて爲り我汝に賢明く聽慧き心を與ふれば汝の先には汝の如き者なく汝の後にも汝の如き者興らざるべし十三我亦汝の求めざる者即ち富と貴とをも汝に與ふれば汝の生の涯王等の中に汝の如き者あらざるべし十四又汝若汝の父ダビデの歩し如く吾道に歩みてわが法憲と命令を守らば我汝の日を長うせんと○十五ソロモン目寤て視るに夢なりき斯てソロモンエルサレムに至りヱホバの契約の櫃の前に立ち燔祭を献げ酬恩祭を爲して其諸の臣僕に饗宴を爲り十六爰に娼妓なる二人の婦王の所に來りて其前に立ちしが十七一人の婦いひけるはわが主よ我と此婦は一の家に住む我此婦と偕に家にありて子を生り十八しかるにわが生し後第三日に此婦もまた生り去かして我等偕にありき家には他人の我等と偕に居りし者なし家には只我等二人のみ十九然るに此婦其子の上に臥たるによりて夜の中に其子死たれば二十中夜に起て婢の眠れる間にわが子をわれの側より取りて之を己の懐に臥しめ己の死たる子をわが懐に臥しめたり二十一朝に及びて我わが子に乳を飮せんとて興て見るに死ゐたり我朝にいたりて其を熟く視たるに其はわが生るわが子にはあらざりしと二十二今一人の婦いふ否活るはわが子なりと此婦いふ否死るは汝の子活るはわが子なりと彼等斯王のまへに論り二十三時に王いひけるは一人は此活るはわが子死るは汝の子なりと言ひ又一人は否死るは汝の子活るはわが子なりといふと二十四王乃ち劍を我に持來れといひければ劍を王の前に持來れり二十五王いひけるは活る子を二に分て其半を此に半を彼に與へよと二十六時に其活子の母なる婦人心其子のために焚がごとくなりて王に言していひけるは請ふわが主よ活る子を彼に與へたまへ必ず殺したまふなかれと然ども他の一人は是を我のにも汝のにもなら

㊃ 王上四〇五 六〇十〇 鄰一〇二四 九〇 九一‖卅一 十二 卅四 十六 ㊁ 結局所羅門は萬事を神の御旨に任せたから神は彼によつて御榮を顯すとができた、神はかゝる人に靈の資質を與へたまふ ㊇ 王上〇十五〇五 ㊁ 所羅門は此の條件を守らなかつた 王上十一〇一‖八 ㊈ 五 註 ㊅ 大衞は郇山に天幕を建てゝ其の中に契約の櫃をおいた 母後六〇十、十七 祭壇は假の物で、元來の祭壇は基遍にあつた 代下一〇三、五 ㊦ 獻身を現す 利一〇一 六〇八‖十七 ‖十三 ㊥ 王上三〇四 の如く所羅門は自分の手でなくまた祭司の資格を以てゞもなく犧牲を備へた位の意と思ふ ㊇ 感謝を表す 利三〇一 七〇十一‖十七 ‖卅八 ㊂ 民廿七〇二 ㊇ 非常に甚しくなつた

しめず判たせよと言り二十七王答ていひけるは活子を彼に與よ必ず殺すなかれ彼は其母なるなりと二十八イスラエル皆王の審理し所の判決を聞て王を畏れたり其は神の智慧の彼の中にありて審理を爲しむるを見たればなり

四章

一ソロモン王はイスラエルの全地に王たり二其有る群卿は左の如しザドクの子アザリヤは相國、三シシヤの子エリホレフとアヒヤは書記官、アヒルデの子ヨシヤパテは史官、四エホヤダの子ベナヤは軍の長ザドクとアビヤタルは祭司五ナタンの子アザリヤは代官の長ナタンの子ザブデは大臣にして王の友たり六アヒシャルは宮内卿アブダの子アドニラムは徵募長なり○七ソロモン又イスラエルの全地に十二の代官を置り其人々王と其家のために食物を備へたり即ち各一年に一月宛食物を備へたり八其名左のごとしエフライムの山地にはベン、ホル、九マカツとシャラビムとベテ、シメシとエロン、ベテ、ハナンにはベン、デケル十アルボテにはベン、ヘセデありショコとヘペルの全地とは彼擔任り十一ドルの高地の全部にはベン、アビナダブあり彼はソロモンの女タバテを妻とせり十二アルヒデの子バアナはタアナクとメギドとヱズレルの下にザルタナの邊にあるベテ、シャンの全地とを擔任てベテ、シャンよりアベル、メホラにいたりヨクネアムの外にまで及ぶ十三ギレアデのラモテにはベン、ゲベルあり彼はギレアデにあるマナセの子ヤイルの諸村を擔任ち又バシャンなるアルゴブの地にある石垣と銅の關を有る大いなる城六十を擔任り十四イドの子アヒナダブはマハナイムを擔任り十五ナフタリにはアヒマアズあり彼もソロモンの女バスマテを妻に娶れり十六アセルとアロテにはホシヤイの子バアナあり十七イサカルにはパルアの子ヨシヤパテあり十八ベニヤミンにはエラの子シメイあり十九アモリ人の王シホンの

㊃ 孫 代上六〇八、九 ㊂ 母後廿〇廿五 ㊇ 母後八〇十六 廿〇廿四 ㊁ 直譯すれば「記憶えさせる者」、歷史上のこと或は王に重大要件を記憶えさせる者であらう ㊅ 王上二〇卅五 ㊄ 王上二〇廿七 亞比亞塔は所羅門の時代に暫時祭司であつた 王上二〇廿六、廿七 ㊦ 多分大衞の子 路三〇卅一 ㊍ 原語は「祭司」 ㊉ 母後十五〇卅七 十六〇十六 代上廿七、〇卅三 戶篩さいふ人が大衞の友たりし如く ㊃ 母後ば〇廿四 王上五〇十四 十二〇十八 ㊅ 王上五〇十三 註 ㊆ 大衞の十二人の班長 代上廿七〇二‖十五 ㊆ 書十一〇二 十二〇廿三 十七〇十一 ㊈ 以利沙の生地 王上十九〇十六、廿一 士七〇廿二 ㊃ 後伽得の邑 王上廿二〇廿 書廿〇八 士十一〇廿九 ㊇ 申三〇四 ㊉ 創卅二〇二 書十三〇廿六 ㊇ 申三〇八

二〇 地およびバシヤンの王オグの地なるギレアデの地にはウリの子ゲベルあり其地にあ
二一 りし代官は唯彼一人のみ○二一コダとイスラエルの人は多くして濱の沙の多きがごと
くなりしが飲食して樂めり二二ソロモンは河よりペリシテ人の地にいたるまでとエジ
プトの境に及ぶまでの諸國を治めたれば皆禮物を餽りてソロモンの一生の間事へた
二三 り○二三偖ソロモンの一日の食物は細麵三十石粗麵六十石二三肥牛十、牧場の牛二
二四 十、羊一百其外に牡鹿、羚羊、小鹿および肥たる禽あり二四其はソロモン河の此方をラフ
サよりガザまで盡く治めたればなり即ち河の此方の諸王を悉く統御たり彼は四方
二五 の臣僕より平安を得たりき二五ソロモンの一生の間ユダとイスラエルはダンよりベエ
二六 ル、シバに至るまで安然に各其葡萄樹の下と無花果樹の下に住り○二六ソロモン戰
二七 車の馬の旣四千騎兵一萬一千を有り二七彼代官等各其月にソロモン王のためおよ
二八 び總てソロモン王の席に來る者の爲に食を備へて缺るところなからしめたり二八又彼
等各其職に循ひて馬および疾足の馬に食する大麥と藁を其馬の在る處に攜へ來れ
二九 り○二九神ソロモンに智慧と聰明を甚だ多く賜ひ又廣大き心を賜ふ海濱の沙のごとし
三〇 三一 ソロモンの智慧は東洋の人々の智慧とエジプトの諸の智慧よりも大なりき三一彼は
凡の人よりも賢くしてエズラ人エタンよりも又マホルの子なるヘマンとカルコルおよび
三二 ダルダよりも賢くして其名四方の諸國に聞えたり三二彼箴言三千を說り又其詩歌は一
三三 千五首あり三三彼又草木の事を論じてレバノンの香柏より墻に生る苔に迄及び彼亦
三四 獸と鳥と匐行物と魚の事を論じたり三四諸の國の人々ソロモンの智慧を聽んとて來
り天下の諸の王ソロモンの智慧を聞及びて人を遣はせり

五章 一 ツロの王ヒラムソロモンの膏そゝがれて其父にかはりて王となりしを聞て

㊀ ギレアデ 列は石多く人少き土地 ㊁ 創廿二 王上三 ○十七 ○八 ㊂ 百 ユフラテ ラテガは創十五 ○十八 ○四 ㊃ 代下九 詩 七 辣河 ○十八 ○四 ㊄ 代下六 ○十二 ソロモン 是等の列國が所羅門に みつぎ 貢稅を納めた ○十八 ㊅ 百 ユフラテ 辣 創十五 ○十八 ㊆ 代上廿 二〇九 ㊇ 上流にある邑 ㊈ 代上廿 二〇九 ㊉ ダン 但ダンは北境、割是巴は南境 ㊋ 米西 亞二 ○四 ○十 ㊌ 耶廿三 ○六 ㊍ 申十七 ○十六 ㊎ 王上十 ○廿六 ㊏ 代下一 九〇 ○十四 廿五 ㊐ 創十二 ○一 ○二 伯一 ○二 耶廿九 ○一 ○二 ㊑ 約百記には其の智が現れて居る ㊒ 徒七〇 廿二 ㊓ 馬 ホル 馬は多分四喇の後裔であつた ㊔ 王上三 代下二 ○十二 ○六 ㊕ 歌一 ○一 詩 七 ○十二 ㊖ 百廿 七〇 ㊗ 羅六 ○六 詩一〇十五、十九 詩一 ㊘ 希臘は大衛の爲に種々の材料を供給へた 代下二〇 一廿十六

二 二 て其臣僕をソロモンに遣せりヒラムは恒にダビデを愛したる者なりければなり二是
三 に於てソロモンヒラムに言遣しけるは三汝の知るごとく我父ダビデは其周圍にあり
し戰爭に因て其神エホバの名のために家を建ることを能はずしてエホバが彼等を其足
四 の跖の下に置たまふを待り四然るに今わが神エホバ我に四方の太平を賜ひて敵もな
五 く殃もなければ五我はエホバのわが父ダビデに語てわが汝の代に汝の位に上しむる
汝の子其人はわが名のために家を建べしと言たまひしに循ひてわが神エホバの名の
六 ために家を建んとす六されば汝命じて我ためにレバノンより香柏を砍出さしめよわ
が僕汝の僕と共にあるべし我は凡て汝の言ふごとく汝の僕の賃銀を汝に付すべ
し其は汝の知ごとく我等の中にはシドン人の如く木を砍に巧なる人なければなり
七 と○七ヒラムソロモンの言を聞て大に喜び言けるは今日エホバに稱譽あれエホバダ
八 ビデに此夥多しき民を治むる賢き子を與たまへりと八かくてヒラムソロモンに言遣
りけるは我汝が言ひ遣したる所の事を聽り我香柏の材木と松樹の材木とに付ては凡
九 て汝の望む如く爲すべし九わが僕レバノンより海に持下らん之かして我これを海よ
り桴にくみて汝が我に言ひ遣す處におくり其處にて之をくづすべし汝之を受よ又汝
十 はわが家のために食物を與へてわが望を成せと十斯てヒラムはソロモンに其凡て望
十一 む如く香柏の材木と松の材木を與へたり十一又ソロモンはヒラムに其家の食物として
十二 小麥二萬石を與へまた清油二十石をあたへたり斯ソロモン年々ヒラムに與へたり十二
エホバ其言たまひしごとくソロモンに智慧を賜へりまたヒラムとソロモンの間睦し
十三 くして二人偕に契約を結べり○十三爰にソロモン王イスラエルの全地に徵募人を興せ
十四 り其徵募人の數は三萬人なり十四ソロモンかれらを一月交代に一萬人づゝレバノンに

㊀ 希伯來人は迦南人を友とせず、腓尼基人を友とした ㊁ 傳後五 代上廿 二〇四 大闘が できぬ 理は 傳後 王上五 代上廿 七〇 ○三 二〇人 ○三 ㊂ 代上廿 二〇八 ○三 ㊃ 傳後七〇十 代上十七〇 二、十三 十一、十二 ㊄ 信書をかいた ○十一 代下二 出十七 ○十四 註 ㊅ 信者も生來の立場より取られて神殿の材料となる 申二〇廿 廿二 ㊆ 是が愛の主義の理想的商業である ㊇ 後で破れた 歌一 ○九 ㊈ 代下二 ○二 ㊉ 奴隸の如くではなく 王上九〇廿、廿二 ㊋ 幾分か自由に動いたらしい、大闘は他國人を動かせた 傳後十二 代上廿 二〇

十五 遣せり即ち彼等は一月レバノンに二月家にありアドニラムは徴募人の督者なりき十五
十六 ソロモン負載者七萬人山に於て石を砍る者八萬人あり十六外に又其工事の長なる官吏
十七 三千三百人ありて工事に作く民を統たり十七かくて王命じて大なる石貴き石を鑿出
十八 さしめ琢石を以て家の基礎を築かしむ十八ソロモンの建築者とヒラムの建築者および
ゲバル人之を砍れり斯彼等材木と石を家を建るに備へたり

六章

一 イスラエルの子孫のエジプトの地を出たる後四百八十年ソロモンのイスラ
エルに王たる第四年ジフの月即ち二月にソロモンエホバのために家を建ることを始
二 めたりニソロモン王のエホバの爲に建たる家は長六十キュビト濶二十キュビト高三
三 十キュビトなり三家の拜殿の廊は家の濶に循ひて長二十キュビト家の前の其濶十キ
四 ュビトなり四彼家に造り附の格子ある窓を施たり○五又家の墻壁に附て四周に連接
五 屋を建て家の墻壁即ち拜殿と神殿の墻壁の周圍に環らせり六又四周に旁房を造れり六
六 下層の連接屋は濶五キュビト中層のは濶六キュビト第三層のは濶七キュビトなり即
七 ち家の外に階級を造り環して何物をも家の墻壁に挿入ざらしむ七家は建る時に鑿石
所にて鑿り預備たる石にて造りたれば造れる間に家の中には鎚も鑿も其外の鐵器も
八 聞えざりき八中層の旁房の戸は家の右の方にあり螺旋梯より中層の房にのぼり中層
九 の房より第三層の房に至るべし九斯彼家を建終り香柏の椽と板をもて家を葺り十又
十 家に附て五キュビトの高なる連接屋を建環し香柏をもて家に交接たり○十一爰にエホ
十一 バの言ソロモンに臨て曰く十二汝今此家を建つ若し汝わが法憲に歩みわが律例を行ひ
十二 わが諸の誡命を守りて之に從ひて歩まば我はわが汝の父ダビテに言し語を汝に固う
十三 すべし十三我イスラエルの子孫の中に住わが民イスラエルを棄ざるべし十四斯ソロモン

㊀ 斯くすれば奴的待遇でない ㊁ 〇一、二 ㊂ 〇十一 ㊃ 〇十六、十七、十九、(三) 地方の教會、(四) 眞實の教會の如し。神殿の諸部は何の意味のある模型か、能く分明らなくても、天幕の諸部の深遠い意は大抵理解る ㊄ 約 ㊅ 代下三〇三 一、二 ㊆ 代下三〇三 〇廿二 ㊇ 代下四 〇廿 ㊈ 代下四、天幕には窓が無かつた、神の御榮は其の光であつた ㊉ 至聖所 ㊋ 王上五、六 ㊌ 王上七〇 〇十八 ㊍ 王上二 〇四 九〇 四 ㊎ 代上廿 〇十三 二〇十 ㊏ 出廿七 〇一 ㊐ 王上七、六、七 ㊑ 至聖所 ㊒ 聖所、至聖所全體 ㊓ 兩聖所の間の幔の內外 〇十九 ㊔ 五角か、至聖所の幅(廿キュビト)の五分一即ち四キュビト ㊕ 四角と譯しても可し、或は ㊖ を見よ

十五 家を建終れり十五彼香柏の板を以て家の墻壁の裏面を作り即ち家の牀板より頂格の墻
十六 壁まで木をもて其裏面をはりまた松の板をもて家の牀板をはれり十六又家の奥に二十
十七 キュビトの室を牀板より墻壁まで香柏をもて造れり即ち家の內に至聖所なる神殿を
十八 造れり十七家即ち前にある拜殿は四十キュビトなり十八家の內の香柏は瓠と咲る花を雕
十九 刻める者なり皆香柏にして石は見えざりき十九神殿は彼其處にエホバの契約の櫃を置
二十 んとて家の內の中に設けたり二十神殿の內は長二十キュビト濶二十キュビト高二十キ
二一 ュビトなり純金をもてこれを蔽ひ又香柏の壇を覆へり二一又ソロモン純金をもて家の
二二 內を蔽ひ神殿の前に金の鏈をもて間隔を造り金をもて之を蔽へり二二又金をもて殘る
二三 處なく家を蔽ひ遂に家を飾ることを悉く終たりまた神殿の傍にある壇は皆金をもて
二四 蔽へり○二三神殿の內に橄欖の木をもて二のケルビムを造れり其高十キュビト二四其ケ
二五 ルブの一の翼は五キュビト又其ケルブの他の翼も五キュビトなり一の翼の末より他
二六 の翼の末までは十キュビトあり二五他のケルブも十キュビトなり其ケルビムは偕に同
二七 量同形なり二六此ケルブの高十キュビト彼ケルブも亦しかり二七ソロモン家の內の中
二八 にケルビムを置るケルビムの翼を展しければ此ケルブの翼は此墻壁に及び彼ケルブ
二九 の翼は彼の墻壁に及びて其兩翼家の中にて相接れり二八彼金をもてケルビムを蔽へ
三十 り二九家の周圍の墻壁には皆內外ともにケルビムと棕櫚と咲る花の形を雕み三十家の牀
三一 板には內外ともに金を蔽へり○三一神殿の入口には橄欖の木の戸を造れり其木匡の門
三二 柱は五分の一なり三二其一の扉も亦橄欖の木なりソロモン其上にケルビムと棕櫚と
三三 咲る花の形を雕刻み金をもて蔽へり即ちケルビムと棕櫚の上に金を鍍たり三三斯ソロ
三四 モン亦拜殿の戸のために橄欖の木の門柱を造れり即ち四分の一なり三四其二の戸は松

㊀ 木で石を蔽ひ、金で水を蔽ふた。水は耶蘇の人たる方、金は神たる方の義である、此の二個の義が信者に與へらる 〇廿二 ㊁ 聖所 ㊂ 信者の儀型とすれば 出一 〇六 廿八 二〇 十二 四〇 ㊃ 神殿の構造は幕屋に似、其の寸尺は幕屋の倍 ㊄ 出卅〇 一、三 ㊅ 鮮＝嚢驢疋、此の外二個の嚢驢疋が契約櫃の蓋の上に置かれたと見える 出卅七 〇一＝ 九 王上七、六、七 ㊆ 至聖所 ㊇ 聖所、至聖所全體 ㊈ 兩聖所の間の幔の內外 〇十九 ㊉ 五角か、至聖所の幅(廿キュビト)の五分一即ち四キュビト ㊋ 四角と譯しても可し、或は ㊌ を見よ

の木にして此戸の兩扉は摺びべく彼戸の兩扉も摺むべし三五 ソロモン其上にゲルビムと棕櫚と咲る花を雕刻み金をもてこれを蔽ひて善く其雕工に適はしむ○三六 又鑿石三層と香柏の厚板一層をもて内庭を造れり三七 第四年のジフの月にエホバの家の基礎を築き三八 第十一年のブルの月即ち八月に凡て其箇條のごとく其定例のごとくに家成りぬ斯ソロモン之を建るに七年を渉れり

七章 一 ソロモン己の家を建しが十三年を經て全く其家を建終たり○二 彼レバノン森の家を建たり其長は百キュビト其濶は五十キュビト其高は三十キュビトなり香柏の柱四行ありて柱の上に香柏の梁あり三 四十五本の柱へり柱は一行に十五本あり四 又窓三行あり 牖と牖と三段に相對へり○六 又柱の廊を造り其長五十キュビト其濶三十キュビトなり柱の前に一の廊あり又其柱の前に柱と階あり○七 又ソロモン大木をもて角に造り牖と牖と三段に相對へり○六 又柱の廊を造り其長五十キュビト其濶三十キュビトなり柱の前に一の廊あり又其柱の前に柱と階あり○七 又ソロモン審判を爲す爲に位の廊即ち審判の廊を造り牀板より牀板まで香柏をもて蔽へり○八 ソロモン亦其娶ソロモンの居住る家は其廊の後の他の庭にありて其工作同じかりきソロモンの女の爲に家を建しが此廊に同じかりきれ是等は内外とも基礎より檐にいたるまで又外面にては大庭にいたるまで皆鑿石の量にしたがひて鋸にて剖たる貴き石をもて造れる物なり十 又基礎は貴き石大なる石即ち十キュビトの石八キュビトの石なり十一 其上には鑿石の量に循ひて貴き石と香柏あり十二 又大庭の周圍には三層の鑿石と一層の香柏の厚板あり ヱホバの家の内庭と家の廊に於るが如し○十三 爰にソロモン人を遣してヒラムをツロより召び來れり十四 彼はナフタリの支派なる嫠婦の子にして其父はツロの人にて銅の細工人なりヒラムは銅の諸の細工を爲すの智慧と慧悟

㊀ 辭‖嗟騃咏 ㊁ 腰地の產で長く○八 眞直で○五 實の結る木十二○ ㊂ 五月 ㊃ 十一月、辭‖曆 ㊄ 部分さいふ譯もある。建物に七年、附屬品に三年を費したやうである ㊅ 王上五○一 參照 ㊆ 香柏樹の柱が多く怜も森の如しさいふのか、或は柱等利巴嫩から來た故 ㊇ 約一尺五寸 ㊈ 王上三○一 ㊉ 約十○廿三 ㊊ 王上八○十一 ㊋ 代下三○十一 ㊌ 結束によつて彼はナフタリ納大利であつたが、其の出生は但し あつた 代下二○十四 ㊍ 代下四○十六 ㊎ 青銅の鑄物 耶廿七○十九 王下廿五○十三‖十七 ㊏ 出卅一○十八 代上廿二○十五

と知識の充ちたる者なりしがソロモン王の所に來りて其諸の細工を爲り十五 彼銅の柱二を鑄たり其高各十八キュビトにして各十二キュビトの繩を環すべし十六 又銅を鎔して柱頭を鑄て柱の巔に置う此頭の高も五キュビト彼の頭の高も五キュビトなり十七 柱の上にある頭の爲に組物の網と鏈樣の搓物を造れり此頭に七つ彼頭に七つあり十八 又二行の石榴を一の網工の上の四周に造りて柱の上にある頭を蓋ふ他の頭を亦然せり十九 柱の上にある頭は四キュビトの百合花の形にして廊に於るがごとし二十 二の柱の頭の上には亦網工の外なる腹の所に接きて石榴あり他の柱の四周にも石榴あり二十一 此柱を拜殿の廊に竪つ即ち右の柱を立て其名をヤキンと名け左の柱を竪て其名をボアズと名く二十二 其柱の上に百合花の形あり斯其柱の作成り○二十三 又銅を鑄なせり此邊より彼邊まで十キュビトにして其四周圓く其高五キュビトなり其四周は三十キュビトの繩を環らすべし二十四 其邊の下には四周に匏瓜ありて之を環れり即ち一キュビトに十づゝありて海の周圍を圍り其匏瓜は海を鑄たる時に二行に鑄たるなり二十五 其海は十二の牛の上に立り其三は北に向ひ三は西に向ひ三は南に向ひ三は東に向ふ海其上にありて牛の後は皆内に向ふ二十六 海の厚は手寬にして其邊は白合花の如くに作れり海は二千斗を容たり○二十七 又銅の臺十を造れり一の臺の長四キュビト其濶四キュビト其高三キュビトなり二十八 其臺の製作は左の如し臺には嵌板あり嵌板は邊の中にあり二十九 邊の中にある嵌板の上に獅子と牛とケルビムあり又邊の上に獅子と牛の下に花飾の垂下物あり三十 其臺には各四の銅の輪と銅の軸あり其四の足には肩のごとき者あり其肩のごとき者は洗盤の下にありて凡の花飾の旁に鑄つけたり三一 其口は頭の内より上は一キュビトなり其口は圓く一キュビト半に

㊀ 耶五十二○廿一 代上十八○八 ㊁ 王下廿五○十七 ㊂ 耶五十二○廿一 代下三○十五 には二 柱の長さを合はせ、或は基礎と柱頭とを入れて測る ㊃ 其の高は代下三○十五の如く五キュビト、王下廿五○十七 に三キュビトとあるが、節十七 の網は多分二キュビト ㊄ 他にある數の違ふ理は一組に列べたもののみ數へることもあつたからであらう ㊅ 「彼(神)が確保める」の意 ㊆ 「彼(神)に力あり」の義 ㊇ 王下十五○十三 代下四○六 王下十五○十七 出卅○十七 ㊈ 屠語「パテ」、辭を見よ、平生の水量、代下四○五 の意は充分に入れるべき是れだけ入るの意ならん ㊉ 動く

三二 して座の作の如し又其口には雕工あり其鏡板は四角にして圓からず
三三 の下にあり輪の手は臺の中にあり輪は各高一キユビト半
三四 工作の如し其手と緣と輻と穀とは皆鑄物なり
三五 のごときは臺より出づ臺の上の所の高半キユビトは其周圍圓し又臺の上の所の
三六 手と鏡板も臺より出づ其手の板と鏡板には其各の隙處に循ひてケルビムと獅子と
三七 棕櫚を雕刻み又其四周に花飾を造れり是の如く十の臺を造れり其鑄法と量と形は
三八 皆同じ○三八又銅の洗盤十を造れり洗盤は各四キユビトなり
三九 十の臺の上には各一の洗盤あり三九其臺五を家の右の旁に五を家の左の旁に置る家
四十 の右の東南に其海を置り○四十ヒラム又鍋と火鏟と鉢とを造れり斯ヒラムエホバの家
四一 の爲にソロモン王に爲る諸の細工を成終たり四一即ち二の柱と其柱の上なる頭の二の
四二 毬と柱の上なる其頭の二の毬を蓋ふ二の網工と四其二の網工の爲の石榴四百是は一
四三 の網工に石榴二行ありて柱の上なる二の毬を蓋ふ四三又十の臺の上の十の洗盤と
四四 の海と其海の下の十二の牛四四
四五 及び鍋と火鏟と鉢是なりヒラムがソロモン王にエホバ
四六 の家のために造りし此等の器は皆光明ある銅なり四六王ヨルダンの低地に於てスコ
四七 テとサルタンの間の黏土の地にて之を鑄たり四七ソロモン其器甚だしく多かりければ
四八 皆權ずに措り其銅の重知れざりき四八又ソロモンエホバの家の諸の器を造れり即ち
四九 金の壇と供前のパンを載る金の案四九および純金の燈臺是は神殿のまへに五は右に五
五十 は左にあり又金の花と燈盞と燈鉗と五十純金の盆と剪刀と鉢と皿と滅燈器と至聖所
五一 なる內の家の戶のため及び拜殿なる家の戶のために爲る諸の細工終れり是においてソロモン
王のエホバの家のために爲る諸の細工終れり是においてソロモン其父ダビデが奉納

ものであつた、儀型は廢るべきもの、殘るべきものは代として來る

㊀ 王下十六 ○十七 代下廿九 ○十九 邪五十二 十七、廿
㊁ 四十、代下四 五節 六、十○ 此の鍋は酬恩祭また感謝祭を烹る爲
㊂ 鮮＝パテ ㊃ 右は南、左は北、猶太人は東方を向いて方角をきめたから
㊄ 十三節 ㊅ 犧牲の血を受ける器 ㊆ 格子の如きものであらう ㊇ 鑄物をするに適當な土 ㊈ 出廿七○廿五、廿六 ㊉ 註、供御のパンをおく案は一脚きまつて居たが、附屬の案があつたやうである ○代上廿八 八、十九 ㊋ 出廿七○十、十一 ㊌ 代下四○廿 ㊍ 聖潔法（創二○三 代下二○四）

一 めたる物即ち金銀および器を攜へいりエホバの家の寶物の中に置り

八章 一 爰にソロモンエホバの契約の櫃をダビデの城即ちシオンより昇上らんとて
イスラエルの長老と諸の支派の首イスラエルの子孫の家の長等をエルサレムにてソ
二 ロモン王の所に召集む二イスラエルの人皆エタニムの月即ち七月の節筵に當てソロ
三 モン王の所に集まれり三イスラエルの長老皆至り祭司櫃を執りあげて四エホバの櫃
四 と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖き器を昇上れり即ち祭司とレビの人之を昇のぼ
五 れり五ソロモン王および其許に集れるイスラエルの會衆皆彼と偕に櫃の前にありて
六 羊と牛を獻げたりしが其數多くして書すことも數ふることも能はざりき六祭司エホ
バの契約の櫃を其處に昇いれたり即ち家の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下
七 に置めたり七ケルビムは翼を櫃の所に舒べ且ケルビム上より櫃と其杠を掩へり八杠
八 長かりければ杠の末は神殿の前の聖所より見えたり然ども外には見えざりき其杠は
九 今日まで彼處にあり九櫃の內には二の石版の外何もあらざりき是はイスラエルの子
孫のエジプトの地より出たる時エホバの彼等と契約を結たまへる時にモーセがホレ
十 ブにて其處に置めたる者なり十斯て祭司聖所より出けるに雲エホバの家に盈たれば
十一 祭司は雲のために立て供事ること能はざりき十一其はエホバの榮光エホバの家に盈た
十二 ればなり○十二是においてソロモンいひけるはエホバは濃き雲の中に居んといひたま
十三 へり十三我誠に汝のために住むべき家永久に居べき所を建たりと十四王其面を轉てイス
十四 ラエルの凡の會衆を祝せり時にイスラエルの會衆は皆立ゐたり十五彼言けるはイスラ
十五 エルの神エホバは譽べきかなエホバは其口をもて吾父ダビデに言ひ其手をもて之を
十六 成し遂げたまへり十六即ち我は吾民イスラエルをエジプトより導き出しし日より我名

㊀ 代下五○ 二＝十四 ㊁ 母後五○ 六＝九 ㊂ 神殿の庭は信者の身體の儀型（哥前六○十九、廿）であり、聖所、即ち感情に關係する處は信者の靈の儀型であり、至聖所は信者の氣象（精神）の儀型（出廿五○廿二）であつた、それで祭司が契約の櫃（基督の儀型）を昇入れたといふは恰も基督が信者の全身、全靈、全氣の主となり給ふことの儀型となる ㊃ 創一○ 羅十二＝三 出五○ 十八 ㊄ 十月、廿六 ㊅ 鮮＝暦 ㊆ 本の幕屋○＝四 ○十。多分は基遍から持つて來た 代下一○ 三、四 ㊇ 鮮＝契約の櫃 ㊈ 故に列王上が神殿の立つて居る頃記されたと解る 王上九 ○廿一 十二○ ○廿二 王下八 ○廿二 十○ 廿七 ㊉ 神は大憐憫をもて所

を置べき家を建しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何れの城邑をも選みしことなし但ダビデを選みてわが民イスラエルの上に立しめたりと言たまへり十七夫イ
十八 スラエルの神エホバの名のために家を建ることはわが父ダビデの心にありき十八しかるにエホバわが父ダビデにいひたまひけるはわが名のために家を建ること汝の心にあり汝の心に此事あるは善し十九然ども汝は其家を建べからず汝の腰より出る汝の子
十九 二十 其人吾名のために家を建べしと二十而してエホバ其言たまひし言を行ひたまへり即ち
二一 我わが父ダビデに代りて立ちエホバの言たまひし如くイスラエルの神エホバの名のために家を建たり二一我又其處にエホバの契約を藏めたる櫃のエルの神エホバの名のために家を建たり二一我又其處にエホバの契約を藏めたる櫃の
二二 ために一の所を設けたり即ち我等の父祖をエジプトの地より導き出したまひし時に
二三 彼等に爲し給ひし者なりと○二三ソロモンイスラエルの凡の會衆の前にてエホバの壇
二三 のまへに立ち其手を天に舒て二三言けるはイスラエルの神エホバよ上の天にも下の地
二四 にも汝の如き神なし汝は契約を持ちたまひ心を全うして汝のまへに歩むところの汝
二四 の僕等に恩惠を施したまふ二四汝は汝の僕わが父ダビデに語たまへる所を持ちたまへ
二五 り汝は口をもて語ひ手をもて成し遂たまへること今日のごとし二五イスラエルの神エ
ホバよ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫其道を愼みて汝がわが前に歩
めるごとくわが前に歩まばイスラエルの位に坐する人わがまへにて汝に缺ること無
二六 るべしといひたまひし事をダビデのために持ちたまへ二六然ばイスラエルの神よ汝が
二七 僕わが父ダビデに言たまへる汝の言に效驗あらしめたまへ二七神果して地の上に住た
二八 まふや視よ天も諸の天の天も汝を容るに足ず況て我が建たる此家をや二八然ども我が
神エホバよ僕の祈禱と懇願を顧みて其號呼と僕が今日汝のまへに祈る祈禱を聽たま

羅門の建てた殿を嘉して御榮を與へたまふた 出二〇 ロモン
哥前六 ○十九 出廿四○十 六、十七 民十四 ○十 舟四 ○十四
十六○十 九、四十二 雙六○ 一‖四 結一○ 四‖廿八
㋐ 舟後七 ○十二 ㋑ 王國 創二○廿 六‖廿八
王上十一○九‖十 三、舟二、舟六 ㋒ 申舟一 ○廿六 ㋓
代下六○十 二‖四十二 ㋔ 跪きて 五十、四節
代下六 ○十三 ㋕ 祈禱 創十五 王上十、七○廿 凡て神に對する心の思念と希望とは祈禱に含んだものである ㋖ 所羅門は神の眞實 ソロモン
王上八○ 五、廿九、舟四 ㋗ 一切一 ○九 と神の約束とを賴んで祈つた
代下二 ○六 樂六十 六○一 耶廿三 ○廿四 使七○ 四十九 ㋘ 樂六十 六○一 ○廿四 以色列人の信仰で、神は決して國の神でなく、天地萬有の造主たる神である

二九 へ二九願くは汝の目を晝夜此家に即ち汝が我名は彼處に在べしといひたまへる處に向
三十 ひて開きたまへ願くは僕と汝の民イスラエルが此處に向ひて祈る時に汝其懇願を聽たまへ三十願くは僕と汝の民
イスラエルが此處に向ひて祈らん祈禱を聽たまへ汝は汝の居處なる天において聽き聽て赦し給へ○三一若し人其鄰人に對ひて犯せることありて其人誓をもて誓
三一 ふことを要られんに來りて此家において汝の壇のまへに誓ひなば三二汝天において聽
三二 て行ひ汝の僕等を鞫き惡き者を罪して其道を其首に歸し義き者を義として其義に
三三 循ひて之に報い給へ○三三若汝の民イスラエル汝に罪を犯したるが爲に敵の前に敗ら
三四 れんに汝に歸りて汝の名を崇め此家にて汝に祈り願ひなば三四汝天において聽き汝の
三五 民イスラエルの罪を赦して彼等を汝が其父祖に與へし地に歸らしめ給へ○三五若彼等
が汝に罪を犯したるが爲に天閉て雨无らんに彼等若此處にむかひて祈り汝の名を崇
三六 め汝が彼等を苦めたまふときに其罪を離れなば三六汝天において聽き汝の僕等汝の民
イスラエルの罪を赦したまへ汝彼等に其歩むべき善道を敎へたまふ時は汝が汝の民
三七 に與へて產業となさしめたまひし汝の地に雨を降し給へ○三七若國に饑饉あるか若く
は疫 枯死朽腐噬亡ぼす蝗蟲あるか若くは其敵國にいりて彼等を其門に圍むか如何
三八 なる災害如何なる病疾あるも三八若一人か或は汝の民イスラエル皆各己の心の災
三九 を知て此家に向ひて手を舒なば其人如何なる祈禱如何なる懇願を爲とも三九汝の居處
なる天に於て聽て赦し行ひ各の人に其心を知たまふ如く其道々にしたがひて報いた
四十 まへ其は汝のみ凡の人の心を知たまへばなり四十汝かく彼等をして汝が彼等の父祖に
四一 與へ給へる地に居る日に常に汝を畏れしめたまへ四一且又汝の民イスラエルの者にあ
四二 らずして汝の名の爲に遠き國より來る異邦人は四二（其は彼等汝の大なる名と强き手

㋐ 申十二 ○十一 ㋑ 出六 ○十 ㋒ 祈禱には祈願 舟 節、崇敬 舟 節三、告白 舟五、誓約、感謝 五、五節、悔改 四十、七節、また神への歸還 四十、八節を含む ㋓ 出廿二 ○十一 利五 ○一
太廿六○ 六十三 ㋔ 利廿六 ○十七 申廿八 ○廿五 ㋕ 申廿○ 一‖八 尼一○ 八、九 ㋖ 神の攝理は神の御意であり、御意は信者の祈禱に大關係のあるものである 利廿六 ○十九 申十一 ○十七 雙五○ 十六‖ ㋗ 母前十二 八節 ㋘ 辭‖饑饉、 利廿六○十六、廿五、廿六 申廿八○廿一‖廿二、廿七、舟八、四十二、五 代下廿 ○九 ㋙ 利廿六 ○廿九 ㋚ 利廿六 ○廿九
代下六 ○廿九 羅十四 ○十 ㋛ 時十九 ○九 註 ㋜ 民十五 ○十四 申十○ 十九 雙二 ○三 五十六 ○七 ㋝ 申三○ ○廿四 亞八○廿 ‖廿二 雅十一○十 ‖廿二、廿四、廿五 ㋞ 申三○ ○廿四

四三 と伸たる腕を聞およぶべければなり〕若來りて此家にむかひて祈らば四三汝の居處な
る天に於て聽き凡て異邦人の汝に顧求むる如く爲給へ汝かく地の諸の民をして汝の
名を知らしめ汝の民イスラエルの如く汝を畏れしめ又我が建たる此家は汝の名をも
て稱呼へらるゝといふことを知らしめ給へ○四四汝の民其敵と戰はんとて汝の遣し
給ふ所に出たる時彼等若汝が選みたまへる城とわが汝の名のために建たる家の方に
向ひてエホバに祈らば四五汝天において彼等の祈禱と懇願を聽て彼等を助けたまへ四六
人は罪を犯さゞる者なければ彼等汝に罪を犯すことありて汝彼等を怒り彼等を其敵
に付し敵かれらを虜として遠近を論ず敵の地に引ゆかん時は四七若彼等虜れゆきし地
において自ら顧みて悔い己を虜へゆきし者の地にて汝に願ひて我等罪を犯し悖れる
事を爲たり我等惡を行ひたりと言ひ四八己を虜ゆきし敵の地にて一心一念に汝に歸り
汝が其父祖に與へたまへる地汝が選みたまへる城とわが汝の名のために建たる家の
方に向ひて汝に祈らば四九汝の居處なる天において汝彼等の祈禱と懇願を聽てかれら
を助け五十汝の民の汝に對て犯したる事と汝に對て過てる其凡の罪過を赦し彼等を虜
ゆける者のまへにて彼等に憐を得させ其人々をして彼等を憐ましめたまへ五一其は彼
等は汝がエジプトより即ち鐵の爐の中よりいだしたまひし汝の民汝の產業なればな
り五二願くは僕の祈願と汝の民イスラエルの祈願に汝の目を開きて凡て其汝に顧求む
る所を聽たまへ五三其は汝彼等を地の凡の民の中より別ちて汝の產業となしたまへば
なり神エホバ汝が我等の父祖をエジプトより導き出しし時モーセによりて言たまひ
し如し○五四ソロモン此祈禱と祈願を悉くエホバに祈り終りし時其天にむかひて手
を舒べ膝を屈居たるを止てエホバの壇の前より起あがり五五立て大なる聲にてイスラ

イ 王上十〇、ロ 得前十七〇四十六 王下十九〇十九 詩六十七〇二 ハ 詩十九〇九 註 ニ 母後十二〇、廿七、廿八、此の神殿が神の爲に建てられて神の御榮を顯すものとなつた 太六〇十三 ホ 神に心を向ける、即ち心より賴んで ヘ 原義は「敵を審判きたまへ」 ト 傳七 箴三〇九 〇九 〇廿 ヱ 利廿六〇廿 四、四十四 チ 申廿八〇廿 六十四 リ 路十七 ヌ 悔改がなければ御意に應ふ祈禱はない、燔祭を獻げてから聖所で香 (祈禱の儀型)を燒く 出廿九〇廿八〇 ル 尼一〇百六 但九〇六 五、八 ヲ 悔改めた證據 十七廿廿 ワ 但六〇十 九〇五 廿九〇五 一十〇 尼九〇十 廿五 六廿廿 百詩 六〇 カ 利廿六〇四 十、四十二 ヨ 申四〇廿 〇四 タ 那十一 鎔鐵爐 レ 脫俗 〇一 利廿〇廿 四、廿六 ソ 所羅門の

五六 エルの凡の會衆を祝して言けるは五六エホバは譽べきかなエホバは凡て其言たまひ
し如く其民イスラエルに太平を與へ給へり其僕モーセによりて言たまひし其善言は
皆一も違はざりき五七願くは我等の神エホバ我等の父祖と偕に在しゝごとく我等ととも
に在せ我等を離れたまふなかれ我等を棄たまふなかれ五八願くは我等の心を己に傾
けたまひて其凡の道に歩ましめ其我等の父祖に命じたまひし誡命と法憲と律列を守
らしめ給へ五九願くはエホバの前にわが願し是等の言日夜われらの神エホバに近くあ
れ而してエホバ日々の事に僕を助け其民イスラエルを助けたまへ六〇斯して地の諸
の民にエホバの神なることと他に神なきことを知しめ給へ六一されば汝等我等の神エ
ホバとともにありて今日の如く汝等の心を完全しエホバの法憲に歩み其誡命を守る
べしと○六二斯て王および王と偕にありしイスラエル皆エホバのまへに犧牲を獻たり
六三ソロモン酬恩祭の犧牲を獻げたり即ち之をエホバに獻ぐ其牛二萬二千羊十二萬な
六四りき斯王とイスラエルの子孫皆エホバの家を開けり六四其日に王エホバの家の前なる
庭の中を聖別め其處にて燔祭と禾祭と酬恩祭の脂とを獻げたり是はエホバの前なる
六五銅の壇小くして燔祭と禾祭と酬恩祭の脂とを受るにたらざりしが故なり六五其時ソ
ロモン七日に七日合て十四日我等の神エホバのまへに節筵を爲りイスラエルの大な
六六る會衆ハマテの入處よりエジプトの河にいたるまで悉く彼と偕にありき六六第八日に
ソロモン民を歸せり民は王を祝しエホバが其僕ダビデと其民イスラエルに施したま
ひし諸の恩惠のために喜び且心に樂みて其天幕に往り

九章 一ソロモンエホバの家と王の家を建る事を終へ且凡てソロモンが爲んと欲し
二望を遂し時ニエホバ再たびソロモンに嘗てギベオンにて顯現たまひし如くあらはれ

祈禱には摩西の筆に成つたものが多い
ヘ 母前一、跪くこともあり 母廿六〇廿六 ト 祈る時には立つこともあつた 王上十九〇十八 リ 申四十五〇十三 出廿三、契約の櫃に關係もあるが如し 民十〇廿三‖廿六 ヌ 九〇 詩百廿二〇 民十〇廿 三‖廿六 十八 ル 申九〇 十八、四〇一、 ヲ 書廿一〇 廿三〇 十一、十八 四十五 十四 ワ 創廿八 〇十五 〇六 カ 申廿一 〇五 ヨ 申四〇 註、創廿六〇 三‖十三 申廿八〇 一‖十四 タ 毎日の一身上に起る事 レ 太六〇 廿四 ソ 申四〇 廿九 ツ 全心を盡し、忠義に神に事へて信實なること ネ 代下七〇 一‖十 ナ 辭‖懺牲 ラ 原義は「懺牲の準備をする」 ム 前の七日は獻堂式の祝節、後の七日は結茅節 ウ 王上一〇一 ヰ 代下七〇十一‖廿二 ノ 代下八〇 〇六 オ 王上三 〇五

三 給ひて○三彼に言たまひけるは我は汝が我まへに願し祈禱と祈願を聽たり我汝が建
たる此家を聖別てわが名を永く其處に置べし且わが目とわが心は恒に其處にあるべ
四 し四汝若汝の父ダビデの歩みし如く心を完うして正しく我前に歩みわが汝に命じ
五 たる如く凡て行ひてわが憲法と律例を守らば五我は汝の父ダビデに告てイスラエル
の位に上る人汝に缺ること無るべしと言しごとく汝のイスラエルに王たる位を固う
六 すべし六若汝等又は汝等の子孫全く轉きて我にしたがはずわが汝等のまへに置たる
七 わが誡命と法憲を守らずして往て他の神に事へ之を拜まば七我イスラエルをわが與
へたる地の面より絶ん又わが名の爲に我が聖別たる此家をば我わがまへより投げ棄
八 てん乞かしてイスラエルは諸の民の中に諺語となり嘲笑となるべし八且又此家は高く
九 あれども其傍を過る者は皆之に驚き嘶きて言んエホバ何故に此地に此家に斯爲した
九 ましやと九人答へて彼等は己の父祖をエジプトの地より導き出し丶其神エホバを
棄て他の神に附從ひ之を拜み之に事へしに因てエホバ此の凡の害惡を其上に降せる
十 なりと言ん○十ソロモン二十年を經て二の家即ちエホバの家と王の家を建をはりヒ
十一 ラムにガリラヤの地の城邑二十を與へたり十一其はツロの王ヒラムはソロモンに凡て
其望に循て香柏と松の木と金を供給たればなり十二ヒラムツロより出てソロモンが己
十三 に與へたる諸邑を見しに其目に善らざりければ十三我兄弟よ爾が我に與へたる此等の
十四 城邑は何なるやといひて之をカブルの地となづけたり其名今日迄殘る十四嘗てヒラム
十五 は金百二十タラントを王に遣れり○十五ソロモン王の徵募人を興し丶事は是なり即ち
十六 エホバの家と自己の家とミロとエルサレムの石垣とハゾルとメギドンとゲゼルを建
んが爲なりき十六エジプトの王パロ曾て上りてゲゼルを取り火を以て之を燬き其邑に

(イ) 受入れ給ふた神は其の榮光、能力、聖意を其處に顯し給ふ (ロ) 大闕の位はキリスト基督に於て永久も續く、ダビデの契約、辭＝契約 (ハ) 申後七 廿二〇 ○十六 五十一 (ニ) 申四 ○五 註 上に立つ、著き (ホ) 神を棄て偶像を選んだ人を罰し給ふによつて神は其の神たることを敎へ給ふ (ヘ) 王上七 ○一 (ト) 種々の意がある、「役に立たぬ」、「氣に入らぬ」、「國境の邑」、「抵當物」 (リ) 十一節のとであらう、其の金高は或は百廿五萬圓 (ヌ) 耶布士人の邑のある部分、摩哩山と耶布士との間を埋めた處 ○土九 ○六 (ル) 申後五 ○九 (ヲ) 王上十一 ○廿七 (ワ) 申後五 ○九 (カ) 王上十一 ○廿七 (ヨ) 本と埃及

十七 住るカナン人を殺し之をソロモンの妻なる其女に與へて糧奩と爲り十七ソロモンゲゼ
十八 ルと下べテ、ホロンと十八バアラと國の野にあるタデモル十九及びソロモンの有てる府
十九 庫の諸邑其戰車の諸邑其騎兵の諸邑並にソロモンがエルサレムレバノンおよび其
二十 凡の領地に於て建んと欲し者を盡く建たり二十凡てイスラエルの子孫に非るアモリ人
二一 ヘテ人ペリジ人ヒビ人エブス人の遺存る者二一其地に在て彼等の後に遺存る子孫即ち
イスラエルの子孫の滅し盡すことを得ざりし者に奴隷と爲ざりき其は彼等は軍
二二 に至る二二然どもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隷と爲ざりき其は彼等は軍
二三 人彼の臣僕、牧伯、大將たり戰車と騎兵の長たればなり二三ソロモンの工事を管理れる
二四 首なる官吏は五百五十人にして工事に働く民を治めたり○二四爰にパロの女ダビデの
二五 城より上りてソロモンが彼の爲に建たる家に至る其時にソロモンミロを建たり○二五
ソロモンエホバに築きたる壇の上に年に三次燔祭と酬恩祭を獻げ又エホバの前なる
二六 壇に香を焚りソロモン斯家を全うせり○二六ソロモン王エドムの地紅海の濱に於てエ
二七 ラテの邊なるエジオン、ゲベルにて船數隻を造れり二七ヒラム海の事を知れる舟人な
二八 る其僕をソロモンの僕と偕に其船にて遣せり二八彼等オフルに至り其處より金四百二
十タラントを取てこれをソロモン王の所に攜來る

十章

一 ○一シバの女王エホバの名に關るソロモンの風聞を聞及び難問を以てソロモン
二 を試みんとて來れり二彼甚だ多くの部從香物と甚だ多くの金と寶石を負ふ駱駝を
三 從へてエルサレムに至る彼ソロモンの許に來り其心にある所を悉く之に言たるに三
四 ソロモン彼に其凡の事を告たり王の知ずして彼に告ざる事無りき四シバの女王ソロ
五 モンの諸の智慧と其建たる家と五其席の食物と其臣僕の列坐る事と其侍臣の伺候

(イ) ソロモンの屬 ○十 廿三 ○十六 廿一 ○十 廿一 ○十 廿九 (ロ) 所羅門が建てなほした露 (ハ) 後に巴羅美 (ニ) 辭＝亞摩哩人 (ホ) 一士 ○十九 ○廿五 (ヘ) 王上八 ○八 (ト) 利廿五、王上 ○廿九 ○廿七 (リ) 代下八 ○十一 (ヌ) 代下八 ○十一 (ル) 代下八 ○十一 (ヲ) 代下八 ○十一 (ワ) 代下九 ○十二 (カ) 太十二 ○四十二 (ヨ) 路十一、示 ○廿一 (タ) 朝十 ○七 見よ (レ) 聞 ○十一 (ソ) 代下九 ○十二 (ツ) 出廿三 ○十 四＝十七 (ネ) 申十六 ○十六 (ナ) 代下八 ○十三 (ラ) 民卅三 ○廿五 (ム) 申二 ○八 (ウ) 王下 十四 ○廿 (ヰ) 辭＝犧牲 (ノ) 十六 ○二 (オ) 十六 ○六 (ク) 代下八、四百廿タラントの金高は四千三百七十五萬圓との觀がある

六 および彼等の衣服と其酒人と其エホバの家に上る階級とを見て全く其氣を奪はれたり
六 彼王にいひけるは我が自己の國にて汝の行爲と汝の智慧に付て聞たる言は眞實なりき
七 然ど我來りて目に見るまでは其言を信せざりしが今視るに其半も我に聞えざりしなり汝の智慧と昌盛はわが聞たる風聞に越ゆ
八 常に汝の前に立て汝の智慧を聽く是等の人汝の臣僕は幸福なるかな
九 汝の神エホバは讚べきかなエホバ汝を悅び汝をイスラエルの位に上らせたまへりエホバ永久にイスラエルを愛したまふに因て公道と義を行はしめたまふなりと
十 彼乃ち金百二十タラント及び甚だ多くの香物と寶石とを王に饋れりシバの女王のソロモン王に饋りたるが如き多くの香物は重て至ざりき十一オフルより金を載來りたるヒラムの船は亦オフルより多くの白檀木と寶石とを運び來りければ十二王白檀木を以てエホバの家と王の家とに欄干を造り歌謠者の爲に琴と瑟を造れり是の如き白檀木は至らざりき亦今日迄も見たる
十三 ことなし十三ソロモン王王の例に循ひてシバの女王に物を饋りたる外に又彼が望に任せて凡て其求むる物を饋れり斯て彼其臣僕等と倶に歸りて其國に往り
十四 ソロモンの所に至れる金の重量は六百六十六タラントなり十五外に又商賈及び商旅の交易並にアラビヤの王等と國の知事等よりも至れり〇十六ソロモン王展金の干三百を造れり一の
十七 を造れり其大楯には各六百シケルの金を用ゐたり十八又展金の干三百を造れり一の
十八 干に三斤の金を用ゐたり王是等をレバノン森林の家に置り〇十八王又象牙をもて大な
十九 る寶座を造り純金を以て之を蔽へり十九其寶座に六の階級あり寶座の後に圓き頭あり
二十 坐する處の兩傍に扶手ありて扶手の側に二の獅子立てり二十又其六の階級に十二の獅
二一 子此傍彼傍に立り是の如き者を作れる國はあらざりき〇二一ソロモン王の用ゐて飲る

⑦ 代上廿六、「上る」といふは耶布士山、郁山、摩哩山（耶路撒冷市中の高處の名）の間に設けた屋蓋附階段を上ること 王下十六〇十八 ⑧ 即ち言試 王上五〇七 ⑨ 一タラントは約六萬圓、或は三萬圓ともいふ 代下九〇十、約四千萬圓、然し十の註見よ ⑩ 辭＝數、人間の望む處乃ち空（虛し）といふ意 傳二〇八、撮前六〇十一 ⑪ 代下九詩二〇十 ⑫ 王上十四〇廿六 ⑬ 一の千の償値は凡そ三千圓であつた

器は皆金なり又レバノン森林の家の器も皆純金にして銀の物無りき銀はソロモンの
三 世には貴まざりしなり三其は王海にタルシヽの船を有てヒラムの船と偕にあらしめ
三 タルシヽの船をして三年に一度金銀象牙猿猴および孔雀を載て來らしめたればなり
三 抑ソロモン王は富有と智慧に於て天下の諸の王よりも大なりければ〇二四天下皆
三 神がソロモンの心に授け給へる智慧を聽んとてソロモンの面を見ん事を求めたり二五
二 人々各其禮物を携へ來る即ち銀の器金の器衣服甲冑香物馬騾毎歲定分ありき〇二六
二 ソロモン戰車と騎兵を集めたるに戰車千四百輛騎兵壹萬二千ありきソロモン之
二 を戰車の城邑に置き或はエルサレムにて王の所に置り二七王エルサレムに於て銀を石
二 の如くに爲し香柏を平地の桑樹の如くに爲て多く用ゐたり〇二八ソロモンの馬を獲た
二 るはエジプトとコアよりなり即ち王の商賈コアより價値を以て取り二九エジプトより
二 上り出る戰車一輛は銀六百にして馬は百五十なりき斯のごとくヘテ人の凡の王等
六 およびスリアの王等のために其手をもて取出せり

十一章 一ソロモン王パロの女の外に多の外國の婦を寵愛せり即ちモアブ人、アンモ
一 ニ人、エドミ人、シドン人、ヘテ人の婦を寵愛せり二エホバ曾て是等の國民について
二 イスラエルの子孫に言たまひけらく汝等は彼等と交るべからず彼等も亦汝等と交る
三 可らず彼等必ず汝等の心を轉して彼等の神々に從はしめんと然るにソロモン彼等
四 を愛して離れざりき三彼妃公主七百人嬪三百人あり其妃等彼の心を轉せり〇四ソ
五 ロモンの年老たる時妃等其心を轉移して他の神に從はしめければ彼の心其父ダビデ
五 の心の如く其神エホバに全からざりき五其はソロモンシドン人の神アシタロテに從
六 ひアンモニ人の惡むべき者なるモロクに從ひたればなり六ソロモン斯エホバの目の

㊀ 七章二節の註を見よ ㊁ 代下廿、西班牙南部のタルテサスで、銀、鐵、鉛等の產地ともいふ〇九、エジプトで以旬迦別からも船が出て亞喇伯、印度、東亞非利加にも通ふた、大失の船は大商船であつたらう ㊂ 原語は本來の希伯來語でなく印度（タミール種族）語である 王上三〇十二、十三、四〇 ㊃ 今も眞に神の敎ふる言を宣るならば人は聽かんとて來る〇五 ㊄ 王上四〇廿六 ㊅ 地名でなく「馬を群として」と譯す說もある ㊆ 有力なる立派な國民 ㊇ 所羅門の試煉となつたは富、兵力、婦人 申十七〇十六、十七 ㊈ 王上八〇十一 註 ㊉ 註、〇十三 ㊊ 註、〇十二 ㊋ 摩力に同じ 註見よ

986 エホバはエドムのハダデに依てソロモンを懲す 九

まへに悪を行ひ其父ダビデの如く全くはエホバに從はざりき 七 爰にソロモンモアブ
の憎むべき者なるケモシの爲又アンモニの子孫の憎むべき者なるモロクのためにエ
ルサレムの前なる山に崇邱を築けり 八 彼又其異邦の凡の妃の爲にも然せしかば彼等
は香を焚て己々の神を祭れり○ 九 ソロモンの心轉りてイスラエルの神エホバを離れ
しによりてエホバ彼を怒り給ふエホバ嘗て兩次彼に顯れ 十 此事に付て彼に他の神に
從ふべからずと命じたまひけるに彼エホバの命じたまひし事を守らざりしなり 十一 エ
ホバソロモンに言たまひけるは此事汝にありしに因り又汝わが契約とわが汝に命じ
たる法憲を守らざりしに因て我必ず汝より國を裂きはなして之を汝の臣僕に與ふべ
し 十二 然ど汝の父ダビデの爲に汝の世には之を爲ざるべし我汝の子の手より之を裂き
はなさん 十三 但し我は國を盡くは裂きはなさずしてわが僕ダビデのために又わが選み
たるエルサレムのために一の支派を汝の子に與へんと○ 十四 是に於てエホバエドミ人
ハダデを興してソロモンの敵と爲し給ふ彼はエドム王の裔なり 十五 曩にダビデエドム
に事ありし時軍の長ヨアブ上りて其戰死せし者を葬りエドムの男を盡く撃殺しける
時に方りて 十六 （ヨアブはエドムの男を盡く絶までイスラエルの群衆と偕に六月其處
に止れり） 十七 ハダデ其父の僕なる數人のエドミ人と共に逃てエジプトに往んとせり
時にハダデは尚小童子なりき 十八 彼等ミデアンを起出てパランに至りパランより人を
伴ひてエジプトに往きエジプトの王パロに詣るにパロ彼に家を與へ食糧を定め且土
地を與へたり 十九 ハダデ大にパロの心にかなひしかばパロ己の妻の妹即ち王妃タペ子
スの妹を彼に妻せり 二十 タペ子スの妹彼に男子ゲヌバテを生ければタペ子ス之をパ
ロの家の中にて乳離せしむゲヌバテパロの家にてパロの子の中にありき ハダデエジ

（イ）民廿一〇廿九 耶四十八〇七、十三、四十六 〇王下廿三〇十三
（ロ）辟＝摩洛、〇利十八〇廿一 廿〇二＝五
王上十一〇七 王下廿三〇十 耶卅二〇卅五 （ハ）耶冷の東にある橄欖山、此の偶像が憎むべき物であつた故其の置かれた山を「殲滅山」（汚穢山）ともいふた 王下廿三〇十三
（ニ）原語は神怒にのみ用ゐる特別の語 （ホ）巳上三〇五 九〇二 （ヘ）王上六〇十二 九〇六、七 （ト）人が神示の御意を知りながら其を犯すのが罪の本質である 申前十五〇廿三 （チ）申四〇五 註 （リ）卅一節 王上十二〇十五、十六 （ヌ）便雅憫は猶太のある部さしてある 卅＝卅二節 （ル）申後八〇十四 申廿四〇十九 申廿〇十三 （ヲ）申後八〇十三 詩六篇の題句 代上十八〇十二 （ワ）

986 ヤラベアム、ソロモンに謀叛す 廿六

ブトに在てダビデの其先祖と偕に寝りたると軍の長ヨアブの死たるを聞しかばハダ
デパロに言けるは我を去しめてわが國に往しめよと 二二 パロ彼に言けるは汝我とも
にありて何の缺たる處ありてか汝の國に往ん事を求むる彼言ふ何も無し然ども願く
は我を去しめよ去しめよ○ 二三 神又エリアダの子レゾンを興してソロモンの敵となせ
り彼は其主人ゾバの王ハダデゼルの許を逃さりたる者なり 二四 ダビデがゾバの人を殺
したる時に彼人を自己に集めて一隊の首領となりしが彼等ダマスコに往て彼處に住
みダマスコを治めたり 二五 ハダデが爲たる害の外にレゾンソロモンの一生の間イスラ
エルの敵となれり彼イスラエルを惡みてスリアに王たりき○ 二六 ゼレダのエフラタ人
子バテの子ヤラベアムはソロモンの僕なりしが其母の名はゼルヤと曰て嫠婦なりき
彼も亦其手を擧て王に敵す 二七 彼が手を擧て王に敵せし故は此なりソロモンミロを築
き其父ダビデの城の損缺を塞ぎ居たり 二八 其人ヤラベアムは大なる能力ある者なりし
かばソロモン此少者が事に勤むるを見て之を立てヨセフの家の凡の役を督らしむ
二九 其頃ヤラベアムエルサレムを出し時シロ人なる預言者アヒヤ路にて彼に遭へり彼
は新き衣服を着ゐたりしが彼等二人のみ野にありき 三十 アヒヤ其着たる新き衣服を執
へて之を十二片に裂き 三一 ヤラベアムに言けるは汝自ら十片を取れイスラエルの神エ
ホバ斯言たまふ視よ我國をソロモンの手より裂きはなして汝に十の支派を與へん 三二
（但し彼はわが僕ダビデの故に因り又わがイスラエルの凡の支派の中より選みたる
城エルサレムの故に因りて一の支派を有つべし） 三三 其は彼等我を棄てシドン人の神ア
シタロテとモアブの神ケモシとアンモニの子孫の神モロクを拜み其父ダビデの如く
わが道に歩てわが目に適ふ事わが法憲とわが律例を行はざればなり 三四 然ども我は

（イ）申卅一〇十六 （ロ）母後八〇三 （ハ）母後八〇三 十〇八、十八 （ニ）大闢は敘利亞を取つた 母後八〇三、六 十〇八、十八 （ホ）以法蓮人 母前一〇一 の如し （ヘ）王上十二〇十二 代下十三〇六 （ト）母後廿〇廿一 （チ）王上九〇十五 （リ）巳上九〇廿四 （ヌ）耶羅破暗と其の支族以法蓮（約瑟の家）の人とは耶冷よりも自分の國以法蓮の旺盛になるを望んだらしい （ル）契約の櫃のおかれた處 母前十八〇一 母前四〇三 （ヲ）王上十四〇二、六＝十六 （ワ）母前十五〇廿七 廿四〇五 王上廿二〇十一 耶十九〇一＝十三 （カ）利未支族は數へられぬ （ヨ）十一＝十三節 （タ）これに西面と、便雅憫と利未とが含まれた、後に他の人もはいって來た 王上十二〇廿三 代下十一〇十二 十五〇九 （レ）五＝七節

三五 國を盡くは彼の手より取ざるべし我が選みたるわが僕ダビデわが命令とわが法憲を
三六 守りたるに因て我彼が爲にソロモンを一生の間主たらしむべし三五 然ど我其子の手より
國を取て其十の支派を汝に與へん三六 其子には我一の支派を與へてわが僕ダビデ
三七 をしてわが己の名を置んとてわがために擇みたる城エルサレムにてわが前に常に一
三八 の光明を有しめん三七 我汝を取ん汝は凡て汝の心の望む所を治めイスラエルの上に王
となるべし三八 汝若わが汝に命ずる凡の事を聽て吾が道に歩みわが目に適ふ事を爲し
三九 わが僕ダビデが爲し如く我が法憲と誡命を守らば我汝と偕にありてわがダビデのた
めに建しごとく汝のために鞏固き家を建てイスラエルを汝に與ふべし三九 我之がため
四〇 にダビデの裔を苦めんされど永遠には非じと四〇 ソロモンヤラベアムを殺さんと求め
四一 ければヤラベアム起てエジプトに逃遁れエジプトの王シシャクに至りてソロモンの
四二 死ぬるまでエジプトに居たり○四二 ソロモンの其餘の行爲と凡て彼が爲したる事およ
び其智慧はソロモンの行爲の書に記さるゝにあらずや四三 ソロモン其父祖と偕に寢りて其父
四三 イスラエルの全地を治めたる日は四十年なりき四三 ソロモン其父祖と偕に寢りて其父
ダビデの城に葬らる其子レハベアム之に代て王となれり

十二章 一 爰にレハベアムシケムに往り其はイスラエル皆彼を王と爲んとてシケムに
二 至りたればなり 二 子バテの子ヤラベアム尚エジプトに在て聞りヤラベアムはソロモ
三 ン王の面をさけて逃さりエジプトに住居たるなり 三 時に人衆人を遣はして彼を招け
四 り斯てヤラベアムとイスラエルの會衆皆來りてレハベアムに告て言けるは四 汝の父
我等の軛を難くせり然ども汝今汝の父の難き役と汝の我等に蒙らせたる重き軛を輕
五 くせよ然ば我等汝に事へん五 レハベアム彼等に言けるは去て三日を經て再び我に來

㋐ 申四ちゅう〇五 註 ㋑ 王上十二〇十六〜廿 ㋒ 創一〇廿六〜廿八 註 ㋓ 王國 ㋔ 王下廿五〇二〜七 ㋕ 王下八〇十九 ㋖ 母後廿一〇十七 ㋗ 母後七〇十一、廿八〇 ㋘ 由四〇五 註 ㋙ 母後七〇十一、廿八〇 ㋚ 創四十、九〇十 猶太族が基督の時まで最も繁昌久た支族であつた、また基督に於て大廟の裔が永遠までも王位を保ち給ふ 母後七〇十六 五〜三一 ㋛ 出二、〇出 ㋜ 出三、〇出 ㋝ 其の時耶羅破暗は或は 創四十八〇四十九〇廿二〜廿六 ㋞ 申出三〇十三〜十七 のことを想起したかも知れん、また王に十二の犢のことを埃及で習ふたかも知れん ㋟ 王上十四〇廿五 代下十二〇二〜九 ㋠ 代下九〇廿一〜廿一 ㋡ 史官の著述した歴史であらう ㋢ 紀元前一〇二二より九八三年 ㋣ 代下九〇廿一 ㋤ 代下十〇廿一〜十一 ㋥ 王上十一〇廿四 ㋦ 王上十一〇廿六 ㋧ 王上十一〇廿四 ㋨ 母後廿一〇十六

六 れと民乃ち去り○六 レハベアム王其父ソロモンの生る間其前に立たる老人等と計り
七 ていひけるは汝等如何に教へて此民に答へしむるや七 彼等レハベアムに告て言けるは汝若今日此民の僕となり之に事へて之に答へ善き言を之に語らば彼等永く汝の僕
八 となるべしと八 然に彼老人の教へを棄て自己と俱に生長て己の前に立つ少年等
九 と計れり九 即ち彼等に言けるは汝等何を教へて我等をして此我に告て汝の父の我等
十 に蒙らしゝ軛を輕くせよと言ふ民に答へしむるやと十 彼と偕に生長たる少年彼に告
ていひけるは汝に告て汝の父我等の軛を重くしたれど汝これを我等の爲に輕くせよ
十一 と言たる此民に汝斯言べし我が小指はわが父の腰よりも大し十一 またわが父汝等に重
き軛を負せたりしが我は更に汝等の軛を重くせん我父は鞭にて汝等を懲したれども
十二 我は蠍をもて汝等を懲んと汝斯彼等に告べしと○十二 ヤラベアムと民皆王の告て第三
十三 日に再び我に來れと言しごとく第三日にレハベアムに詣りしに十三 王荒々しく民に答
十四 へ老人の教へし教を棄て十四 少年の教の如く彼等に告て言けるは我父は汝等の軛を重
くしたりしが我は更に汝等の軛を重くせん我父は鞭を以て汝等を懲したれども我は
十五 蠍をもて汝等を懲さんと十五 王斯民に聽ざりき此事はエホバより出たる者なり是はエ
ホバその曾てシロ人アヒヤに由て子バテの子ヤラベアムに告し言をおこなはんとて
十六 爲たまへるなり○十六 かくイスラエル皆王の己に聽ざるを見たり是に於て民王に答へ
て言けるは我等ダビデの中に何の分あらんやエサイの子に産業なしイスラエル
よ汝等の天幕に歸れダビデよ今汝の家を視よと而してイスラエルは其天幕に去りゆ
十七 けり十七 然ども ユダの諸邑に住るイスラエルの子孫の上には レハベアム其王となれり
十八 レハベアム王徵募頭なるアドラムを遣はしけるにイスラエル皆石にて彼を擊て死

㋐ 代下十〇七 農十五 ㋑ 實に愚なる待遇 ㋒ 埃及の古碑にかいてある監督者の徽章 ㋓ 一種の鞭の稱呼といふ ㋔ 神が惡を造り給ふ意でなく人間は墮落した智情意なもて神に逆ふ、然し神は其の惡を制して其の御意を行ひ給ふ 代下十〇七 ㋕ 王上十一〇廿五 ㋖ 、王上十一〇廿一 ㋗ 士人一註 ㋘ 北の以法蓮は南の猶を嫉み、遂にかく分離した 代前十一〇八、十一〇九、十一〇 ㋙ 王上十一〇廿四 ㋚ 王上十一〇廿三、廿一 ㋛ 王上十一〇廿七、廿八 ㋜ 王上十一〇廿四 ㋝ 神に於る位地を失つて大困難を受けるやうになつた ㋞ 「諸神」とも讀める、耶和華の殿から離れて偶像を拜むやうになつた 母後廿一〇一 代下十一〇十六 ㋟ 王上十一〇、十三、廿六 ㋠ 以色列は

十九 しめたればレハベアム王急ぎて其車に登りエルサレムに逃たり十九斯イスラエルダビ
二十 デの家に背きて今日にいたる二十爰にイスラエル皆ヤラベアムの歸りしを聞て人を遣
して彼を集會に招き彼をイスラエルの全家の上に王と爲りユダの支派の外はダビデ
二一 の家に從ふ者なし○二一ソロモンの子レハベアムエルサレムに至りてユダの全家と
ベニヤミンの支派の者即ち壯年の武夫十八萬を集む斯してレハベアム國を己に歸さ
二二 んが爲にイスラエルの家と戰はんとせしが二二神の言神の人シマヤに臨みて曰く二三ソ
ロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンの全家並に其餘の民に告て
二四 言べし二四エホバ斯言ふ汝等上るべからず汝等の兄弟なるイスラエルの子孫と戰ふ可
らず各人其家に歸れ此事は我より出たるなりと彼等エホバの言を聽きエホバの言に
二五 循ひて轉り去りぬ○二五ヤラベアムはエフライムの山地にシケムを建て其處に住み又
二六 其所より出てペヌエルを建たり二六爰にヤラベアム其心に謂けるは國は今ダビデの家
二七 に歸らん二七若此民エルサレムにある エホバの家に禮物を獻げんとて上らば此民の心
二八 ユダの王なる其主レハベアムに歸りて我を殺しユダの王レハベアムに歸らんと二八是
に於て王計議て二の金の犢を造り人々に言けるは汝等のエルサレムに上ること既に
二九 足りイスラエルよ汝をエジプトの地より導き上りし汝の神を視よと二九而して彼一を
三十 ベテルに安る一をダンに置り三十此事罪となれりそは民ダンに迄往て其一の前に詣た
三一 ればなり三一彼又崇邱の家を建てレビの子孫にあらざる凡民を祭司となせり三一ヤ
ラベアム八月に節期を定めたり即ち其月の十五日なりユダにある節期に等し而して
三二 壇の上に上りたりベテルにて彼斯爲し其作りたる犢に禮物を獻たり又彼其造りたる
三三 崇邱の祭司をベテルに立たり三三かく彼其ベテルに造れる壇の上に八月の十五日に

北方から來り、誠心を以て神に對し、猶太に加はり、猶太人は彌々殖えたのである

代上九 代下十〇十 十六〇三、十七 ○三 十九 ○九 廿三 ○二 廿〇一、五、一廿 十五 ○八 十一 十六、十七 ○。猶太から俘囚となつて巴比倫に往つて居た人はイスラエルびと猶太に歸る時に以色列人といはれた 嗣一 ○五 二〇三、七十 三〇 ○六 一廿 七〇七、六十 十三 八〇 廿五 九〇 一廿 十〇一、二二 五十、十五 ○十 一、七十三の理で。猶太は以色列を代表して居つた 尼二 七〇七、六十 イスラエル 代 ○。 廿二、廿六 四〇 廿七 と 見れば大抵猶太と以色列とは同じものとなつて居つた 徒二〇十四、 イスラエル 代 イスラエル びと 猶太 ユダ 代 おなじひと 王上十一 ちゅう 廿十五 ○六 王上四 五〇 十四 と 同人 ○廿二 註、○十一 ㊀ 士九〇 ㊁ 士八〇九、 十七 ㊂ 出廿二、 ○四 エジプト 埃及の偶像。所羅門も耶羅破暗も偶像の爲に失敗した ㊃ 代下十一 ○十五 ㊄ 我が十一月

一 上れり是は彼が己の心より造り出したる月なり而してイスラエルの人々のために節
期を定め壇の上にのぼりて香を焚り

十三章 一視よ爰に神の人エホバの言に由てユダよりベテルに來れり時にヤラベアム
二 は壇の上に立て香を焚ゐたり二神の人乃ちエホバの言を以て壇に向ひて呼はり言け
るは壇よ壇よエホバ斯言たまふ視よダビデの家にヨシアと名くる一人の子生るべし
三 彼汝の上に香を焚く所の崇邱の祭司を汝の上に獻げん且人の骨汝の上に燒れんとヨ
是日彼異蹟を示して言けるは是はエホバの言たまへる事の異蹟なり視よ壇は裂け其
四 上にある灰は傾出んと四ヤラベアム王神の人がベテルにある壇に向ひて呼はりたる
言を聞る時其手を壇より伸し彼を執へよと言けるが其彼に向ひて伸したる手枯て再
五 び屈縮ることを得ざりき五亦かして神の人がエホバの言を以て示したる異蹟の如く
六 壇は裂け灰は壇より傾出たり六王答て神の人に言けるは請ふ汝の神エホバの面を和
めわが爲に祈りてわが手を本に復しめよ神の人乃ちエホバの面を和めければ王の手
七 本に復りて前のごとくに成りセ是において王神の人に言けるは我と與に家に來りて
八 身を息めよ我汝に禮物を與へんと八神の人王に言けるは汝假令汝の家の半を我に與
九 ふるも我は汝とともに入じ又此所にてパンを食ず水を飲ざるべしヵ其はエホバの言
十 我にパンを食ふなかれ水を飲なかれ又汝が往る途より歸るなかれと命じたればなり
十一 と十斯彼他途を往き自己がベテルに來れる途より歸らざりき○十一爰にベテルにて一
十二 人の老たる預言者住ゐたりしが其子等來りて是日神の人がベテルにて爲たる諸事を
彼に宣たり亦神の人の王に言たる言をも其父に宣たり十二其父彼等に彼は何の途を往
十三 しやといふ其子等ユダより來りし神の人の往たる途を見たればなり十三彼其子等に

㊀ 世の智慧を賴んで不敬なとなした ㊁ 申廿三 詩九、十〇一 直接神に敬へられ 民十二〇六 或は聖靈を受け 尼九 或は神の訓し給ひし言 ○十一 提前六 ○十七 宣べたから神の人といふた ㊂ 王上十三 ○十七 ㊃ 王上十二 ○廿 二、㊄ 王下廿三 ○廿三 ㊅ 王下廿三 ○十五 十八 此處で約四亞は生れぬ前三百年に預言せられた。古列王のことも同じく預言せられた 代下廿六 ○廿 二、 詩四十四 廿三、○廿八 ㊆ 川三 ○十二 賢七 ○十四 約二〇 十八 哥前一 ○廿二 ㊇ 奇蹟 創六 ○廿四 王上十一 十四 十六 民十一 ○廿七 ㊈ 出十 ○十七 ㊉ 母前九 ○七 王下五 ○十五 ㊋ 民廿二 ○十八 廿三 ○ 戒飭める爲に猶太から來て饗膳等受くる筈はない ㊌ 眞正の方正なる預言者ならば偶像を拜む伯特利に居る筈はないと云ふ說がある 代下十一 十三 ○十七

十四 言けるは我ために驢馬に鞍おけと彼等驢馬に鞍おきければ彼之に乘り十四神の人の後
に往きて橡の樹の下に坐するを見之にいひけるは汝はユダより來れる神の人なるか
十五 其人然りと言ふ十五彼其人にいひけるは我と偕に家に往てパンを食へ十六其人いふ我は
汝と偕に歸る能はず汝と偕に入あたはず又我は此處にて汝と偕にパンを食ず水を飲
十七 む能はず汝と偕に入あたはず又我は此處にてパンを食ふなかれ水を飲なかれ又汝が至れる所
じ十七其はエホバの言我に汝彼處にてパンを食ふなかれ水を飲なかれ又汝が至れる所
十八 の途より歸り往なかれと言たればなりと十八彼其人にいひけるは我も亦汝の如く預言
者なるが天の使エホバの言を以て我に告て彼を汝と偕に汝の家に攜かへり彼にパン
十九 を食はしめ水を飲しめよといへりと是其人を誑けるなり十九是に於て其人彼と偕に歸
二十 り其家にてパンを食ひ水を飲り○二十彼等が席に坐せし時エホバの言其人を攜歸し預
二一 言者に臨みければ二一彼ユダより來れる神の人に向ひて呼はり言けるはエホバ斯言た
二二 まふ汝エホバの口に違き汝の神エホバの汝に命じたまひし命令を守らずして歸り二二
エホバの汝にパンを食ふなかれ水を飲なかれと言給ひし處にてパンを食ひ水を飲た
二三 れば汝の屍は汝の父祖の墓に至らざるべしと○二三其人のパンを食ひ水を飲し後彼其
二四 人のため即ち己が攜歸りたる預言者の爲に驢馬に鞍おけり二四斯て其人往けるが獅子
途にて之に遇ひて之を殺せり而して其屍は途に棄られ驢馬は其傍に立ち獅子も
二五 亦其屍の側に立り二五人々經過て途に棄られたる屍と其屍の側に立る獅子を見
二六 て來り彼老たる預言者の住る邑にて語れり○二六彼人を途より攜歸りたる預言者聞て
言けるは其はエホバの口に違きたる神の人なりエホバの彼に言たまひし言の如くエ
二七 ホバ彼を獅子に付したまひて獅子彼を裂き殺せりと二七乞かして其子等に語りて言け
二八 るは我爲に驢馬に鞍おけと彼等鞍おきければ二八彼往て其屍の途に棄られ驢馬と獅

㊀ 或は老預言者が伯特利に在る耶羅破暗の建てた偶像を叱責めなかつたから自ら惰つたと思ひ、猶太から來た忠義な預言者を恨んで誘つたといふ理であらうか（或は親切に饗應したく思ふたとも解す）㊁ 猶太の預言者は斯く直接に神の示現を受けたが、伯特利のは天使に聞いたといふた八、九 熟讀 ㊂ 八節 註 ㊃ 老預言者か何程親切であつたとしても人に虚言ふは極く不親切になる ㊄ 聖書の外に法則となるべき、即ち一定したる默示はない ㊅ これで今初めて默示を受けて眞言をいふ樣 ㊆ 創十九○十三 ㊇ 創十九○十五 寅十四○十八＝廿 ㊈ 耶十六○四＝六 ㊉ 王上○廿六 ㊋ 王上○廿六 ㊌ 奇蹟位のことで

二九 子の其屍の傍に立るを見たり獅子は屍を食はず驢馬をも裂ざりき二九預言者乃ち神
三十 の人の屍を取あげて之を驢馬に載せて攜歸れり玄かして其老たる預言者邑に入り哀
三一 哭みて之を葬れり三十即ち其屍を自己の墓に置め皆之がために嗚呼わが兄弟よとい
三二 ひて哀哭り三一彼人を葬りし後彼其子等に語りて言けるは我が死たる時は神の人を葬
三三 りたる墓に我を葬りわが骨を彼の骨の側に置めよ三二其は彼がエホバの言を以てベラ
三四 ルにある壇にむかひ又サマリアの諸邑に在る崇邱の凡の家に向ひて呼はりたる言は
必ず成べければなり○三三斯事の後ヤラベアム其惡き途を離れ歸ずして復凡の民を崇
邱の祭司と爲り即ち誰にても好む者は之を立てければ其人は崇邱の祭司と爲り三四此
事ヤラベアムの家の罪戾となりて遂に之をして地の表面より消失せ滅亡に至らしむ

十四章

一 當時ヤラベアムの子アビヤ疾ゐたりニヤラベ
二 裝を改へ人をして汝がヤラベアムの妻なるを知しめずしてシロに往け彼處にわが此
三 民の王となるべきを我に告たる預言者アヒヤをる三汝の手に十のパン及び菓子と一
四 瓶の蜜を取て彼の所に往け彼汝に此子の如何になるかを示すべしと四ヤラベアムの
妻是爲し起てシロに往きアヒヤの家に至りしがアヒヤは年齡のために其目凝て見る
五 ことを得ざりき○五エホバアヒヤにいひ給ひけるは視よヤラベアムの妻其子疾るに
因て其に付て汝に一の事を諮んとて來る汝斯斯彼に言べし其は彼入り來る時其身を
六 他の人とすべければなり六彼が戶の所に入來れる時アヒヤ其履聲を聞て言けるはヤ
七 ラベアムの妻入よ汝何ぞ其身を他の人とするや我汝に嚴酷き事を告るを命ぜらるヒ
往てヤラベアムに告べしイスラエルの神エホバ斯言たまふ我汝を民の中より擧げ我
八 民イスラエルの上に汝を君となし八國をダビデの家より裂き離して之を汝に與へた

あつた、これで人が尙善く神の御業を認めた。凡て奇蹟の大目的は神また神の聖德を現すのである ㊀ 耶廿二○十八 ㊁ 王下廿三○十七、十八、此の預言者は二節のことを恐れた如し ㊂ 王上十六○廿四 ㊃ 二、三節 王下廿三○十六、十七 ㊄ 出廿八○廿九、廿四 ㊅ 王上十四○十 ㊆ 王上十一○廿一 ㊇ 眞實の困難のある時には僞預言者ハ、なく、眞正のを頼む ㊈ 母前九○七、八 ㊉ 神の默示を受くる預言者を欺むし ㊋ 母前九○七、八 ㊌ 神の默示を受くる預言者を欺かうとするは矛盾である、蓋し預言者は神の默示によつてよく解るからである ㊍ 母後十二○七、八 六○二 王上十○二 ㊎ 王上十一○廿一

九 るに汝は我僕ダビデの我が命令を守りて一心に我に從ひ唯わが目に適ふ事のみを爲
十 しが如くならずして 九 汝の前に在し凡の者よりも惡を爲し往て汝のために他の神と
鑄たる像を造り我が怒を激し我を汝の背後に棄たり 十 是故に視よ我ヤラベアムの家
十一 に災害を下しヤラベアムに屬する男はイスラエルにありて繫がれたる者も繫がれざ
る者も盡く絕ち人の塵埃を殘りなく除くがごとくヤラベアムの家の後を除くべし 十一
十二 ヤラベアムに屬する者の邑に死るをば犬之を食ひ野に死ぬるをば天空の鳥之を食は
十三 ん ヱホバ之を語たまへばなり 十二 汝起て汝の家に往け汝の足の邑に入る時子は死ぬべ
し 十三 而してイスラエル皆彼の爲に哀みて彼を葬らんヤラベアムに屬する者は唯是の
十四 み墓に入るべし其はヤラベアムの家の中にて彼はイスラエルの神ヱホバに向ひて善
き意を懷けばなり 十四 ヱホバイスラエルの上に一人の王を興さん彼其日にヤラベアム
十五 の家を斷絕べし但し何れの時なるか今即ち是なり 十五 又ヱホバイスラエルを擊て水に
搖撼ぐ葦の如くになしたまひイスラエルを其父祖に賜ひし此善地より拔き去りて之
十六 を河の外に散したまはん彼等其アシラ像を造りてヱホバの怒を激したればなり 十六 ヱ
ホバヤラベアムの罪の爲にイスラエルを棄たまふべし彼は罪を犯し又イスラエルに
十七 罪を犯さしめたりと ○ 十七 ヤラベアムの妻起て去てテルザに至りて家の閾に臻れる時子
十八 は死り 十八 イスラエル皆彼を葬り彼の爲に哀めりヱホバの其僕預言者アヒヤによりて
十九 言たまへる言の如し 十九 ヤラベアムの其餘の行爲彼が如何に戰ひしか如何に世を治め
二十 しかは視よイスラエルの王の歷代志の書に記載る 二十 ヤラベアムの王たりし日は二十
二年なりき彼其父祖と偕に寢りて其子ナダブ之に代りて王となれり 二一 ソロモンの子
二一 レハベアムはユダに王たりきレハベアムは王と成る時四十一歲なりしがヱホバの其

王上十一〇卅三、卅八 〇十五〇五 完全き心があつた、即ち何時までも、何處までも神の御意を行はんと決心せる心 眞神を棄てゝ他物を神とする程大なる罪はない、耶羅破暗の罪は實に恐ろしくあつた 王上十二〇廿八 代下十一〇十五 彼は己の建てた牛像を政略的に用ゐたが、神の御眼には純然たる拜像であつた 原語は「城の中にあつて守らるゝ者」、其の者でも免かれないことがある、或は繫がれると繫がれないもの即ち凡ての意さなる 百辣河 申十一〇廿四、又申十七〇五及 王下十七〇六 十二〇三 註 此の語は王上下中に廿一ケ所ある 代下十二〇三 王上十一〇廿一 廿三、廿四 耶羅 十六〇八、十五〇卅

名を置んとてイスラエルの諸の支派の中より選みたまひし邑なるヱルサレムにて十
七年王たりき其母の名はナアマといひてアンモニ人なり 二二 ユダ其父祖の爲たる諸の
二三 ことに超てヱホバの目の前に惡を爲し其犯したる罪に由てヱホバの震怒を激せり 二三
二四 其は彼等も諸の高山の上と諸の青木の下に崇邱と碑とアシラ像を建たればなり 二四 其
國には亦男色を行ふ者ありき彼等はヱホバがイスラエルの子孫の前より逐攘ひたま
二五 ひし國民の中にありし諸の憎むべき事を傚ひ行へり ○ 二五 レハベアム王の第五年にエ
二六 ジプトの王シシヤクヱルサレムに攻上り 二六 ヱホバの家の寶物と王の家の寶物を奪ひ
二七 たり即ち盡く之を奪ひ亦ソロモンの造りたる金の楯を皆奪ひたり 二七 レハベアム王其
二八 代に銅の楯を造りて王の家の門を守る侍衞の長の手に付せり 二八 王のヱホバの家に
二九 入る每に侍衞之を負ひ復之を侍衞の房に携歸れり ○ 二九 レハベアムの其餘の行爲と其
三十 凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書に記さるゝに非ずや 三十 レハベアムとヤラベア
三一 ムの間に戰爭ありき 三一 レハベアム其父祖と偕に寢りて其父祖と共にダビデの城に葬
らる其母の名はナアマといひてアンモニ人なり其子アビヤ之に代りて王と爲り

十五章

一 一 ネバテの子ヤラベアム王の第十八年にアビヤムユダの王となり 二 ヱルサレ
二 ムにて三年世を治めたり其母の名はマアカといひてアブサロムの女なり 三 彼は其父
三 が己のさきに爲たる諸の罪を行ひ其心其父ダビデの心の如く其神ヱホバに完全から
四 ざりき 四 然に其神ヱホバ ダビデの爲にヱルサレムに於て彼に一の燈明を與へ其子を
其後に興しヱルサレムを固く立しめ賜へり 五 其はダビデはヘテ人ウリヤの事の外は
五 一生の間ヱホバの目に適ふ事を爲て其己に命じたまへる諸の事に背かざりければ
六 七 なり 六 レハベアムとヤラベアムの間には其一生の間戰爭ありき 七 アビヤムの其餘の

破暗は長く病み 代下十三〇廿、其の間二年其の子拿答が位にあつた 王上 王の性質は母に大關係があり、また王の母は大なる感化力を持つて居た 王上二〇十九 耶十三〇十八 卅六 十一〇 十五〇十三 註 申七〇五及 又十二〇三 王上十四〇九 註 代下十二〇二=十二 埃及廿二朝の大祖、此の王の今の戰爭のことを耶羅破暗の背像の壁に記してある 埃及カルナクの甲納神の社殿 代下十二 十三〇十二=十六 王上十四〇廿一 亞比雅に同じ 代下十三〇一 註、此處では母でなく伯叔母であつたやうである 代下十三〇二 王上 十四〇八 註 王上十一〇卅六 母後十一 〇一=廿二 代下二十〇二=廿三

紀元前 913 アビヤム崩じバアシヤ立つ 九‖十五 スリヤと同盟 十六‖廿二

行爲と凡て其爲たる事はユダの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずやアビヤムとヤラベアムの間に戰爭ありき 八 アビヤム其先祖と倶に寢りしかば之をダビデの城に葬りぬ其子アサ之に代りて王と爲り○ 九 イスラエルの王ヤラベアムの第二十年にアサユダの王となり 十 エルサレムにて四十一年世を治めたり其母の名はマアカといひアブサロムの女なり 十一 アサは其父ダビデの如くヱホバの目に適ふ事を爲し 十二 男色を行ふ者を國より逐ひ出し其父祖等の造りたる諸の偶像を除けり 十三 彼は亦其母マアカのアシラの像を造りしが爲に之を貶して太后たらしめざりき而してアサ其像を毀ちてキデロンの谷に焚棄たり 十四 但し崇邱は除かざりき然どアサの心は一生の間ヱホバに完全かりき 十五 彼其父の獻納めたる物と己のをさめたる物金銀器をヱホバの家に携へいりぬ○ 十六 アサとイスラエルの王バアシヤの間に一生の間戰爭ありき 十七 イスラエルの王バアシヤユダに攻上りユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめんためにラマを築けり 十八 是に於てアサ王ヱホバの家の府庫と王の家の府庫に殘れる所の金銀を盡く將て之を其臣僕の手に付し之をダマスコに住るスリアの王ヘジヨンの子タブリモンの子なるベ子ハダデに遣はして言けるは 十九 わが父と汝の父の間の如く我と汝の間に約を立ん視よ我汝に金銀の禮物を餽れり往て汝とイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて上らしめよ 二十 ベ子ハダデアサ王に聽きて自己の軍勢の長等を遣はしてイスラエルの諸邑を攻めイヨンとダンとアベル、ベテ、マアカおよびキン子レテの全地とナフタリの全地とを擊り 二一 バアシヤ聞及びラマを築くことを罷てテルザに止まり 二二 是に於てアサ王令をユダ全國に降したり一人も免かれし者なし斯して即ちバアシヤが用ゐてラマを築きたる石と材木を取きたらしめアサ王之を用

㋑ 代下十四〇一 ㋺ 代下十四〇一 ㋩ 母ではなく祖母であらう二節及王上十〇廿一註 ㋥ 代下十四〇二 故に長く位にあった廿三節 ㋭ 王上十四〇廿四 廿二〇四十六 ㋬ 王上十一〇七、八 十四〇廿二‖廿四 ㋣ 辭‖亞沙辣 ㋠ 原語は穢れた偶像 ㋷ 神殿ができるまで耶和華を拜んだ高處の存るを默許せられたやうであるが、神殿ができてからも存したやうである、斯くて次第に偶像を置いて拜む處となつた 王上三〇二註 ㋦ 無條件にて神に事へる心 ㋸ 代下十六〇一‖六 ㋾ 王上十二〇廿七 ㋻ 書十八〇廿五、耶路撒冷の北二里 ㋕ 王上十四〇廿五‖廿七 ㋵ 王下十五〇廿九 ㋟ 王上十一〇廿三、廿四 ㋹ 熟讀よ ㋞ 王上十八〇廿九 代下十六〇七‖十 ㋡ 新約の革尼撒勒 母後廿〇十四

紀元前 960 アサ崩ず 廿三、廿四 ナダブ 廿五、廿六 アサの軍 四‖卅

てベニヤミンのゲバとミズパを築けり 二三 アサの其餘の行爲と其諸の功業と凡て其爲たる事および其建たる城邑はユダの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずや但し彼は年老るに及びて其足を病たり 二四 アサ其父祖と偕に寢りて其父ダビデの城に其父祖と偕に葬らる其子ヨシヤバテ之に代りて王と爲り○ 二五 ユダの王アサの第二年にヤラベアムの子ナダブイスラエルの王と爲り二年イスラエルを治めたり 二六 彼ヱホバの目のまへに惡を爲其父の道に步行み其イスラエルに犯させたる罪を行へり○ 二七 爰にイッサカルの家のアヒヤの子バアシヤ彼に敵して黨を結びペリシテ人に屬するギベトンにて彼を擊り其はナダブとイスラエル皆ギベトンを圍み居たればなり 二八 ユダの王アサの第三年にバアシヤ彼を殺し彼に代りて王となれり 二九 バアシヤ王となれる時ヤラベアムの全家を擊ち氣息ある者は一人もヤラベアムに殘さずして盡く之を滅せり又ヱホバの其僕シロ人アヒヤに由て言たまへる言の如し 三十 是はヤラベアムが犯し又イスラエルに犯させたる罪の爲又彼がイスラエルの神ヱホバの怒を惹き起したることに因るなり○ 三一 ナダブの其餘の行爲と凡て其爲たる事はイスラエルの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずや 三二 アサとイスラエルの王バアシヤの間に一生のあひだ戰爭ありき 三三 ユダの王アサの第三年にアヒヤの子バアシヤテルザに於てイスラエルの全地の王となりて二十四年を經たり 三四 彼ヱホバの目のまへに惡を爲しヤラベアムの道にあゆみ其イスラエルに犯させたる罪を行へり

十六章

一 爰にヱホバの言ハナニの子ヱヒウに臨みバアシヤを責て曰く 二 我汝を塵の中より擧て我民イスラエルの上に君となしたるに汝はヤラベアムの道に步行みわが民イスラエルに罪を犯させて其罪をもてわが怒を激したり 三 されば我バアシヤ

㋑ 代下十四〇九‖十五〇十 ㋺ 代下十六〇十二‖十四 ㋩ 代下十七〇一 ㋥ 王上十四〇廿 ㋭ 王上十四〇十六註 ㋬ 巴沙は亞撒の即位より第三年に位に即いた ㋣ 書十九〇四十四 廿一〇廿三 王上十六〇十五、本來は利未人の邑であつたが、遂に偶像の祭司が增した 代下十一〇十四‖十七 から利未人は其の邑を棄て、而して非利士人が所有したやうに見ゆ ㋠ 王上十四〇十、十四 ㋷ 國境に於る小戰爭であらう、大戰爭は無かつたやうである 代下十五〇十九 ㋦ 代下十六〇一註 ㋸ 七節見よ、代下二十〇九 廿〇卅四 ㋾ 王上四〇七‖十一の如きこと ㋻ 王上十四〇七 ㋕ 十一節見よ

の後と其家の後を除き汝の家をしてヲバラの子ヤラベアムの家の如くならしむべし
四 バアシヤに屬する者の城邑に死るをば犬之を食ひ彼に屬する者の野に死るをば天
五 空の鳥これを食はんと ㊄ バアシヤの其餘の行爲と其爲たる事と其功績はイスラエル
六 の王の歴代志の書に記載さるゝにあらずや ㊅ バアシヤ其父祖と倶に寢りてテルザに
七 葬らる其子エラ之に代りて王となれり ㊆ エホバの言亦ハナニの子エヒウに由て臨み
バアシヤと其家を責む是は彼がエホバの目のまへに諸の惡事を行ひ其手の所爲を以
てエホバの ㊇ 怒を激してヤラベアムの家に傚たるに緣り又其ナダブを殺したるに緣て
八 なり○八ユダの王アサの第二十六年にバアシヤの子エラテルザに於てイスラエルの
九 王となりて二年を經たり ㊉ 彼がテルザにありてテルザの宮殿の宰アルザの家に於て
十 飲み醉たる時其僕ジムリ戰車の半を督どる者之に敵して黨を結べり ㊉ 即ちユダの
十一 王アサの第二十七年にジムリ入て彼を擊ち彼を殺し彼に代りて王となれり○十一彼王
となりて其位に上れる時バアシヤの全家を殺し男子は其親族にもあれ朋友にもあれ
十二 一人も之に遺さゞりき ㊉ 十二ジムリ斯バアシヤの全家を滅ぼせりエホバが預言者エヒウ
十三 に由てバアシヤを責て言たまへる言の如し ㊉ 十三是はバアシヤの諸の罪と其子エラの罪
の爲なり彼等は罪を犯し又イスラエルをして罪を犯し其虛物を以てイスラエルの神
十四 エホバの怒を激さしめたり ㊉ 十四エラの其餘の行爲と凡て其爲たる事はイスラエルの王
十五 の歴代志の書に記載さるゝにあらずや○十五ユダの王アサの第二十七年にジムリテル
ザにて七日の間王たりき民はペリシテ人に屬するギベトンに向ひて陣どり居たりし
十六 が ㊉ 十六陣どれる民ジムリは黨を結び亦王を殺したりと言を聞り是に於てイスラエル皆
十七 其日陣營にて軍の長オムリをイスラエルの王となせり ㊉ 十七オムリ乃ちイスラエルの衆

㊇ 王上十四〇十廿九 ㊈ 王上十五〇〇十一 ㊉ 王上十四〇十七 ㊉ 十五〇〇廿一 ㊉ 代下十六〇一 ㊉ 王上十四〇十七 ㊉ 十五〇〇廿一 ㊉ 此の耶戶は約沙法の履歴をかいた代下十廿 ㊉ 罪に對して現れた神の義、神は其の全き聖德を現さずに居られない、其の火焰の如き義に觸るゝ惡また僞は必ず燒滅さる〜○廿九 ㊉ 王上十五〇廿九 ㊉ 何一、廿〇四、巴沙は野心があつて王上十五〇廿七 耶羅破暗の家族を殺害した、是は神の爲でなく自分の爲であつたから神の罰を受けた ㊉ 王下九〇廿一 ㊉ 贖罪九〇五十廿 註、原語は「讐を復す人」、然し遂に暗利も失敗した十五廿節 また王下九廿一見よ ㊉ 偶像 ㊉ 感化力、野心、叛逆、兇惡、攻擊、自殺、失敗の七、履歴 ㊉ 王上十五〇廿七 註

十八 と偕にギベトンより上りてテルザを圍り十八ジムリ其邑の陷るを見て王の家の天守に
十九 入り王の家に火をかけて其中に死り十九是は其犯したる罪によりてなり彼エホバの目
の前に惡を爲しヤラベアムの道にあゆみヤラベアムがイスラエルに罪を犯させて爲
二十 したるところの罪を行ひたり二十ジムリの其餘の行爲と其なしたる徒黨はイスラエル
二一 の王の歴代志の書に記載さるゝに非ずや○二一其時にイスラエルの民二に分れ民の半
二二 はギナテの子テブニに從ひて之を王となさんとし半はオムリに從へり三オムリに從
二三 へる民ギナテの子テブニに從へる民に勝てテブニは死てオムリ王となれり○二三ユダ
の王アサの第三十一年にオムリイスラエルの王となりて十二年を經たり彼テルザに
二四 て六年王たりき二四彼銀㊉二タラントを以てセメルよりサマリア山を買ひ其上に邑を建
二五 て其建たる邑の名を其山の故主なりしセメルの名に循ひてサマリアと稱り○二五オム
二六 リエホバの目の前に惡を爲し其先に在し凡の者よりも惡き事を行へり二六彼はヲバテ
の子ヤラベアムの凡の道にあゆみヤラベアムがイスラエルをして罪を犯し其虛物を
二七 以てイスラエルの神エホバの怒を起さしめたる其罪を行へり二七オムリの爲たる其餘
二八 の行爲と其なしたる功績はイスラエルの王の歴代志の書に記載さるゝに非ずや二八オ
二九 ムリ其父祖と偕に寢りてサマリアに葬らる其子アハブ之に代りて王となれり○二九ユ
ダの王アサの第三十八年にオムリの子アハブイスラエルの王となれりオムリの子ア
三十 ハブサマリアに於て二十二年イスラエルに王たりき三十オムリの子アハブは其先に在
三一 し凡の者よりも多くエホバの目の前に惡を爲り三一彼は子バテの子ヤラベアムの罪を
行ふ事を輕き事となしゝがシドン人の王エテバアルの女イゼベルを妻に娶り往てバ
三二 アルに事へ之を拜めり三二彼其サマリアに建たるバアルの家の中にバアルのために壇

㊉ 王上十二〇廿八 ㊉ 十五節註 ㊉ 王上十二〇廿八 ㊉ 暗利は心哩を殺した時、權威の力からいへば王となつたが、實際は的尼の死後王となつた ㊉ 約四千百圓 ㊉ 周圍の山間の細長く平き高丘に建てた邑で景色の善い處 ㊉ 暗利は摩押を惱ました。暗利の時に亞述人が以色列を攻めたと見ゆる、また米六〇十六 ㊉ アッシリヤ亞大綠の祭司で推羅の王ピリテスを殺して其の位を奪ふた ㊉ 耶洗別は父の如き性質をもて遂に推羅の偶像教を以色列に輸入した ㊉ 太陽を象つた神、純然たる偶像、辭＝巴力

三 を築けり 三 アハブ又アシラ像を作れり アハブは其先にありしイスラエルの諸の王よ
四 りも甚だしくイスラエルの神エホバの怒を激すことを爲り○三四其代にベテル人ヒエ
ルエリコを建たり彼其基を置る時に長子アビラムを喪ひ其門を立る時に季子セグブ
を喪へり ヌンの子ヨシュアによりてエホバの言たまへるがごとし

十七章 一 ギレアデに居住れるテシベ人エリヤアハブに言ふ吾事ふるイスラエルの
神エホバは活くわが言なき時は數年雨露あらざるべしと 二 エホバの言彼に臨みて曰
三 汝此より往て東に赴きヨルダンの前にあるケリテ川に身を匿せ 四 汝其川の水を
四 飲べし我鴉に命じて彼處にて汝を養はしむと 五 彼往てエホバの言の如く爲り即ち往
てヨルダンの前にあるケリテ川に住り 六 彼の所に鴉朝にパンと肉亦夕にパンと肉
六 を運べり彼は川に飲り 七 しかるに國に雨なかりければ數日の後其川涸ぬ○ 八 エホバ
七八 の言彼に臨みて曰 九 起てシドンに屬するザレバテに往て其處に住め視よ我彼處の嫠
九 婦に命じて汝を養はしむと 十 彼起てザレバテに往けるが邑の門に至れる時一人の
十 嫠婦の其處に薪を採ふを見たり乃ち之を呼て曰 十一 ケるは請ふ器に少許の水を我に攜
十一 來りて我に飲せよと 十二 彼之を攜きたらんとて往る時エリヤ彼を呼て言ケるは請ふ汝
十二 の手に一口のパンを我に取きたれと 十三 彼いひけるは汝の神エホバは活く我はパン無
十三 し只桶に一握の粉と瓶に少許の油あるのみ視よ我は二の薪を採ふ我いりてわれとわ
が子のために調理て之をくらひて死んとす 十三 エリヤ彼に言ふ懼るゝなかれ往て汝が
十四 いへる如くせよ但し先其をもてわが爲に小きパン一つを作りて我に攜きたり其後汝の
十四 ためと汝の子のために作るべし 十五 其はエホバの雨を地の面に降したまふ日までは其
十五 桶の粉は竭ず其瓶の油は絶ずとイスラエルの神エホバ言たまへばなりと 十五 彼ゆきて

㋐ 申十六○廿一 ㋑ 雅六○、五六 五百年を歴て始めて神の呪詛が事實となつた 彼後三○四＝十四 ㋒ 辭＝預言者。是からは王のことよりも預言者のことが多く記載せてある。以利亞は重に國のことを預言した 馬四○五、六 路一○十七 四○廿七 太十七○一＝四 ㋓ エホバ＝耶和華の御前に常在る以利亞は亞哈を恐れない 雅五○十七、十八 ㋔ 雨はなくとも晴天のみの猶太地方は夜露の多いので植物を滋ほす ㋕ 東方 ㋖ 王上十七○六＝九 十九○五、六 ㋗ 自分の祈禱の結果。民の罪の爲に預言者も苦むが、神の攝理に任せた者は自己は救はれ、また人をも救ふ 詩十四 ㋘ 阿廿○廿六 路四○廿六 ㋙ 奇蹟（創五○廿四＝王上十八○廿＝廿八） ㋚ 以利亞は實際此の嫡婦の信仰を助くる爲に遣はされた ㋛ 罪の罰は大抵かゝるものでなく、後世に受くるものであるが、罪の結果は現世に於てあることが多い ㋜ 祈禱（創十五○二＝王上十八○廿六） ㋝ 或は自身の溫熱で幼兒を溫めたらしい 王下四○十 ㋞ 以利亞が撒拉大に往ってから三年 ㋟ 神は亞哈に悔改の機會を與へ給ふ ㋠ 辭＝饑饉 詩十九○九 註 王上十八○廿二 ㋡ 預言者は多くあつたやうに見える 得＝十九○十四 ㋢ 預言者 王下二○二＝七 ㋣ 加密山には泉穴が多くある

十六 エリヤの言るごとくなし彼と其家及びエリヤ久く食へり 十六 エホバのエリヤに由て言
十七 たまひし言のごとく桶の粉は竭ず瓶の油は絶ざりき○十七是等の事の後其家の主母な
十八 る婦の子疾に罹しが其病甚だ劇くして氣息其中に絶て無きに至れり 十八 婦エリヤに
言ケるは神の人よ汝なんぞ吾事に關渉るべけんや汝はわが罪を憶ひ出さしめんため
又わが子を死しめんために我に來れるか 十九 エリヤ彼に汝の子を我に授せと言て之を
十九 其懷より取り之を己の居る樓に抱のぼりて己の牀に臥しめ 二十 エホバに呼はりていい
二十 ひけるは吾神エホバよ汝は亦吾ともに宿る嫠に蓄をくだして其子を死しめたまふや
二一 と 二一 而して三度身を伸して其子の上に伏し エホバに呼はりて言ふわが神エホバ願く
二二 は此子の魂を中に歸しめたまへと 二二 エホバエリヤの聲を聽いれたまひしかば其子の
二三 魂中にかへりて生たり 二三 エリヤ乃ち其子を取て之を樓より家に攜くだり其母に與
二四 していひけるは視よ汝の子は生くと 二四 婦エリヤにいひけるは此に緣て我は汝が神の
人にして汝の口にあるエホバの言は眞實なるを知ると

十八章 一 衆多の日を經たるのち第三年にエホバの言エリヤに臨みて曰く往て汝の身
一 をアハブに示せ我雨を地の面に降さんとニ エリヤ其身をアハブに示さんとて往り
二 時に饑饉サマリアに甚しかりき 三 茲にアハブ家宰なるオバデヤを召たり 四（オバデ
三四 ヤは大にエホバを畏みたる者にてイゼベルがエホバの預言者を絶たる時にオバデヤ
五 百人の預言者を取て之を五十人づゝ洞穴に匿しパンと水をもて之を養へり）五 アハブ
オバデヤにいひけるは國中の水の諸の源と諸の川に往け馬と騾を生活むる草を得る
六 ことあらん然ば我等牲畜を盡くは失なふに至らじと 六 彼等巡るべき地を二人に分ち
七 アハブは獨にて此途に往きオバデヤは獨にて彼途に往けり○七オバデヤ途にありし

時視よエリヤ彼に遭り彼エリヤを識て伏て言けるは我主エリヤ汝は此に居たまふや
八 エリヤ彼に言けるは然り往て汝の主にエリヤは此にありと告よ
九 彼言けるは我何
十 の罪を犯したれば汝僕をアハブの手に付して我を殺さしめんとする
十一 汝の神エホバは生く我主の人を遣はして汝を尋ねざる民はなく國はなし若しエリヤは在ずといふ時は其國其民をして汝を見ずといふ誓を爲しめたり
十二 汝今言ふ往て汝の主にエリヤは此にありと告よと
十三 然ど我汝を離れて往てエホバの靈我知らざる處に汝を攜へゆかん我至りてアハブに告て彼汝を尋獲ざる時は彼我を殺さん然ながら僕は我幼少よりエホバを畏むなり
十四 イゼベルがエホバの預言者を殺したる時に我なしたる事即ち我エホバの預言者の中百人を五十人づゝ洞穴に匿してパンと水を以て之を養ひし事は吾主に聞えざりしや
十五 しかるに今汝言ふ往て汝の主にエリヤは此にありと告よと然らば彼我を殺すならん
十六 ○十五エリヤいひけるは我が事ふる萬軍のエホバは活く我は必ず今日わが身を彼に示すべしと
十七 ○十六オバデヤ乃ち往てアハブに會ひ之に告ければアハブはエリヤに會んとて往きけるが
十八 ○十七アハブエリヤを見し時アハブエリヤに言けるは汝イスラエルを惱す者此にをるか
十九 十八彼答へけるは我はイスラエルを惱さず但汝と汝の父の家之を惱すなり即ち汝等はエホバの命令を棄て且汝はバアルに從ひたり十九されば人を遣てイスラエルの諸の人および人並にアシラ像の預言者四百五十人イゼベルの席に食ふ者をカルメル山に集めて我に詣
二十 しめよと二十是においてアハブイスラエルの都の子孫の中に人を遣り預言者をカルメル山に集めたり
二一 ○二十是時にエリヤ總の民に近づきて言けるは汝等何時まで二の物の間に迷ふやエホバ若し神ならば之に從へされどバアル若し神ならば之に從へと民は一言

① 阿巴底は常に亞哈の如き惡王に屬いて居つて世俗的の生涯を送り易くあつたが四節を見よ ② 聖靈（創一○二、王下二○十六）使八○十九 ③ 詩十九九 註 ④ 雷七○、一見して預言者が國を惱したやうであるが、其は淺薄なるを免れん、實は王と民との罪が禍難を招いた 路廿三○十四 ⑤ 王上一○廿五 ⑥ 代下十五○二 ⑦ 辭＝詞 巴力 ⑧ 預言者は王に命ずる 太十○十八＝廿二 ⑨ 路廿一○十二＝十五 ⑩ 申十六○廿一 ⑪ 雷十九○廿六、耶斯烈から約七里、海から約六里にある。山麓に不斷の泉がある ⑫ 原語は「跛者の如く歩む」 王下十七○四十一 太六○廿四

二二 も彼に答ざりき
二三 エリヤ民に言けるは惟我一人存りてエホバの預言者たり然どバアルの預言者は四百五十人あり
二三 然ば二の犢を我等に與へよ彼等は其一の犢を選みて之を截り剖き薪の上に載せて火を縱ずに置べし我も其一の犢を調理へ薪の上に載
二四 て火を縱ずに置べし
二四 斯して汝等は汝等の神の名を顧べ我はエホバの名を籲んで而して火をもて應る神を神と爲べしと民皆答て斯言は善と言へり
二五 エリヤバアルの預言者に言けるは汝等は多ければ一の犢を選みて最初に調理へ汝等の神の名を呼ぶべし但し火を縱なかれと
二六 彼等乃ち其與られたる犢を取て調理へ朝より午にいたるまでバアルの名を顧てバアルよ我等に應へたまへと言り然ど何の聲もなく又何の應る者もなかりければ彼等は其造りたる壇のまはりに踊れり
二七 日中におよびてエリヤ彼等を嘲りていひけるは大聲をあげて呼べ彼は神なればなり彼は默想をるか他處に行しか又は旅にあるか或は假寢て醒さるべきかと
二八 ○二八是に於て彼等は大聲に呼はり其例に循ひて刀劍と槍を以て其身を傷け血を其身に流すに至れり
二九 ○二九斯して午時すぐるに至りしが彼等なほ預言を言ひて晩の祭物を獻ぐる時にまで及べり然ども何の聲もなく又何の應ふる者も无く又何の顧る者もなかりき
三十 ○三十時にエリヤ都の民に向ひて我に近よれと言ければ民皆彼に近よれり彼乃ち破壞たるエホバの壇を修理へり
三一 ○三一エリヤコブの子等の支派の數に循ひて十二の石を取れり（エホバの言昔ヤコブに臨みてイスラエルを汝の名とすべしと言り）
三二 ○三二彼其石にてエホバの名を以て壇を築き壇の周圍に種子二セヤを容べき溝を作れり
三三 ○三三又薪を陳列べ犢を截剖て薪の上に載せて言けるは四の桶に水を滿て燔祭と薪の上に沃げ
三四 ○三四又いひけるは再び之を爲せと再びこれをなしゝかば又言ふ三次これを爲せと
三五 ○三五三次これをなせり水は壇の周廻に流

① 王上十九○十、十四 ② 王上十八○十九 註 ③ 申十八○廿一、創四○四 ④ 利一○廿四 ⑤ 代上廿一○廿六 ⑥ 代下七、一 ⑦ 巴力は火の神と思はれたので眞正の神なら火なる降らす筈 ⑧ 偶像教の迷妄の憐むべきこと ⑨ 民廿八○八 ⑩ 王上十九○十 ⑪ 南北に分離れた國ではあつたが、預言者の目より見れば一致せんとする、またすべき國であつたから 例一○十一 耶三○十八 結卅七○十五＝廿 ⑫ 創卅二○廿八 ⑬ 辭＝セヤ ⑭ 山の祭壇のあつた處から下ると常に湧出づる泉があつて、其の水深八尺といふ、かゝる水を十分にかけて而して物皆よく燒けたから隱くれた火が少しでもなかつたことは明白である

三六 るまた溝にも水をみたしたり 三六晩の祭物を獻る時に及て預言者エリヤ近よりて言け
るはアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバよ汝のイスラエルにおいて神なること
三七 とおよび我が汝の僕にして汝の言に循ひて是等の諸の事を爲せることを今日知しめ
たまへ エホバよ我に應へたまへ我に應へたまへ此民をして汝エホバは神なること
三八 および汝は彼等の心を翻へしたまふといふことを知しめたまへと○三八時にエホバの
三九 火降りて燔祭と薪と石と塵とを焚つくせり亦溝の水を餂澗せり 三九民皆見て伏ていひ
四十 けるはエホバは神なりエホバは神なり 四十エリヤ彼等に言けるはバアルの預言者を執
へよ其一人をも逃遁しむる勿れと即ち之を執へたればエリヤ之をキション川に曳下
四一 りて彼處に之を殺せり○四一斯てエリヤアハブにいひけるは大雨の聲あれば汝上りて
四二 食飲すべしと 四二アハブ乃ち食飲せんとて上れり然どエリヤはカルメルの巔に登り地
四三 に伏て其面を膝の間に容ゐたりしが 四三其少者にいひけるは請ふ上りて海の方を望め
四四 と彼上り望みて何もなしといひければ再び往けといひて遂に七次に及べり 四四第七次
四五 に及びて彼いひけるは視よ海より人の手のごとく微の雲起るとエリヤいふ上りてア
ハブに雨に阻められざるやう車を備へて下りたまへと言ふべしと 四五驟に雲と風おこ
四六 り雹漢黑くなりて大雨ありきアハブはエズレルに乘り往り 四六エホバの能力エリヤに
臨みて彼其腰を束帶びエズレルの入口までアハブの前に趨りゆけり

十九章 一アハブイゼベルにエリヤの凡て爲たる事および其如何に諸の預言者を刀劍
二 にて殺したるかを告しかば 二イゼベル使をエリヤに遣はして言けるは神等斯なし復
重て斯なしたまへ我必ず明日の今時分汝の命を彼人々の一人の生命のごとくせんと
三 かれ恐れて起ち其生命のために逃げ往てユダに屬するベエル、シバに至り少者を其

㋐ 祈禱（創十五 王下六、エリ 九〇四）㋑ 故に契約し給ふ 神㋒ 悔改に似たる意
㋓ 出廿九〇卅 八、卅九 ㋔ 祈禱（創十五 〇二） ㋕ 搖前二 〇四 ㋖ 士六〇 廿一、廿三、廿四 ㋗ 王上十八〇 廿三、廿四 ㋘ 王下一 代上廿一 〇廿六 ㋙ 創十九 出九〇 〇廿四 〇十二 ㋚ 王下一 〇十三 ㋛ 奇蹟（創五〇 廿四 王下一〇 十一〜十二）また出十九 〇十八 王上十八 〇卅八 ㋜ 柔九〇 十四 ㋝ 「耶和華」とは契約を結び、これを守り給ふ神といふ義、 ㋞ 神の名 ㋟ 山麓に近い處 士四〇 十三 ㋠ 五〇また 申十三 〇六〜十一〇 十七〇 見よ ㋡ 大なる信仰を起して祈禱の應答の來るを待居つた 雅五〇十 六〜十八 ㋢ 蒙六 〇四 〇王下五 〇十四 ㋣ 祈つたら應答の徵を待望むべし 王上 八〇 ㋤ 以利亞は約七里を走り、王の先驅の資格を以て其の忠心を現した

四 處に遺して○四自ら一日程ほど曠野に入り往て金雀花の下に坐し其身の死んことを
五 求めていふエホバよ足り今わが生命を取たまへ我はわが父祖よりも善にはあらざる
六 なりと 五彼金雀花の下に伏して寐りしが天の使彼に捫り興て食へと言ければ 六彼見
七 しに其頭の側に炭に燒きたるパンと一瓶の水ありき乃ち食ひ飲て復偃臥たり 七エホ
八 バの使者復再び來りて彼に捫りていひけるは興て食へ其は途長くして汝勝べからざ
九 ればなりと 八彼興て食ひ且飲み其食の力に仗て四十日四十夜行て神の山ホレブに至
十 る○九彼處にて彼洞穴に入りて其處に宿りしが主の言彼に臨みて彼に言けるはエリ
ヤよ汝此にて何を爲や 十彼いふ我は萬軍の神エホバのために甚だ熱心なり其はイス
ラエルの子孫汝の契約を棄て汝の壇を毀ち刀劍を以て汝の預言者を殺したればなり
十一 惟我一人存るに彼等我生命を取んことを求むと 十一エホバ言たまひけるは出てエホバ
の前に山の上に立てと茲にエホバ過ゆきたまふにエホバのまへに當りて大なる强き
風山を裂き岩石を碎しが風の中にはエホバ在さゝりき風の後に地震ありしが地震の
十二 中にはエホバ在さゝりき 十二又地震の後に火ありしが火の中にはエホバ在さゝりき火
十三 の後に靜なる細微き聲ありき 十三エリヤ聞て面を外套に蒙み出て洞穴の口に立ちける
十四 に聲ありて彼に臨みエリヤよ汝此にて何をなすやといふ 十四かれいふ我は萬軍の神エ
ホバの爲に甚だ熱心なり其はイスラエルの子孫汝の契約を棄て汝の壇を毀ち刀劍を
以て汝の預言者を殺したればなり惟我一人存れるに彼等我が生命を取んことを求む
十五 と 十五エホバかれに言たまひけるは往て汝の途に返りダマスコの曠野に至り往てハザ
十六 エルに膏を沃ぎてスリアの王となせ 十六又汝ニムシの子エヒウに膏を注ぎてイスラエ
ルの王となすべし又アベル、メホラのシャパテの子エリシヤに膏をそゝぎ汝に代りて

㋥ 祈禱（創十五 〇二 王下六、エリ 九〇四） ㋦ 以利亞は立派に成功して餘りに多く自己を賴みたるが如し、故に今度卑くせられた ㋧ 辭＝天使、 ㋨ 辭＝神の名 ㋩ 暫く默許せられた一個人の祭壇であつた ㋪ 節 卜四、〇三 ㋫ 王上十八 〇廿二 三、四 ㋬ 出廿三〇 廿一、廿二 ㋭ 節十一 ㋮ 節十七 註 ㋯ 出三 〇六 〇二 ㋰ 王下八〇十 二、十三 ㋱ 王下九 〇二 ㋲ 士四〇、 廿七 ㋳ 以利沙とは「我が主は救なり」の意 ㋴ 王上十八 〇四 王下一 〇十二 ㋵ 士六〇 廿一 王上十八〇 廿三、廿四 ㋶ 出十九 〇十八 王上十八 〇卅八 ㋷ 柔九〇 十四 ㋸ 出廿九〇卅 八、卅九 ㋹ 祈禱（創十五 〇二 王下六、エリ 九〇四） ㋺ 故に契約し給ふ 神㋻ 悔改に似たる意 ㋼ 搖前二 〇四 ㋽ 士六〇 廿一 王上十八〇 廿三、廿四 ㋾ 王下一 代上廿一 〇廿六 ㋿ 創十九 出九〇 〇廿四 〇十二 ㋿ 王下一 〇十三 ㋿ 奇蹟（創五〇 廿四 王下一〇 十一〜十二）また出十九 〇十八 王上十八 〇卅八 ㋿ 柔九〇 十四 ㋿ 「耶和華」とは契約を結び、これを守り給ふ神といふ義、 ㋿ 神の名 ㋿ 山麓に近い處 士四〇 十三 ㋿ 五〇また 申十三 〇六〜十一〇 十七〇 見よ ㋿ 大なる信仰を起して祈禱の應答の來るを待居つた 雅五〇十 六〜十八 ㋿ 蒙六 〇四 〇王下五 〇十四 ㋿ 祈つたら應答の徵を待望むべし 王上 八〇 ㋿ 以利亞は約七里を走り、王の先驅の資格を以て其の忠心を現した

十七 預言者とならしむべし十七ハザエルの刀劍を逃るゝ者をばエヒウ殺さんエヒウの刀劍
十八 を逃るゝ者をばエリシヤ殺さん十八又我イスラエルの中に七千人を遺さん皆其膝をバ
十九 アルに跪めず其口を之に接ざる者なりと○十九エリヤ彼處よりゆきてシヤパテの子エ
リシヤに遭ふ彼は十二耦の牛を其前に行しめて己は其第十二の牛と偕にありて耕し
二十 居たりエリヤ彼の所にわたりゆきて外套を其上にかけたれば二十牛を棄てエリヤの後
二一 に趨ゆきて言けるは請ふ我をしてわが父母に接吻せしめよ去かるのち我汝にしたが
はんとエリヤかれに言けるは行け還れ我汝に何をなしたるやと二エリシヤ彼をはな
れて還り一軛の牛をとりて之をころし牛の器具を焚て其肉を煮て民にあたへて食はし
め起て往きエリヤに從ひて之に事へたり

二十章

一 一スリヤの王ベ子、ハダデ其軍勢を悉く集む王三十二人彼と偕にあり又馬と戰車と
二 あり乃ち上りてサマリアを圍み之を攻む二彼使をイスラエルの王アハブに遣し
三 邑に至りて彼に言しめけるはベ子、ハダデ斯言ふ三汝の金銀は我の所有なり亦汝の妻
四 等と汝の子等の美秀者は我の所有なり四イスラエルの王答へて言けるは王わが主よ
五 汝の言の如く我と我が有つ者は皆汝の所有なり五使者再び來りて言けるはベ子、ハダ
六 デ斯語て言ふ我汝に汝我に汝の金銀妻子を付すべしと言遣れり六然ど明日今頃我が
僕を汝に遣さん彼等汝の家と汝の臣僕の家を探索りて凡て汝の目に好ましく見ゆる
七 者を其手に置て取り去るべしと七是において イスラエルの王國の長老を皆召て言け
るは請ふ汝等見て此人の害をなさんと求るを知れ彼人を我に遣りて我が妻子とわが
八 金銀を索めたり而るに我之を謝絶ざりしと八諸の長老および民皆彼に言けるは汝聽
九 なかれ許すなかれと九是故に彼ベ子、ハダデの使者に言けるは王わが主に告よ汝が最

㊀ 神は大風、地震、火を以て動作き給ふことができる、其の證據は○出十八を見よ、然し外部の猛烈なる手段といふよりも內部の能力、聖靈を以て更に著き御業を現し給ふ、此の靈的手段には眞實の能力がある、然し神は以利亞を憑めんとて、「叙利亞王哈泄が偶像を賴んだ以色列人を憑ず」といひ○王下八、耶戶は亞哈の家を滅ぼすといひ、汝を助け、汝に代る以利沙を與へる」といふて約束し給ふたのである ㊁ 或は「罰を預言する」意 ㊂ 〇四 (歴十一。殘餘〇九) 斯くて汝を預言者とせ一心不亂に實行せよ ㊃ 太四十九〜廿二 九〇 十九〇〜廿七 (歴九〇〜五十九) 〇十八 王上十五〜〇十八 の偽哈達の子か

初に僕に言つかはしたる事は皆我爲べし然ど此事は我爲あたはずと使者往て反命を
十 なせり十ベ子、ハダデ彼に言つかはしけるは神等我に斯なし亦重て斯なしたまへサマ
十一 リアの塵は我に從ふ諸の民の手に滿るに足ざるべしと十一イスラエルの王答へて帶る
十二 者は解く者の如く誇るべからずと告よと言り十二ベ子、ハダデ天幕にありて王等と飲ゐ
たりしが此事を聞て其臣僕に言けるは汝等陣列を爲せと即ち邑に向ひて陣列をなせ
十三 り○十三時に一人の預言者イスラエルの王アハブの許に至りて言けるはエホバ斯言た
まふ汝此諸の大軍を見るや視よ我今日之を汝の手に付さん汝は我がエホバなるを知
十四 にいたらんと十四アハブ言けるは誰を以てせんか彼いひけるはエホバ斯いひたまふ諸
十五 省の牧伯の少者を以てすべしアハブ言ふ誰か戰爭を始むべき彼答けるは汝なりと十五
アハブ乃ち諸省の牧伯の少者を核るに二百三十二人あり次に凡の民即ちイスラエル
十六 の凡の子孫を核るに七千人あり十六彼等日中出たちたりしがベ子、ハダデは天幕にて王
十七 等即ち己を助る三十二人の王等と丶もに飲て醉居たり十七諸省の牧伯の少者等先に出で
十八 たりベ子、ハダデ人を出すにサマリアより人衆出來ると彼に告ければ十八彼言けるは和
十九 睦のために出來るも之を生擒べし又戰爭のために出來るも之を生擒べしと十九諸省の
二十 牧伯の是等の少者および之に從ふ軍勢邑より出きたり二十各其敵手を擊ち殺しければ
スリア人逃たりイスラエル之を追ふスリアの王ベ子、ハダデは馬に乘り騎兵を從へて
二一 逃遁たり二一イスラエルの王出て馬と戰車を擊ち又大にスリア人を擊殺せり○二二茲に
二二 彼預言者イスラエルの王の許に詣て彼に言けるは往て汝の力を養ひ爲すべき事を知
二三 り辨ふべし年歸らばスリアの王汝に攻上るべければなりと二三スリアの王の臣僕王
に言ひけるは彼等の神等は山崗の神なるが故に彼等は我等よりも強かりしなり然ど

㊀ 亞哈は便哈達の隷屬とならうが、所有物を與へることを拒んだ ㊁ 王上十九〇二 ㊂ 或は以利亞の信仰と功績とによつて神の預言者が自由に動く樣になつた ㊃ また神は恩寵をもて亞哈を救はうと思ひ給ふたが、彼は偶像を棄てなかつた ㊄ 從僕、奴輩共に敵は少い 土七〇二、七 代下十四〇十一 ㊅ 王上十六〇九、酒に溺れて自ら制することができず、自己の快樂の爲に人に失敗を來らせた 創廿五〇廿七〜卅四 ㊆ 便哈達の兵卒には實行し難い命令 ㊇ 春、即ち冬の雨が霽れてからの節一〇一 ㊈ 神に關して狹い思想

二四 も我等若平地に於て彼等と戰ば必ず彼等よりも強かるべし 二五 但し此事を爲せ即ち王等を除きて各其處を離しめ方伯を置て之に代べし 二六 又汝の失ひたる軍勢に均き軍勢を汝のために備へ馬は馬、戰車は戰車をもて補ふべし 二七 斯して我等平地において彼等と戰はゝ必ず彼等よりも強かるべしと彼其言を聽いれて然なせり 二八 年かへるに及びてベ子、ハダデスリア人を核めてアペクに上りイスラエルと戰はんとす 二九 イスラエルの子孫核められ兵糧を受て彼等に出會んとて往けりイスラエルの子孫は山羊の二の小群の如く彼等の前に陣どりしがスリア人は其地に充滿たり○二八時に神の人至りてイスラエルの王に告ていひけるはエホバ斯言たまふスリア人エホバは山嶽の神にして谿谷の神にあらずと言ふによりて我此諸の大軍を汝の手に付すべし汝等は我がエホバなるを知に至らんと 二九 彼等七日互に相對て陣どり第七日におよびて戰爭を交へ接しがイスラエルの子孫一日にスリア人の歩兵十萬人を殺しければ 三十 其餘の者はアペクに逃て邑に入ぬ然るに其石垣崩れて其存れる二萬七千人の上にたふれたりベ子、ハダデは逃て邑にいたり奥の間に入ぬ○三一 其臣僕彼にいひけるは我等イスラエルの家の王等は仁慈ある王なりと聞り請ふ我等粗麻布を腰につけ繩を頭につけてイスラエルの王の所にいたらん彼汝の命を生むることあらんと 三二 斯彼等粗麻布を腰にまき繩を頭にまきてイスラエルの王の所にいたりていひけるは汝の僕ベ子、ハダデ請ふ我が生命を生しめたまへと言ふとアハブいひけるは彼は尚生をるや彼はわが兄弟なり 三三 其人々これを吉兆と爲し速に彼の言を承て汝の兄弟ベ子、ハダデといへり彼言けるは汝等ゆきて彼を導き來るべしと是に於てベ子、ハダデ彼の所に出來りしかば彼之を車に登しめたり 三四 ベ子、ハダデ彼に言けるは我父の汝の父より取たる諸邑は我返す

㊀ 以列人が商店を開き、裁判所を置き、自由に宗教を信じ行ふことのできるやうに ㊁ 王上二〇、三四、五 ㊂ 出廿八 ㊃ 出後十二〇、一一十二、史家約洗巴によれば此の預言者は二〇人にある米該亞と同人 ㊄ 預言者は神に命ぜられて「我を擊て」といふたのであるから拒絶つたは悪い 王上十三〇、二十四 ㊅ 王が預言者を知らぬやうに ㊆ 約四千一百圓 ㊇ 神の公義の聖斷によつて迦南人の滅ぼされねばならなんだ如く神の公平なる政治ほど潔いものはない ㊈ 王上廿二〇、廿一十廿七 ㊉ 王上廿一〇四 ㊋ 申前十五〇、九十廿八 ㊌ 王上廿一〇四 ㊍ 申前八〇十四 ㊎ 利廿五〇廿三 民卅六〇七 詩四十六〇十八

三五 べし又我が父のサマリアに造りたる如く汝ダマスコに於て汝の爲に街衢を作るべし 三六 アハブ言ふ我此契約を以て汝を歸さんと斯彼と契約を爲て彼を歸せり○三五 爰に預言者の徒の一人エホバの言によりて其同僚に請我を擊てといひけるが其人彼を擊つことを肯せざりしかば 三六 彼其人に言ふ汝エホバの言を聽ざりしによりて視よ汝の我をはなれて往く時獅子汝をころさんと其人彼の側を離れて往きけるに獅子之に遇て之を殺せり 三七 彼また他の人に遭て請ふ我を擊といひければ其人之を擊ち擊て傷けり 三八 預言者往て王を途に待ち其目に掩巾をあてゝ儀容を變ねたりしが 三九 王の經過る時王に呼はりていひけるは僕戰爭の中に出しに人轉りて一箇の人を我の所に曳きたりて言けるは此人を守れ若彼失ゆく事あらば汝の生命を彼の生命に代べし或は汝 四十 銀㊀一タラントを出すべしと 四十一 而るに僕此彼に事をなしゐたればイスラエルの王彼にいひけるは汝の擬定は然なるべし汝之を決めたり 四一 彼急ぎて其目の掩巾を取除たればイスラエルの王彼が預言者の一人なるを識り 四二 彼王に言けるはエホバ斯言たまふ汝はわが殲滅んと定めたる人を汝の手より放ちたれば汝の命は彼の生命に代り汝の民は彼の民に代るべしと 四三 イスラエルの王憂へ且怒て其家に赴きサマリアに至れり

二十一章

一 是等の事の後エズレル人ナボテエズレルに葡萄園を有ちゐたりしがサマリアの王アハブの殿の側に在りければ 二 アハブナボテに語て言けるは汝の葡萄園は近くわが家の側にあれば我に與へて蔬菜の圃となさしめよ我之がために其よりも美き葡萄園を汝に與へん若し汝の心にかなはゝ其價を銀にて汝に予へんと 三 ナボテアハブに言けるはわが父祖の產業を汝に與ふる事は決て爲べからずエホバ禁じたまふ

㊀ イスラエル人が商店を開き、裁判所を置き、自由に宗教を信じ行ふことのできるやうに ㊁ 王上二〇、三四、五 ㊂ 出廿八 ㊃ 出後十二〇、一一十二、史家約洗巴によれば此の預言者は二〇人にある米該亞と同人 ㊄ 預言者は神に命ぜられて「我を擊て」といふたのであるから拒絶つたは悪い 王上十三〇、二十四 ㊅ 王が預言者を知らぬやうに ㊆ 約四千一百圓 ㊇ 神の公義の聖斷によつて迦南人の滅ぼされねばならなんだ如く神の公平なる政治ほど潔いものはない ㊈ 王上廿二〇、廿一十廿七 ㊉ 王上廿一〇四 ㊋ 申前十五〇、九十廿八 ㊌ 王上廿一〇四 ㊍ 申前八〇十四 ㊎ 利廿五〇廿三 民卅六〇七 詩四十六〇十八

四 と四アハブはエズレル人ナボテの己に言し言のために憂ひ且怒りて其家に入ぬ其は
彼わが父祖の産業を汝に與へじと言たればなりアハブ床に臥し其面を轉けて食をな
五 さゞりき○五其妻イゼベル彼の處にいりて彼に言けるは汝の心何を憂ひて汝食を爲
六 ざるや六彼之に言けるは我エズレル人ナボテに語りて汝の葡萄園を銀に易て我に與
へよ若また汝好ば我其に易て葡萄園を汝に與へんと彼に言たるに彼答へて我が葡萄
七 園を汝に與へじと言たればなりと七其妻イゼベル彼に言けるは汝今イスラエルの國
を治むることを爲すや興て食を爲し汝の心を樂ましめよ我エズレル人ナボテの葡萄
八 園を汝に與へんと八彼アハブの名をもて書を書き彼の印を捺し其邑にナボテとも
九 に住る長老と貴き人に其書をおくれり九彼其書にしるして曰ふ斷食を宣傳てナボテ
十 を民の中に高く坐せしめよ十又邪なる人二人を彼のまへに坐せしめ彼に對ひて證
十一 を爲して汝神と王を詛ひたりと言しめよ斯して彼を曳出し石にて擊て死しめよと十一
其邑の人即ち其邑に住る長老および貴き人等イゼベルが己に言つかはしたる如く即
十二 ち彼が己に遣りたる書に書したる如く爲り十二彼等斷食を宣達てナボテを民の中に高
十三 く坐せしめたり十三時に二人の邪なる人入來りて其前に坐し其邪なる人民のまへにて
ナボテに對て證をなして言ふナボテ神と王を詛ひたりと人衆彼を邑の外に曳出し石
十四 にて之を擊て死しめたり十四斯てイゼベルにナボテ擊れて死たりと言おくれり○十五イ
十五 ゼベルナボテの擊れて死たるを聞しかばイゼベルアハブに言けるは起て彼の
十六 人ナボテが銀に易て汝に與ることを拒みし葡萄園を取べし其はナボテは生をらず死
十七 たればなりと十六アハブナボテの死たるを聞しかばアハブ起ちエズレル人
十八 葡萄園を取んとて之に下れり○十七時にエホバの言テシベ人エリヤに臨みて曰ふ十八起て

⑦ 驕兒の如く意地惡きこと、或は人に憐んでもらふ爲 ⑧ 耶洗別の主義も人情もなきこと ⑨ 亞哈は印を讓つて罪に與つた ⑩ 耶斯烈、即ち耶斯烈の原野中にあつた邑 ⑪ 裁判等する人 ⑫ 假令自分の手で殺さなくとも人に任せて殺さすれば同是自身の罪 ⑬ 以利亞は實に亞哈の友であつた ⑭ 騎兵 ⑮ 約沙法の墮落の途は(一)亞哈の女を自分の子の妻に貰つたこと(二)亞哈と攻守同盟 ⑯ 騎兵 ⑰ 審判する爲らしい ⑱ 罪人の財産は王の所有に歸する法規あるひは習慣があつたらしい

十九 下りサマリアにあるイスラエルの王アハブに會ふべし彼はナボテの葡萄園を取んと
て彼處に下りをるなり十九汝彼に告て言べしエホバ斯言ふ汝は殺し亦取たるやと又汝
彼に告て言ふべしエホバ斯言ふ犬ナボテの血を餂し處にて犬汝の身の血を餂べしと
二十 二十アハブエリヤに言けるは我敵よ汝我に遇や彼言ふ我遇ふ汝エホバの目の前に惡を
二一 爲す事に身を委しに緣り二一我災害を汝に降し汝の後裔を除きアハブに屬する男は
二二 スラエルにありて繫がれたる者も繫がれざる者も悉く絶ん二二又汝の家を子バテの子
㉓ ヤラベアムの家の如くなしアヒヤの子バアシヤの家のごとくなすべし是は汝我の怒
二三 を惹起しイスラエルをして罪を犯させたるに因てなり二三イゼベルに關てエホバ亦語
二四 て言給ふ犬エズレルの濠にてイゼベルを食はん二四アハブに屬する者の邑に死るをば
二五 犬之を食ひ野に死るをば天空の鳥之を食はんと○二五誠にアハブの如くエホバの目の
二六 前に惡をなす事に身をゆだねし者はあらざりき其妻イゼベル之を慫慂たるなり二六彼
はエホバがイスラエルの子孫のまへより逐退けたまひしアモリ人の凡てなしゝ如く
二七 偶像に從ひて甚だ惡むべき事を爲り二七アハブ此等の言を聞ける時其衣を裂き粗麻布
二八 を體にまとひ食を斷ち粗麻布に臥し遲々に歩行り二八茲にエホバの言テシベ人エリヤ
二九 に臨みて言ふ二九汝アハブの我前に卑下るを見るや彼わがまへに卑下るに緣て我災害
を彼の世に降さずして其子の世に災害を彼の家に降すべし

二十二章

一 一スリアとイスラエルの間に戰爭なくして三年を經たり二第三年にユダの
王ヨシヤバテイスラエルの王の所に降れり三イスラエルの王其臣僕に言けるはギレ
アデのラモテは我等の所有なるを汝等知や然るに我等はスリアの王の手より之を取
ることをせずして默しをるなり四彼ヨシヤバテに言けるは汝我と共にギレアデの

㉓ 王上十二 代下廿二〇九 ㉔ 假令 ㉕ 王下十七 廿一二 ㉖ 王上十八 ㉗ 王上十八 ㉘ 王上十八 ㉙ 王上十八 ㉚ 王上十八 ㉛ 王上十八 ㉜ 王上十八 ㉝ 王上十八 ㉞ 王上十八 ㉟ 王上十八 ㊱ 王上十八 ㊲ 王上十八 ㊳ 王上十八 ㊴ 王上十八 ㊵ 王上十八 ㊶ 王上十八 ㊷ 王上十八 ㊸ 王上十八 ㊹ 王上十八 ㊺ 王上十八 ㊻ 王上十八 ㊼ 王上十八 ㊽ 王上十八 ㊾ 王上十八 ㊿ 王上十八 (一) 王上十八 (二) 王上十八 (三) 王上十八 (四) 王上十八 (五) 王上十八 (六) 王上十八 (七) 王上十八 (八) 王上十八 (九) 王上十八 (十) 王上十八 (十一) 王上十八 (十二) 王上十八 (十三) 王上十八 (十四) 王上十八 (十五) 王上十八 (十六) 王上十八 (十七) 王上十八 (十八) 王上十八 (十九) 王上十八 (二十) 王上十八 (二十一) 王上十八 (二十二) 王上十八 (二十三) 王上十八 (二十四) 王上十八 (二十五) 王上十八 (二十六) 王上十八 (二十七) 王上十八 (二十八) 王上十八 (二十九) 王上十八 (三十) 王上十八 (三十一) 王上十八 (三十二) 王上十八 (三十三) 王上十八 (三十四) 王上十八 (三十五) 王上十八 (三十六) 王上十八 (三十七) 王上十八 (三十八) 王上十八 (三十九) 王上十八 (四十) 王上十八 (四十一) 王上十八 (四十二) 王上十八 (四十三) 王上十八 (四十四) 王上十八 (四十五) 王上十八 (四十六) 王上十八 (四十七) 王上十八 (四十八) 王上十八 (四十九) 王上十八 (五十) 王上十八 (五十一) 王上十八 (五十二) 王上十八 (五十三) 王上十八 (五十四) 王上十八 (五十五) 王上十八 (五十六) 王上十八 (五十七) 王上十八 (五十八) 王上十八 (五十九) 王上十八 (六十) 王上十八 (六十一) 王上十八 (六十二) 王上十八 (六十三) 王上十八 (六十四) 王上十八 (六十五) 王上十八 (六十六) 王上十八 (六十七) 王上十八 (六十八) 王上十八 (六十九) 王上十八 (七十) 王上十八 (七十一) 王上十八 (七十二) 王上十八 (七十三) 王上十八 (七十四) 王上十八 (七十五) 王上十八 (七十六) 王上十八 (七十七) 王上十八 (七十八) 王上十八 (七十九) 王上十八 (八十) 王上十八 (八十一) 王上十八 (八十二) 王上十八 (八十三) 王上十八 (八十四) 王上十八 (八十五) 王上十八 (八十六) 王上十八 (八十七) 王上十八 (八十八) 王上十八 (八十九) 王上十八 (九十) 王上十八 (九十一) 王上十八 (九十二) 王上十八 (九十三) 王上十八 (九十四) 王上十八 (九十五) 王上十八 (九十六) 王上十八 (九十七) 王上十八 (九十八) 王上十八 (九十九) 王上十八 (一百) 王上十八 (一百一) 王上十八 (一百二) 王上十八 (一百三) 王上十八 (一百四) 王上十八 (一百五) 王上十八 (一百六) 王上十八 (一百七) 王上十八 (一百八) 王上十八 (一百九) 王上十八 (一百十) 王上十八 (一百十一) 王上十八 (一百十二) 王上十八 (一百十三) 王上十八 (一百十四) 王上十八 (一百十五) 王上十八 (一百十六) 王上十八 (一百十七) 王上十八 (一百十八) 王上十八 (一百十九) 王上十八 (一百二十) 王上十八 (一百二十一) 王上十八 (一百二十二) 王上十八 (一百二十三) 王上十八 (一百二十四) 王上十八 (一百二十五) 王上十八 (一百二十六) 王上十八 (一百二十七) 王上十八 (一百二十八) 王上十八 (一百二十九) 王上十八 (一百三十) 王上十八 (一百三十一) 王上十八 (一百三十二) 王上十八 (一百三十三) 王上十八 (一百三十四) 王上十八 (一百三十五) 王上十八 (一百三十六) 王上十八 (一百三十七) 王上十八 (一百三十八) 王上十八 (一百三十九) 王上十八 (一百四十) 王上十八 (一百四十一) 王上十八 (一百四十二) 王上十八 (一百四十三) 王上十八 (一百四十四) 王上十八 (一百四十五) 王上十八 (一百四十六) 王上十八 (一百四十七) 王上十八 (一百四十八) 王上十八 (一百四十九) 王上十八 (一百五十) 王上十八 (一百五十一) 王上十八 (一百五十二) 王上十八 (一百五十三) 王上十八 (一百五十四) 王上十八 (一百五十五) 王上十八 (一百五十六) 王上十八 (一百五十七) 王上十八 (一百五十八) 王上十八 (一百五十九) 王上十八 (一百六十) 王上十八 (一百六十一) 王上十八 (一百六十二) 王上十八 (一百六十三) 王上十八 (一百六十四) 王上十八 (一百六十五) 王上十八 (一百六十六) 王上十八 (一百六十七) 王上十八 (一百六十八) 王上十八 (一百六十九) 王上十八 (一百七十) 王上十八 (一百七十一) 王上十八 (一百七十二) 王上十八 (一百七十三) 王上十八 (一百七十四) 王上十八 (一百七十五) 王上十八 (一百七十六) 王上十八 (一百七十七) 王上十八 (一百七十八) 王上十八 (一百七十九) 王上十八 (一百八十) 王上十八 (一百八十一) 王上十八 (一百八十二) 王上十八 (一百八十三) 王上十八 (一百八十四) 王上十八 (一百八十五) 王上十八 (一百八十六) 王上十八 (一百八十七) 王上十八 (一百八十八) 王上十八 (一百八十九) 王上十八 (一百九十) 王上十八 (一百九十一) 王上十八 (一百九十二) 王上十八 (一百九十三) 王上十八 (一百九十四) 王上十八 (一百九十五) 王上十八 (一百九十六) 王上十八 (一百九十七) 王上十八 (一百九十八) 王上十八 (一百九十九) 王上十八 (二百) 王上十八 (二百一) 王上十八 (二百二) 王上十八 (二百三) 王上十八 (二百四) 王上十八 (二百五) 王上十八 (二百六) 王上十八 (二百七) 王上十八 (二百八) 王上十八 (二百九) 王上十八 (二百十) 王上十八 (二百十一) 王上十八 (二百十二) 王上十八 (二百十三) 王上十八 (二百十四) 王上十八 (二百十五) 王上十八 (二百十六) 王上十八 (二百十七) 王上十八 (二百十八) 王上十八 (二百十九) 王上十八 (二百二十) 王上十八 (二百二十一) 王上十八 (二百二十二) 王上十八 (二百二十三) 王上十八 (二百二十四) 王上十八 (二百二十五) 王上十八 (二百二十六) 王上十八 (二百二十七) 王上十八 (二百二十八) 王上十八 (二百二十九) 王上十八 (二百三十) 王上十八 (二百三十一) 王上十八 (二百三十二) 王上十八 (二百三十三) 王上十八 (二百三十四) 王上十八 (二百三十五) 王上十八 (二百三十六) 王上十八 (二百三十七) 王上十八 (二百三十八) 王上十八 (二百三十九) 王上十八 (二百四十) 王上十八 (二百四十一) 王上十八 (二百四十二) 王上十八 (二百四十三) 王上十八 (二百四十四) 王上十八 (二百四十五) 王上十八 (二百四十六) 王上十八 (二百四十七) 王上十八 (二百四十八) 王上十八 (二百四十九) 王上十八 (二百五十) 王上十八 (二百五十一) 王上十八 (二百五十二) 王上十八 (二百五十三) 王上十八 (二百五十四) 王上十八 (二百五十五) 王上十八 (二百五十六) 王上十八 (二百五十七) 王上十八 (二百五十八) 王上十八 (二百五十九) 王上十八 (二百六十) 王上十八 (二百六十一) 王上十八 (二百六十二) 王上十八 (二百六十三) 王上十八 (二百六十四) 王上十八 (二百六十五) 王上十八 (二百六十六) 王上十八 (二百六十七) 王上十八 (二百六十八) 王上十八 (二百六十九) 王上十八 (二百七十) 王上十八 (二百七十一) 王上十八 (二百七十二) 王上十八 (二百七十三) 王上十八 (二百七十四) 王上十八 (二百七十五) 王上十八 (二百七十六) 王上十八 (二百七十七) 王上十八 (二百七十八) 王上十八 (二百七十九) 王上十八 (二百八十) 王上十八 (二百八十一) 王上十八 (二百八十二) 王上十八 (二百八十三) 王上十八 (二百八十四) 王上十八 (二百八十五) 王上十八 (二百八十六) 王上十八 (二百八十七) 王上十八 (二百八十八) 王上十八 (二百八十九) 王上十八 (二百九十) 王上十八 (二百九十一) 王上十八 (二百九十二) 王上十八 (二百九十三) 王上十八 (二百九十四) 王上十八 (二百九十五) 王上十八 (二百九十六) 王上十八 (二百九十七) 王上十八 (二百九十八) 王上十八 (二百九十九) 王上十八 (三百) 王上十八 (三百一) 王上十八 (三百二) 王上十八 (三百三) 王上十八 (三百四) 王上十八 (三百五) 王上十八 (三百六) 王上十八 (三百七) 王上十八 (三百八) 王上十八 (三百九) 王上十八 (三百十) 王上十八 (三百十一) 王上十八 (三百十二) 王上十八 (三百十三) 王上十八 (三百十四) 王上十八 (三百十五) 王上十八 (三百十六) 王上十八 (三百十七) 王上十八 (三百十八) 王上十八 (三百十九) 王上十八 (三百二十) 王上十八 (三百二十一) 王上十八 (三百二十二) 王上十八 (三百二十三) 王上十八 (三百二十四) 王上十八 (三百二十五) 王上十八 (三百二十六) 王上十八 (三百二十七) 王上十八 (三百二十八) 王上十八 (三百二十九) 王上十八 (三百三十) 王上十八 (三百三十一) 王上十八 (三百三十二) 王上十八 (三百三十三) 王上十八 (三百三十四) 王上十八 (三百三十五) 王上十八 (三百三十六) 王上十八 (三百三十七) 王上十八 (三百三十八) 王上十八 (三百三十九) 王上十八 (三百四十) 王上十八 (三百四十一) 王上十八 (三百四十二) 王上十八 (三百四十三) 王上十八 (三百四十四) 王上十八 (三百四十五) 王上十八 (三百四十六) 王上十八 (三百四十七) 王上十八 (三百四十八) 王上十八 (三百四十九) 王上十八 (三百五十) 王上十八 (三百五十一) 王上十八 (三百五十二) 王上十八 (三百五十三) 王上十八 (三百五十四) 王上十八 (三百五十五) 王上十八 (三百五十六) 王上十八 (三百五十七) 王上十八 (三百五十八) 王上十八 (三百五十九) 王上十八 (三百六十) 王上十八 (三百六十一) 王上十八 (三百六十二) 王上十八 (三百六十三) 王上十八 (三百六十四) 王上十八 (三百六十五) 王上十八 (三百六十六) 王上十八 (三百六十七) 王上十八 (三百六十八) 王上十八 (三百六十九) 王上十八 (三百七十) 王上十八 (三百七十一) 王上十八 (三百七十二) 王上十八 (三百七十三) 王上十八 (三百七十四) 王上十八 (三百七十五) 王上十八 (三百七十六) 王上十八 (三百七十七) 王上十八 (三百七十八) 王上十八 (三百七十九) 王上十八 (三百八十) 王上十八 (三百八十一) 王上十八 (三百八十二) 王上十八 (三百八十三) 王上十八 (三百八十四) 王上十八 (三百八十五) 王上十八 (三百八十六) 王上十八 (三百八十七) 王上十八 (三百八十八) 王上十八 (三百八十九) 王上十八 (三百九十) 王上十八 (三百九十一) 王上十八 (三百九十二) 王上十八 (三百九十三) 王上十八 (三百九十四) 王上十八 (三百九十五) 王上十八 (三百九十六) 王上十八 (三百九十七) 王上十八 (三百九十八) 王上十八 (三百九十九) 王上十八 (四百) 王上十八 (四百一) 王上十八 (四百二) 王上十八 (四百三) 王上十八 (四百四) 王上十八 (四百五) 王上十八 (四百六) 王上十八 (四百七) 王上十八 (四百八) 王上十八 (四百九) 王上十八 (四百十) 王上十八 (四百十一) 王上十八 (四百十二) 王上十八 (四百十三) 王上十八 (四百十四) 王上十八 (四百十五) 王上十八 (四百十六) 王上十八 (四百十七) 王上十八 (四百十八) 王上十八 (四百十九) 王上十八 (四百二十) 王上十八 (四百二十一) 王上十八 (四百二十二) 王上十八 (四百二十三) 王上十八 (四百二十四) 王上十八 (四百二十五) 王上十八 (四百二十六) 王上十八 (四百二十七) 王上十八 (四百二十八) 王上十八 (四百二十九) 王上十八 (四百三十) 王上十八 (四百三十一) 王上十八 (四百三十二) 王上十八 (四百三十三) 王上十八 (四百三十四) 王上十八 (四百三十五) 王上十八 (四百三十六) 王上十八 (四百三十七) 王上十八 (四百三十八) 王上十八 (四百三十九) 王上十八 (四百四十) 王上十八 (四百四十一) 王上十八 (四百四十二) 王上十八 (四百四十三) 王上十八 (四百四十四) 王上十八 (四百四十五) 王上十八 (四百四十六) 王上十八 (四百四十七) 王上十八 (四百四十八) 王上十八 (四百四十九) 王上十八 (四百五十) 王上十八 (四百五十一) 王上十八 (四百五十二) 王上十八 (四百五十三) 王上十八 (四百五十四) 王上十八 (四百五十五) 王上十八 (四百五十六) 王上十八 (四百五十七) 王上十八 (四百五十八) 王上十八 (四百五十九) 王上十八 (四百六十) 王上十八 (四百六十一) 王上十八 (四百六十二) 王上十八 (四百六十三) 王上十八 (四百六十四) 王上十八 (四百六十五) 王上十八 (四百六十六) 王上十八 (四百六十七) 王上十八 (四百六十八) 王上十八 (四百六十九) 王上十八 (四百七十) 王上十八 (四百七十一) 王上十八 (四百七十二) 王上十八 (四百七十三) 王上十八 (四百七十四) 王上十八 (四百七十五) 王上十八 (四百七十六) 王上十八 (四百七十七) 王上十八 (四百七十八) 王上十八 (四百七十九) 王上十八 (四百八十) 王上十八 (四百八十一) 王上十八 (四百八十二) 王上十八 (四百八十三) 王上十八 (四百八十四) 王上十八 (四百八十五) 王上十八 (四百八十六) 王上十八 (四百八十七) 王上十八 (四百八十八) 王上十八 (四百八十九) 王上十八 (四百九十) 王上十八 (四百九十一) 王上十八 (四百九十二) 王上十八 (四百九十三) 王上十八 (四百九十四) 王上十八 (四百九十五) 王上十八 (四百九十六) 王上十八 (四百九十七) 王上十八 (四百九十八) 王上十八 (四百九十九) 王上十八 (五百) 王上十八 (五百一) 王上十八 (五百二) 王上十八 (五百三) 王上十八 (五百四) 王上十八 (五百五) 王上十八 (五百六) 王上十八 (五百七) 王上十八 (五百八) 王上十八 (五百九) 王上十八 (五百十) 王上十八 (五百十一) 王上十八 (五百十二) 王上十八 (五百十三) 王上十八 (五百十四) 王上十八 (五百十五) 王上十八 (五百十六) 王上十八 (五百十七) 王上十八 (五百十八) 王上十八 (五百十九) 王上十八 (五百二十) 王上十八 (五百二十一) 王上十八 (五百二十二) 王上十八 (五百二十三) 王上十八 (五百二十四) 王上十八 (五百二十五) 王上十八 (五百二十六) 王上十八 (五百二十七) 王上十八 (五百二十八) 王上十八 (五百二十九) 王上十八 (五百三十) 王上十八 (五百三十一) 王上十八 (五百三十二) 王上十八 (五百三十三) 王上十八 (五百三十四) 王上十八 (五百三十五) 王上十八 (五百三十六) 王上十八 (五百三十七) 王上十八 (五百三十八) 王上十八 (五百三十九) 王上十八 (五百四十) 王上十八 (五百四十一) 王上十八 (五百四十二) 王上十八 (五百四十三) 王上十八 (五百四十四) 王上十八 (五百四十五) 王上十八 (五百四十六) 王上十八 (五百四十七) 王上十八 (五百四十八) 王上十八 (五百四十九) 王上十八 (五百五十) 王上十八 (五百五十一) 王上十八 (五百五十二) 王上十八 (五百五十三) 王上十八 (五百五十四) 王上十八 (五百五十五) 王上十八 (五百五十六) 王上十八 (五百五十七) 王上十八 (五百五十八) 王上十八 (五百五十九) 王上十八 (五百六十) 王上十八 (五百六十一) 王上十八 (五百六十二) 王上十八 (五百六十三) 王上十八 (五百六十四) 王上十八 (五百六十五) 王上十八 (五百六十六) 王上十八 (五百六十七) 王上十八 (五百六十八) 王上十八 (五百六十九) 王上十八 (五百七十) 王上十八 (五百七十一) 王上十八 (五百七十二) 王上十八 (五百七十三) 王上十八 (五百七十四) 王上十八 (五百七十五) 王上十八 (五百七十六) 王上十八 (五百七十七) 王上十八 (五百七十八) 王上十八 (五百七十九) 王上十八 (五百八十) 王上十八 (五百八十一) 王上十八 (五百八十二) 王上十八 (五百八十三) 王上十八 (五百八十四) 王上十八 (五百八十五) 王上十八 (五百八十六) 王上十八 (五百八十七) 王上十八 (五百八十八) 王上十八 (五百八十九) 王上十八 (五百九十) 王上十八 (五百九十一) 王上十八 (五百九十二) 王上十八 (五百九十三) 王上十八 (五百九十四) 王上十八 (五百九十五) 王上十八 (五百九十六) 王上十八 (五百九十七) 王上十八 (五百九十八) 王上十八 (五百九十九) 王上十八 (六百) 王上十八 (六百一) 王上十八 (六百二) 王上十八 (六百三) 王上十八 (六百四) 王上十八 (六百五) 王上十八 (六百六) 王上十八 (六百七) 王上十八 (六百八) 王上十八 (六百九) 王上十八 (六百十) 王上十八 (六百十一) 王上十八 (六百十二) 王上十八 (六百十三) 王上十八 (六百十四) 王上十八 (六百十五) 王上十八 (六百十六) 王上十八 (六百十七) 王上十八 (六百十八) 王上十八 (六百十九) 王上十八 (六百二十) 王上十八 (六百二十一) 王上十八 (六百二十二) 王上十八 (六百二十三) 王上十八 (六百二十四) 王上十八 (六百二十五) 王上十八 (六百二十六) 王上十八 (六百二十七) 王上十八 (六百二十八) 王上十八 (六百二十九) 王上十八 (六百三十) 王上十八 (六百三十一) 王上十八 (六百三十二) 王上十八 (六百三十三) 王上十八 (六百三十四) 王上十八 (六百三十五) 王上十八 (六百三十六) 王上十八 (六百三十七) 王上十八 (六百三十八) 王上十八 (六百三十九) 王上十八 (六百四十) 王上十八 (六百四十一) 王上十八 (六百四十二) 王上十八 (六百四十三) 王上十八 (六百四十四) 王上十八 (六百四十五) 王上十八 (六百四十六) 王上十八 (六百四十七) 王上十八 (六百四十八) 王上十八 (六百四十九) 王上十八 (六百五十) 王上十八 (六百五十一) 王上十八 (六百五十二) 王上十八 (六百五十三) 王上十八 (六百五十四) 王上十八 (六百五十五) 王上十八 (六百五十六) 王上十八 (六百五十七) 王上十八 (六百五十八) 王上十八 (六百五十九) 王上十八 (六百六十) 王上十八 (六百六十一) 王上十八 (六百六十二) 王上十八 (六百六十三) 王上十八 (六百六十四) 王上十八 (六百六十五) 王上十八 (六百六十六) 王上十八 (六百六十七) 王上十八 (六百六十八) 王上十八 (六百六十九) 王上十八 (六百七十) 王上十八 (六百七十一) 王上十八 (六百七十二) 王上十八 (六百七十三) 王上十八 (六百七十四) 王上十八 (六百七十五) 王上十八 (六百七十六) 王上十八 (六百七十七) 王上十八 (六百七十八) 王上十八 (六百七十九) 王上十八 (六百八十) 王上十八 (六百八十一) 王上十八 (六百八十二) 王上十八 (六百八十三) 王上十八 (六百八十四) 王上十八 (六百八十五) 王上十八 (六百八十六) 王上十八 (六百八十七) 王上十八 (六百八十八) 王上十八 (六百八十九) 王上十八 (六百九十) 王上十八 (六百九十一) 王上十八 (六百九十二) 王上十八 (六百九十三) 王上十八 (六百九十四) 王上十八 (六百九十五) 王上十八 (六百九十六) 王上十八 (六百九十七) 王上十八 (六百九十八) 王上十八 (六百九十九) 王上十八 (六百七十五)

ラモテに戰にゆくやヨシヤバテイスラエルの王に言けるは我は汝のごとくわが民
は汝の民の如くわが馬は汝の馬の如しと五ヨシヤバテ
ふ今日エホバの言を問へ六是において
言けるは我ギレアデのラモテに戰にゆくべきや又は罷べきや彼等曰けるは上るべ
し主之を王の手に付したまふべしと七ヨシヤバテ
ホバの預言者此にあらざるや八イスラエルの王ヨシヤ
子ミカヤ一人あり之に由てエホバに問ふことを得ん然ど彼は我に關て善事を預言せ
ず唯惡事のみを預言すれば我彼を惡むなりとヨシヤバテ曰けるは王然言たまふなか
れと九是によりてイスラエルの王一箇の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らし
めよと言り十イスラエルの王およびユダの王ヨシヤバテ朝衣を着てサマリアの門
の入口の廣場に各其位に坐しゐたり預言者は皆其前に預言せり十一ケナアナの子ゼデ
キヤ鐵の角を造りて言けるはエホバ斯言たまふ汝是等を以てスリア人を牴觸て之を
盡すべしと○十二預言者皆斯預言して言ふギレアデのラモテに上りて勝利を獲たまへ
十三エホバ之を王の手に付したまふべしと十三茲にミカヤを召んとて往たる使者之に語り
て言けるは預言者等の言一の口の如くにして王に善し請ふ汝の言を彼等の一人の言
の如くならしめて善事を言へと十四ミカヤ曰けるはエホバは生くエホバの我に言たま
ふ事は我之を言んと十五かくて彼王に至るに王彼に言けるはミカヤよ我等ギレアデの
ラモテに戰に往くべきや又は罷べきや彼王に言けるは上りて勝利を得たまへエホ
バ之を王の手に付したまふべしと十六王彼に言けるは我幾度汝を誓はせたらば汝エホ
バの名を以て唯眞實のみを我に告るや十七彼言けるは我イスラエルの皆牧者なき羊の

五 ヨシヤバテ 六 ヨシヤバテ 七 ヨシヤバテ 八 ヨシヤバテ 九 ヨシヤバテ 十 ヨシヤバテ 十一 ヨシヤバテ 十二 ヨシヤバテ 十三 ヨシヤバテ 十四 ヨシヤバテ 十五 ヨシヤバテ 十六 ヨシヤバテ 十七 ヨシヤバテ

盟を結んだこと代下十八〇二

(三) 商業の失敗代下廿〇舟五〜舟七

㋑ 申四〇 四十三 ㋺ 士二〇 註 ㋩ 「先づ」とも譯せる ㋥ 代下十八〇、四〜十一 メアル 巴力の預言者ではなくとも眞の預言者でもなかつた ㋭ シヤバテ 約沙法は亞哈の預言者等も眞實に耶和華の預言者でなからうと認めて心配して居たらしい ㋬ 王上廿二 五〇二 ㋮ 王上廿二 〇舟五 ㋯ 舟後十 十九 ㋰ 亞一〇十 八〜廿一 ㋱ 敵を攻める武具の印 ㋲ 申廿二 十七 ㋳ 代下十八〇 十二〜廿七 ㋴ 民廿二 〇舟八 ㋵ 士二 〇廿三 〇廿八 ㋶ 士二 〇四 六〜廿七 ㋷ 哥後二 〇十七 〇十 ㋸ 加一 ㋹ 米該亞は諷刺的ってかくいふた、即ち僞預言者の言を引き、嘲笑ふていふた、王は此の事を認めた 十六 見よ

ごとく山に散をるを見たるにエホバ是等の者は主なし各安然に其家に歸るべしと言
たまへりと十八イスラエルの王ヨシヤバテに言けるは我汝に彼は我について善き事を
預言せず唯惡き事のみを預言すと告たるにあらずやと十九ミカヤ言けるは然ば汝エホ
バの言を聽べし我エホバの其位に坐しゐたまひて天の萬軍の其傍に右左に立つを
見たるに二十エホバ言たまひけるは誰かアハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテに
上りて斃れしめんかと則ち一は此の如くせんと言ひ一は彼の如くせんといへり二一遂
に一の靈進み出てエホバの前に立ち我彼を誘はんと言ければ二二エホバ彼に何を以て
するかと言たまふに我出て虛言を言ふ靈となりて其諸の預言者の口にあらんと言り
エホバ言たまひけるは汝は誘ひ亦之を成し遂ん出て然なすべしと二三故に視よエホバ
虛言を言ふ靈を汝の此諸の預言者の口に入たまへり又エホバ汝に關て災禍あらんこ
とを言たまへりと○二四ケナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるはエ
ホバの靈何途より我を離れゆきて汝に語ふや二五ミカヤいひけるは汝奥の間に入て身
を匿す日に見るにいたらん○二六イスラエルの王言けるはミカヤを取て之を邑の宰ア
モンと王の子ヨアシに曳かへりて言ふべし二七王斯言ふ此を牢に置れて苦惱のパンと
苦惱の水を以て之を養ひ我が平安に來るを待てと二八ミカヤ言けるは汝若眞に平安に
歸るならばエホバ我によりて言たまはざりしならん又曰けるは汝等民よ皆聽べし○
かくてイスラエルの王とユダの王ヨシヤバテギレアデのラモテに上れり三十イスラ
エルの王ヨシヤバテに言けるは我裝を改て戰陣の中に入らん然ど汝は王衣を衣るべ
しとイスラエルの王裝を改て戰陣の中にいりぬ三一スリアの王其戰車の長三十二人
に命じて言けるは汝等小者とも大者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王とのみ戰

十八 見よ 十九 ヨシヤバテ 二十 ヨシヤバテ 二一 ヨシヤバテ 二二 ヨシヤバテ 二三 ヨシヤバテ 二四 ヨシヤバテ 二五 ヨシヤバテ 二六 ヨシヤバテ 二七 ヨシヤバテ 二八 ヨシヤバテ 二九 ヨシヤバテ 三十 ヨシヤバテ 三一 ヨシヤバテ

㋻ 譬喩 (士九〇七〜十五 王下十四〇九) ㋼ 伯一 二〇 詩百三 〇六 一〇 詩廿三 〇廿 但七 〇十 ㋽ 但七 〇一〇 詩一〇 〇九 廿六 ㋾ 神は如何して罪を赦し給ふたかといへば此の間題は亞哈の一身上に限られず、神の永遠の御政治に於て一時に罪惡を行ふことを許し給ふ必要があつたからである、辭〜惡魔また罪 ㋿ 士九〇 廿三 伯十二 〇十六 ㌀ 士九〇 廿三 哥前十六 ㌁ 士二 〇九 撒後二〇 九〜十二 ㌂ 哥後二 〇十 〇十九 〇九 伯一、六 四 神は當分の間惡魔の惡策を許し給ふことがあるが、其の義なる御目的〇舟四は遂に明白になる時がある ㌃ 代下十八 〇廿三 ㌄ 王上廿二 〇舟 ㌅ 代下十八 一〇三 ㌆ 申十八 〇廿二 廿〜廿二 ㌇ 王上廿二 〇廿四 ㌈ 代下十八〇 廿八〜舟四 ㌉ 哥後一 〇十 ㌊ 王上廿二 〇廿四

三三 へと三戰車の長等ヨシャパテを見て是必ずイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐ
三四 らして之と戰はんとしければヨシャパテ號呼れり三戰車の長彼がイスラエルの王
にあらざるを見しかば之を追ふことをやめて返れり三四茲に一箇の人偶然弓を挽て
イスラエルの王の胸當と艄摺の間を射たりければ彼其御者に言けるは我傷を受たれ
三五 ば汝の手を旋して我を軍中より出すべしと三五是日戰爭嚴くなりぬ王は車の中に扶持
三六 られて立ちスリア人に對ひをりしが晩景にいたりて死たり創の血車の中に流る三六日
三七 の沒る頃軍中に呼りて曰ふあり各其邑に各其鄕に歸るべしと三七王死て攜られてサ
三八 マリアに至りたれば衆人王をサマリアに葬れり三八又其車をサマリアの池に濯ひける
三九 に犬其血を舐たり又遊女其所に身をあらへりエホバの言たまへる言の如し三九アハブ
の其餘の行爲と凡て其爲たる事と其建たる象牙の家と其建たる諸の邑はイスラエル
四十 の王の歷代志の書に記載るにあらずや四十アハブ其父祖と共に寢りて其子アハジア之
四一 にかはりて王となれり○四一アサの子ヨシャパテイスラエルの王アハブの第四年にユ
四二 ダの王となれり四二ヨシャパテ王となりし時三十五歲なりしがエルサレムにおいて二
四三 十五年王たりき其母の名はアズバといひてシルヒの女なり四三ヨシャパテ其父アサの
四四 諸の道に歩行み轉て之を離れずエホバの目に適ふ事をなせり但し崇邱は除かざり
四五 き民尙崇邱に犧牲を獻げ香を焚り四四ヨシャパテイスラエルの王と和好を結べり四五
四六 ヨシャパテの其餘の行爲と其なせる功績および如何に戰爭をなしかはユダの王の
四七 歷代志の書に記載るにあらずや四六彼其父アサの世に尙ほありし彼の男色を行ふ者の
四八 殘餘を國の中より逐はらへり四七當時エドムには王なくして代官王たりき四八ヨシャハ
テタルシヽの船を造りて金を取ためにオフルに往しめんとしたりしが其船エジオン、

㊀ 契約を守り給ふ耶和華は其の絶叫をきゝて救ひ給ふ ○代下十八一 註 ㊁ 戰車を轉して ㊂ 十七の預言の通り ㊃ ○王上廿一十九 ㊄ 「其處で鎧を洗へり」とも譯せる ㊅ ○王上廿一十九 ㊆ 代下廿一七 ㊇ ○王上十四 註 ㊈ 代下十八二、冊三 ㊉ ○王上十四十五 ㊊ ○王上十四十四 ㊋ 王下十二三 ○十七 ㊌ 代下十九二 ㊍ 代下十八一 ㊎ 代下十七○廿 ㊏ ○王上十四廿四 ㊐ 十五○十二 ㊑ 後に王があつた、 ㊒ 王上十一○十四廿二 代下廿○ 王下八廿 ㊓ 代官は猶太に吩咐けられた ㊔ ○王上十、廿二 ㊕ 大海を航る大船、 代下廿○冊五、冊六 の時以色列の王と協力して大失に往く船を作つた ㊖ ○王上九廿六

四九 ゲベルに壞れたれば遂に往に至らざりき四九是においてアハブの子アハジアヨシャパ
五十 テに言けるはわが僕をして汝の僕と偕に船にて往しめよと然どヨシャパテ聽ざりき
○五十ヨシャパテ其父祖とともに寢りて其父ダビデの城邑に其父祖と共に葬らる其子
五一 ヨラム之に代て王となれり○五一アハブの子アハジアユダの王ヨシャパテの第十七年
五二 にサマリアにてイスラエルの王となり二年イスラエルを治めたり五二彼はエホバの目
のまへに惡をなし其父の道と其母の道およびヨシャパテの子ヤラベアムの道に歩行み
五三 彼のイスラエルに罪を犯させたる子バ
ヤラベアムの道に歩行み五三バアルに事へて之を拜みイスラエルの神エホバの
怒を激せり其父の凡て行へるがごとし

㊀ 代下廿一○一 ㊁ 四十、猶太と以色列との王の名には數世の間能く似たのがあつた、これは約沙法の息子が亞哈の息女を娶つたからであらう ㊂ 耶洗別 ○王上十四廿一 註 ㊃ ○王上十四十六 ㊄ ○王上十五廿六 ㊅ ○王上十六廿二 ㊆ 辭＝神の名

列王紀略上 終

列王紀略下巻緒言

○列王紀略下巻　本書はもと母前、母後、王上、王下と同一本にて「王國記」と稱したのである、故に本書は王國記第四巻であった、王上緒言をよく見よ。

○本書の記事　は列王記略上巻の續篇で、南北兩朝（王上緒言）、即ち猶太と以色列と兩國の次第に衰へゆく哀史である、即ち亞哈王（以色列の）が崩じて後兩國の民は各自國を出でゝ亞述と巴比倫とに捕へられ行くまで、約三百年間の事蹟である。猶太、以色列の敵は南の方埃及と北の方敍利亞、東の方亞述、巴比倫、摩押、亞捫等であった、預言書の緒言を見よ。されば斯かる歷史書の目的は固より萬國史によらず、神と國民との關係を現すだけの歷史、結局國史といはんよりも敎會史といふべきである、王上緒言を見よ。

○本書の著者　預言者耶利米亞が聖靈に導かれ、他の預言者の記述したものを編著し、尙ほ自分の見る所を附加して本書を成したといふは在來の通說である、王上緒言を見よ。

○本書の區分　王上の緒言を見れば王上、王下の歷史は四個の時代に別れて居る（王上緒言の區分を見よ）。（一）所羅門の世王上一＝十一〇。（二）南北に分離した兩王國のとで王上十二〇＝王下十八〇、始め兩國は互に爭ひ、其の後幾分和親した、巴力敎が行はれまた以利亞と以列沙との動作も長く力を及ぼしたのである。然しまた南北は鉾を交へて互に勝敗あり、南部（猶太國）に於ては約轄等の改革行はれしが、北部（以色列國）に於ては耶羅破暗第二世四十二年間王國を統御したるに拘らず、同是偶像禮拜を行ひ、それから以色列全國民が神を棄てゝ偶像を拜み外國の兵力を賴みなどして、國家の衰頽を招き、遂に撒馬尼斯の爲に亞述に捕はれたのである。（三）猶太王國の末路王下十八〇＝廿五〇、希西家王と約西亞王との宗制復古あり王下廿二〇一＝廿三〇廿九、遂に國民墮落し、爲に捕はれて巴比倫に送らるゝに至った王下廿三〇三＝廿五〇卅。

○以列沙と預言者　以列沙及び其奇蹟のことは列王紀略下巻第二章より第十四章に書いてある。以列沙と以利亞とは以色列史の初代に於る有名な預言者であった王上十九＝廿一。以列沙は自己の權能の神より出でたといふことゝ耶和華は活ける神なりといふことを證し、專ら流行せる巴力教を抑制へんが爲に種々の奇跡を行ふたのである王下二〇一＝十八、十九＝廿二、廿三＝廿五、三〇十一＝廿七、四〇一＝七、八＝卅七、卅八＝四十一、四十二＝四十四、五〇一＝十九、廿＝廿七、六〇一＝七、八＝十二、十三＝十七、十八＝廿三、六〇卅二、三十三、七〇一＝廿、八〇七＝十五、九〇一＝十〇廿八、十三〇十四＝十九、廿、廿一。以列沙は神の御榮を顯はすやうに能力を願ふた王下二〇九、其の能力を得んが爲に自己を全く神に獻げたのである王下二〇四、十、十二。

○列王紀略下巻と歷代志略下巻との同記事

王下一〇一、三〇四、五と代下廿〇一＝三、　王下八〇十六＝九〇廿八と代下廿一〇二＝廿二〇九。
王下十〇十一＝十四と代下廿二〇八。　王下十一〇一＝十二〇廿一と代下廿二〇十＝廿四〇廿七。
王下十四〇一＝十六〇七と代下廿五〇一＝廿八〇十九。　王下十五〇廿九と代下廿八〇廿。
王下十六〇八＝廿と代下廿八〇廿一＝廿七。　王下十八〇一＝三と代下廿九〇一、二。
王下十八〇十三と賽卅六〇一。　王下十八〇十四＝十六と代下卅二〇二＝八。
王下廿〇一＝十九と代下卅二〇廿四、賽卅八〇一＝卅九〇八。
王下十八〇十七＝卅七と代下卅二〇九＝十九、賽卅六〇二＝廿二。
王下十九〇一＝五と代下卅二〇廿、賽卅七〇一＝四。　王下十九〇六、七と賽卅七〇六、七。
王下十九〇八＝十九と代下卅二〇十七、賽卅七〇八＝廿。　王下十九〇廿＝卅七と代下卅二〇廿一、賽卅七〇廿一＝卅八。
王下廿〇廿、廿一と代下卅二〇卅二、卅三。　王下廿一〇一＝廿三〇一と代下卅三〇一＝卅四〇卅二。
王下廿三〇廿一＝廿三と代下卅五〇一＝十九。　王下廿三〇廿四＝廿六と代下卅四〇卅三。
王下廿三〇廿八＝卅と代下卅五〇廿＝廿七。　王下廿三〇卅＝卅三と代下卅六〇一＝三。
王下廿三〇卅四＝卅七と代下卅六〇四、五。　王下廿四〇八＝廿と代下卅六〇九＝十六。
王下廿五〇八＝廿一と代下卅六〇十八＝廿一。

○年表　は欄外及び辭解＝年表を見よ。

列王紀略下

一章

一 アハブの死しのち㊀モアブイスラエルにそむけり 二 アハジヤサマリアにある
その樓の欄杆よりおちて病をおこしゝかば使を遣さんとして之にいひけるは往てエ
クロンの神バアル、ゼブブにわがこの病の愈るや否を問べしと 三 時にエホバの使テシ
ベ人エリヤにいひけるは起てサマリア王の使にあひて之に言べし汝等がエクロンの
神バアル、ゼブブに問んとてゆくはイスラエルに神なきがゆゑなるか 四 是によりてエ
ホバかくいふ汝はその登りし牀より下ることなかるべし汝かならず死んとエリヤ乃
ち往り○五使者たちアハジアに返りければアハジア彼等に何故に返りしやといふに
六 かれら之にいひけるは一個の人上りきたりて我等に會ひ我等にいひけるは往てな
んぢらを遣はしゝ王の所にかへり之にいふべしエホバ斯いひたまふなんぢエクロン
の神バアル、ゼブブに問んとて人を遣すはイスラエルに神なきがゆゑなるか然ば汝そ
の登りし牀より下ることなかるべし汝かならず死んと○七アハジア彼等にいひける
はそのぼりきたりて汝等に會ひ此等の言を汝等に告たる人の形狀は如何なりしや
八 彼等對へていひけるはそれは毛深き人にして腰に革の帶をむすび居たり彼いひけ
るはその人はテシベ人エリヤなりと○九是に於て王五十人の長とその五十人をエリ
ヤの所に遣はせり彼エリヤの所に上りゆくに視よエリヤは山の巔に坐し居たりかれ
エリヤにいひけるは神の人よ王いひたまふ下るべしゝエリヤこたへて五十人の長に
十 いひけるはわれもし神の人たらば火天より降りて汝と汝の五十人とを燒盡べしと火
すなはち天より降りてかれとその五十人とを燒盡せり十一アハジアまた他の五十人の
長とその五十人をエリヤに遣せりかれ上りてエリヤにいひけるは神の人よ王かく言

註 ㊀ 王上十六○十八～廿二○一～廿九 ㊁ 廿八～廿二○廿九 ㊂ 大藏の時に取つた國○二 ㊃ 王上廿二○四十五十一～五十三 ㊄ 列後八○十 ㊅ 列前五○十 ㊆ ペリシテ 廿一○九 ㊇ 一書二○八○四 ㊈ 非利士の邑○五 ㊉ はへ 蠅の神又藥の神であつた ㊊ 辭＝天使、是處では神の子の意であらう ㊋ 王上十七○十八～十九、廿一○一 ㊌ 王下二○註 ㊍ 廿十三○四 ㊎ 列前八○十二 ㊏ 王も預言者も其の權威を神にいたゞく○一三、亞撒哩亞王は其の權威を濫用して神を認めず、權威を有つべき者で無かつた、預言者は却て權威を重要にして神に向つて心を全うして居たから王よりも權威があつた ㊐ 路九○、五十四 ㊑ 預言者を辱しめたのみならず、神をも ㊒ 奇跡（前五○ 廿四 王下二○七、八）

ひたまふ速に下るべし十二エリヤ答へて彼にいひけるは我もし神の人たらば火天よ
り降りて汝となんぢの五十人を燒盡すべしと神の火すなはち天より降りてかれとそ
十三 の五十人を燒盡せり○十三かれまた第三の五十人の長とその五十人を遣せり第三の五
十人の長のぼりいたりてエリヤのまへに跪きこれに願ひていひけるは神の人よ願く
はわが生命となんぢの僕なるこの五十人の生命をなんぢの目に貴重き者と見なした
十四 まへ十四視よ火天より降りて前の五十人の長二人とその五十人を燒盡せり然ごわが生
十五 命をば汝の目に貴重き者となしたまへ十五時にエホバの使エリヤに云けるはかれと
もに下れかれをおそるゝことなかれとエリヤすなはち起てかれとゝもに下り王の許
十六 に至り十六之にいひけるはエホバかくいひたまふ汝エクロンの神バアル、ゼブブに問
んとて使者を遣るはイスラエルにその言を問ふべき神なきがゆゑなるか是によりて
十七 汝はその登りし牀より下ることなかるべし汝かならず死んと○十七彼エリヤの言たる
エホバの言の如く死けるが彼に子なかりしかばヨラムこれに代りて王となれり是は
十八 ユダの王ヨシアバテの子ヨラムの二年にあたる十八アハジヤのなしたる其餘の事業は
イスラエルの王の歷代志の書に記載さるゝにあらずや

二章

一 エホバ大風をもてエリヤを天に昇らしめんとしたまふ時エリヤはエリシヤ
ニ とゝもにギルガルより出往りニエリヤエリシヤにいひけるは請ふこゝに止まれエホ
バわれをベテルに遣はしたまふなりとエリシヤいひけるはエホバは活く汝の靈魂は
三 活く我なんぢをはなれじと彼等つひにベテルに下れり三ベテルに在る預言者の徒
エリシヤの許に出きたりて之にいひけるはエホバの今日なんぢの主をなんぢの首の
四 上よりとらんとしたまふを汝知やかれいふ然りわれ知り汝等默すべし四エリヤかれ

註 ㊀ 神の明白なる御業を認めない盲目の王 ㊁ 註 ㊂ 神の預言者の前に居るから ㊃ 神に命けられ、神の聖靈を受けて神の御旨を現すから預言者は「神の人」といはれた ㊄ 得前廿六○廿一 ㊅ 得七十二○十四 ㊆ 三節 註 ㊇ 遣されたる軍兵を神が亡ぼし給はなかつたならば以利亞は恐れる理があつた ㊈ 王下三○一 ㊉ 八○十六 ㊊ エリヤ以利亞の使命は巴力を廢し、エホバ耶和華を崇めさせるのであつた ㊋ 何十 歷八○五十四 ㊌ の如く 民四○五、六 太十一○十四 ㊍ 路一○十一 約一○十一 ㊎ 創五○四 ㊏ 王上十九○廿一 ㊐ 得前一○廿六 ㊑ 王下五、七、二○十五 ㊒ 王上廿二○廿五 ㊓ 生徒の上に先生が居た ㊔ 使二○三

にいひけるはエリシヤよ請ふ汝こゝに止れエホバわれをエリコに遣したまふなりと
エリシヤいふエホバは活くなんぢの靈魂は活く我なんぢを離じとかれらエリコにい
たる五エリコに在る預言者の徒エリシヤに詣りて彼にいひけるはエホバの今日な
んぢの主をなんぢの首の上よりとらんとしたまふを汝知るやエリシヤ言ふ然り知り
汝等默すべしと六エリヤまたかれにいひけるは請ふこゝに止れエホバわれをヨルダ
ンにつかはしたまふなりとかれいふエホバは活くなんぢの靈魂は活くわれ汝をはな
れじと二人進ゆくに七預言者の徒五十人ゆきて遙に立て望め彼等二人はヨルダン
の濱に立けるが八エリヤその外套をとりて之を卷き水をうちけるに此旁と彼旁にわ
かれたれば二人は乾ける土の上をわたれり○九渉りける時エリヤエリシヤにいひけ
るは我が取れてなんぢを離るゝ前に汝わが汝になすべきことを求めよエリシヤいひ
けるはなんぢの靈の二の分の我にをらんことを願ふ十エリヤいひけるは汝難き事を
求む汝もしわが取れてなんぢを離るゝを見ばこの事なんぢにならじ十一彼等進みながら語れる時火の車と火の
なんぢにならじ十一彼等進みながら語れる時火の車と火の馬あらはれて二人を隔てた
りエリヤは大風にのりて天に昇れり○十二エリシヤ見てわが父わが父イスラエルの兵
車よその騎兵よと叫びしが再びかれを見ざりき是においてエリシヤその衣をとらへ
て之を二片に裂き十三エリヤの身よりおちたるその外套をとりあげ返りてヨルダンの
岸に立ち十四エリヤの身よりおちたる外套をとりて水をうちエリヤの神エホバはいづ
くにいますやと言ひ而して己も水をうちけるに水此旁と彼旁に分れたればエリシヤ
すなはち渡れり十五エリコにある預言者の徒對岸にありて彼を見て言けるはエリヤの
靈エリシヤの上にとゞまるとかれら來りてかれを迎へその前に地に伏て○十六かれに

㊀ 奇跡（創五〇 王下三〇 十六＝廿） ㊁ 聖靈（創一〇 代上十二 二＝ 十八） ㊂ 申廿一〇 七 即ち長子の分（預言者の職務）を與へ給へといふ善祈禱であつて利己主義でない、エリヤ以利亞は神の御榮光の爲に動いて居た 路十一、十三 註 ㊃ 其の通り 賜 り給ふた耶蘇を見て 即ち確く耶蘇の賜生を信じて居る人は力があり、信じない人は信者でない ㊄ 王下六〇十七 ㊅ 戰車 羅十九 ㊆ 熾は歸る以利亞の力の儀 又代る以利砂の受くべき權能の型だといふてもよい ㊇ 創五〇 來十一 撒四〇十四＝十七 ㊈ 王下十三 二＝ 四十四 以利亞は兵力よりも力があつた ㊉ 非常に物事に感動した時の表狀 ㊊ 預言者の權威の表示 王下二〇 十九 以利亞は八度奇

いひけるは僕等に勇力者五十人あり請ふかれらをして往てなんぢの主を尋ねしめよ
恐くはエホバの靈かれを曳あげてこれを或山か或谷に放ちしならんとエリシヤ遣す
なかれと言けれども十七かれら彼の愧るまでに強ければすなはち遣せといへり是に於
てかれら五十人の者を遣しけるが三日の間たづねたれども彼を看いださゞりしかば
十八エリシヤの尙エリコに止れる時かれら返りてかれの許にいたりしにエリシヤかれ
らに言けるはわれ往ことなかれと汝等にいひしにあらずやと○十九邑の人々エリシヤ
にいひけるは視よ吾主の見たまふごとく此邑の建る處は善しされど水あしくしてこ
の地流產をおこす二十かれ言けるは新しき皿に鹽を盛て我に持來れよと乃ちもちき
たりければ二一彼いでゝ水の源に至り鹽を其處になげ入ていひけるはエホバかくいひ
たまふわれこの水を愈す是處よりして重て死あるひは流產おこらじと二二其水すなは
ちエリシヤのいひし如くに愈て今日にいたる○二三かれそこよりベテルに上りしが上
りて途にありけるとき小童等邑よりいでゝ彼を嘲り彼にむかひて禿首よのぼれ禿首
よのぼれといひければ二四かれ回顧りてかれらをみエホバの名をもてかれらを呪詛ひ
ければ林の中より二頭の牝熊出てその童子輩の中四十二人をさきたり二五かれ此處よ
りカルメル山にゆき其處よりサマリアにかへれり

三章

一ユダの王ヨシヤバテの十八年にアハブの子ヨラムサマリアにありてイスラ
エルを治め十二年位にありき二かれはエホバの目のまへに惡をなしかどもその父
母の如くはあらざりきそは彼その父の造りしバアルの像を除きたればなり三されど
彼はかのイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムの罪を行ひつゞけて之
をはなれざりき○四モアブの王メシヤは羊を有つ者にして十萬の羔と十萬の牡羊

㊀ 奇跡（創五〇 王下三〇 十六＝廿） ㊁ 聖靈（創一〇 代上十二 二＝ 十八） ㊂ 申廿一〇 七 即ち長子の分（預言者の職務）を與へ給へといふ善祈禱であつて利己主義でない、エリヤ以利亞は神の御榮光の爲に動いて居た 路十一、十三 註 ㊃ 其の通り 賜 り給ふた耶蘇を見て 即ち確く耶蘇の賜生を信じて居る人は力があり、信じない人は信者でない ㊄ 王下六〇十七 ㊅ 戰車 羅十九 ㊆ 熾は歸る以利亞の力の儀 又代る以利砂の受くべき權能の型だといふてもよい ㊇ 創五〇 來十一 撒四〇十四＝十七 ㊈ 王下十三 二＝ 四十四 以利亞は兵力よりも力があつた ㊉ 非常に物事に感動した時の表狀 ㊊ 預言者の權威の表示 王下二〇 十九 以利亞は八度奇

跡を行ふた、即ち 王上十七〇 一、十四、 エリシヤ 二十 十八〇 舟八、 王下一〇。 四十五 十、十二 以列
沙は十六度行ふた 王下二〇 十四、廿 五〇一＝六、十六、舟 二十七 六〇六、十七、 十三〇 十八、二十 廿一 ㊁ 聖靈 創一 代上十二 〇十八 ㊂ 王下四〇 四十一 出十 五〇 廿、鹽は聖靈の儀型である、水を敎とし聖靈が含まれた（感インスピレイション應）敎でなければ毒である ㊃ 奇跡 創五〇 王下三〇 廿四 十六＝廿 ㊄ 以色列 イスラエル が犢牛を拜んだ場所 王上十二 〇廿六＝ 舟 ㊅ 早く禿頭になつた、以列砂は此の時から五十年生きた、癩病の禿頭の意なら少年は惡口であつた ㊆ 以利亞の昇天の事ならば不敬なことないふて神を瀆す ㊇ 王下一 〇十七 ㊈ 耶洗別 ㊉ 王上十六〇 舟一、舟二 ㊊ 王上十二〇廿 八、舟一、舟二 十四〇 十六 モアブ ㊋ 摩押の石碑は明治二年に

の毛とをイスラエルの王に納めをりしが五アハブの死しのちモアブの王はイスラエ
六ルの王にそむけり○六是に於てヨラム王其時サマリアを出てイスラエル人をことご
七とく集めまた往て人をユダの王ヨシヤパテに遣していはしむモアブの王われに背
けり汝われと丶もにモアブに攻ゆくやと彼いひけるは我上らん我は汝の如くわが
八民はなんぢの民のごとくまたわが馬は汝の馬の如しと八ヨラムいひけるは我等いづ
九れの路より上らんか彼いふエドムの曠野の途よりせんと○九イスラエルの王すなは
ちユダの王およびエドムの王と共に出ゆきけるが行めぐること七日路にして軍勢と
十これに次たがふ家畜の飲むべき水なかりしかば十イスラエルの王いひけるは嗚呼エ
十一ホバこの三人の王をモアブの手にわたさんと召し集めたまへりと十一ヨシヤパテいひ
けるは我等が由てエホバに問ふべきエホバの預言者此にあらざるやとイスラエルの
十二王の臣僕の一人答へていふエリヤの手に水をそゝぎたるシヤパテの子エリシヤ此に
あり十二ヨシヤパテいひけるはエホバの言彼にありとかくてイスラエルの王およびヨ
十三シヤパテとエドムの王かれの許に下りゆきけるに十三エリシヤイスラエルの王に言け
るはわれ汝と何の干與あらんや汝の父の預言者と汝の母の預言者の所にゆくべしと
イスラエルの王かれにいひけるは然ずそはエホバこの三人の王をモアブの手に付さ
十四んとて召集めたまへばなり十四エリシヤ言けるはわが事ふる萬軍のエホバは活く我ユ
ダの王ヨシヤパテのためにするにあらずばかならず汝を顧ず汝を見ざらんものを
十五今樂人をわれにつれ來れと而して樂人の樂をなすにおよびてエホバの手かれに臨
十六みて十六彼いひけるはエホバかくいひたまふ此谷に許多の溝を設けよ十七それエホバか
十七く言ひたまふ汝等風を見ず雨をも見ざるに此谷に水盈て汝等と汝等の家畜および汝

モアブ摩押の易本といふ處で發見された、其の碑に依れば米沙は以色列の軛絆を逃れた
㋑ 王上廿二 二〇二 ㋺ 代下廿 一〇一 ㋩ 王上廿 二〇四 ㋥ 王上廿 二〇四 ㋭ 王上廿二 四十七 ㋬ 王上廿二 二〇七 ㋮ 耶 あたりまへ 普通の路は直に約但川を渉つて摩押に入るのである ㋯ 王上廿二 二〇七 ㋰ 耶 エリヤ 以利亞の僕に爲つて居った ㋱ 王下二 〇廿五 ㋲ 王上十八 〇十九 ㋳ 王下五 七〇一 ㋴ 王上十 〇十六 ㋵ 餘 イスラエル 以色列の王が惡い事をして居たから、二節を見よ、又六章をも見よ ㋶ 母前十 〇五 ㋷ 一三〇十四、一八〇 廿三〇 ㋸ 〇三 二十二 ㋹ 神は水を與へ給ふけれども人は其の水を受くるために溝を設けなければならん、食物を與へたまふは神なれども人は食物を口に送らなければならんのに同じ

十八等の獸飲ことを得ん十八然るも是はエホバの目には瑣細き事なりエホバモアブ人をも
十九汝等の手にわたしたまはん十九汝等は保障ある諸の邑と諸の美しき邑とを擊ち諸の佳
二十樹を斫倒し諸の水の井を塞ぎ石をもて諸の善地を壞ふにいたらん二十かくて朝におよ
二一びて供物を獻ぐる時に水エドムの途より流れきたりて水國に充つ○二一偖またモアブ
人はみな王等の己に攻のぼれるを聞しかば甲を着ることを得る以上の者を盡く集め
二二てその境に備へしが二二朝はやく興いでしに水の上に日昇りゐて對面の水血の如くに
二三赤かりければモアブ人これを見て二三いひけるはこれ乃ち血なり王たち戰ひて死た
二四るならん互に相擊たるなるべし然ばモアブよ掠取に行けと二四而してモアブ人イスラ
エルの陣營に至るにイスラエル人起てこれを擊たればすなはちその前より逃はしれ
二五り是においてイスラエル人進みてモアブ人を擊てその國にいり二五その邑々を擊犯し
各々石を諸の善地に投てこれに塡し水の井をことゴ〳〵く塞ぎ佳樹をことゴ〳〵く斫た
二六ふし唯キル、ハラセテにその石をのこし丶のみなるに至る但し石を投るもの周りあ
るきてこれを擊り○二六モアブ王戰鬪の手いたくして當りがたきを見て劍を拔く者七
二七百人をひきゐてエドム王の所にまで衝きいたらんとせしが遂に果さゞりしかば二七己
の位を繼べきその長子をとりてこれを石垣の上にさゝげて燔祭となしたり是に於て
イスラエルに大なる憤怒おこりぬ彼等すなはちかれをすて丶その國に歸れり

四章

一 預言者の徒の妻の中なる一人の婦人エリシヤに呼はりていひけるは汝の僕
なるわが夫死りなんぢの僕のエホバを畏れしことはなんぢの知ることろなり今債主
二きたりてわが二人の子をとりて奴僕となさんとすとニエリシヤ之にいひけるはわれ
なんぢの爲に何をなすべきや汝の家に如何なる物あるかわれに告よ彼いひけるは

㋐ 生命の本源である、其の水を造つた神の民を養はない井戸 ㋑ 神の民を助けない麥畑を害ふ ㋒ 耶路撒冷で朝の犧牲を獻ぐる時 サレム
といふわけであらう 王上十八 〇廿六 ㋓ 奇跡 創五〇 王下四〇 廿四 二七 ㋔ 以東は「赤い」といふ意。或は光線の反射が見えたかも知れない ㋕ 〇七 民十六 廿一 廿六 ㋖ 耶四十八〇 モアブ摩押の首都であつた ㋗ 多分摩押の基抹といふ神、昔時或る國民は人を犧牲としてこの神を祭つた ㋘ 見る者は以色列に對して怒つて居たに相違ない ㋙ 註 利廿五〇 廿九 五十五 イスラエル

僅少の油のほかは汝の婢の家に有ものなし三彼いひけるは往て外より鄰の人々より器を借よ空たる器を借るべし少許を借るなかれ四而してなんぢ入て汝の子等とゝもに戸の内に閉こもりそのすべての器に油をつぎてその盈るところの者をとりのけおくべし五婦人すなはち彼を離れて去りその子等とゝもに戸の内に閉こもり子等のもちきたる器に油をつぎたりしが六器のみな盈たるときその子にむかひ尚われに器をもちきたれといひけるに器はもはやあらずといひたればその油すなはち止る七是においてその婦神の人にいたりてかくと告ければかれいふ往て油をうりてその負債をつくのひその餘分をもて汝と汝の子等生計をなすべしと八一日エリシヤシユヲムにゆきしに其所に一人の大なる婦人ありてしきりにこれに食をすゝめたれば彼かしこを過る毎にそこに入て食をなせり九茲にその婦人夫にいひけるは視よ此つねにわれらを過る人は我これを見るに神の聖き人なり十請ふ小き室を石垣の上につくりそこに臥床と案と榻と燭臺をかれのために備へん彼われらに至る時はそこに入るべしと十一かくてのちある日エリシヤそこに至りその室に入てそこに臥たりしが十二その前僕ゲハジにむかひ彼のシユナミ人を召きたれといへり彼かの婦人を召たればその前にきたりて立つに十三エリシヤゲハジにいひけるは彼にかく言へ汝かく懇に我等のために意を用う、汝のために何をなすべきや王または軍勢の長に汝のことを告られんことを望むかと彼答へてわれはわが民の中にをるなりといふ十四エリシヤいひけるは然ば彼のために何をなすべきやゲハジ答へけるは誠にかれは子なくその夫は老たりと十五是においてエリシヤかれを召といひければこれを呼に來りて戸口に立たればエリシヤいふ明る年の今頃汝子を抱くあらん彼いひけるはいなわが主神の人よなんぢの婢をあざむきたまふなかれと十七かくて婦つひに孕みて明年にいたりてエリシヤのいへるその頃に子を生り○十八その子育ちてある日刈穫人の所にいでゆきてその父にいたりしが十九父にわが首わが首といひたれば父少者に彼を母のもとに負ゆけと言り二十すなはちこれを負て母にいたりしに午まで母の膝に坐り居て遂に死たれば二一母のぼりゆきてこれを神の人の臥床の上に置きこれをとぢこめて出で二二その夫をよびていひけるは請ふ一人の僕と一頭の驢馬を我につかはせ我神の人の許にはせゆきて歸らんと二三夫いふ何故に汝は今日かれにいたらんとするや今日は朔日にもあらず安息日にもあらざるなり彼いひけるは宜しと二四婦すなはち驢馬に鞍おきてその僕にいひけるは驅て進め吾が命ずることなくば我が騎すゝむることに緩漫あらしめざれと○二五つひにカルメル山にゆきて神の人にいたるに神の人遙にかれの來るを見て僕ゲハジにいひけるは視よかしこにかのシユナミ人をるへて言へなんぢは平安なるやなんぢの夫はやすらかなるやなんぢの子はやすらかなるやと彼こたへて平安なりといひ二七遂に山にきたりたればゲハジこれを逐ひはらはんとて近りしに神の人いひけるは容しおけ彼は心の中に苦あるなりまたエホバその事を我にかくしていまだわれに告たまはざるなり二八婦いひけるはわれわが主に子を求めしやわれをあざむきたまふなかれとわれは言ざりしや二九エリシヤすなはちゲハジにいひけるは手にもちて行け誰に逢も禮をなすべからず又なんぢに禮をなす者あるともそれに答ふることなかれわが杖をかの子の面の上におけよと三十その子の母いひけるはエホバは活くなんぢの靈魂は生く我は汝を離れじと是をもてエリシヤつひに起て婦に從ひ

(イ) 神の恩惠を受けたいならば己を空しくせねばならぬ (ロ) 奇跡 (創五〇、王下五〇、十二十四)、聖靈の入り給ふ處の者がある以上は入って來給ふ (ハ) 油は聖靈の儀型である、神より受けたる聖靈に依って潔められ、傳道せらるゝ、即ち神に對して爲すべき義理を盡す (ニ) 母前廿一〇 (ホ) 母前廿五〇二 (ヘ) 出三一〇 (ト) 母前廿三〇 (チ) 母後十九〇舟二 (リ) 預言者は贅澤な物を要せぬ (ヌ) 預言者は王よりも名高く、權威と力とある者であった (ル) 子供の出來ないのは恥辱のやうに思はれた (ヲ) 創十八〇、十四、「時になると」といふ譯もある

三一 行ぬ 三二 ゲハジはかれらに先だちゆきて杖をかの子の面の上に置たるが聲もなく聞も
三二 せざりしかばかへりきたりてエリシヤに逢てこれに子いまだ目をさまさずと言ふ 三三
三三 エリシヤこゝにおいて家に入て視に子は死ておのれの臥床の上に臥てあれば 三三 すな
三四 はち入り戸をとぢて二人内にをりてエホバに祈り 三四 而してエリシヤ上りて子の上に
三五 伏し己が口をその口におのが目をその目に己が手をその手の上にあて身をもてその
子を掩しに子の身體やうやく温まり來る 三五 かくしてエリシヤかへり來て家の内に其
處此處とあゆみをり又のぼりて身をもて子をおほひしに子七度嚏して目をひらきし
三六 三七 かばゲハジを呼てかのシュナミ人をよべと言ければすなはちこれを呼り 三七 彼入來
りしかばエリシヤなんぢの子を取ゆけと言りかれすなはち入りてエリシヤの足下に
三八 伏し地に身をかゞめて其子を取あげて出づ○三八 斯てエリシヤまたギルガルにいたり
しが其地に饑饉あり預言者の徒その前に坐しをる是において彼その僕にいひけるは
三九 大なる釜をすゑて預言者の徒のために羹を煮よと 三九 時に一人田野にゆきて菜蔬を摘
しが野籐のあるを見て其より野瓜を一風呂鋪摘きたりて羹の釜の中に截こみたり其
四十 は皆それを忘らざればなり 四十 斯てこれを盛て人々に食はせんとせしに彼等その羹を
食はんとするにあたりて叫びて嗚呼神の人よ釜の中に死をきたらする者ありといひ
四一 て得食はざりしかば 四一 エリシヤさらば粉をもちきたれといひてこれを釜になげ入れ
四二 て人々に食しめよと言り釜の中にはすなはち害物あらずなりぬ○四二 茲にバアル、シ
盛て人々に食しめよと言り釜の中にはすなはち害物あらずなりぬ○四二 茲にバアル、シ
ヤリシヤより人來り初穂のパンと大麥のパン二十と圃の初物一袋とを神の人の許に
四三 もちいたりたればエリシヤ衆人にあたへて食はしめよと言ふに 四三 その奴僕いひける
は如何にとや我これを百人の前にそのふべきかと然るに彼また言ふ衆人にあたへて

(ゲ) 廿九 註 (ヒ) 太六 可五〇 (ハ) 四十 (ニ) 儀式上からいへばかゝることは汚穢を受くる (ホ) 勿論奇跡であつたが、かくして身體に熱を與へ、また祈禱の應答として此の手段が示されたやうであつた (ヘ) 是は自分の血の循環を盛にする爲である (ト) 潮次と生命が回復された 可七〇 二十五 〇六 (チ) 詩十九 (リ) 王上十七 〇廿三 (ヌ) 〇一 (ル) 王下八、詩 饑饉 (ヲ) 王下二 〇一 胡瓜の類で、多量に食ふと重い長い病を起すことがある (ワ) 出十〇 十七 (カ) 出十五 〇廿五 王下二 〇一 (ヨ) 〇四 (タ) 〇十九 (レ) 詩六〇 十二

四四 食しめよ夫エホバかくしひたまふかれら食ふて尙あます所あらんと 四四 すなはち之を
その前にそなへたればみな食ふてなほ餘せり エホバの言のごとし

五章

一 スリア王の軍勢の長ナアマンはその主君のまへにありて大なる者にしてま
た貴き者なりき是はエホバ曾て彼をもてスリヤに拯救をほどこしたまひしが故なり
二 彼は大勇士なりしが癩病をわづらひ居る 二 昔にスリア人隊を組ていでたりし時にイ
三 スラエルの地より一人の少女を執へゆけり彼ナアマンの妻に事たりしが 三 その女主
にむかひわが主サマリアに居る預言者の前にいまさば善らん者をかれその癩病を痊
四 すならんと言たれば 四 ナアマン入りてその主君に告てイスラエルの地よりきたれる
五 女子斯々語りたりと言ふに 五 スリヤ王いひけるは往よ往よ我イスラエルの王に書を
おくるべしと是において彼いでゆき金十タラントと銀六千および衣服十襲をたづさ
六 へ 六 イスラエルの王にその書をもちゆけりその文に曰くこの書汝にいたらば視よ我
七 わが臣ナアマンをなんぢに遣はせるなりこは汝にその癩病を痊されんがためなり 七
イスラエルの王その書を讀み衣を裂ていふ我神ならんや 爭か殺すことをなし生すこ
八 とをなしえん然るに此人なんぞ癩病の人を我につかはしてこれを痊さしめんとする
や然ば請ふ汝等彼が如何に我に爭を求むるかを見て知れと○八 茲に神の人エリシヤ
イスラエルの王がその衣を裂たることをきゝ王に言遣しけるは汝何とて汝の衣をさ
九 きしや彼をわがもとにいたらしめよ然ば彼イスラエルに預言者のあることを知にい
たるべし 九 是においてナアマンその馬と車とをしたがへて來りてエリシヤの家の門
十 に立けるに 十 エリシヤ使をこれに遣して言ふ汝ゆきて身をヨルダンに七たび洗へ然
十一 ば汝の肉本にかへりて汝は清く爲べしと 十一 ナアマン怒りて去り言けるは我は彼かな

(ア) 詩九〇 十三 (ヰ) 約六〇 十二 (ヱ) 太十四 〇廿七 (ヒ) 詩六〇 十三 (ハ) 五章に五種の僕のことが書いてある 一、二、八、十三廿 (ホ) 見よ (ヘ) 何程勢力や位地等があつても罪(癩病は罪の儀型)がある 以上は安心は得られない (ト) 上廿二 註 (チ) 利十三〇 詩九〇 の記事と乃慢のことゝを比較して見よ (リ) 八節 (ヌ) 約雅蘭(ヨラム)(また約蘭)であらう (ル) 一タラントは凡そ四千圓 (ヲ) 創四十五 (ワ) 〇二 申廿二 〇廿九 (カ) 〇廿二 (ヨ) 〇八 傳廿九 (タ) 二〇 註 十二 (レ) 〇廿二 申廿二 傳前二、〇六 詩 神の名 (ツ) 創廿一 〇廿八 〇四 深い意味があつた (ネ) 王下四〇 四十一 儀式的の洗ふ事 (ナ) 乃慢の信仰は善かつた、基督に顧ふた軍人の如くあつた 太八〇 五 八

十二 らず我もとにいできたりて立ちその神エホバの名を呼てその所の上に手を動して癩
病を痊すならんと思へり十二ダマスコの河アバナとパルパルはイスラエルのすべての
河水にまさるにあらずや我これらに身を洗ふて清まることを得ざらんやと乃ち身を
十三 めぐらし怒りて去る十三時にその僕等近りてこれにいひけるは我父よ預言者なんぢ
に大なる事をなせと命ずるとも汝はそれを爲ざらんや況て彼なんぢに身を洗ひて清
十四 くなれといふをやと十四是においてナアマン下りゆきて神の人の言のごとくに七たび
十五 ヨルダンに身を洗ひしにその肉本にかへり嬰兒の肉の如くになりて清くなりぬ○十五
かれすなはちその從者どゝもに神の人の許にかへりきたりてその前に立ていふ我い
十六 まイスラエルのほかは全地に神なしと知る然ば請ふ僕より禮物をうけよ十六エリシヤ
いひけるはわが事へまつるエホバは活く肯て禮物をうけじとかれ強て之を受しめん
十七 としたれども遂にこれを辭したり十七ナアマンいひけるは然ば請ふ騾馬に二駄の土を
僕にとらせよ僕は今よりのち他の神には燔祭をも祭品をもさゝげずして只エホバに
十八 のみ獻げんとす十八ねがはくは主この事につきて僕をゆるしたまへ即ちわが主君リン
モンの宮にいたりそこにて崇拜をなしてわが手に倚ることありまた我リンモンの宮
にありて身をかゞむることあらんわがリンモンの宮において身をかゞむる時に願く
十九 はエホバその事につきて僕をゆるしたまへと十九エリシヤ彼になんぢ安じて去れとい
二十 ひければ彼エリシヤをはなれて少しく進みゆきけるに○二十神の人エリシヤの僕ゲハ
ジいひけるは吾が主人は此スリア人ナアマンをいたはりて彼が手に攜へきたれるも
二一 のを受ざりしがエホバは活くわれ彼のあとを追かけて彼より少く物をとらんと二一ゲ
ハジすなはちナアマンのあとをおひ行くにナアマンはおのれのあとに走り來る者あ

㊀ 此の「思へり」と十五節の「知る」と較べよ、神の力を見ないうちの思想と見てからの確信 ㊁ 水だけ見てまだ儀式的の意を識ぬ人の言 ㊂ 出十〇廿八 ㊃ 王下二〇十二 六〇廿一 ㊄ 奇跡（創五〇廿四 王下六〇 五‖七 ㊅ 伯前三〇廿五 ㊆ 但二〇三〇 四十五 六〇廿九 六廿七 ㊇ 十二節 ㊈ 註 ㊉ 神の與へ給ふた恩惠であるから自分の受くべき報酬でないと思ふので預言者は物を貰はれない 創十四〇廿三 徒八廿〇廿三 ㊋ 祭壇を造る爲 出廿〇廿四 ㊌ 亞述の暴風雨の神、預言者は臨門（亞述の偶像）の宗教を贊成しなかつた、乃慢の本心に依頼したやうである、然し何事でも本心に疚しい處があれば何處までも偶像教との關係を斷たなければならない

二三 るを見て車より下りこれを迎へて皆平安やと言ふに三かれ言けるは皆平安しわが主
我を遣していはしむ只今エフライムの山より預言者の徒なる二人の少者わが許に來
二三 れり請ふ汝かれらに銀一タラントと衣二襲をあたへよと三ナアマンいひけるは望む
らくは二タラントを取れとてかれを强ひ銀二タラントを二の袋にいれ衣二襲を添て
二四 二人の僕に負せたれば彼等これをゲハジの前に負きたりしが二日彼岡に至りしとき之
二五 をかれらの手より取て室のうちにをさめかれらを放ちて去しめ二五而して入てその主
人のまへに立つにエリシヤこれにいひけるはゲハジよ何處より來りしや答へていふ
二六 僕は何處にもゆかず二六エリシヤいひけるはその人が車をはなれ來りてなんぢを迎へ
し時にわが心其處にあらざりしや今は金をうけ衣をうけ橄欖園葡萄園羊牛僕婢
二七 をうくべき時ならんや二七然ばナアマンの癩病はなんぢにつき汝の子孫におよびて限
なからんと彼その前より退ぞくに癩病發して雪のごとくになりぬ

六章

一 茲に預言者の徒エリシヤに言けるは視よ我等が汝とゝもに住ふ所は我等の
二 ために隘し二請ふ我等をしてヨルダンに往しめよ我等おの〳〵彼處より一の材木を
三 取て其處に我等の住べき處を設けんエリシヤ往よと言ふ三時にその一人希くは汝
四 も僕等と共に往けと言ければエリシヤ答へて我ゆかんと言ふ四エリシヤかく彼等と
五 ともに往り彼等すなはちヨルダンにいたりて樹を砍りたふすに五一人の材木を
砍たふすに方りてその斧水におちいりしかば叫びて嗚呼主よ是は乞得たる者なりと
六 言ふ六神の人其は何處におちいりしやと言ふにその處を示らしゝかば則ち枝を切お
七 として其處に投いれてその斧を浮ましめ七汝これを取れと言ければその人手を伸て
八 これを取り○八茲にスリアの王イスラエルと戰ひをりその臣僕と評議して斯々の處

㊀ 基哈西は常に潔き預言者に近き、交つて居ても慾が深くて金がほしく、自分で失敗したのみならず、預言者の動作を害して神を瀆した、恰も巴蘭の如く（概後二、〇十五 ㊁ また猶太の如あつた十四、十五 ㊂ 以法蓮といふ山地には伯特利、吉甲といふ二ヶ所に預言者の學校があつた王下二〇 ㊃ 創三〇九 ㊄ 創三〇九 ㊅ 徒五〇三‖九十‖十二 ㊆ 出四〇六 民十二〇十三 ㊇ 利十三〇十三 ㊈ 王上十五〇五 ㊉ 出四〇六 ㊊ 民十二〇十 ㊋ 利十三〇十三 ㊌ 王下五〇廿二 註 ㊍ 柄だけでは動けない、信者の運動に神の力が加はらないならば何にもならぬ、神は我がつまらない斧のことまで氣を付けてくださる ㊎ 廿四節の個哈達であらう王上廿一 奇跡（創五〇廿四 王下十三〇廿一）

九 に我陣を張んと言たれば 九神の人イスラエルの王に言おくりけるは汝慎んで某の處
十 を過るなかれ其はスリア人其處に下れば なりと 十イスラエルの王是において神の人
十一 が己に告げ己に教たる處に人を遣して其處に自防しこと一二回に止まらざりき 十一
是をもてスリアの王是事のために心をなやましその臣僕を召て我等の中誰がイスラ
十二 エルの王と通じをるかを我に告ざるやと言ふに 十二その臣僕の一人言ふ王わが主よ然
るにあらず但イスラエルの預言者エリシヤ汝が寢室にて語る所の言語をもイスラエ
十三 ルの王に告るなり 十三王いひけるは往て彼が安に居かを見よ我人をやりてこれを執
十四 へんと茲に彼はドタンに居ると王に告ていふ者ありければ 十四王そこに馬と車および
十五 大軍をつかはせり彼等すなはち夜の中に來りてその邑を取かこみけるが 十五神の人の
僕早く起て出て見に軍勢馬と車をもて邑を取かこみ居ればその少者エリシヤに
十六 言けるは嗚呼わが主よ我等如何にすべきや 十六エリシヤ答へけるは懼るなかれ我等と
十七 ともにある者は彼等とゝもにある者よりも多しと 十七エリシヤ祈りて願くはエホバかな
れの目を開きて見させたまへと言ければエホバその少者の眼を開きたまへり彼すな
十八 はち見るに火の馬と火の車山に盈てエリシヤの四面に在り 十八スリア人エリシヤの所
に下りいたれる時エリシヤエホバに祈りて言ふ願くは此人々をして目昏しめたまへ
十九 と即ちエリシヤの言のごとくにその目を昏ましめたまへり 十九是においてエリシヤ
彼等に言けるは是はその途にあらず是はその城にもあらず我に從ひて來れ我汝等を
二十 汝等が尋ぬる人の所に携ゆかんとて彼等をサマリアにひき至れり 二十彼等がサマリア
に至りし時エリシヤ言けるはエホバよ此人々の目をひらきて見させたまへと即ちエ
二一 ホバかれらの目を開きたまひたれば彼等見るにその軍はサマリアの中にありニイス

ㄉ 辭＝預言者 ㄊ 神の啓示に依って ㄋ 創卅七 〇十七 ㄌ 此の僕は新なる者で餘り神の力を經驗しなかつたと見える ㄍ 僕は現象のみ見た、現象の裏面に神が在す 列一〇 ㄎ 代下卅二〇七 詩五十五十八 羅八〇、身體には害を受けることがあつても忠義に、信實に神を賴めば靈魂には害を受けぬ ㄏ 祈禱（創十五 王下六〇 〇二 王下二〇一 詩卅四 〇七 九十一 〇四 ㄐ 祈禱（創十五 〇二 王下十九 〇十五）、假で暫時の間に復いやされた節 ㄑ 創十九 〇十一 ㄒ 廿二 註、エリシヤ以利砂が約した通り敘利亞人の探す人の處、即ち撒馬利亞までつれて往かれた

ラエルの王かれらを見てエリシヤに言けるはわが父よ我擊殺すべきや擊殺すべきや
二二 二二エリシヤ答けるは擊殺すべからず汝劍と弓をもて擄にせる者等を擊殺すことを爲
二三 んやパンと水を彼等の前にそなへて食飲せしめてその主君に往しむべきなり 二三王す
なはちかれらの爲に大なる饗宴をまうけ其食飲をはるに及びてこれを去しめたれ
二四 ばすなはち其主君に歸れり是をもてスリアの兵ふたゝびイスラエルの地に入ざりき
二四 〇二四此後スリアの王ベ子、ハダデその全軍を集めて上りきたりてサマリアを攻圍みけ
二五 ればエホバ大に糧食に乏しくなれり 二五即ちかれら之を攻かこみたれば遂に驢馬の
二六 頭一箇は銀八十枚にいたり鳩の糞一カブの四分の一は銀五枚にいたる 二六茲にイスラ
二七 エルの王石垣の上を通りをる時一人の婦人かれに呼はりて我主王よ助けたまへと言
二八 ければ 二七彼言ふエホバもし汝を助けたまはずば我何をもてか汝を助くることを得んや
禾場の物をもてせんか酒醡の中の物をもてせんか 二八王すなはち婦に何事なるやと言
二九 ば答へて言ふ此婦人我にむかひ汝の子を與へよ我等今日これを食ひて明日わが子を
食ふべしと言り 二九斯われら吾子を煮てこれを食ひけるが我次の日にいたりて彼にむ
三十 かひ汝の子を與へよ我等これを食はんと言しに彼その子を隱したり 三十王その婦人
の言を聞て衣を裂き而して石垣の上を通りをりしが民これを見るにその膚に麻布を
三一 着居たり 三一王言けるは今日シヤパテの子エリシヤの首その身の上にすわりをらば神
三二 われに斯なしまた重ねてかく成たまへ 三二時にエリシヤはその家に坐しをり長老等こ
れと共に坐し居る王すなはち己の所より人を遣しけるがエリシヤはその使者の未だ
己にいたらざる前に長老等に言ふ汝等この人を殺す者の子が我の首をとらんとて人
を遣はすを見るや汝等觀てその使者至らば戸を閉てこれを戸の内にいるゝなかれ彼

ㄇ 戰爭中に敵の捕虜をさへ殺さぬなら況してまだ害をしない敵を殺す理はない ㄈ 愛を以て勝つた（廿三 見よ） 〇廿二 ㄅ 小戰役また戰爭狀態にあつたとはあつたが、少時戰爭といふほどのことは無かつた ㄆ 此度は大戰爭として襲來たのである 王上廿〇 四十二 ㄉ 驢馬は清からざる動物であるから饑饉のやうな時でなければ食べられない ㄊ 約一百圓 ㄋ 或は其の中の種を食つた、又「鳩の糞」とは野菜の名といふ說もある ㄌ 辭＝カブ ㄍ 約六圓 ㄎ 利廿六 〇廿九 申廿八〇五十 三、五十七 ㄏ 實四 〇十 ㄐ 二〇 註 〇廿七 ㄑ 王上廿一 十二 ㄒ 時の表狀 ㄓ 悔改めた時の表狀 ㄔ 以列沙は饑饉を起したでなく、唯饑饉の來ることを預言した 王上十八 〇十七 耶廿六 〇十一 厄七 〇十 廿八 五〇

三三 の主君の足音その後にするにあらずやと三三斯彼等と語をる間にその使者かれの許に
來りしが王もついいて來り言けるは此災はエホバより出たるなり我なんぞ此上エ
ホバを待べけんや

七章

一 エリシヤ言けるは汝等エホバの言を聽けエホバかく言たまふ明日の今頃サ
マリアの門にて麥粉一セアを一シケルに賣り大麥二セアを一シケルに賣にいたらん
二 時に一人の大將すなはち王のその手に依る者神の人に答へて言けるは縱やエホバ
天に窓をひらきたまふも此事あるべけんやエリシヤいひけるは汝は汝の目をもて之
を見ん然どこれを食ふことはあらじ○三茲に城邑の門の入口に四人の癩病人をりし
三 が互に言けるは我等なんぞ此に坐して死るを待べけんや四我等若邑にいらんと言ば
四 邑には食物竭てあれば我等其處に死んもし又此に坐しをらば同く死ん然ば我等ゆき
てスリアの軍勢の所にいたらん彼等我等を生しおかば我等生ん若我等を殺すも死る
五 のみなりと五すなはちスリア人の陣營にいたらんとて黃昏に起あがりしがスリアの
六 陣營の邊にいたりて視に一人も其處にをる者なし六是より先に主スリアの軍勢をし
て車の聲、馬の聲、大軍の聲を聞しめたまひしかば彼等互に言けるは視よイスラエル
の王我等に敵せんとてヘテ人の王等およびエジプトの王等を傭ひきたりて我等を襲
七 はんとすと七すなはち黃昏に起て逃げその天幕と馬と驢馬とを棄て陣營をその儘に
八 なしおき生命を全うせんとて逃たり八かの癩病人等陣營の邊に至りしが遂に一の天
九 幕にいりて食飲し其處より金銀衣服を持さりて往てこれを隱し又きたりて他の天幕
にいり其處よりも持さりて往てこれを隱せり九かくて彼等互に言けるは我等のなす
ところ善らず今日は好消息ある日なるに我等は默し居る若夜明まで待ば菑害身にお

(一) 敵の攻擊と饑饉 (二) 使者によつて王はいふ「神が助けてくださらないやうであるから我はなぜ待つべきであるか、降參した方がよい」といふ意であらう、然し 雅五〇 伯十一 ○十五 伯十三 ○十五 を見よ (八) 詩 ＝セア (三) 約一圓卅錢 (十) 王下五 ○十八 (八) 利十三 ○四十六 (十) 王下十 九○七 伯十五 傳後五 ○廿一 ○廿四 又四○、斯の如く寵の敵も容易く神に散される (十) 詩＝赫人 (九) 廿一 ○廿七 (十) 神の與へ給ふた恩惠に由て救はれたから救はれない人々に知らせる義務があつた 詩五十一 ○十三 本十、此は傳道の精神で、六 ○八 か敷理窟でなく、唯我々は大なる恩惠を得て居るから汝等にも得させたいといふのである、これ力ある傳道

十 よばん然ば來れ往て王の眷屬に告んと十すなはち來りて邑の門を守る者を呼びこれ
に告て言けるは我等スリア人の陣營にいたりて視に其處には一人も居る者なく亦人
十一 の聲もせず但馬のみ繫ぎてあり驢馬のみ繫ぎてあり天幕は其儘なりと十一是において
十二 門を守る者呼はりてこれを王の家の中に報せたれば○十二王夜の中に興いでゝその臣
下に言けるは我スリア人が我等になせる所の如何を汝等に示さん彼等はわれらの飢
十三 たるを知が故に陣營を去て野に隱る是はイスラエル人邑を出なば生擒て邑に推いら
んと言て然せるなり十三その臣下の一人對へて言けるは請ふ尙遺されて邑に存れる馬
十四 の中五匹を取しめよ我等人を遣て窺はしめん視よ是等は邑の中に遺れるイスラエル
の全群衆のごとし視よ是等は滅び亡たるイスラエルの全群衆のごとくなりと十四是に
十五 おいて二輛の戰車とその馬を取り王すなはち往て見よといひて人を遣はしてスリア
の軍勢の跡を尾しめたれば十五彼等その跡を尾てヨルダンにいたりしが途には凡てス
リア人が狼狽逃る時に棄たる衣服と器具盈りその使者かへりてこれを王に告ければ
十六 民いでゝスリア人の陣營を掠めたり斯在しかば麥粉一セアは一シケルとなり大麥
十七 二セアは一シケルと成るエホバの言のごとし○十七爰に王その手に依ところの彼大將
を立て門を司らしめたるに民門にて彼を踐たれば死り卽ち神の人が王のおのれに下
十八 り來し時に言たる言のごとし十八又神の人が王につげて明日の今頃サマリアの門にて
大麥二セアを一シケルに賣り麥粉一セアを一シケルに賣にいたらんと言しごとくに
十九 成ぬ十九彼大將その時に神の人にこたへてエホバ天に窓をひらきたまふも此事あるべ
けんやと言たりしかば答へて汝目をもてこれを見べけれどもこれを食ふことはあら
二十 じと言たりしが二十そのごとくになりぬ卽ち民門にてかれを踐て死しめたり

(一) 陣營の中心に兵士が居り、其の周圍に馬等が居たから陣營に來る人は先に馬を見てから天幕等を見るのである (八) 敍利亞人は逃げて自然に約但の淺瀨を見當にした (三) 節一の註 (四) 見よ (五) 凡そ一圓卅錢 (六) 節一 (七) 斯樣な大臣は大層位の高い人であつた (八) 民は餓ゑて狂人のやうになつて居たであらう (九) 此の大臣も現象ばかりに目を留て內部に在す神を認めて居なかつたやうである

八章 一 エリシヤ嘗てその子を甦へらせて與へし婦に言しことあり曰く汝起て汝の
家族と〻もに往き汝の寄寓んとおもふ處に寄寓れ其はエホバ饑饉を呼くだしたまひ
二 たれば七年の間この地に臨むべければなりと 三 是をもて婦起て神の人の言のごとく
に爲しその家族と〻もに往てペリシテ人の地に七年寄寓ぬ 四 かくて七年を經て後婦
人ペリシテ人の地より歸りしが自己の家と田畝のために王に呼もとめんとて往り 五 四
時に王は神の人の僕ゲハジにむかひ請ふエリシヤが爲し諸の大なる事等を我に告
よと言てこれと談話をる 五 即ち彼エリシヤが死人を甦らしし〻ことを王にものがた
りをる時にその子を彼が甦らし〻婦自己の家と田畝のために王に呼もとめければゲ
ハジ言ふわが主王よ是すなはちその婦人なり是すなはち
六 なり 六 王すなはちその婦に尋ねけるにこれを陳たれば王彼のために一人の官吏を派
出して言ふ凡て彼に屬する物並に彼がこの地を去し日より今にいたるまでの其田畝
の產出物を悉く彼に還せよと○ 七 エリシヤダマスコに至れる事あり時にスリアの王
ベン子ハダデ病にかゝりをりしがこれにつげて神の人此にきたると言ふ者ありければ
八 王ハザエルに言ふ汝手に禮物をとり往て神の人を迎へ彼によりてエホバに吾この
病は愈るやと言て問へ 九 是においてハザエルかれを迎へんとて出往きダマスコのも
ろ〳〵の佳物駱駝に四拾駄を禮物に携へて到りて彼の前に立ち曰けるは汝の子スリ
十 アの王ベン子、ハダデ我を汝につかはして吾この病は愈るや否と言しむ 十一 エリシヤかれに
言けるは往てかれに汝はかならず愈べしと告よ但しエホバかれはかならず死んと我
に玄めしたまふなり 十二 而して神の人瞳子をさだめて彼の羞るまでに見つめ乃て哭い
でたれば 十二 ハザエルわが主よ何て哭たまふやと言ふにエリシヤ答へけるは我汝がイ

ヘ 王下四 ト 七章に書いてある撒馬利亞の攻められた數年前の時であつたであらう チ 詩百五 ○十六 ○十一、詩 ○十一 ○十五 註 饑饉、王下四 ○舟八 にある饑饉であらう リ 創四十 ○一 ヌ 詩 ○舟五 ル 王下四 ○十五 註 ヲ 王下四 ○舟五 ワ 非利士人、其の國では穀物を能く作つた カ 撒亞が救はれてから後であつたらしい ヨ 王下二 ○十五 註 タ 王下四 ○舟五 レ 婦女の財產は王の所有になつて居たかも知れない ソ 其の理は王上十九、十六 ○十九、一 王下九、十六 ○一 ツ 其の國では穀物 ネ 王上十九 ○十五 ナ 極く古い有名な邑、詩 ○十五 ラ 大馬色 ム 以列沙が其の贈物を貰つたとは書いてない ウ 病氣は癒る、病氣の爲に死ぬことは無いが哈泄に殺さるゝ餘り預言者に視られて

スラエルの子孫になさんところの害惡を知ばなり 十三 即ち汝は彼等の城に火をかけ壯年
の人を劍にころし子等を挫ぎ孕女を刳んと 十三 ハザエル言けるは汝の僕は犬なるか何ぞ
斯る大なる事をなさんエリシヤ答へけるはエホバ我に玄めしたまふ汝はスリアの王
となるにいたらん 十四 斯て彼エリシヤを離れて去てその主君にいたるにエリシヤは汝
に何と言しやと尋ければ答へて彼汝はかならず愈るあらんと我に告たりと言ふ 十五 翌
日にいたりてハザエル粗き布をとりて水に浸しこれをもて王の面を覆ひたれば死り
十六 ハザエルすなはち之にかはりて王となる○ 十六 イスラエルの王アハブの子ヨラム五
年には ヨシヤバテ尙ユダの王たりき此年にユダの王ヨシヤバテの子ヨラム位に即り
十七 彼は位に即し時三十二歲にして八年の間エルサレムにて世を治めたり 十八 彼はアハ
十八 ブの家のなせるがごとくにイスラエルの王等の道を行へりアハブの女かれの妻なり
十九 ければなり斯彼はエホバの目の前に惡をなし〻かども 十九 エホバそのゆゑにユダを滅
すことを好みたまはざりき即ち彼にその子孫によりて恒に光明を與んと
二十 言たまひしがごとし○ 二十 ヨラムの代にエドム叛きてユダの手に服せず自ら王を立た
二一 ればヨラムその一切の戰車をしたがへてザイルに涉りしが遂に夜の中に起あがり
て自己を圍めるエドム人を擊ちその戰車の長等を擊り斯して民はその天幕に逃ゆき
二二 ぬ 二二 エドムは斯叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り此時にあたりてリブ
二三 ナもまた叛けり 二三 ヨラムのその餘の行爲およびその凡て爲たる事等はユダの王の歷
二四 代志の書に記さるゝにあらずや 二四 ヨラムその先祖等と〻もに寢りてダビデの邑にそ
二五 の先祖たちと同じく葬られその子アハジアこれに代りて王となれり○ 二五 イスラエル
二六 の王アハブの子ヨラムの十二年にユダの王ヨラムの子アハジア位に即り 二六 アハジア

ア 王上十九 ○十五 イ 王下三 ○一 ウ 王上十九 ○十五 エ 王下三 ○一 オ 其の父約沙法と一處に位を踏んだ カ 約蘭は亞大利に殺かされて巴力の禮拜を國に入れた キ 沙後廿一 ○王上十一 ○王下廿 ○舟六 代下廿 一〇七 第一大闘に闘係がある ク 創後 七〇 「犬でありながら」と譯してもよい ケ 王上十一 ○舟六 ○十四 代下廿 一〇七 七〇舟三 コ 王上十一 ○十四 王下三 ○四十七 代下廿 ○廿七 ○四十 廿一 サ 王上十一 ○十 代下廿 一〇十 シ 立拿は祭司の邑 ス 客廿一 ○十三 であつた、神殿の禮拜を害した約蘭に反對した セ 代下廿 三〇一 廿四〇一 ○十四 ソ 代下廿 十九、廿 タ 代下廿 一〇 ○十七 チ 廿二〇 一、二

二七 は位に即し時二十二歳にして エルサレムにて一年世を治めたりその母はイスラエル
の王オムリの孫女にして名をアタリヤといふ 二八 アハジアはアハブの家の道にあゆみ
アハブの家のごとくにエホバの目の前に惡をなせり是かれはアハブの家の婿なりけ
ればなり ○二九 茲にアハブの子ヨラム自身ゆきてスリアの王ハザエルとギレアデのラ
モテに戰ひけるがスリア人等ヨラムに傷を負せたり 二九 是に於てヨラム王はそのスリ
アの王ハザエルと戰ふにあたりてラマに於てスリア人に負せられたるところの傷を
療さんとてエズレルに歸れりユダの王ヨラムの子アハジアはアハブの子ヨラムが病
をるをもてエズレルに下りて之を訪ふ

九章 一 茲に預言者エリシヤ預言者の徒一人を呼てこれに言ふ汝腰をひきからげ此
二 膏の瓶を手にとりてギレアデのラモテに往け 二 而して汝かしこに到らばニムシの子
なるヨシャバテの子エヒウを其處に尋獲て內に入り彼をその兄弟の中より起しめて
三 奥の間につれゆき 三 膏の瓶をとりその首に灌ぎて言へエホバかく言たまふ我汝に膏
四 をそゝぎてイスラエルの王となすと而して戶を開きて逃されよ止ること勿れ ○四 是
五 において預言者の僕なるその少者ギレアデのラモテに往けるが 五 到りて見るに軍勢
の長等坐してをりければ將軍よ我汝に告べき事ありと言ふにエヒウこたへて我等諸
六 人の中の誰にかと言たれば將軍よ汝にと言ふ 六 エヒウすなはち起て家にいりければ
彼その首に膏をそゝぎて之に言ふイスラエルの神エホバかく言たまふ我汝に膏をそ
七 そぎてエホバの民イスラエルの王となす 七 汝はその主アハブの家を擊ほろぼすべし
其によりて我わが僕なる預言者等の血とエホバの諸の僕等の血をイゼベルの身に報
八 いん 八 アハブの家は全く滅亡べしアハブに屬する男はイスラエルにありて繫がれた

㋐ アハジア 王下九、約轄王下一一、亞馬雅 王下十四 ○十九 は皆殺
されたる ㋑ 暗利の孫に當る、子孫のことを「子等」といふた ㋒ 滅亡ぼさ
れる ○ル 王下九、神の御心に應はぬ結婚の結果は大痛心である、以掃 列一四、列五 所羅門
王上十一一三 ○三、代下廿二一四 の如し ㋓ 其の伯叔父 ㋔ 叙利亞人に
備へた以色列の重要な邑で、叙利亞人は其れを取らうと思ふた 十四 節 ㋕ 代下廿二〇五
㋖ 廿八節の喇末 ㋗ 代下廿二〇六 ㋘ 王下廿 ○廿五 ㋙ 王下廿 ○廿九 ㋚ 王上十九〇十六
㋛ 王上十九〇十六 ㋜ 王上十九〇十六 ㋝ 王上十九〇十六 ㋞ 王上十九〇十六 ㋟ 王上十九〇十六
十三 ㋠ 王上十九 代下廿二〇七 猶太族で無くても神に捨てられなかつた ○廿六 ㋡ 羅十一
王上十八〇四 十五 ○ ㋢ 「凡ての人」といふ意のある語法 王上十八〇十四

九 る者も繫がれざる者もともに之を絕べし 九 我アハブの家を子バラの子ヤラベアムの
十 家のごとくに爲しアヒヤの子バアシヤの家のごとくになさん 十 エズレルの地においい
十一 て犬イゼベルを食ふべし亦これを葬るものあらじと而して戶を啓きて逃されり ○十一
かくてエヒウその主の臣僕等の許にいできたりたれば一人之に言ふ平安なるやこの
㋐ 狂る者何のために汝にきたりしやエヒウこたへて汝等はかの人を知りまたその言
十二 ところを知なりと言ふに 十二 彼等言けらく謊なり其を我等に告よと是においてエヒウ
十三 言けるは彼斯々我につげて言りエホバかく言たまふ我汝に膏をそゝぎてイスラエル
の王となすと 十三 彼等すなはち急ぎて各人その衣服をとりこれを階の上エヒウの下に
十四 布き喇叭を吹てエヒウは王たりと言り 十四 ニムシの子なるヨシャバテの子エヒウ斯ヨ
ラムに叛けり（ヨラムはイスラエルを盡くひきゐてギレアデのラモテに於てスリア
十五 の王ハザエルを禦ぎたりしが ○十五 ヨラム王はそのスリアの王ハザエルと戰ふ時にス
リア人に負せられたるところの傷を痊さんとてエズレルに歸りてをる）エヒウ言け
十六 るは若なんぢらの心にかなはゝ一人もこの邑より走いでゝこれをエズレルに言ふ者
なからしめよと 十六 エヒウすなはちエズレルをさして乘往りヨラムかしこに臥をれば
十七 なりまたユダの王アハジアはヨラムを訪に下りてをる 十七 エズレルの戍樓に一箇の守
望者立をりしがエヒウの群衆のきたるを見て我群衆を見るといひければヨラム言ふ
十八 一人を馬に乘て遣し其に會しめて平安なるやと言しめよと 十八 是において一人馬にて
行てこれに會ひ王かく宣まふ平安なるやと言ふにエヒウ言けるは平安は汝の與ると
ころならんや吾後にまはれと守望者また告て言ふ使者かれらの許に往たるが歸り來
十九 ずと 十九 是をもて再び人を馬にて遣したればその人かれらに到りて王かく宣まふ何か

㋐ 此の二家族は亡ぼされた ○王上十五 十一〇 ㋑ 王上十六〇三、十一 ㋒ 王上廿一一、犬ば賤められた動物であつた、普通の人でも叮嚀に葬られたいのに耶洗別は女王として斯の希望があつたにも拘らず斯く辱められた ㋓ 以色列王の臣僕に捕へられないやうに逃げたのであらう ㋔ 出廿五、王上廿一三 ○廿六節 ㋕ 耶十九 約十 ○廿六 ㋖ 使廿六 ○廿四 ㋗ 呼前四 ○十 ㋘ 集つて居た群集は其の人を預言者として認める答であつた、何故ならば預言者は其の衣も亦其の談話法も異つたものであつたから ㋙ 尊敬の意を表する爲にすること 太廿一〇、七、八 ㋚ 家屋の外に附いてゐて、能く見える所 使廿一〇、五、四十 ㋛ 王下八註 ㋜ 王下九 ㋝ 耶 斯烈の御殿の門扉であらう

二十 變事あるやと言ふにエヒウ答て平安は汝の輿るところならんや吾後にまはれと言ふ
二十一 守望者また告て言ふ彼も彼等の所にまで到りしが歸り來ずその車を趨するはニムシの子エヒウが趨するに似、狂ふて趨らせ來る三是においてヨラム車を整へよと言ひけるが車整ひたればイスラエルの王ヨラムとユダの王アハジアおの〳〵その車に乘て出たり即ちかれらエヒウにむかひて出きたりエズレル人ナボテの地にて之に會けるが○二三ヨラム、エヒウを見てエヒウよ平安なるやといひたればエヒウこたへて汝の母イゼベルの姦淫と魔術と斯多かれば何の平安あらんやと云り二三ヨラムすなはち手をめぐらして逃げアハジアにむかひ反逆なりアハジアよと言ふに二四エヒウ手に弓をひきしぼりてヨラムの肩の間を射たればその矢かれの心をいぬきて出で彼は車の中に偃し去づめり二五エヒウその將ビデカルに言けるは彼をとりてエズレル人ナボテの地の中に投すてよ其は汝憶ふべし曾て我と汝と二人ともに乘て彼の父アハブに從へる時にエホバ斯かれの事を預言したまへり二六曰くエホバ言ふ誠に我昨日ナボテの血とその子等の血を見たりエホバ言ふ我この地において汝にむくゆることあらんと然ば彼をとりてその地になげすてゝエホバの言のごとくにせよ○二七ユダの王アハジアはこれを視て園の家の途より逃ゆきけるがエヒウその後を追ひ彼をも車の中に擊ころせと言しかばイブレアムの邊なるグルの坂にてこれを擊たればメギドンまで逃ゆきて其處に死り二八その臣僕等すなはち之を車にのせてエルサレムにたづさへゆきダビデの邑においてかれの墓にその先祖等とおなじくこれを葬れり二九アハブの子ヨラムの十一年にアハジアはユダの王となりしなり○三十斯てエヒウ、エズレルにきたりしかばイゼベル聞て其目を塗り髮をかざりて窓より望みけるが三一エヒウ門に入き

㊀ 代下廿二○七 ㊁ 耶洗別の一身は偶像教に誘ふて神の民を迷はす者の儀型である 黙二○廿 ㊂ 偶像を賴むことは姦淫の如き罪である、何れも忠貞を盡すべき主に對して忠貞を破るのである 士二○十七 何二○二 ㊃ 出廿二○十八 申十八○十一 利廿○廿七 ㊄ 戰車の方向を變へる事 ㊅ 王上廿一○十九 ㊆ 王上廿一○廿一 ㊇ アハブ亞哈は悔改めたから罰させられなかつた 王上廿一○廿九 ㊈ 然し子等は悔改めぬため罰せられた ㊉ 或は伯見といふ所即ち撒馬利亞と耶斯烈の間の處 ㊊ 代下廿二○九 王下十○十三、十四 ㊋ 哥十七○十一 士一○廿七 ㊌ 代下廿二○九 ㊍ 結廿三、目を光るやうにして耶戶を畏る縮せしむる爲に相違ない

三二 たりければその主を弑せしジムリよ平安なるやと言り三三エヒウすなはち面をあげて
三三 窓にむかひ誰か我に與ものあるや誰かあるやと言けるに二三の寺人エヒウを望みた
三四 ればエヒウこれを踏とほれり三四斯て彼内にいりて食飲をなし而して言けるは
三五 しりつけよ往てかの詛はれし婦を見これを葬れ彼は王の女子なればなりと三五是をもて彼を葬ら
三六 んとて往て見るに其頭骨と足と掌とありしのみなりければ三六歸りて彼につぐるに彼
三七 言ふ是すなはちエホバが其僕なるテシベ人エリヤをもて告たまひし言なり云く三七エズ
レルの地に於て犬イゼベルの肉を食はん三八イゼベルの屍骸はエズレルの地に於て糞
土のごとくに野の表にあるべし是をもて是はイゼベルなりと指て言ふこと能ざらん

十章

一 アハブサマリアに七十人の子あり茲にエヒウ書をしたゝめてサマリアにおくり邑の牧伯等と長老等とアハブの子等の師傅等とに傳へて云ふ二汝等の主の子等
二 汝等とゝもにあり又汝等は車も馬も城もあり且武器もあれば此書汝等の許にいたら
三 ば三汝等の主の子等の中より最も優れる方正き者を選み出してその父の位に置ゑ汝
四 等の主の家のために戰へよ○四彼等大に恐れて言ふ二人の王等すでに彼に當ることを得ざりしなれば我等いかでか當ることを得んと五乃ち家宰、邑宰、長老、師傅等エ
五 ヒウに言おくりけるは我等は汝の僕なり凡て汝が我等に命ずる事を爲ん我等は王を立るを好まず汝の目に善と見ゆる所を爲せ六是において
六 エヒウ再度かれらに書をおくりて云ふ汝等もし我に與き我言にしたがふならば汝等の主の子なる人々の首をとりて明日の今頃エズレルにきたりて吾許にいたれと當時王の子七十人はその師傅な
七 る邑の貴人等とゝもに居る七その書かれらに至りしかば彼等王の子等をとらへてそ

㊀ 王上十六○九廿廿 ㊁ 王上十六○廿一 西頓の王以鐵巴力の子 ㊂ 其の國の犬は野飼で賤い動物であるから捨てた物を食ふて自然に邑の掃除をした ㊃ 王上廿一○廿三 ㊄ 詩八十三○十 ㊅ 本は人が指示して「耶洗別なり」といふたが、身體中に葬るだけの殘部がないから恰も消滅してしまつた ㊆ 孫と曾孫 ㊇ 撒馬利亞へ逃げたであらう ㊈ 以色列の王約閻と猶太の王亞哈謝 ㊉ 王上四廿二○五、廿六 ㊋ 王下十八○十八 代下廿二○十五 ㊌ 斯く牧伯等などは耶戶の罪に興つて此から耶戶に從はねばならぬといふ惡い考であらう ㊍ 王上廿一○廿一

の七十人をことゝく殺しその首を籃につめてこれをエズレルのエヒウの許につかはせり八すなはち使者いたりてエヒウに告て人衆王の子等の首をたづさへ來れりと言ければ明朝までそれを門の入口に二山に積おけと言り九朝におよび彼出て立ちすべての民に言ふ汝等は義し我はわが主にそむきて之を弑したり然ど此すべての者等を殺しゝは誰なるぞや十然ば汝等知れエホバがアハブの家につきて告たまひしエホバの言は一も地に隕ず即ちエホバはその僕エリヤによりて告し事を成たまへりと十一斯てエヒウはアハブの家に屬する者のエズレルに遺れるを盡く殺しまたその一切の重立たる者、その親き者、およびその祭司等を殺して彼に屬する者を一人も遺さいり十二エヒウすなはち起て往てサマリアに至りしがエヒウ途にある時牧者の集會所において十三ユダの王アハジアの兄弟等に遭ひ汝等は何人なるやと言けるに我等はアハジアの兄弟なるが王の子等と王母の子等の安否を問んとて下るなりと答へたれば十四彼等を生擒れと言り即ちかれらを生擒りその集會所の穴の側にて彼等四十二人を盡く殺し一人をも遺さりき十五斯てエヒウ其處より進みゆきしがレカブの子ヨナダブの己を迎にきたるに遭ければその安否をとふてこれに汝の心はわが心の汝の心と同一なるがごとくに眞實なるやと言けるにヨナダブ答へて眞實なりと言たれば然れば汝の手を我に伸よと言ひその手を伸ければ彼を挽て己の車に登らしめて十六言ふ我とゝもに來りて我がエホバに熱心なるを見よと斯かれを己の車に乘しめ十七サマリアにいたりてアハブに屬する者のサマリアに遺れるを盡く殺して遂にその一族を滅せり十八エヒウ民をことゝく集てこれに言けるはアハブは少くバアルに事たるがエヒウは大いにこれに事へんとす十九然ば今バアルの諸の預言者諸の臣僕、諸の祭司等を我許に召せ一人も來らざる者なからしめよ我大なる祭祀をバアルのためになさんとするなり凡て來らざる者は生しおかじと但しエヒウバアルの僕等を滅さんとて僞りて斯なせるなり二十エヒウすなはちバアルの祭禮を設よと言ければ之を宣たり二一是てエヒウあまねくイスラエルに人をつかはしたればバアルの僕たる者皆きたれり一人も來らずして遺れるものはあらざりき彼等バアルの家にいりたればバアルの家は末より末まで充われり二二時にエヒウ衣裳を掌ごる者にむかひ禮服をとりいだしてバアルの凡の僕等にあたへよといひければすなち禮服をとりいだせり二三斯ありてエヒウはレカブの子ヨナダブとゝもにバアルの家にいりしがバアルの僕等に言ふ汝等尋ね見て此にはバアルの僕のみあらしめエホバの僕を一人も汝等の中にあらしめざれと二四彼等犧牲と燔祭を獻んとて入し時エヒウ八十人の者を外に置て言ふ凡てわがその手にわたすところの人を一人にても逃れしむる者は己の生命をもてその人の生命に代べしと二五斯て燔祭を獻ることの終りし時エヒウその士卒と諸將に言ふ入てかれらを殺せ一人をも出すなかれとすなはち刃をもて彼等を擊ころせり而して士卒と諸將これを投いだしてバアルの家の內殿に入り二六諸の像をバアルの家よりとりいだしてこれを燒り二七即ちかれらバアルの像をこぼちバアルの家をこぼち其をもて廁を造りしが今日までのこる二八エヒウかくイスラエルの中よりバアルを絕さりたりしかども○二九エヒウは尙かのイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムの罪に離るゝことをせざりき即ち彼なほベテルとダンにあるところの金の犢に事たり三十エホバ、エヒウに言たまひけらく汝わが義と視るところの事を行ふにあたりて善く事をなしまたわが心にある諸の事を

㋐ 我が善惡を判斷しなることができると狹猾くいふたのである ㋑ 王下九〇十四 成程撒馬利亞の牧伯等の手で殺されたが節一、二を見よ ㋒ 王上廿一〇、廿九 アハブ十九‖廿九 亞哈は悔改めた、ヨラム約闌も多少惡習慣を改り 王下三イゼベル 異したとはいへ○二 耶洗別の罪は甚だしいものであつた 王下十〇十九‖ 王下十八○四十、十〇‖廿八 ㋓ 撒馬利亞の方に往く ㋔ 代下廿一廿二〇、○十七 近き親類 ㋕ 申後四○二 ㋖ 申後四五○六、八、十、十四、十六、十八、十九 ㋗ 互に誓ふ 徵しるし 申十〇 十七 ㋘ 純熱心では無かつた 廿九、廿銘 ㋙ 代下廿二〇九、アハジヤ亞哈謝の殺される事は既に 王下九〇廿七、廿八 に書いてあつた ㋚ 王上廿一○廿一 ㋛ 王上廿二○六 ㋜ 原語は眞に家に充眞さいふ意 王上十六 ㋝ 假神を崇拜する證據と徵 王上十三○十六 十四○九、十 ㋞ 王上廿○廿九 焼けたから水で作つたものであつたらう ㋟ 出十一、二、○五 巴力教を信じた耶洗別 王上十一が犬に食はれて 王下九○廿‖廿七 極はつか恥しい死據をしたやうに バアル教の社殿も亡ぼされた 時に斯く辱められた ㋠ 耶戶の精神が如何にあつても巴力教が亡ぼされたのは感謝すべきことであつた ㋡ 王上十三○廿四 十四○十六 十五○ば六、十六○二、廿、廿四 十六○ば六、十九廿六、 ㋢ 王上十二○廿八、廿九 ㋣ 王下九○、六、七、 耶戶は神より大なる使命を授けられたが、其の心は神に對して全きものでなかつた

三一 アハブの家になしたれば汝の子孫は四代までイスラ
ヒウは心を盡してイスラエルの神エホバの律法をおこなはんとはせず尚かのイスラ
三二 エルに罪を犯させたるヤラベアムの罪に離れざりき三三 是時にあたりてエホバイスラ
三三 エルを割くことを始めたまへりハザエルすなはちイスラエルの一切の邊境を侵し三四
ヨルダンの東においてギレアデの全地ガド人、ルベン人、マナセ人の地を侵しアルノ
三四 ン河の邊なるアロエルよりギレアデにいたりバシヤンにおよべり三五 エヒウのその餘
の行爲とその凡て爲たる事およびその大なる能はイスラエルの王の歷代志の書に記
三五 さるゝにあらずや三五 エヒウその先祖等とゝもに寢りたればこれをサマリアに葬りぬ
三六 その子エホアハズこれに代て王となれり三六 エヒウがサマリアにをりてイスラエルに
王たりし間は二十八年なり

十一章

一 茲にアハジアの母アタリヤその子の死たるを見て起て王の種を盡く滅した
二 りしがヨラム王の女にしてアハジアの姉妹なるエホシバといふ者アハジアの子ヨ
アシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊みとり彼とその乳母を夜着の室にいれて彼
三 をアタリヤに匿したれば終にころされざりき三 ヨアシは彼とゝもに六年エホバの家
に隱れてをりアタリヤ國を治めたり○四 第七年にいたりエホヤダ人を遣して近衛兵
四 の大將等を招きよせエホバの家にきたりて己に就しめ彼等と契約を結び彼等にエホ
五 バの家にて誓をなさしめて王の子を見し五 かれらに命じて言ふ汝等がなすべき事は
六 是なり汝等安息日に入きたる者は三分の一は王の家をまもり六 三分の一は スル門に
をり三分の一は近衛兵の後の門にをるべし斯なんぢら宮殿をまもりて人をいるべか
七 らず七 また凡て汝等安息日に出ゆく者はその二手ともにエホバの家において王をま

① 代下廿五、王下十三、○一、十廿三 ② 代下廿五、○二、十八、十二 ③ 代下廿五、○十四 ④ 代下廿五、○十五、○八、十二 ⑤ 代下廿五、○十六 ⑥ 代下廿五、○十七 ⑦ 代下廿五、○十八 ⑧ 代下廿五、○十九 ⑨ 代下廿五、○廿 ⑩ 代下廿五、○廿一 ⑪ 代下廿五、○廿二 ⑫ 代下廿五、○廿三 ⑬ 代下廿五、○廿四 ⑭ 代下廿五、○廿五 ⑮ 代下廿五、○廿六 ⑯ 代下廿五、○廿七 ⑰ 代下廿五、○廿八 ⑱ 代下廿五、○廿九 ⑲ 代下廿五、○三十 ⑳ 代下廿五、○三十一 ㉑ 代下廿五、○三十二 ㉒ 代下廿五、○三十三 ㉓ 代下廿五、○三十四 ㉔ 代下廿五、○三十五 ㉕ 代下廿五、○三十六 ㉖ 代下廿五、○三十七 ㉗ 代下廿五、○三十八 ㉘ 代下廿五、○三十九 ㉙ 代下廿五、○四十 ㉚ 代下廿五、○四十一 ㉛ 代下廿五、○四十二 ㉜ 代下廿五、○四十三 ㉝ 代下廿五、○四十四 ㉞ 代下廿五、○四十五 ㉟ 代下廿五、○四十六 ㊱ 代下廿五、○四十七 ㊲ 代下廿五、○四十八 ㊳ 代下廿五、○四十九 ㊴ 代下廿五、○五十 ㊵ 代下廿五、○五十一 ㊶ 代下廿五、○五十二 ㊷ 代下廿五、○五十三 ㊸ 代下廿五、○五十四 ㊹ 代下廿五、○五十五 ㊺ 代下廿五、○五十六 ㊻ 代下廿五、○五十七 ㊼ 代下廿五、○五十八 ㊽ 代下廿五、○五十九 ㊾ 代下廿五、○六十 ㊿ 代下廿五、○六十一 (1) 代下廿五、○六十二 (2) 代下廿五、○六十三 (3) 代下廿五、○六十四 (4) 代下廿五、○六十五 (5) 代下廿五、○六十六 (6) 代下廿五、○六十七 (7) 代下廿五、○六十八 (8) 代下廿五、○六十九 (9) 代下廿五、○七十 (10) 代下廿五、○七十一 (11) 代下廿五、○七十二 (12) 代下廿五、○七十三 (13) 代下廿五、○七十四 (14) 代下廿五、○七十五 (15) 代下廿五、○七十六 (16) 代下廿五、○七十七 (17) 代下廿五、○七十八 (18) 代下廿五、○七十九 (19) 代下廿五、○八十 (20) 代下廿五、○八十一 (21) 代下廿五、○八十二 (22) 代下廿五、○八十三 (23) 代下廿五、○八十四 (24) 代下廿五、○八十五 (25) 代下廿五、○八十六 (26) 代下廿五、○八十七 (27) 代下廿五、○八十八 (28) 代下廿五、○八十九 (29) 代下廿五、○九十 (30) 代下廿五、○九十一 (31) 代下廿五、○九十二 (32) 代下廿五、○九十三 (33) 代下廿五、○九十四 (34) 代下廿五、○九十五 (35) 代下廿五、○九十六 (36) 代下廿五、○九十七 (37) 代下廿五、○九十八 (38) 代下廿五、○九十九 (39) 代下廿五、○百 (40) 代下廿五、○百一 (41) 代下廿五、○百二 (42) 代下廿五、○百三 (43) 代下廿五、○百四 (44) 代下廿五、○百五 (45) 代下廿五、○百六 (46) 代下廿五、○百七 (47) 代下廿五、○百八 (48) 代下廿五、○百九 (49) 代下廿五、○百十 (50) 代下廿五、○百十一 (51) 代下廿五、○百十二 (52) 代下廿五、○百十三 (53) 代下廿五、○百十四 (54) 代下廿五、○百十五 (55) 代下廿五、○百十六 (56) 代下廿五、○百十七 (57) 代下廿五、○百十八 (58) 代下廿五、○百十九 (59) 代下廿五、○百二十 (60) 代下廿五、○百二十一 (61) 代下廿五、○百二十二 (62) 代下廿五、○百二十三 (63) 代下廿五、○百二十四 (64) 代下廿五、○百二十五 (65) 代下廿五、○百二十六 (66) 代下廿五、○百二十七 (67) 代下廿五、○百二十八 (68) 代下廿五、○百二十九 (69) 代下廿五、○百三十 (70) 代下廿五、○百三十一 (71) 代下廿五、○百三十二 (72) 代下廿五、○百三十三 (73) 代下廿五、○百三十四 (74) 代下廿五、○百三十五 (75) 代下廿五、○百三十六 (76) 代下廿五、○百三十七 (77) 代下廿五、○百三十八 (78) 代下廿五、○百三十九 (79) 代下廿五、○百四十 (80) 代下廿五、○百四十一 (81) 代下廿五、○百四十二 (82) 代下廿五、○百四十三 (83) 代下廿五、○百四十四 (84) 代下廿五、○百四十五 (85) 代下廿五、○百四十六 (86) 代下廿五、○百四十七 (87) 代下廿五、○百四十八 (88) 代下廿五、○百四十九 (89) 代下廿五、○百五十 (90) 代下廿五、○百五十一 (91) 代下廿五、○百五十二 (92) 代下廿五、○百五十三 (93) 代下廿五、○百五十四 (94) 代下廿五、○百五十五 (95) 代下廿五、○百五十六 (96) 代下廿五、○百五十七 (97) 代下廿五、○百五十八 (98) 代下廿五、○百五十九 (99) 代下廿五、○百六十 (100) 代下廿五、○百六十一 (101) 代下廿五、○百六十二 (102) 代下廿五、○百六十三 (103) 代下廿五、○百六十四 (104) 代下廿五、○百六十五 (105) 代下廿五、○百六十六 (106) 代下廿五、○百六十七 (107) 代下廿五、○百六十八 (108) 代下廿五、○百六十九 (109) 代下廿五、○百七十 (110) 代下廿五、○百七十一 (111) 代下廿五、○百七十二 (112) 代下廿五、○百七十三 (113) 代下廿五、○百七十四 (114) 代下廿五、○百七十五 (115) 代下廿五、○百七十六 (116) 代下廿五、○百七十七 (117) 代下廿五、○百七十八 (118) 代下廿五、○百七十九 (119) 代下廿五、○百八十 (120) 代下廿五、○百八十一 (121) 代下廿五、○百八十二 (122) 代下廿五、○百八十三 (123) 代下廿五、○百八十四 (124) 代下廿五、○百八十五 (125) 代下廿五、○百八十六 (126) 代下廿五、○百八十七 (127) 代下廿五、○百八十八 (128) 代下廿五、○百八十九 (129) 代下廿五、○百九十 (130) 代下廿五、○百九十一 (131) 代下廿五、○百九十二 (132) 代下廿五、○百九十三 (133) 代下廿五、○百九十四 (134) 代下廿五、○百九十五 (135) 代下廿五、○百九十六 (136) 代下廿五、○百九十七 (137) 代下廿五、○百九十八 (138) 代下廿五、○百九十九 (139) 代下廿五、○二百 (140) 代下廿五、○二百一 (141) 代下廿五、○二百二 (142) 代下廿五、○二百三 (143) 代下廿五、○二百四 (144) 代下廿五、○二百五 (145) 代下廿五、○二百六 (146) 代下廿五、○二百七 (147) 代下廿五、○二百八 (148) 代下廿五、○二百九 (149) 代下廿五、○二百十 (150) 代下廿五、○二百十一 (151) 代下廿五、○二百十二 (152) 代下廿五、○二百十三 (153) 代下廿五、○二百十四 (154) 代下廿五、○二百十五 (155) 代下廿五、○二百十六 (156) 代下廿五、○二百十七 (157) 代下廿五、○二百十八 (158) 代下廿五、○二百十九 (159) 代下廿五、○二百二十 (160) 代下廿五、○二百二十一 (161) 代下廿五、○二百二十二 (162) 代下廿五、○二百二十三 (163) 代下廿五、○二百二十四 (164) 代下廿五、○二百二十五 (165) 代下廿五、○二百二十六 (166) 代下廿五、○二百二十七 (167) 代下廿五、○二百二十八 (168) 代下廿五、○二百二十九 (169) 代下廿五、○二百三十 (170) 代下廿五、○二百三十一 (171) 代下廿五、○二百三十二 (172) 代下廿五、○二百三十三 (173) 代下廿五、○二百三十四 (174) 代下廿五、○二百三十五 (175) 代下廿五、○二百三十六 (176) 代下廿五、○二百三十七 (177) 代下廿五、○二百三十八 (178) 代下廿五、○二百三十九 (179) 代下廿五、○二百四十 (180) 代下廿五、○二百四十一 (181) 代下廿五、○二百四十二 (182) 代下廿五、○二百四十三 (183) 代下廿五、○二百四十四 (184) 代下廿五、○二百四十五 (185) 代下廿五、○二百四十六 (186) 代下廿五、○二百四十七 (187) 代下廿五、○二百四十八 (188) 代下廿五、○二百四十九 (189) 代下廿五、○二百五十 (190) 代下廿五、○二百五十一 (191) 代下廿五、○二百五十二 (192) 代下廿五、○二百五十三 (193) 代下廿五、○二百五十四 (194) 代下廿五、○二百五十五 (195) 代下廿五、○二百五十六 (196) 代下廿五、○二百五十七 (197) 代下廿五、○二百五十八 (198) 代下廿五、○二百五十九 (199) 代下廿五、○二百六十 (200) 代下廿五、○二百六十一 (201) 代下廿五、○二百六十二 (202) 代下廿五、○二百六十三 (203) 代下廿五、○二百六十四 (204) 代下廿五、○二百六十五 (205) 代下廿五、○二百六十六 (206) 代下廿五、○二百六十七 (207) 代下廿五、○二百六十八 (208) 代下廿五、○二百六十九 (209) 代下廿五、○二百七十 (210) 代下廿五、○二百七十一 (211) 代下廿五、○二百七十二 (212) 代下廿五、○二百七十三 (213) 代下廿五、○二百七十四 (214) 代下廿五、○二百七十五 (215) 代下廿五、○二百七十六 (216) 代下廿五、○二百七十七 (217) 代下廿五、○二百七十八 (218) 代下廿五、○二百七十九 (219) 代下廿五、○二百八十 (220) 代下廿五、○二百八十一 (221) 代下廿五、○二百八十二 (222) 代下廿五、○二百八十三 (223) 代下廿五、○二百八十四 (224) 代下廿五、○二百八十五 (225) 代下廿五、○二百八十六 (226) 代下廿五、○二百八十七 (227) 代下廿五、○二百八十八 (228) 代下廿五、○二百八十九 (229) 代下廿五、○二百九十 (230) 代下廿五、○二百九十一 (231) 代下廿五、○二百九十二 (232) 代下廿五、○二百九十三 (233) 代下廿五、○二百九十四 (234) 代下廿五、○二百九十五 (235) 代下廿五、○二百九十六 (236) 代下廿五、○二百九十七 (237) 代下廿五、○二百九十八 (238) 代下廿五、○二百九十九 (239) 代下廿五、○三百 (240) 代下廿五、○三百一 (241) 代下廿五、○三百二 (242) 代下廿五、○三百三 (243) 代下廿五、○三百四 (244) 代下廿五、○三百五 (245) 代下廿五、○三百六 (246) 代下廿五、○三百七 (247) 代下廿五、○三百八 (248) 代下廿五、○三百九 (249) 代下廿五、○三百十 (250) 代下廿五、○三百十一 (251) 代下廿五、○三百十二 (252) 代下廿五、○三百十三 (253) 代下廿五、○三百十四 (254) 代下廿五、○三百十五 (255) 代下廿五、○三百十六 (256) 代下廿五、○三百十七 (257) 代下廿五、○三百十八 (258) 代下廿五、○三百十九 (259) 代下廿五、○三百二十 (260) 代下廿五、○三百二十一 (261) 代下廿五、○三百二十二 (262) 代下廿五、○三百二十三 (263) 代下廿五、○三百二十四 (264) 代下廿五、○三百二十五 (265) 代下廿五、○三百二十六 (266) 代下廿五、○三百二十七 (267) 代下廿五、○三百二十八 (268) 代下廿五、○三百二十九 (269) 代下廿五、○三百三十 (270) 代下廿五、○三百三十一 (271) 代下廿五、○三百三十二 (272) 代下廿五、○三百三十三 (273) 代下廿五、○三百三十四 (274) 代下廿五、○三百三十五 (275) 代下廿五、○三百三十六 (276) 代下廿五、○三百三十七 (277) 代下廿五、○三百三十八 (278) 代下廿五、○三百三十九 (279) 代下廿五、○三百四十 (280) 代下廿五、○三百四十一 (281) 代下廿五、○三百四十二 (282) 代下廿五、○三百四十三 (283) 代下廿五、○三百四十四 (284) 代下廿五、○三百四十五 (285) 代下廿五、○三百四十六 (286) 代下廿五、○三百四十七 (287) 代下廿五、○三百四十八 (288) 代下廿五、○三百四十九 (289) 代下廿五、○三百五十 (290) 代下廿五、○三百五十一 (291) 代下廿五、○三百五十二 (292) 代下廿五、○三百五十三 (293) 代下廿五、○三百五十四 (294) 代下廿五、○三百五十五 (295) 代下廿五、○三百五十六 (296) 代下廿五、○三百五十七 (297) 代下廿五、○三百五十八 (298) 代下廿五、○三百五十九 (299) 代下廿五、○三百六十 (300) 代下廿五、○三百六十一 (301) 代下廿五、○三百六十二 (302) 代下廿五、○三百六十三 (303) 代下廿五、○三百六十四 (304) 代下廿五、○三百六十五 (305) 代下廿五、○三百六十六 (306) 代下廿五、○三百六十七 (307) 代下廿五、○三百六十八 (308) 代下廿五、○三百六十九 (309) 代下廿五、○三百七十 (310) 代下廿五、○三百七十一 (311) 代下廿五、○三百七十二 (312) 代下廿五、○三百七十三 (313) 代下廿五、○三百七十四 (314) 代下廿五、○三百七十五 (315) 代下廿五、○三百七十六 (316) 代下廿五、○三百七十七 (317) 代下廿五、○三百七十八 (318) 代下廿五、○三百七十九 (319) 代下廿五、○三百八十 (320) 代下廿五、○三百八十一 (321) 代下廿五、○三百八十二 (322) 代下廿五、○三百八十三 (323) 代下廿五、○三百八十四 (324) 代下廿五、○三百八十五 (325) 代下廿五、○三百八十六 (326) 代下廿五、○三百八十七 (327) 代下廿五、○三百八十八 (328) 代下廿五、○三百八十九 (329) 代下廿五、○三百九十 (330) 代下廿五、○三百九十一 (331) 代下廿五、○三百九十二 (332) 代下廿五、○三百九十三 (333) 代下廿五、○三百九十四 (334) 代下廿五、○三百九十五 (335) 代下廿五、○三百九十六 (336) 代下廿五、○三百九十七 (337) 代下廿五、○三百九十八 (338) 代下廿五、○三百九十九 (339) 代下廿五、○四百 (340) 代下廿五、○四百一 (341) 代下廿五、○四百二 (342) 代下廿五、○四百三 (343) 代下廿五、○四百四 (344) 代下廿五、○四百五 (345) 代下廿五、○四百六 (346) 代下廿五、○四百七 (347) 代下廿五、○四百八 (348) 代下廿五、○四百九 (349) 代下廿五、○四百十 (350) 代下廿五、○四百十一 (351) 代下廿五、○四百十二 (352) 代下廿五、○四百十三 (353) 代下廿五、○四百十四 (354) 代下廿五、○四百十五 (355) 代下廿五、○四百十六 (356) 代下廿五、○四百十七 (357) 代下廿五、○四百十八 (358) 代下廿五、○四百十九 (359) 代下廿五、○四百二十 (360) 代下廿五、○四百二十一 (361) 代下廿五、○四百二十二 (362) 代下廿五、○四百二十三 (363) 代下廿五、○四百二十四 (364) 代下廿五、○四百二十五 (365) 代下廿五、○四百二十六 (366) 代下廿五、○四百二十七 (367) 代下廿五、○四百二十八 (368) 代下廿五、○四百二十九 (369) 代下廿五、○四百三十 (370) 代下廿五、○四百三十一 (371) 代下廿五、○四百三十二 (372) 代下廿五、○四百三十三 (373) 代下廿五、○四百三十四 (374) 代下廿五、○四百三十五 (375) 代下廿五、○四百三十六 (376) 代下廿五、○四百三十七 (377) 代下廿五、○四百三十八 (378) 代下廿五、○四百三十九 (379) 代下廿五、○四百四十 (380) 代下廿五、○四百四十一 (381) 代下廿五、○四百四十二 (382) 代下廿五、○四百四十三 (383) 代下廿五、○四百四十四 (384) 代下廿五、○四百四十五 (385) 代下廿五、○四百四十六 (386) 代下廿五、○四百四十七 (387) 代下廿五、○四百四十八 (388) 代下廿五、○四百四十九 (389) 代下廿五、○四百五十 (390) 代下廿五、○四百五十一 (391) 代下廿五、○四百五十二 (392) 代下廿五、○四百五十三 (393) 代下廿五、○四百五十四 (394) 代下廿五、○四百五十五 (395) 代下廿五、○四百五十六 (396) 代下廿五、○四百五十七 (397) 代下廿五、○四百五十八 (398) 代下廿五、○四百五十九 (399) 代下廿五、○四百六十 (400) 代下廿五、○四百六十一 (401) 代下廿五、○四百六十二 (402) 代下廿五、○四百六十三 (403) 代下廿五、○四百六十四 (404) 代下廿五、○四百六十五 (405) 代下廿五、○四百六十六 (406) 代下廿五、○四百六十七 (407) 代下廿五、○四百六十八 (408) 代下廿五、○四百六十九 (409) 代下廿五、○四百七十 (410) 代下廿五、○四百七十一 (411) 代下廿五、○四百七十二 (412) 代下廿五、○四百七十三 (413) 代下廿五、○四百七十四 (414) 代下廿五、○四百七十五 (415) 代下廿五、○四百七十六 (416) 代下廿五、○四百七十七 (417) 代下廿五、○四百七十八 (418) 代下廿五、○四百七十九 (419) 代下廿五、○四百八十 (420) 代下廿五、○四百八十一 (421) 代下廿五、○四百八十二 (422) 代下廿五、○四百八十三 (423) 代下廿五、○四百八十四 (424) 代下廿五、○四百八十五 (425) 代下廿五、○四百八十六 (426) 代下廿五、○四百八十七 (427) 代下廿五、○四百八十八 (428) 代下廿五、○四百八十九 (429) 代下廿五、○四百九十 (430) 代下廿五、○四百九十一 (431) 代下廿五、○四百九十二 (432) 代下廿五、○四百九十三 (433) 代下廿五、○四百九十四 (434) 代下廿五、○四百九十五 (435) 代下廿五、○四百九十六 (436) 代下廿五、○四百九十七 (437) 代下廿五、○四百九十八 (438) 代下廿五、○四百九十九 (439) 代下廿五、○五百 (440) 代下廿五、○五百一 (441) 代下廿五、○五百二 (442) 代下廿五、○五百三 (443) 代下廿五、○五百四 (444) 代下廿五、○五百五 (445) 代下廿五、○五百六 (446) 代下廿五、○五百七 (447) 代下廿五、○五百八 (448) 代下廿五、○五百九 (449) 代下廿五、○五百十 (450) 代下廿五、○五百十一 (451) 代下廿五、○五百十二 (452) 代下廿五、○五百十三 (453) 代下廿五、○五百十四 (454) 代下廿五、○五百十五 (455) 代下廿五、○五百十六 (456) 代下廿五、○五百十七 (457) 代下廿五、○五百十八 (458) 代下廿五、○五百十九 (459) 代下廿五、○五百二十 (460) 代下廿五、○五百二十一 (461) 代下廿五、○五百二十二 (462) 代下廿五、○五百二十三 (463) 代下廿五、○五百二十四 (464) 代下廿五、○五百二十五 (465) 代下廿五、○五百二十六 (466) 代下廿五、○五百二十七 (467) 代下廿五、○五百二十八 (468) 代下廿五、○五百二十九 (469) 代下廿五、○五百三十 (470) 代下廿五、○五百三十一 (471) 代下廿五、○五百三十二 (472) 代下廿五、○五百三十三 (473) 代下廿五、○五百三十四 (474) 代下廿五、○五百三十五 (475) 代下廿五、○五百三十六 (476) 代下廿五、○五百三十七 (477) 代下廿五、○五百三十八 (478) 代下廿五、○五百三十九 (479) 代下廿五、○五百四十 (480) 代下廿五、○五百四十一 (481) 代下廿五、○五百四十二 (482) 代下廿五、○五百四十三 (483) 代下廿五、○五百四十四 (484) 代下廿五、○五百四十五 (485) 代下廿五、○五百四十六 (486) 代下廿五、○五百四十七 (487) 代下廿五、○五百四十八 (488) 代下廿五、○五百四十九 (489) 代下廿五、○五百五十 (490) 代下廿五、○五百五十一 (491) 代下廿五、○五百五十二 (492) 代下廿五、○五百五十三 (493) 代下廿五、○五百五十四 (494) 代下廿五、○五百五十五 (495) 代下廿五、○五百五十六 (496) 代下廿五、○五百五十七 (497) 代下廿五、○五百五十八 (498) 代下廿五、○五百五十九 (499) 代下廿五、○五百六十 (500) 代下廿五、○五百六十一 (501) 代下廿五、○五百六十二 (502) 代下廿五、○五百六十三 (503) 代下廿五、○五百六十四 (504) 代下廿五、○五百六十五 (505) 代下廿五、○五百六十六 (506) 代下廿五、○五百六十七 (507) 代下廿五、○五百六十八 (508) 代下廿五、○五百六十九 (509) 代下廿五、○五百七十 (510) 代下廿五、○五百七十一 (511) 代下廿五、○五百七十二 (512) 代下廿五、○五百七十三 (513) 代下廿五、○五百七十四 (514) 代下廿五、○五百七十五 (515) 代下廿五、○五百七十六 (516) 代下廿五、○五百七十七 (517) 代下廿五、○五百七十八 (518) 代下廿五、○五百七十九 (519) 代下廿五、○五百八十 (520) 代下廿五、○五百八十一 (521) 代下廿五、○五百八十二 (522) 代下廿五、○五百八十三 (523) 代下廿五、○五百八十四 (524) 代下廿五、○五百八十五 (525) 代下廿五、○五百八十六 (526) 代下廿五、○五百八十七 (527) 代下廿五、○五百八十八 (528) 代下廿五、○五百八十九 (529) 代下廿五、○五百九十 (530) 代下廿五、○五百九十一 (531) 代下廿五、○五百九十二 (532) 代下廿五、○五百九十三 (533) 代下廿五、○五百九十四 (534) 代下廿五、○五百九十五 (535) 代下廿五、○五百九十六 (536) 代下廿五、○五百九十七 (537) 代下廿五、○五百九十八 (538) 代下廿五、○五百九十九 (539) 代下廿五、○六百 (540) 代下廿五、○六百一 (541) 代下廿五、○六百二 (542) 代下廿五、○六百三 (543) 代下廿五、○六百四 (544) 代下廿五、○六百五 (545) 代下廿五、○六百六 (546) 代下廿五、○六百七 (547) 代下廿五、○六百八 (548) 代下廿五、○六百九 (549) 代下廿五、○六百十 (550) 代下廿五、○六百十一 (551) 代下廿五、○六百十二 (552) 代下廿五、○六百十三 (553) 代下廿五、○六百十四 (554) 代下廿五、○六百十五 (555) 代下廿五、○六百十六 (556) 代下廿五、○六百十七 (557) 代下廿五、○六百十八 (558) 代下廿五、○六百十九 (559) 代下廿五、○六百二十 (560) 代下廿五、○六百二十一 (561) 代下廿五、○六百二十二 (562) 代下廿五、○六百二十三 (563) 代下廿五、○六百二十四 (564) 代下廿五、○六百二十五 (565) 代下廿五、○六百二十六 (566) 代下廿五、○六百二十七 (567) 代下廿五、○六百二十八 (568) 代下廿五、○六百二十九 (569) 代下廿五、○六百三十 (570) 代下廿五、○六百三十一 (571) 代下廿五、○六百三十二 (572) 代下廿五、○六百三十三 (573) 代下廿五、○六百三十四 (574) 代下廿五、○六百三十五 (575) 代下廿五、○六百三十六 (576) 代下廿五、○六百三十七 (577) 代下廿五、○六百三十八 (578) 代下廿五、○六百三十九 (579) 代下廿五、○六百四十 (580) 代下廿五、○六百四十一 (581) 代下廿五、○六百四十二 (582) 代下廿五、○六百四十三 (583) 代下廿五、○六百四十四 (584) 代下廿五、○六百四十五 (585) 代下廿五、○六百四十六 (586) 代下廿五、○六百四十七 (587) 代下廿五、○六百四十八 (588) 代下廿五、○六百四十九 (589) 代下廿五、○六百五十 (590) 代下廿五、○六百五十一 (591) 代下廿五、○六百五十二 (592) 代下廿五、○六百五十三 (593) 代下廿五、○六百五十四 (594) 代下廿五、○六百五十五 (595) 代下廿五、○六百五十六 (596) 代下廿五、○六百五十七 (597) 代下廿五、○六百五十八 (598) 代下廿五、○六百五十九 (599) 代下廿五、○六百六十 (600) 代下廿五、○六百六十一 (601) 代下廿五、○六百六十二 (602) 代下廿五、○六百六十三 (603) 代下廿五、○六百六十四 (604) 代下廿五、○六百六十五 (605) 代下廿五、○六百六十六 (606) 代下廿五、○六百六十七 (607) 代下廿五、○六百六十八 (608) 代下廿五、○六百六十九 (609) 代下廿五、○六百七十 (610) 代下廿五、○六百七十一 (611) 代下廿五、○六百七十二 (612) 代下廿五、○六百七十三 (613) 代下廿五、○六百七十四 (614) 代下廿五、○六百七十五 (615) 代下廿五、○六百七十六 (616) 代下廿五、○六百七十七 (617) 代下廿五、○六百七十八 (618) 代下廿五、○六百七十九 (619) 代下廿五、○六百八十 (620) 代下廿五、○六百八十一 (621) 代下廿五、○六百八十二 (622) 代下廿五、○六百八十三 (623) 代下廿五、○六百八十四 (624) 代下廿五、○六百八十五 (625) 代下廿五、○六百八十六 (626) 代下廿五、○六百八十七 (627) 代下廿五、○六百八十八 (628) 代下廿五、○六百八十九 (629) 代下廿五、○六百九十 (630) 代下廿五、○六百九十一 (631) 代下廿五、○六百九十二 (632) 代下廿五、○六百九十三 (633) 代下廿五、○六百九十四 (634) 代下廿五、○六百九十五 (635) 代下廿五、○六百九十六 (636) 代下廿五、○六百九十七 (637) 代下廿五、○六百九十八 (638) 代下廿五、○六百九十九 (639) 代下廿五、○七百 (640) 代下廿五、○七百一 (641) 代下廿五、○七百二 (642) 代下廿五、○七百三 (643) 代下廿五、○七百四 (644) 代下廿五、○七百五 (645) 代下廿五、○七百六 (646) 代下廿五、○七百七 (647) 代下廿五、○七百八 (648) 代下廿五、○七百九 (649) 代下廿五、○七百十 (650) 代下廿五、○七百十一 (651) 代下廿五、○七百十二 (652) 代下廿五、○七百十三 (653) 代下廿五、○七百十四 (654) 代下廿五、○七百十五 (655) 代下廿五、○七百十六 (656) 代下廿五、○七百十七 (657) 代下廿五、○七百十八 (658) 代下廿五、○七百十九 (659) 代下廿五、○七百二十 (660) 代下廿五、○七百二十一 (661) 代下廿五、○七百二十二 (662) 代下廿五、○七百二十三 (663) 代下廿五、○七百二十四 (664) 代下廿五、○七百二十五 (665) 代下廿五、○七百二十六 (666) 代下廿五、○七百二十七 (667) 代下廿五、○七百二十八 (668) 代下廿五、○七百二十九 (669) 代下廿五、○七百三十 (670) 代下廿五、○七百三十一 (671) 代下廿五、○七百三十二 (672) 代下廿五、○七百三十三 (673) 代下廿五、○七百三十四 (674) 代下廿五、○七百三十五 (675) 代下廿五、○七百三十六 (676) 代下廿五、○七百三十七 (677) 代下廿五、○七百三十八 (678) 代下廿五、○七百三十九 (679) 代下廿五、○七百四十 (680) 代下廿五、○七百四十一 (681) 代下廿五、○七百四十二 (682) 代下廿五、○七百四十三 (683) 代下廿五、○七百四十四 (684) 代下廿五、○七百四十五 (685) 代下廿五、○七百四十六 (686) 代下廿五、○七百四十七 (687) 代下廿五、○七百四十八 (688) 代下廿五、○七百四十九 (689) 代下廿五、○七百五十 (690) 代下廿五、○七百五十一 (691) 代下廿五、○七百五十二 (692) 代下廿五、○七百五十三 (693) 代下廿五、○七百五十四 (694) 代下廿五、○七百五十五 (695) 代下廿五、○七百五十六 (696) 代下廿五、○七百五十七 (697) 代下廿五、○七百五十八 (698) 代下廿五、○七百五十九 (699) 代下廿五、○七百六十 (700) 代下廿五、○七百六十一 (701) 代下廿五、○七百六十二 (702) 代下廿五、○七百六十三 (703) 代下廿五、○七百六十四 (704) 代下廿五、○七百六十五 (705) 代下廿五、○七百六十六 (706) 代下廿五、○七百六十七 (707) 代下廿五、○七百六十八 (708) 代下廿五、○七百六十九 (709) 代下廿五、○七百七十 (710) 代下廿五、○七百七十一 (711) 代下廿五、○七百七十二 (712) 代下廿五、○七百七十三 (713) 代下廿五、○七百七十四 (714) 代下廿五、○七百七十五 (715) 代下廿五、○七百七十六 (716) 代下廿五、○七百七十七 (717) 代下廿五、○七百七十八 (718) 代下廿五、○七百七十九 (719) 代下廿五、○七百八十 (720) 代下廿五、○七百八十一 (721) 代下廿五、○七百八十二 (722) 代下廿五、○七百八十三 (723) 代下廿五、○七百八十四 (724) 代下廿五、○七百八十五 (725) 代下廿五、○七百八十六 (726) 代下廿五、○七百八十七 (727) 代下廿五、○七百八十八 (728) 代下廿五、○七百八十九 (729) 代下廿五、○七百九十 (730) 代下廿五、○七百九十一 (731) 代下廿五、○七百九十二 (732) 代下廿五、○七百九十三 (733) 代下廿五、○七百九十四 (734) 代下廿五、○七百九十五 (735) 代下廿五、○七百九十六 (736) 代下廿五、○七百九十七 (737) 代下廿五、○七百九十八 (738) 代下廿五、○七百九十九 (739) 代下廿五、○八百 (740) 代下廿五、○八百一 (741) 代下廿五、○八百二 (742) 代下廿五、○八百三 (743) 代下廿五、○八百四 (744) 代下廿五、○八百五 (745) 代下廿五、○八百六 (746) 代下廿五、○八百七 (747) 代下廿五、○八百八 (748) 代下廿五、○八百九 (749) 代下廿五、○八百十 (750) 代下廿五、○八百十一 (751) 代下廿五、○八百十二 (752) 代下廿五、○八百十三 (753) 代下廿五、○八百十四 (754) 代下廿五、○八百十五 (755) 代下廿五、○八百十六 (756) 代下廿五、○八百十七 (757) 代下廿五、○八百十八 (758) 代下廿五、○八百十九 (759) 代下廿五、○八百二十 (760) 代下廿五、○八百二十一 (761) 代下廿五、○八百二十二 (762) 代下廿五、○八百二十三 (763) 代下廿五、○八百二十四 (764) 代下廿五、○八百二十五 (765) 代下廿五、○八百二十六 (766) 代下廿五、○八百二十七 (767) 代下廿五、○八百二十八 (768) 代下廿五、○八百二十九 (769) 代下廿五、○八百三十 (770) 代下廿五、○八百三十一 (771) 代下廿五、○八百三十二 (772) 代下廿五、○八百三十三 (773) 代下廿五、○八百三十四 (774) 代下廿五、○八百三十五 (775) 代下廿五、○八百三十六 (776) 代下廿五、○八百三十七 (777) 代下廿五、○八百三十八 (778) 代下廿五、○八百三十九 (779) 代下廿五、○八百四十 (780) 代下廿五、○八百四十一 (781) 代下廿五、○八百四十二 (782) 代下廿五、○八百四十三 (783) 代下廿五、○八百四十四 (784) 代下廿五、○八百四十五 (785) 代下廿五、○八百四十六 (786) 代下廿五、○八百四十七 (787) 代下廿五、○八百四十八 (788) 代下廿五、○八百四十九 (789) 代下廿五、○八百五十 (790) 代下廿五、○八百五十一 (791) 代下廿五、○八百五十二 (792) 代下廿五、○八百五十三 (793) 代下廿五、○八百五十四 (794) 代下廿五、○八百五十五 (795) 代下廿五、○八百五十六 (796) 代下廿五、○八百五十七 (797) 代下廿五、○八百五十八 (798) 代下廿五、○八百五十九 (799) 代下廿五、○八百六十 (800) 代下廿五、○八百六十一 (801) 代下廿五、○八百六十二 (802) 代下廿五、○八百六十三 (803) 代下廿五、○八百六十四 (804) 代下廿五、○八百六十五 (805) 代下廿五、○八百六十六 (806) 代下廿五、○八百六十七 (807) 代下廿五、○八百六十八 (808) 代下廿五、○八百六十九 (809) 代下廿五、○八百七十 (810) 代下廿五、○八百七十一 (811) 代下廿五、○八百七十二 (812) 代下廿五、○八百七十三 (813) 代下廿五、○八百七十四 (814) 代下廿五、○八百七十五 (815) 代下廿五、○八百七十六 (816) 代下廿五、○八百七十七 (817) 代下廿五、○八百七十八 (818) 代下廿五、○八百七十九 (819) 代下廿五、○八百八十 (820) 代下廿五、○八百八十一 (821) 代下廿五、○八百八十二 (822) 代下廿五、○八百八十三 (823) 代下廿五、○八百八十四 (824) 代下廿五、○八百八十五 (825) 代下廿五、○八百八十六 (826) 代下廿五、○八百八十七 (827) 代下廿五、○八百八十八 (828) 代下廿五、○八百八十九 (829) 代下廿五、○八百九十 (830) 代下廿五、○八百九十一 (831) 代下廿五、○八百九十二 (832) 代下廿五、○八百九十三 (833) 代下廿五、○八百九十四 (834) 代下廿五、○八百九十五 (835) 代下廿五、○八百九十六 (836) 代下廿五、○八百九十七 (837) 代下廿五、○八百九十八 (838) 代下廿五、○八百九十九 (839) 代下廿五、○九百 (840) 代下廿五、○九百一 (841) 代下廿五、○九百二 (842) 代下廿五、○九百三 (843) 代下廿五、○九百四 (844) 代下廿五、○九百五 (845) 代下廿五、○九百六 (846) 代下廿五、○九百七 (847) 代下廿五、○九百八 (848) 代下廿五、○九百九 (849) 代下廿五、○九百十 (850) 代下廿五、○九百十一 (851) 代下廿五、○九百十二 (852) 代下廿五、○九百十三 (853) 代下廿五、○九百十四 (854) 代下廿五、○九百十五 (855) 代下廿五、○九百十六 (856) 代下廿五、○九百十七 (857) 代下廿五、○九百十八 (858) 代下廿五、○九百十九 (859) 代下廿五、○九百二十 (860) 代下廿五、○九百二十一 (861) 代下廿五、○九百二十二 (862) 代下廿五、○九百二十三 (863) 代下廿五、○九百二十四 (864) 代下廿五、○九百二十五 (865) 代下廿五、○九百二十六 (866) 代下廿五、○九百二十七 (867) 代下廿五、○九百二十八 (868) 代下廿五、○九百二十九 (869) 代下廿五、○九百三十 (870) 代下廿五、○

二 邑は平穩なりきアタリヤは王の家に殺されぬ 二 ヨアシは位に即し時七歳なりき

十二章 一 ヨアシはエヒウの七年に位に即きエルサレムにおいて四十年世を治めたり

二 その母はベエルシバより出たるものにて名をヂビアといへり 二 ヨアシは祭司エホヤダの己を誨ふる間は恒にエホバの善と視たまふ事をおこなへり 三 然ど崇邱は除かず

三 してあり民は尚その崇邱において犧牲をさゝげ香を焚り○ 四 茲にヨアシ祭司等に言

四 けるは凡てエホバの家に聖別て獻納るところの金即はち核數らるゝ人の金、估價に

五 云たがひて出すところの身の代の金および人々が心より願てエホバの家に持きたる

五 ところの金 五 これを祭司等おの〳〵その知人より受をさめ何處にても殿に破壊の見

六 る時はこれをもてその破壊を修繕ふべしと○ 六 然るにヨアシ王の二十三年に及ぶま

七 で祭司等殿の破壊を修繕ふにいたらざりしかば 七 ヨアシ王祭司エホヤダおよびその

八 他の祭司等を召てこれに言ふ汝等なぜて殿の破壊を修繕はざるや然ば今よりは汝等

八 の知人より金を受て自己のためにすべからず唯殿の破壊の修理に其を供ふべしと 八、

九 祭司等は重て民より自己のために金を受ず又殿の破壊を修理ふことをせじと約せり

九 斯て後祭司エホヤダ一箇の櫃をとりその蓋に孔を穿ちてこれをエホバの家の入口

十 の右において壇の傍に置り門守の祭司等すなはちエホバの家に入きたるところの金

十 をこと〳〵その中に入たり十 爰にその櫃の中に金の多くあることを見たれば王の書

十一 記と祭司長と上り來りてそのエホバの家に積りし金を包みてこれを數へ十一 その數へ

十二 し金をこの工事をなす者に付せり即ちエホバの家の監督者にこれを付しければ彼等

十二 またエホバの家を修理ふところの木匠と建築師にこれを與へ十二 石工および琢石者に

十二 與へまたこれをもてエホバの家の破壞を修繕ふ材木と琢石を買ひ殿を修理ふために

㊀ 櫃蓋を奪ふた者が取去られた時に平穩になつたやうに此の世を治める惡魔（此の世の神 ○四 晉後四）が取去られる時に平和になる○一一 默十九

二、 ㊁ 代下廿 四〇一 ㊂ 代下廿 四〇二 ㊃ 王上十四 註 ㊄ 王下十 ○二 註 廿四

○廿一 ㊅ 王下十 四〇四 ○十四 王上十五 註 ㊆ 王下十 四〇四 ○十四 王上十五 註

廿二〇、 ヒゼキヤ 廿三 希臣家に廢され、馬 ナセ 拿臣の更に設けたものは約 シア 西亞に廢された ㊇ 代下廿四 ○四、五

王下八 ○廿二 註 ㊈ 出廿 ○十三 ㊉ 利廿七 ○二 ㊋ 麗しい 利廿二 ○十八 二 野後 九〇

㊌ 代下廿 四〇七 ㊍ 代下廿 四〇五 ㊎ 代下廿 四〇六 ㊏ 代下廿四 ○十四 神殿を修繕して

代下廿四 ○十四 ㊐ 代下廿四 ○十四 神殿を修繕して

十三 用うる諸〳〵の物のためにこれを費せり十三 但しエホバの家にいり來れるその金をもて

十四 エホバの家のために銀の盂、燈剪、鉢、喇叭、金の器、銀の器等を造ることはせざりき

十四 唯これをその工事をなす者にわたして之をもてエホバの家を修理はしめたり十五 ま

十五 たその金を手にわたして工人にはらはしめたる人々と計算をなすことをせざりき是

十六 は彼等忠厚に事をなしたればなり十六 愆金と罪金はエホバの家にいらずして祭司に歸

十七 せり○十七 當時スリアの王ハザエルのぼり來りてガテを攻てこれを取り而してハザエ

十八 ルエルサレムに攻のぼらんとてその面をこれに向たり十八 是をもてユダの王ヨアシそ

の先祖たるユダの王ヨシヤバテ、ヨラム、アハジア等が聖別て獻げたる一切の物およ

び自己が聖別て獻げたる物ならびにエホバの家の庫と王の家とにあるところの金を

悉く取てこれをスリアの王ハザエルにおくりければ彼すなはちエルサレムを離れ

十九 て去ぬ○十九 ヨシアのその餘の行爲およびその凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書

二十 に記さるゝにあらずや二十 茲にヨアシの臣僕等おこりて黨をむすびシラに下るところ

二一 のミロの家にてヨアシを弑せり二一 即ちその僕シメアテの子ヨザカルとショメルの子

ヨザバデかれを弑して死しめたればその先祖とおなじくこれをダビデの邑に葬れり

その子アマジヤこれに代りて王となる

十三章 一 ユダの王アハジアの子ヨアシの二十三年にエヒウの子ヨアハズサマリアに

二 おいてイスラエルの王となり十七年位にありき 二 彼はエホバの目の前に惡をなし夫

のイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムの罪を行ひつゝけて之に離れ

三 ざりき 三 是においてエホバイスラエルにむかひて怒を發しこれをその代のあひだ恒

にスリアの王ハザエルの手にわたしおき又ハザエルの子ベ子、ハダデの手に付し置た

㊀ 神殿の儀式に用ゐる器 ㊁ 代下廿 ○十四 神殿を修繕して

しまふまでは作らず、其の後に至って作つた ㊂ 利五○十 五、十八 ㊃ 利七 ○七 ㊄ 利七 二○七 ㊅ 王下八 ○十二 ㊆ 非利士人

民十八 ○九 の五の邑の一、哈泄は其の時に多分以色列を取つて居た、或は○申二 三、四 の時 ㊇ 代下廿四○、約轄は墮落してから失敗した ㊈ 王下十八○ 十五、十六 ㊉ 王上十五 ○十八 ㊋ 代下廿四○、約轄の

王上十五 廿五＝廿七 罰のことは 王下十二○十 七、廿、廿一 に書いてあるが、其の罰を受くべき理は ○代下廿四 ○廿五 にある、 ㊌ 玉下十 四○五 王上繕言を見よ ㊍ 王上九 ○十五 ㊎ 王上八 ○廿六 註 ㊏ 代下廿四 ○廿五 註 ㊐ 辭＝年表 ㊑ 王上 十四 ○十 十五○廿六 十六○十 廿、廿四 九、廿六 等 ㊒ 土二○ 十四 ㊓ 終生 ㊔ 王下十 ○十二

四 まひしが ヨアハズエホバに請求めたればエホバつひにこれを聽いれたまへり其は
五 イスラエルの苦難を見そなはしたればなり即ちスリアの王これをなやませるなり
エホバつひに救者をイスラエルにたまひたればイスラエルの子孫はスリア人の手を
六 脱れて疇昔のごとくに己の天幕に住にいたれり 但し彼等はイスラエルに罪を犯さ
しめたるヤラベアムの家の罪をはなれずして之をおこなひつゞけたりサマリアにも
七 亦アシタロテの像たちをりぬ 七 嚮にスリアの王は民を滅し踐くだく塵のごとくに是
八 をなして只騎兵五十人、車十輛、歩兵一萬人而已をヨアハズに遺せり ○八 ヨアハズの
その餘の行爲とその凡て爲たる事およびその能はイスラエルの王の歴代志の書にし
九 るさるゝに非ずや 九 ヨアハズその先祖等とゝもに寢りたればこれをサマリアに葬れ
十 りその子ヨアシこれに代て王となる ○十 ユダの王ヨアシの三十七年にヨアハズの子
十一 ヨアシサマリヤにおいてイスラエルの王となり十六年位にありき 十一 彼エホバの目の
前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯させたる子ヤラベアムの諸の罪には
十二 なれずしてこれを行ひつゞけたり 十二 ヨアシのその餘の行爲とその凡て爲たる事およ
びそのユダの王アマジヤと戰ひし能はイスラエルの王の歴代志の書に記さるゝに非
十三 ずや 十三 ヨアシその先祖等とゝもに寢りてヤラベアム位にのぼれりヨアシは
十四 ルの王等とおなじくサマリヤに葬らる ○十四 茲にエリシヤ死病にかゝりて疾をりしか
ばイスラエルの王ヨアシ彼の許にくだり來てその面の上に涙をこぼし吾父、吾父、イ
十五 スラエルの兵車よその騎兵よと言ければ 十五 エリシヤかれにむかひ弓矢をとれと言ひ
十六 すなはち弓矢をとれり 十六 エリシヤ、またイスラエルの王に汝の手を弓にかけよと言
十七 ければすなはちその手をかけたり是においてエリシヤその手を王の手の上に按て十七

註 ㊃ 註七十八 ○卅四 ㊄ 出三 ○王下十四 ○廿六 ㊅ 又 ○廿七 此の救者とは天使、或は以利沙といひ、或は約拾斯の大將といひ、諸説があるふ意、或は田舎人が都を恐れて何處かに逃げて居たが、平和になつたから故土に歸つたといふ意であらう ㊆ 註 ㊇ 申十一 ○廿一 ㊈ 王上十一 ○十五 ㊉ 王上十四、辭＝亞大綿 ㊊ 王上十六 ○十五 ㊋ 王上十九 ○十七 ㊌ 王下八 ○十二 ㊍ 王上十九 ○廿五 ㊎ 王上十三 ○廿四 ㊏ 王下十四 ○十五 辭＝年表 又綿 ㊐ 見よ ㊑ 王上十三、廿四 ㊒ 王下十四 ○十五 ㊓ 即ち第二耶羅破暗 ㊔ 以利砂は五十年間預言者になつて居たが、四十五年間の事は何も書いてないと見ゆ ㊕ 王下二 ○十二 ㊖ 王の受けんとする成功は王から出でる者でなく神から出る徴

㊗ 東向の窓を開と言たれば之を開きけるにエリシヤまた射よと言り彼すなはち射た
十八 ればエリシヤ言ふエホバよりの拯救の矢スリアに對する拯救の矢、汝必らずアペク
十九 において滅リア人を擊やぶりてこれを滅しつくすにいたらん 十八 エリシヤまた矢を取
れと言ければ取りエリシヤまたイスラエルの王に地を射よといひけるに三次射て止
たれば 十九 神の人怒て言ふ汝は五回も六回も射るべかりしなり然せしならば汝スリア
二十 を擊やぶりて之を滅しつくすことを得んなれど今然せざれば汝がスリアを擊やぶることは
二十一 三次のみなるべしと ○二十 エリシヤ終に死たればこれを葬らんとする者ありしが賊黨
及てモアブの賊黨國にいりきたれり 二十一 時に一箇の人を葬りしが年の立かへるに
二十二 を見たればその人をエリシヤの墓におしいれけるにその人いりてエリシヤの骨にふ
るゝや生かへりて起あがれり ○二十二 スリアの王ハザエルはヨアハズの一生の間イスラ
二十三 エルをなやましたりしが 二十三 エホバそのアブラハム、イサク、ヤコブと契約をむすびし
がためにイスラエルをめぐみ之を憐みこれを眷みたまひ之を滅すことを好ます尙こ
二十四 れをその前より棄はなちたまはざりき 二十四 スリアの王ハザエルつひに死てその子ベ子
二十五 ハダデこれに代りて王となれり 二十五 是においてヨアハズの子ヨアシはその父ヨアハズ
がハザエルに攻取れたる邑々をハザエルの子ベ子ハハダデの手より取かへせり即ち
ヨアシは三次かれを敗りてイスラエルの邑々を取かへせり

十四章

一 イスラエルの王ヨアハズの子ヨアシの二年にユダの王ヨアシの子アマジヤ
二 王となれり 二 彼は王となれる時二十五歳にして二十九年の間エルサレムにて世を治
三 めたりその母はエルサレムの者にして名をエホアダンと云り 三 アマジヤはエホバの
善と見たまふ事をなしたりしがその先祖ダビデのごとくはあらざりき彼は萬の事に

㊗ 撒馬利亞からいへば叙利亞人の以色列から取た國は東方にある ㊘ 敵國に向つて矢を放つのは是れから戰爭するといふ徴であつた ㊙ 註 ㊚ 王上廿六 ㊛ 廿五、信仰が起らぬ 太九 廿九〇 ㊜ 春の節、能く戰爭を始むる節 ㊝ 奇跡（創五〇 廿四 王下十九、廿五）、死屍は棺に入れず布で裹んで斷崖の横穴に葬ったのであらう ○王下二十五 註 ㊞ 王下十八 ○十二 ㊟ 出廿二 ○十三 路一 ○七 十二、十三 ㊠ 王下十四 ○廿七 ㊡ 出二〇廿四、廿五 ㊢ 便宜上といふ三人の名が見える、即ち ○王上十五、廿〇、後者が此の王である ㊣ 代下廿五、辭＝年表 又綿 ㊤ 見よ ㊥ ○王上十四 註

四 おいて其父ヨアシがなしゝごとくに事をなせり 四 惟崇邱はのぞかずしてあり民はなほその崇邱において犧牲をさゝげ香を焚り 五 彼は國のその手に堅くたつにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺したりしが 六 その弑殺人の子女等は殺さゞりき是はモーセの律法の書に記されたる所に云たがへるなり即ちエホバ命じて言たまはく子女の故によりて父を殺すべからず父の故によりて子女を殺すべからず人はみなその身の罪によりて死べき者なりと 七 アマジヤまた鹽谷においてエドミ人一萬を殺せり亦セラを攻とりてその名をヨクテルとなづけしが今日まで然り 八 ○かくてアマジヤ使者をエヒウの子ヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシにおくりて來れ我等たがひに面をあはせんと言しめければ 九 イスラエルの王ヨアシユダの王アマジヤに言おくりけるはレバノンの荊棘かつてレバノンの香柏に汝の女子をわが子の妻にあたへよと言おくりたることありしにレバノンの野獸とほりてその荊棘を踏たふせり 十 汝は大にエドムに勝たれば心に誇る、その榮譽にやすんじて家に居れなんぞ禍を惹おこして自己もユダもともに亡んとするやと 十一 然るにアマジヤ聽ことをせざりしかばイスラエルの王ヨアシのぼり來れり是において彼とユダの王アマジヤはユダのベテ、シメシにてたがひに面をあはせたりしが 十二 ユダイスラエルに敗られて各人その天幕に逃かへりぬ 十三 是においてイスラエルの王ヨアシはアハジアの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテ、シメシに擒へ而してエルサレムにいたりてエルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで凡そ四百キユビトを毀ち 十四 またエホバの家と王の家の庫とにあるところの金銀および諸の器をとりかつ人質をとりてサマリアにかへれり ○ 十五 ヨアシがなしたるその餘の行爲とその能およびそのイスラエルの王アマ

㋐ 王下十一 廿一、廿二 ㋑ 申廿四 廿六 ○十六 四、廿 ㋒ 王下十二 ○ 廿五、廿六 ㋓ 代下廿四 ○十二 ㋔ 代下廿五 ○五 ㋕ 王下十三 ○十一 ㋖ 代下廿五 ○十七 ㋗ 代下廿五 ○十八 ㋘ 代下廿五 ○十七 ㋙ 代下廿五 ○十八 ㋚ 代下廿五 ○十九 ㋛ 代下廿五 ○廿 ㋜ 代下廿五 ○廿一 ㋝ 代下廿五 ○廿二 ㋞ 代下廿五 ○廿三 ㋟ 代下廿五 ○廿四 ㋠ 代下廿五 ○廿五 ㋡ 代下廿五 ○廿六 ㋢ 代下廿五 ○廿七 ㋣ 代下廿五 ○廿八 ㋤ 代下廿五 ○廿九 ㋥ 代下廿五 ○廿 ㋦ 代下廿五 ○廿一 ㋧ 代下廿五 ○廿二 ㋨ 代下廿五 ○廿三 ㋩ 代下廿五 ○廿四 ㋪ 代下廿五 ○廿五 ㋫ 代下廿五 ○廿六 ㋬ 代下廿五 ○廿七 ㋭ 代下廿五 ○廿八 ㋮ 代下廿五 ○廿九 ㋯ 代下廿五 ○廿 ㋰ 代下廿五 ○廿一 ㋱ 代下廿五 ○廿二 ㋲ 代下廿五 ○廿三 ㋳ 代下廿五 ○廿四 ㋴ 代下廿五 ○廿五 ㋵ 代下廿五 ○廿六 ㋶ 代下廿五 ○廿七 ㋷ 代下廿五 ○廿八 ㋸ 代下廿五 ○廿九 ㋹ 代下廿五 ○廿 ㋺ 代下廿五 ○廿一 ㋻ 代下廿五 ○廿二 ㋼ 代下廿五 ○廿三 ㋽ 代下廿五 ○廿四 ㋾ 代下廿五 ○廿五 ㋿ 代下廿五 ○廿六 ㌀ 代下廿五 ○廿七 ㌁ 代下廿五 ○廿八 ㌂ 代下廿五 ○廿九 ㌃ 代下廿五 ○廿 ㌄ 代下廿五 ○廿一 ㌅ 代下廿五 ○廿二 ㌆ 代下廿五 ○廿三 ㌇ 代下廿五 ○廿四 ㌈ 代下廿五 ○廿五 ㌉ 代下廿五 ○廿六 ㌊ 代下廿五 ○廿七 ㌋ 代下廿五 ○廿八 ㌌ 代下廿五 ○廿九 ㌍ 代下廿五 ○廿 ㌎ 代下廿五 ○廿一 ㌏ 代下廿五 ○廿二 ㌐ 代下廿五 ○廿三 ㌑ 代下廿五 ○廿四 ㌒ 代下廿五 ○廿五 ㌓ 代下廿五 ○廿六 ㌔ 代下廿五 ○廿七 ㌕ 代下廿五 ○廿八 ㌖ 代下廿五 ○廿九 ㌗ 代下廿五 ○廿 ㌘ 代下廿五 ○廿一 ㌙ 代下廿五 ○廿二 ㌚ 代下廿五 ○廿三 ㌛ 代下廿五 ○廿四 ㌜ 代下廿五 ○廿五 ㌝ 代下廿五 ○廿六 ㌞ 代下廿五 ○廿七 ㌟ 代下廿五 ○廿八 ㍠ 代下廿五 ○廿九 ㍡ 代下廿五 ○廿 ㍢ 代下廿五 ○廿一 ㍣ 代下廿五 ○廿二 ㍤ 代下廿五 ○廿三 ㍥ 代下廿五 ○廿四 ㍦ 代下廿五 ○廿五 ㍧ 代下廿五 ○廿六 ㍨ 代下廿五 ○廿七 ㍩ 代下廿五 ○廿八 ㍪ 代下廿五 ○廿九 ㍫ 代下廿五 ○廿 ㍬ 代下廿五 ○廿一 ㍭ 代下廿五 ○廿二 ㍮ 代下廿五 ○廿三 ㍯ 代下廿五 ○廿四 ㍰ 代下廿五 ○廿五 ㍱ 代下廿五 ○廿六 ㍲ 代下廿五 ○廿七 ㍳ 代下廿五 ○廿八 ㍴ 代下廿五 ○廿九 ㍵ 代下廿五 ○廿 ㍶ 代下廿五 ○廿一 ㍷ 代下廿五 ○廿二 ㍸ 代下廿五 ○廿三 ㍹ 代下廿五 ○廿四 ㍺ 代下廿五 ○廿五 ㍻ 代下廿五 ○廿六 ㍼ 代下廿五 ○廿七 ㍽ 代下廿五 ○廿八 ㍾ 代下廿五 ○廿九 ㍿ 代下廿五 ○廿 ㎀ 代下廿五 ○廿一 ㎁ 代下廿五 ○廿二 ㎂ 代下廿五 ○廿三 ㎃ 代下廿五 ○廿四 ㎄ 代下廿五 ○廿五 ㎅ 代下廿五 ○廿六 ㎆ 代下廿五 ○廿七 ㎇ 代下廿五 ○廿八 ㎈ 代下廿五 ○廿九 ㎉ 代下廿五 ○廿 ㎊ 代下廿五 ○廿一 ㎋ 代下廿五 ○廿二 ㎌ 代下廿五 ○廿三 ㎍ 代下廿五 ○廿四 ㎎ 代下廿五 ○廿五 ㎏ 代下廿五 ○廿六 ㎐ 代下廿五 ○廿七 ㎑ 代下廿五 ○廿八 ㎒ 代下廿五 ○廿九 ㎓ 代下廿五 ○廿 ㎔ 代下廿五 ○廿一 ㎕ 代下廿五 ○廿二 ㎖ 代下廿五 ○廿三 ㎗ 代下廿五 ○廿四 ㎘ 代下廿五 ○廿五 ㎙ 代下廿五 ○廿六 ㎚ 代下廿五 ○廿七 ㎛ 代下廿五 ○廿八 ㎜ 代下廿五 ○廿九 ㎝ 代下廿五 ○廿 ㎞ 代下廿五 ○廿一 ㎟ 代下廿五 ○廿二 ㎠ 代下廿五 ○廿三 ㎡ 代下廿五 ○廿四 ㎢ 代下廿五 ○廿五 ㎣ 代下廿五 ○廿六 ㎤ 代下廿五 ○廿七 ㎥ 代下廿五 ○廿八 ㎦ 代下廿五 ○廿九 ㎧ 代下廿五 ○廿 ㎨ 代下廿五 ○廿一 ㎩ 代下廿五 ○廿二 ㎪ 代下廿五 ○廿三 ㎫ 代下廿五 ○廿四 ㎬ 代下廿五 ○廿五 ㎭ 代下廿五 ○廿六 ㎮ 代下廿五 ○廿七 ㎯ 代下廿五 ○廿八 ㎰ 代下廿五 ○廿九 ㎱ 代下廿五 ○廿 ㎲ 代下廿五 ○廿一 ㎳ 代下廿五 ○廿二 ㎴ 代下廿五 ○廿三 ㎵ 代下廿五 ○廿四 ㎶ 代下廿五 ○廿五 ㎷ 代下廿五 ○廿六 ㎸ 代下廿五 ○廿七 ㎹ 代下廿五 ○廿八 ㎺ 代下廿五 ○廿九 ㎻ 代下廿五 ○廿 ㎼ 代下廿五 ○廿一 ㎽ 代下廿五 ○廿二 ㎾ 代下廿五 ○廿三 ㎿ 代下廿五 ○廿四 ㏀ 代下廿五 ○廿五 ㏁ 代下廿五 ○廿六 ㏂ 代下廿五 ○廿七 ㏃ 代下廿五 ○廿八 ㏄ 代下廿五 ○廿九 ㏅ 代下廿五 ○廿 ㏆ 代下廿五 ○廿一 ㏇ 代下廿五 ○廿二 ㏈ 代下廿五 ○廿三 ㏉ 代下廿五 ○廿四 ㏊ 代下廿五 ○廿五 ㏋ 代下廿五 ○廿六 ㏌ 代下廿五 ○廿七 ㏍ 代下廿五 ○廿八 ㏎ 代下廿五 ○廿九 ㏏ 代下廿五 ○廿 ㏐ 代下廿五 ○廿一 ㏑ 代下廿五 ○廿二 ㏒ 代下廿五 ○廿三 ㏓ 代下廿五 ○廿四 ㏔ 代下廿五 ○廿五 ㏕ 代下廿五 ○廿六 ㏖ 代下廿五 ○廿七 ㏗ 代下廿五 ○廿八 ㏘ 代下廿五 ○廿九 ㏙ 代下廿五 ○廿 ㏚ 代下廿五 ○廿一 ㏛ 代下廿五 ○廿二 ㏜ 代下廿五 ○廿三 ㏝ 代下廿五 ○廿四 ㏞ 代下廿五 ○廿五 ㏟ 代下廿五 ○廿六 ㏠ 代下廿五 ○廿七 ㏡ 代下廿五 ○廿八 ㏢ 代下廿五 ○廿九 ㏣ 代下廿五 ○廿 ㏤ 代下廿五 ○廿一 ㏥ 代下廿五 ○廿二 ㏦ 代下廿五 ○廿三 ㏧ 代下廿五 ○廿四 ㏨ 代下廿五 ○廿五 ㏩ 代下廿五 ○廿六 ㏪ 代下廿五 ○廿七 ㏫ 代下廿五 ○廿八 ㏬ 代下廿五 ○廿九 ㏭ 代下廿五 ○廿 ㏮ 代下廿五 ○廿一 ㏯ 代下廿五 ○廿二 ㏰ 代下廿五 ○廿三 ㏱ 代下廿五 ○廿四 ㏲ 代下廿五 ○廿五 ㏳ 代下廿五 ○廿六 ㏴ 代下廿五 ○廿七 ㏵ 代下廿五 ○廿八 ㏶ 代下廿五 ○廿九 ㏷ 代下廿五 ○廿 ㏸ 代下廿五 ○廿一 ㏹ 代下廿五 ○廿二 ㏺ 代下廿五 ○廿三 ㏻ 代下廿五 ○廿四 ㏼ 代下廿五 ○廿五 ㏽ 代下廿五 ○廿六 ㏾ 代下廿五 ○廿七 ㏿ 代下廿五 ○廿八 㐀 代下廿五 ○廿九 㐁 代下廿五 ○廿 㐂 代下廿五 ○廿一 㐃 代下廿五 ○廿二 㐄 代下廿五 ○廿三 㐅 代下廿五 ○廿四 㐆 代下廿五 ○廿五 㐇 代下廿五 ○廿六 㐈 代下廿五 ○廿七 㐉 代下廿五 ○廿八 㐊 代下廿五 ○廿九 㐋 代下廿五 ○廿 㐌 代下廿五 ○廿一 㐍 代下廿五 ○廿二 㐎 代下廿五 ○廿三 㐏 代下廿五 ○廿四 㐐 代下廿五 ○廿五 㐑 代下廿五 ○廿六 㐒 代下廿五 ○廿七 㐓 代下廿五 ○廿八 㐔 代下廿五 ○廿九 㐕 代下廿五 ○廿 㐖ヨアシがなしたるその餘の行爲とその能およびそのイスラエルの王アマ

十六 ジヤと戰ひし事はイスラエルの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 十六 ヨアシその先祖等とゝもに寢りてイスラエルの王等とゝもにサマリアに葬られその子ヤラベアムこれに代りて王となれり ○ 十七 ヨアシの子なるユダの王アマジヤはヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシの死てより後なほ十五年生存へたり 十八 アマジヤのその餘の行爲はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 十九 茲にエルサレムにおいて黨をむすびて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにその人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり 二十 人衆かれを馬に負せてもちきたりエルサレムにおいてこれをその先祖等とゝもにダビデの邑に葬りぬ ○ 二一 ユダの民みなアザリヤを取て王となしてその父アマジヤに代しめたり 二二 時に年十六なりき 二三 彼エラテの邑を建てこれを再びユダに歸せしめたり 二三 是はかの王がその先祖等とゝもに寢りし後なりき ○ 二三 ユダの王ヨアシの子アマジヤの十五年にイスラエルの王ヨアシの子ヤラベアムサマリヤにおいて王となり四十一年位にありき 二四 彼はエホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯さしめたる子バテの子ヤラベアムの罪に離れざりき 二五 彼ハマテの入處よりアラバの海までイスラエルの邊境を恢復せり イスラエルの神エホバがガテ、ヘペルのアミッタイの子なるその僕預言者ヨナによりて言たまひし言のごとし 二六 エホバイスラエルの艱難を見たまふに其は甚だ苦めり即ち繫れたる者もあらず繫れざる者もあらず又イスラエルを助る者もあらず 二七 エホバは我イスラエルの名を天下に塗抹んとすと言たまひしこと無し反てヨアシの子ヤラベアムの手をもてこれを拯ひたまへり ○ 二八 ヤラベアムのその餘の行爲とその凡てなしたる事及びその戰爭をなしゝ能その昔にユダに屬し居たることありしダマスコとハマテを再びイスラエ

㋐ 耶羅破暗第二世 ㋑ 辭＝年表 ㋒ 猶太と非利士との間にあつた邑で ㋓ 近世其の古跡等の發見されたものがある ㋔ 註 ㋕ 烏四亞と同じ ㋖ 王せられた時に、 ㋗ 王とせられた時に、 ㋘ 亞馬謝 ㋙ 第二耶羅破暗 ㋚ 辭＝年表 ㋛ 耶羅破暗第一世は偶像を置き我儘に眞の宗教をかへて濫用した ㋜ 死海 ㋝ 「凡て」さいふ意ある話法、 ㋞ 磐さいふ意で彼得さいふ處であらう、以東の都 ㋟ 磐嚙談（＝十九） ㋠ 馬謝を指していふた ㋡ 約轄の軍勢に當る ㋢ 亞馬謝が以東の神を拜んで預言者の言を聽かないといふ理で ㋣ 此の城壁は北向の方であつたやうで、谷の狹い最も攻め易い方であつた ㋤ 一尺五寸 ㋥ 人質の事は餘り聖書に書いてない

二九 ルに歸せしめたる事はイスラエルの王の歷代志の書に記さるゝにあらずや二九ヤラベ
アム其先祖たるイスラエルの王等とゝもに寢り其子ザカリヤ之に代りて王となれり

十五章 一イスラエルの王ヤラベアムの二十七年にユダの王アマジヤの子アザリヤ王
となれり二彼は王となれる時に十六歲なりしが五十二年の間エルサレムにおいて世
を治めたりその母はエルサレムの者にして名をエコリヤと言ふ三彼はエホバの善と
見たまふ事をなし萬の事においてその父アマジヤがなしたるごとく行へり四惟崇
邱は除かずしてありたみは尙その崇邱の上に犧牲をさゝげ香をたけり○五エホバ王を
擊たまひしかばその死る日まで癩病人となり別殿に居ぬその子ヨタム家の事を管理
て國の民を審判り六アザリヤのその餘の行爲とその凡てなしたる事はユダの王の歷
代志の書にしるさるゝにあらずや七アザリヤその先祖等とゝもに寢りたればこれを
ダビデの邑にその先祖等とゝもに葬れりその子ヨタムこれに代りて王となる○八ユ
ダの王アザリヤの三十八年にヤラベアムの子ザカリアサマリアにおいてイスラエル
の王となれりその間は六月九彼その先祖等のなしゝごとくエホバの目の前に惡を爲
し夫のイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムの罪に離れざりき十茲に
ヤベシの子シヤルム黨をむすびて之に敵し民の前にてこれを擊て弑しこれに代りて
王となれり十一ゼカリヤのその餘の行爲はイスラエルの王の歷代志の書に記さる十二エ
ホバのエヒウに告たまひし言は是なり云く汝の子孫は四代までイスラエルの位に坐
せんと果てし然り○十三ヤベシの子シヤルムはユダの王ウジヤの三十九年に王となり
サマリアにおいて一月の間王たりき十四時にガデの子メナヘム、テルザより上りて サ
マリアに來りヤベシの子シヤルムをサマリアに擊てこれを殺し之にかはりて王とな

(ウ)十一年間王が無かつたやうである 王下十五○八 (エ)鮮=年表 (オ)烏西亞と同じ 代下廿六 太一○ 八、九 (カ)王上十四○廿 (キ)鮮=崇邱、 王下十五○廿五 (ク)十二○三 (ケ)十四○ (コ)代下廿六○十六=廿一 には癩病となつた理由が書いてある 利十三○四十六 (サ)此の事情によつて同時に二王が位にあつた一つの例が分る、 (シ)代下廿六一=十五 (ス)見よ、何西、約耳、亞歷士、約拿の四預言者は約綺王の在位の終から烏西亞王の時代の終まで預言して、猶太の捕はれる事を預め告げた、預言書各卷緒言見よ (セ)代下廿六○廿三 (ソ)賢六○二○ 約十一○廿一=九 (タ)賢一○四十一 (チ)十一、二年間王が無かつたやうである 王下十五○八 (ツ)鮮=年表 (テ)王上十四○十六 (ト)鮮=年表 (ナ)王上十四○十六 (ニ)鮮=年表 (ヌ)王上十四○十七 (ネ)鮮=年表 (ノ)王上十四○十七 (ハ)王上十四、撒馬利亞が都城となる (ヒ)の都城 (フ)王上十四○廿四 (ヘ)同處であるといふ (ホ)王上十四○十六 (マ)鮮=年表 (ミ)代上五○廿六 (ム)阿八○九 (メ)滴膽比利斯と同人であるといふ說もある。是から亞述は以色列を攻めて少しく後に取つてしまつた、神は亞述といふ鞭を用ゐて其の不從順の罪を懲し給ふた (モ)猶太は屬々金を償ふて攻入つた敵を歸した○十八 (ヤ)一シケルは約そ一圓三十錢 (ユ)鮮=年表 (ヨ)王上十四○十六 (ラ)鮮=年表 (リ)阿略と亞列とは王の官人であつたらしい (ル)賢一○七

十五 れり十五シヤルムのその餘の行爲とその徒黨をむすびし事はイスラエルの王の歷代志
十六 の書にしるさる○十六その後メナヘムテルザよりいたりてテフサとその中にあるとこ
ろの者およびその四周の地を擊り即ちかれら己がために開くことをせざりしかばこ
十七 れを擊てその中の孕婦をことゝく刳剔たり十七ユダの王アザリヤの三十九年にガデ
十八 の子メナヘムイスラエルの王となりサマリアにおいて十年の間世を治めたり十八彼エ
ホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムの
十九 罪に生涯離れざりき十九茲にアッスリヤの王プルその地に攻きたりければメナヘム銀
一千タラントをプルにあたへたり是は彼をして己を助けしめ是によりて國を己の手
二十 に堅く立しめんとてなりき二十即ちメナヘムその銀をイスラエルの諸の大富者に課し
その人々に各々銀五千シケルを出さしめてこれをアッスリヤの王にあたへたり是を
二一 もてアッスリヤの王は歸りゆきて國に止ることをせざりき○二一メナヘムのその餘の
行爲とその凡てなしたる事はイスラエルの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや
二二 二三メナヘムその先祖等とゝもに寢りその子ペカヒヤ之に代て王となれり○二三メナヘ
二四 ムの子ペカヒヤはユダの王アザリヤの五十年にサマリアにおいてイスラエルの王と
なり二年のあひだ位にありき二四彼エホバの目のまへに惡をなし彼のイスラエルに罪
二五 を犯させたる子バテの子ヤラベアムの罪に離ざりき二五茲にその將官なるレマリヤの
子ペカ黨をむすびて彼に敵しサマリアにおいて王の家の奧の室にこれを擊ころしア
ルゴブとアリエをもこれとゝもに殺せり時にギレアデ人五十人ペカとゝもにありき
二六 ペカすなはち彼をころしかれに代て王となれり二六ペカヒヤのその餘の行爲とその凡
二七 て爲たる事はイスラエルの王の歷代志の書にしるさる○二七レマリヤの子ペカはユダ

ノ王アザリヤの五十二年にサマリアに於てイスラエルの王となり二十年位にありき
二八 彼エホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪をかさせたる子バテの子ヤラ
二九 ベアムの罪にはなれざりき 二九 イスラエルの王ペカの代にアッスリヤの王テグラテ、ピ
レセル來りてイオン、アベル、ベテ、マアカ、ヤノア、ケデシ、ハゾルおよびギレアデな
らびにナフタリの全地ガリラヤを取りその人々をアッスリヤに擄へうつせり 三十 茲に
三一 エラの子ホセア黨をむすびてレマリヤの子ペカに敵しこれを擊て殺しこれに代て王
となれり是はウジヤの子ヨタムの二十年にあたれり 三二 ペカのその餘の行爲とその凡
三三 てなしたる事はイスラエルの王の歷代志の書にしるさる〇 三三 レマリヤの子イスラエ
ルの王ペカの二年にウジヤの子ユダの王ヨタム王となれり 三三 彼は王となれる時二十
五歲なりしがエルサレムにて十六年世を治めたり 三四 母はザドクの女にして名をエルシ
ヤといへり 三四 彼はエホバの目にかなふ事をなし凡てその父ウジヤのなしたるごとく
三五 におこなへり 三五 惟崇邱は除かずしてあり民なほその崇邱の上に犧牲をさゝげ香を焚
三六 り彼エホバの家の上の門を建たり 三六 ヨタムのその餘の行爲とその凡てなしたる事は
三七 ユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 三七 當時エホバスリアの王レヂンとレ
三八 マリヤの子ペカをユダにせめきたらせたまへり 三八 ヨタムその先祖等とゝもに寢りて
その父ダビデの邑にその先祖等とゝもに葬られその子アハズこれに代て王となれり

十六章

一 一 レマリヤの子ペカの十七年にユダの王ヨタムの子アハズ王となれり二 アハ
ズは王となれる時二十歲にしてエルサレムにおいて十六年世を治めたりしがその神
三 エホバの善と見たまふ事をその父ダビデのごとくは行はざりき 三 彼はイスラエルの
王等の道にあゆみまたその子に火の中を通らしめたり是はエホバがイスラエルの子

(1) 鮮＝年表 (2) 神の建て給ふた聖なるものに頓着はす自己が考慮によつて宗教を設けた 王上十二〇 代上五廿六＝卅三 (3) 代上五廿六 〇一、此の名は古碑によく見える (4) 王上十、五〇廿 ルダンがは約但川の水源の近傍 (5) 紀元前七百卅四年 賢九〇、捕虜に爲つたのは是が第一であつた、亞述人は捕虜を自國に伴行きて殖民地に置いた、それから征服した國に他の人を移住せしむる習慣があつた 王下十七〇一 何十〇三、七、十五 (6) 王下十七〇一 (7) 鮮＝年表 (8) 父が癩病になつてから廿年 (9) 代下廿六〇廿、三＝廿七、九 米迦と以賽亞が此の時預言した (10) 王上十四〇十二 註 (11) 四 (12) 代下廿七〇三 (13) 鮮＝年表 賢七〇一＝十七 (14) 代下廿八〇一 (15) 鮮＝年表 (16) 利十八 代下廿八〇三 (17) 代下廿八〇一 (18) 鮮＝年表 (19) 王上八〇 六十四

孫の前より逐はらひたまひし異邦人のおこなふところの憎むべき事に左たがへるな
四 り 四 彼は崇邱の上丘の上一切の青木の下に犧牲をさゝげ香をたけり〇 五 この頃スリ
五 アの王レヂンおよびレマリヤの子なるイスラエルの王ペカエルサレムにせめのぼり
六 てアハズを圍みけるが勝ことを得ざりき 六 この時にあたりてスリアの王レヂン復エ
七 ラテをスリアに歸せしめユダヤ人をエラテより逐いだせり而してスリア人エラテに
きたりて其處に住み今日にいたる 七 是においてアハズ使者をアッスリヤの王テグラ
テ、ピレセルにつかはして言しめけるは我は汝の臣僕汝の子なりスリアの王とイスラ
八 エルの王と我に攻かゝりをれば請ふ上りきたりてかれらの手より我を救ひいだした
八 まへと 八 アハズすなはちエホバの家と王の家の庫とにあるところの銀と金をとりこ
九 れを禮物としてアッスリヤの王におくりしかば 九 アッスリヤの王かれの請を容たり
十 アッスリヤの王すなはちダマスコに攻のぼりて之をとりその民をキルに擄うつしま
たレヂンを殺せり〇 十 かくてアハズはアッスリヤの王テグラテ、ピレセルに會んとて
十一 ダマスコにゆきけるがダマスコにおいて一箇の祭壇を見たればアハズ王その祭壇の
工作にしたがひて委くこれが圖と式樣を制へて祭司ウリヤに
おいて祭司ウリヤはアハズ王がダマスコよりおくりたる所にてらして一箇の祭壇を
十二 つくりアハズ王がダマスコより來るまでにこれを作りおけり 十二 茲に王ダマスコより
十三 歸りてその祭壇を見壇にちかよりてこれに上り 十三 壇の上に燔祭と素祭を焚き灌祭を
そゝぎ酬恩祭の血を灑げり 十四 彼またエホバの前なる銅の壇を家の前より移せり即ち
十四 十五 これをかの新き壇とエホバの家の間より移してかの壇の北の方に置たり 十五 而してア
ハズ王祭司ウリヤに命じて言ふ朝の燔祭夕の素祭および王の燔祭とその素祭ならび

(或る説明に依れば子を燒かずに唯火上を通らせた)

(1) 申十二 (2) 代下廿八 賢七〇、五＝八 八〇 (3) 賢七〇、七、九、十五 (4) 代下廿六〇、十六 (5) 王下十四〇廿二 (6) 「以東」といふのであらう、原文字は僅に異るのみ (7) 代上五〇廿六 八〇廿 〇廿 に剃刀となる原語は滴脈比利斯である (8) 預言者以賽亞が此の二人の王は成功しないといふても賢七〇 十四 八〇 四 〇 代下廿八〇十六＝一廿 賢七〇 十七 何五〇 七〇十一、十三 八〇 十一、九 〇五 (9) 王下十二 〇十八 (10) 代下廿八 〇廿一 (11) 代下廿八 〇廿三 (12) 亞哈士の罪は神が定め給ふたもの 出廿五 廿六 〇廿 廿七〇 〇十四 一＝八 を捨てゝ自分の考慮によつて飾つたものを建てた (13) 賢八 二〇にある烏利亞かも知れぬ (14) 王にも爲す權威が無かつた (15) 鮮＝擂牲 (16) 王上八〇 六十四

726 アハズの死十九、ホセアの世〇一七 718 イスラエル捕はる六

に國中の民の燔祭とその素祭および灌祭はこの大なる壇の上に焚べし又この上に燔祭の牲の血と犧牲の物の血をすべて灑ぐべし彼の銅の壇の事はなほ考ふるあらん
十六 祭司ウリヤすなはちアハズ王のすべて命じたるごとくに然なせり
○十七 またアハズ王臺の邊を削りて洗盤をその上よりうつしまた海をその下なる銅の牛の上よりおろして石の座の上に置ゑ
十八 また家に造りたる安息日用の遊廊及び王の外の入口をアッスリヤの王のためにヱホバの家の中に變じたり
○十九 アハズのなしたるその餘の行爲はユダの王の歴代志の書にしるさるゝにあらずや
二十 アハズその先祖等とゝもに寢りてダビデの邑にその先祖等とゝもに葬られその子ヒゼキヤこれにかはりて王となれり

十七章

一 ユダの王アハズの十二年にエラの子ホセア王となりサマリヤにおいて九年イスラエルを治めたり
二 彼ヱホバの目の前に惡をなしゝがその前にありしイスラエルの王等のごとくはあらざりき
○三 アッスリヤの王シャルマネゼル攻のぼりたればホセアこれに臣服して貢を納たりしが
四 アッスリヤの王つひにホセアの己に叛けるを見たり其は彼使者をエジプトの王ソにおくり且前に歳々なしゝごとくに貢をアッスリヤ王に納ざりければなり是においてアッスリヤの王かれを禁錮て獄におけり
○五 すなはちアッスリヤの王せめ上りて國中を遍くゆきめぐりサマリヤにのぼりゆきて三年が間これをせめ圍みたりしが
○六 ホセアの九年におよびてアッスリヤの王つひにサマリアを取りイスラエルをアッスリヤに擄へゆきてこれをハラとハボルとゴザン河の邊とメデアの邑々とにおきぬ
七 此事ありしはイスラエルの子孫己をエジプトの地より導きのぼりてエジプトの王パロの手を脱しめたるその神ヱホバに對て罪を犯し他の神々を敬ひ
八 ヱホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人の法度にあゆみ又イスラエルの王等の設けし法度にあゆみたるに因てなり
九 イスラエルの子孫義からぬ事をもてその神ヱホバを掩ひかくし其邑々に崇邱をたてたり看守臺より城にいたるまで然り
十 彼等一切の高丘の上一切の青樹の下に偶像とアシラ像を立て
十一 ヱホバがかれらの前より移したまひし異邦人のなしゝごとくにその崇邱に香を焚き又惡を行ひてヱホバを怒らせたり
十二 ヱホバかれらに汝等これらの事を爲べからずと言おきたまひしに彼等偶像に事ふることを爲しゝなり
十三 ヱホバ諸の預言者諸の先見者によりてイスラエルとユダに見證をたて汝等飜へりて汝等の惡き道を離れわが誡命わが法度をまもり我が汝等の先祖等に命じまたわが僕なる預言者等によりて汝等に傳へし法に率由ふやうにせよと言たまへり
十四 然るに彼等聽ことをせずしてその項を強くせり彼等の先祖等がその神ヱホバを信ぜずしてその項を強くしたるが如し
十五 彼等はヱホバの法度を棄てヱホバがその先祖等と結びたまひし契約を棄てまたその彼等に見證したまひし證言を棄て且虚妄物にしたがひて虚浮なりまたその周圍なる異邦人の跡をふめり是はヱホバが是のごとくに事をなすべからずと彼等に命じ給ひし者なり
十六 彼等その神ヱホバの諸の誡命を遺て己のために二の牛の像を鑄なし又アシラ像を造り天の衆群を拜み且バアルに事へ
十七 またその子息女に火の中を通らしめト筮および禁厭をなしヱホバの目の前に惡を爲ことに身を委ねてその怒を惹起せり
十八 是をもてヱホバ大にイスラエルを怒りこれをその前より除きたまひたればユダの支派のほかは遺れる者なし
○十九 然るにユダもまたその神ヱホバの誡命を守らずしてイスラエルの立たる法度にあゆみたれば
二十 ヱホバイスラエルの苗裔をことごとく棄これを苦しめこれをその掠むる者の手に付して遂にこれをその

(イ)對辭＝供物　(ロ)代下廿六〇十六、十八、比較よ　(ハ)王上七〇廿三＝卅九　(ニ)王上七〇廿三＝廿六、廿七、廿八　(ホ)王上七〇廿四、廿五　(ヘ)安息日に祭司が神殿に入る廊　(ト)代下廿八〇廿四＝廿七　(チ)ホゼヤ　(リ)比迦さ何西亞との間には九年間亂世があつた（ヌ）王下十五〇卅　(ル)譬へば希西家の招致に逆はなかつた如し代下卅＝十一　(ヲ)註六　(ワ)猶太と以色列との敵は北に叙利亞、南に埃及、東に亞述、巴比倫その他に摩押、以東、亞捫であつた王下十九〇九、埃及は助さならぬ賛卅一、耶卅七〇三〇六、〇七　(カ)以色列（＝王下廿四〇十二＝十三）紀元前六百十三年＝六百十一年、其の内にシャルマネゼル死んだ　(ヨ)撒斯は撒馬利亞を攻めたが撒根が取つた、捕虜の數約二万七千人あつた　(レ)申廿八〇卅六、六十八、以色列の十の支族は此の時捕はれた、全體は以色列に歸らなかつた、猶太の殘れる者は所羅把伯、以士喇、尼希米亞に導かれて歸國し、亦或る以色列人も歸つた、然し十の支派が國民として歸るさいふ預言は未だ成就せぬ、辭＝契約、　(イ)申卅〇、一＝九　辭＝王國　母機七〇八＝十六　(ロ)辭＝崇邱　(ハ)邊境の望樓から都會まで即ち全國　(ハ)辭＝亞沙辣　申十六〇廿一　(ニ)出廿三〇十三　母卅九〇九　(ホ)申十二〇二　(ヘ)申四〇五　(ト)耶十八〇十一　廿五〇五　卅五〇十五　(チ)註　申卅一〇廿九　撒下廿二〇一　(リ)申卅二〇廿一　王上十二〇廿八　詩百十五〇八　(ヌ)王上十六〇卅三　(ル)申十八〇十　歴下廿六〇五　(ヲ)申十八〇十　(ワ)〇十三、卅二　王下十三〇三　(カ)王上十一〇十三　(ヨ)　十五〇廿九

718 イスラエルの捕擄となりし[illegible]

二一 前より打すてたまへり二すなはちイスラエルをダビデの家より裂はなしたまひしか
ばイスラエル子バテの子ヤラベアムを王となしゝにヤラベアムイスラエルをしてエ
二二 ホバにしたがふことを止しめてこれに大なる罪を犯さしめたりしが三イスラエルの
子孫はヤラベアムのなしゝ諸の罪をおこなひつゝけてこれに離るゝことなかりけれ
二三 ば三三遂にエホバその僕なる諸の預言者をもて言たまひしごとくにイスラエルをその
前より除きたまへりイスラエルはすなはちその國よりアッスリヤにうつされて今日
二四 にいたる○二四斯てアッスリヤの王バビロン、クタ、アワ、ハマテおよびセバルワイム
より人をおくりてこれをイスラエルの子孫の代にサマリアの邑々に置ければその人
二五 人サマリアを有ちてその邑々に住しが二五その彼處に始て住る時には彼等エホバを敬
ふことをせざりしかばエホバ獅子をかれらの中に送りたまひてその獅子かれら若干
二六 を殺せり二六是によりてアッスリヤの王に告て言ふ汝が移てサマリアの邑々におきた
まひしかの國々の民はこの地の神の道を知ざるが故にその神獅子をかれらの中にお
二七 くりて獅子かれらを殺せり是は彼等その國の神の道を知ざるに因てなり二七アッスリ
ヤの王すなはち命を下して言ふ汝等が彼處より曳きたりし祭司一人を彼處に攜ゆけ
二八 即ち彼をして彼處にいたりて住しめその國の神の道をその人々に教へしめよと二八是
に於てサマリアより移れし祭司一人きたりてベテルに住みエホバの敬ふべき事をか
二九 れらに教へたり○二九その民はまた各々自分白分の神々を造りてこれをかのサマリア
三十 人が造りたる諸の崇邸に安置せり民みな其住る邑々において然なしぬ三十即ちバビロ
ンの人々はスコテ、ベノテを作りクタの人々はニガルを作りハマテの人々はアシ
三一 マを作り三一アビ人はニブハズとタルタクを作りセバルワイム人はその子女を火に焚て

㊀ 王上十二〇廿六―廿三 ㊁ 以色列の預言者は亞希雅、耶月、以利亞、以列沙、米迦亞、約拿、阿特、亞摩士、何西亞。猶太のは示罵雅、易多、亞薩哩亞、哈拿尼亞、耶月、撒加利亞、米迦、以賽亞 ㊂ 王上十四〇十六 ㊃ 六節 ㊄ 舟、此の人人は後の撒馬利亞人の先祖となり、又以士喇と尼希米亞とは彼等と偕に歸つて來た、以色列人も混じて來た 尼十三〇三、廿一 路十七〇十八 太十〇廿三 路十〇廿三 ㊅ 詩十九〇九 註 ㊆ 王上十三〇五 ㊇ 眞の神を拜まぬ祭司 ㊈ 國民(節)は各々自己の神々を持つて來た、撒亞は十八節四〇の婦人の如く五人の夫を持つて姦淫(偶像)を犯した 撒五十廿三〇四〇五十七 ㊉ 御の神 ㊋ 「燒盡した」の意

三二 セバルワイムの神アデランメレクおよびアナンメレクに奉げたり三二かれら又エホバ
㊀を敬ひ凡俗の民をもて崇邸の祭司となしたれば其人これがために崇邸の家々にて職
三三 務をなせり三三斯その人々エホバを敬ひたりしが亦その攜へ出されし國々の風俗にし
三四 たがひて自己自己の神々に事へたり○三四今日にいたるまで彼等は前の習俗にしたが
ひて事をなしエホバをも敬はず彼等の㊀法度をも例典をも行はず又エホバがイスラエ
三五 ルと名けたまひしヤコブの子孫に命じたまひし律法をもまた誡命をも行はざるなり三五昔
エホバこれと契約をたてこれに命じて言たまひけらく汝等は他の神を敬ふべからず
三六 またこれを拜みこれに事へこれに犧牲をさゝぐべからず三六只大なる能をもて腕を伸
三七 て汝等をエジプトの地より導き上りしエホバをのみ汝等敬ひこれを拜みこれに犧牲
三八 をさゝぐべし三七またその汝等のために錄したまへる法度と例典と律法と誡命を汝等
三九 謹みて恒に守るべし他の神々を敬ふべからず三八我が汝等とむすびし契約を汝等忘る
四十 べからず又他の神々を敬ふべからず三九只汝等の神エホバを敬ふべし彼なんぢらをそ
四一 の諸の敵の手より救ひいださん四十然るに彼等は聽ことをせずしてなほ前の習俗にし
たがひて事を行へり四一偖この國々の民は斯エホバを敬ひまたその雕める像に事たり
しがその子も孫も共に然りその先祖のなしゝごとくに今日までも然なすなり

十八章

一 一イスラエルの王エラの子ホセアの㊁三年にユダの王アハズの子ヒゼキヤ王となり
二 二彼は王となれる時二十五歲にしてエルサレムにて二十九年世を治めたりその
三 三㊂母はザカリヤの女にして名をアビといへり四ヒゼキヤはその父ダビデの凡てなし
四 ゝごとくエホバの善と見たまふ事をなし四㊃崇邸を除き偶像を毀ちアシラ像を砍たふ
しモーセの造りし㊄銅の蛇を打碎けりこの時までイスラエルの子孫その蛇にむかひ

㊀ 詩十九〇九 註 ㊁ 王上十二〇廿一 ㊂ 王上三〇二 及び十五〇十四 註 ㊃ 不可ぬこと能事、眞神に事へること同時に假神には事へられなし 廿六―廿八節の言に注意せよ、敬虔、崇拜、犧牲を獻げ、則を守り、契約を忘るべからず ㊄ 申五〇七 註 ㊅ 申四〇五 註 ㊆ 王上十四〇廿一 註 ㊇ 辭―年表 ㊈ 代下廿九〇一 ㊉ 辭―亞沙辣 ㊋ 摩四が作つてからもはや八百卅五年を過ぎた

五 て香を焚たればなり人々これを子ホシタン(銅物)と稱なせり五ヒゼキヤはイスラエ
ルの神エホバを頼り是をもて彼の後にも彼の先にもユダの諸〳〵の王等の中に彼に如も
六 のなかりき六即ち彼は固くエホバに身をよせてこれに從ふことをやめずエホバがモ
七 ーセに命じたまひしその誡命を守れりセエホバ彼と〻もに在したれば彼はその往と
八 ころにて凡て利達を得たり彼はアッスリヤの王に叛きてこれに事へざりき八彼ペリ
九 シテ人を擊敗りてガザにいたりその境に達し看守臺より城にまで及べり○九ヒゼキ
ヤ王の四年すなはちイスラエルの王エラの子ホセアの七年にアッスリアの王シヤル
十 マ子ゼルサマリアに攻のぼりてこれを圍みけるが十三年の後つひに之を取りサマリ
十一 ヤの取れしはヒゼキヤの六年にしてイスラエルの王ホセアの九年にあたる十一アッ
スリヤの王イスラエルをアッスリヤに擄へゆきてこれをハラとゴザン河の邊とメデ
十二 アの邑々におきぬ十二是は彼等その神エホバの言に遵はずその契約を破りエホバの僕
モーセが凡て命じたる事をやぶりこれを聽ことも行ふこともせざるによりてなり○
十三 十三ヒゼキヤ王の十四年にアッスリヤの王セナケリブ攻のぼりてユダの諸〳〵の堅き邑を
十四 取ければ十四ユダの王ヒゼキヤ人をラキシにつかはしてアッスリヤの王にいたらしめ
て言ふ我過てり我を離れて歸りたまへ汝が我に蒙しむる者は我これを爲べしとアッ
スリヤの王すなはち銀三百タラント金三十タラントをユダの王ヒゼキヤに課したり
十五 十五是においてヒゼキヤエホバの家と王の家の庫とにあるところの銀をことゝく彼
十六 に與へたり十六此時ユダの王ヒゼキヤまた己が金を着たりしエホバの宮の戶および柱
十七 を剝てこれをアッスリアの王に與へたり○十七アッスリヤの王またタルタン、ラブサ
リスおよびラブ、シヤケをしてラキシより大軍をひゐきてエルサレムにむかひてヒゼ

① 即ち單の金、効力の無いもの○九 ② 詩二〇十二 註、約四亞の如く○王下廿三○廿五 ③ 詩十四○廿八 ④ 非利士人の五大邑の一 ⑤ 王下十七○七○九 註 ⑥ 異邦人の時代 王上十八○九、十二 ⑦ 王下十七○五、六 註 ⑧ 路廿一○廿四 ⑨ 路廿一○廿六、○十四 ⑩ 申廿四○五 ⑪ 資廿○一 ⑫ サルゴン撒巴の子でまた後繼者であつた ⑬ 古碑に邑の數は四十六とかいてある ⑭ 王下十四○十九 十九○八 ⑮ 銀の一タラントは約四千圓餘 ⑯ 金は約六萬圓餘 ⑰ 王下十六○八 ⑱ 戰場にては四拿基立と撒根と同時に王の資格を持て居たといふ訳もある ⑲ 最上級の大將 ⑳ 長官の長で複數にかいてある、兩名とも職名

十八 キヤ王の所にいたらしめたればすなはち上りてエルサレムにきたれり彼等卽ち上り
來り漂布場の大路に沿る上の池塘の水道の邊にいたりて立り十八而して彼等王を呼た
十九 ればヒルキヤの子なる宮內卿エリアキム書記官セブナおよびアサフの子なる史官ヨ
ア出きたりて彼等に詣りけるに十九ラブ、シヤケこれに言けるは汝等ヒゼキヤに言べし
二十 大王アッスリヤの王かく言たまふ此汝が賴むところの者は何ぞや二十汝戰爭をなすの
謀計と勇力とを言も只これ口の先の言語たるのみ誰を恃みて我に叛くことをせしや
二一 二一視よ汝は折かゝれる葦の杖なるエジプトを賴む其は人の其に倚るあればすなはち
二二 その手を刺とほすなりエジプトの王パロは凡てこれを賴む者に斯あるなり二二汝等あ
るひは我はわれらの神エホバを賴むと我に言ん彼はヒゼキヤがその崇邱と祭壇とを
除きたる者にあらずやまた彼はユダとエルサレムに告て汝等はエルサレムに於てこ
二三 の壇の前に禮拜をなすべしと言しにあらずや二三然ば請ふわが主君アッスリアの王に
二四 約をなせ汝もし人を乘しむることを得ば我馬二千匹を汝にあたへん二四汝いかにして
か吾主君の諸臣の中の最も微き一將だにも退くることを得ん汝なんぞエジプトを賴
二五 みて兵車と騎兵をこれに仰がんとするや二五また我とても今エホバの旨によらずして
二六 此處を滅しに上れるならんやエホバ我に此處に攻のぼりてこれを滅せと言たり二六時
にヒルキヤの子エリアキム及びセブナとヨア、ラブ、シヤケにいひけるは請ふスリ
アの語をもて僕等に語りたまへ我等これを識なり石垣の上にをる民の聞るところに
二七 てユダヤ語をもて我等に言談たまふなかれ二七ラブ、シヤケかれらに言ふわが君唯我を
汝の主と汝とにつかはして此言をのべしめたまふならんや亦石垣の上に坐する人々
にも我を遣して彼等をして汝等とゝもに自己の便溺を食ひ且飲にいたらしめんとし

① 代下卅二○九＝十九 ② 賽七○三 ③ 賽廿二○廿 ④ 賽廿二○十五 ⑤ 詩百廿○二、三 ⑥ 賽百三○三、四 ⑦ 賽廿七○四 ⑧ 代下卅二○十 ⑨ 結廿九○六、七 ⑩ 以賽亞は此の事に反對した○二一 ⑪ 賽卅一○一＝三 ⑫ 此の法老は多分鎖といふ王 ⑬ 王下十七○四 の次の王沙哈古 ⑭ 創四○一 ⑮ 代下卅一○一＝十二 ⑯ 斯樣な誤解は異邦人としては無理のないこと ⑰ 原語は「人質」 ⑱ 或は全く虛言、或は神の預言を聞いたも知れん ⑲ 王下十九○廿五 ⑳ 賽十、或は僞預言者か ㉑ アッスリアじん亞述人に然ういふたかも知れん ㉒ 邑の人のなかに敵に內通でもする黨與ができはしまいかと心配したやうである

二八 たまふにあらずやと㊁八而してラブ、シャケ起あがりユダヤ語をもて大聲に呼はり言を
二九 いだして曰けるは汝等大王アッスリヤの王の言を聽け二九王かく言たまふ汝等ヒゼキ
三十 ヤに欺かるゝなかれ彼は汝等をわが手より救ひいだすことをえざるなり三十ヒゼキヤ
がエホバかならず我等を救ひたまはん此邑はアッスリヤの王の手に陷らじと言て汝
三一 等にエホバを賴ましめんとするとも三一汝等ヒゼキヤの言を聽なかれアッスリヤの王
かく言たまふ汝等約をなして我に降れ而して各人おのれの葡萄の樹の果を食ひ各人
三二 おのれの無花果樹の果をくらひ各人おのれの井水を飲めよ三二我來りて汝等を一の國
に攜ゆかん其は汝等の國のごとき國穀と酒のある地パンと葡萄園のある地油の出る
橄欖と蜜とのある地なり汝等は生ることを得ん死ることあらじヒゼキヤエホバ我等
三三 を救ひたまはんと言て汝等を勸るともこれを聽なかれ三三國々の神かその國を
三四 アッスリヤの王の手より救ひたりしや三四ハマテおよびアルパデの神々は何處にある
ゼバルワイム、ヘナおよびアワの神々は何處にあるやサマリアをわが手より救ひ出
三五 しゝ神々あるや三五國々の神の中にその國をわが手より救ひいだしゝ者ありしや然ば
五六 エホバいかでかエルサレムをわが手より救ひいだすことを得んと三六然ども民は默し
三七 て一言もこれに應へざりき其は王命じてこれに應ふるなかれと言おきたればなり三七
かくてヒルキヤの子なる宮內卿エリアキム書記官セブナおよびアサの子なる史官ヨ
アその衣をさきてヒゼキヤの許にいたりラブ、シャケの言をこれに告たり

一 **十九章** 一ヒゼキヤ王これを聞てその衣を裂き麻布を身にまとひてエホバの家に入り
二 二宮內卿エリアキムと書記官セブナと祭司の中の長老等とに麻布を衣せてこれをア
三 モツの子預言者イザヤに遣せり三彼等イザヤに言けるはヒゼキヤかく言ふ今日は難

㊀ 降參しないと極めて大なる難義が起ると ㊁ 下代十五 ㊂ 我が來るによつて恩澤を受くべしといふ慰撫のことば ㊃ 的言辭 ㊄ 申八〇七八 ㊅ 「欺く」といふ意もある、 ㊆ 王下十九〇十二 代下卅二〇十四 ㊇ 賽十〇九 ㊈ 王下十七〇廿四 ㊉ 叙利亞の哈末 ㊊ 百辣河邊の邑で巴比倫の北方 ㊋ 希拿と亞瓦とは假神の名ともいふ ㊌ 王下十廿一〇七〇五廿四 ㊍ 路廿三〇十五 ㊎ 路廿三〇九 ㊏ 賽卅三〇七 ㊐ 王下二〇十 註、今敵の惡罵をきいたから ㊑ 賽卅七一 ㊒ 篤信の人のみならず凡ての人が困難の時に逃るべき所 ㊓ 賽一十〇五‖十二〇六 十四〇廿四‖廿七 十七〇十二‖十四 廿二〇一‖廿三〇廿四 廿九〇一‖廿三〇廿四 廿六〇一‖廿七〇廿八

難の日懲罰の日打棄らるゝ日なり嬰孩すでに產門にいたりて之を產いだす力なきな
四 り四ラブ、シャケその主君なるアッスリヤの王に差遣れて來り活る神を謗る汝の神
エホバ或は彼の言を聞きたまはん而して汝の神エホバその聞ける言語を責罰たまふ
五 こともあらん然ば汝この遺る者のために祈禱をたてまつれと五ヒゼキヤ王の僕等す
六 はちイザヤの許にいたりければ○六イザヤかれらに言けるは汝等の主君にかく言べ
しエホバかく言たまふアッスリヤの王の臣僕等が我を謗るところの言を汝聞て懼る
七 るなかれ七我かれの氣をうつして風聲を聞て己の國に歸しむべしと○八偖またラブ、シャケは歸りゆきてア
八 彼をして自己の國に於て劍に斃れしむべしと○八偖またラブ、シャケは歸りゆきてア
ッスリヤの王がリブナに戰爭をなしをるところに至れり其は彼そのラキシを離れし
九 を聞たればなり九玆にアッスリヤの王はエテオピアの王テルハカ汝に攻きたると言
十 ふを聞てまた使者をヒゼキヤにつかはして言しむ十汝等ユダの王ヒゼキヤに告て言
べし汝エルサレムはアッスリヤの王の手に陷らじと言て汝が賴むところの神に欺か
十一 るゝなかれ十一汝はアッスリヤの王等が萬の國々になしたるところの事を知る即ちこ
十二 れを滅しつくしゝなり然ば汝いかで救らんや十二吾父等はゴザン、ハラン、レゼフおよ
十三 びテラサルのエデンの人々等を滅ぼしゝがその國々の神これを救ひたりしや十三ハマ
十四 テの王アルパデの王セパルワイムの邑およびヘナとアワの王等は何處にあるや○十四
ヒゼキヤ使者の手より書を受てこれを讀みエホバの家にのぼりゆきてエホバの前に
十五 これを展開げ十五而してヒゼキヤ、エホバの前に祈りて言けるはケルビムの間にいま
すイスラエルの神エホバよ世の國々の中において只汝のみ神にますなり汝は天地を
十六 造りたまひし者にいます十六エホバよ耳を傾けて聞たまへエホバよ目を開きて見たま

㊀ 危險の時に無力さいふ形容の語 ㊁ 母後十六 ㊂ 百廿〇一、二 ㊃ 王下十八〇十三 ㊄ 十九〇廿 ㊅ 賽十〇廿 ㊆ 賽卅七〇六 ㊇ 王下十八〇十七 ㊈ 卅五‖耶五十一〇一 ㊉ 卅七〇廿 ㊊ 代下卅二〇九 ㊋ 四拿基立は拉吉を攻めた 代下廿二〇九、然し昔時約書亞書十一、卅二が其邑を攻取難いと認めた如く（約書亞は第二日に陷れた）餘り煩勞であつたから止めたと見ゆ耶卅四〇七 ㊌ 埃テオピヤびと エジプト と提阿百人で埃及を取り、終に四拿を立の子に敗られた ㊍ 母前廿三〇廿七 ㊎ 詩二〇十二 ㊏ 埒サンなど ニフラテ 散等は百辣の近傍にあつた ㊐ 王下十七〇廿四 ㊑ 十八〇廿四 の註 ㊒ 詩百廿二〇一、九 ㊓ 百卅四〇一、二 ㊔ 代下卅二〇廿 ㊕ 祈禱（創十五〇二 王下廿〇三）賽卅八〇二 ㊖ 鮮‖嗤嗟殃 ㊗ 詩卅一〇二

十七 へセナケリブが活る神を謗りておくれる言語を聞たまへ十七エホバよ誠にアッスリヤ
十八 の王等は諸の民とその國々を滅し十八又その神々を火になげいれたり其等は神にあら
十九 ず人の手に作れる者にして木石たればこれを滅しなり十九今われらの神エホバよ願
二十 くは我等をかれの手より拯ひいだしたまへ然ば世の國々皆汝エホバのみ神にいます
ことを知にいたらん○二十茲にアモツの子イザヤ、ヒゼキヤに言つかはしけるはイス
二一 ラエルの神エホバかく言たまふ汝がセナケリブの事につきて我に祈るところの事は
我これを聽り二二エホバがかれの事につきて言ふところの言語は是のごとし云く處女
二三 なる女子シオンは汝を藐視じ汝を嘲る、女子エルサレムは汝にむかひて頭を搖る二三
汝誰を謗りかつ罵詈しや汝誰にむかひて聲をあげしや汝はイスラエルの聖者にむか
二四 ひて汝の目を高く擧たるなり二四汝使者をもて主を謗て言ふ我戈多き兵車をひきゐて
山々の巓にのぼりレバノンの奥にいたり長高き香柏と美しき松樹を斫たふす我その
二五 境の休息所にいたりその園の林にいたる二五我は外國の地をほりて水を飲む我は足の
跖をもてエジプトの河々をことごとくふみ涸すなり二六汝聞ずや昔われ之を作し古時
二六 よりわれ之を定めたり今われ之をおこなふ即ち堅き邑々は汝のために坵墟となるな
二七 り二七是をもてそれらの中にすむ民は力弱かり懼れかつ驚くなり彼等は野の草のごと
く青菜のごとく屋蓋の草のごとく枯る苗のごとし二七汝の止ると汝の出ると汝の入と
二八 汝の我にむかひて怒くるふことは我の知ところなり二八汝の怒くるふ事と汝の傲慢とこ
ろの事上りてわが耳にいりたれば我圈を汝の鼻につけ轡を汝の唇にはどこして汝を
二九 元來し道へひきかへすべし二九是は汝にあたふる徵なり即ち一年は穭を食ひ第二年に
は又その穭を食ふあらん第三年には汝等稼ことをし穡ことをし又葡萄園をつくりて

㊀ 詩百十 那十 ○三 ㊁ ○五 ㊂ 使前二 見よ、 ㊃ 詩前二〇 ○五 詩前二〇 十六 一詩一〇 七—九 の知き 四—六 一種の略福音である ㊄ 詩八十三 ○十三 ㊅ 箴廿七 ○廿一 ㊆ 箴廿七 ○廿一 ㊇ 繼弱て 小き婦女、處女であつて耶エホバ 華和に對し、心の全きものであるから其御守護を受 くる ㊈ 耶路撒冷 エルサレム 哀二〇 ○三 十二、四十七 ○一 ㊉ 來四 ○十 ㊋ 利巴嫩山 レバノンさん は高山で其の香柏樹は 餘程名あるものであつた、 さればそれを伐採す者 は國の榮を奪るといふ理 ㊌ 耶華和 エホバ ㊍ 詩百廿九 ○五—七 ㊎ 原詰は大層強い詰法である ㊏ 伯四十 一(二 ○四 ㊐ 箴廿九 ○四 ㊑ 詩百廿六 ○二 ㊒ 詩百廿六 ○五、六 百廿八。イザヤ 以賽亞は 能く徵を用ゐて預 言した 箴七〇十 ○廿四 十八、 ○廿 三 ○廿 七、八

三十 その果を食ふべし○三十ユダの家に逃れて遺れる者は復根を下に張り實を上に結ばん
三一 三一即ち殘餘者エルサレムより出で逃避たる者シオン山より出きたらんエホバの熱心
三二 これを爲べし○三二故にエホバアッスリヤの王の事をかく言たまふ彼は此邑に入じ亦
三三 これに矢を發つことあらず楯を之にむかひて竪ることあらず亦壘をきづきてこれを
三四 攻ることあらじ三三彼はその來し路より歸らん此邑にいることあらじエホバこれを言
三五 ふ三四我わが身のため又わが僕ダビデのためにこの邑を守りてこれを救ふべし○三五そ
三六 の夜エホバの使者いでゝアッスリヤ人の陣營の者十八萬五千人を擊ころせり朝早く
三七 起いでゝ見るに皆死て屍となりをる三六アッスリヤの王セナケリブすなはち起いで歸
りゆきてニネベに居しが三七その神ニスロクの家にありて禮拜をなしをる時にその子
アデランメレクとシャレゼル劍をもてこれを殺せり而して彼等はアララテの地に逃
ゆけり是においてその子エサルハドンこれに代りて王となれり

二十章 一當時ヒゼキヤ病て死なんとせしことありアモツの子預言者イザヤ彼の許に
いたりて之にいひけるはエホバかく言たまふ汝家の人に遺命をなせ汝は死ん生ること
二 を得じと二是においてヒゼキヤその面を壁にむけてエホバに祈り三嗚呼エホバよ
願くは我が眞實と一心をもて汝の前にあゆみ汝の目に適ふことを行ひしを記憶たま
四 へと言て痛く泣り四かくてイザヤ未だ中の邑を出はなれざる間にエホバの言これに
五 臨みて言ふ五汝還りてわが民の君ヒゼキヤに告よ汝の父ダビデの神エホバかく言ふ
六 我汝の祈禱を聽り汝の淚を看たり然ば汝を愈すべし第三日には汝エホバの家に入ん
六 我汝の齡を十五年增べし我汝とこの邑とをアッスリヤの王の手より救ひ我名のため
七 又わが僕ダビデのためにこの邑を守らんと七是に於てイザヤ乾無花果の團塊壹箇

㊀ 安息年 利廿五〇 五—十一 の如 くなる、第三年には敵が居 らぬ ㊂ 王上十一〇 十二、十三 ㊃ 王下廿 ○廿 ㊄ 王下廿 ○六 ㊅ 歸—天の使、 代後廿四 ○十六 ㊆ 代下廿二〇 廿一、廿二 ㊇ 奇跡 (創五〇 廿四 ㊈ 王下廿二 ○廿一 ㊉ 代下廿二 ○廿一 ㊋ 此 の神の名が古碑に見える ㊌ 祈禱 (創十五 ○二 代上四 ○十) ㊍ 王下廿 ○十五 詩百廿 ○一 百廿三〇 一、三 百廿三〇 一、二 ㊎ 全心、 わけられない心さいふ意 王上八〇 六十一 不可別い心さいふ意 尼十三〇 十四、 廿二、廿一四、 ㊏ 神が大勝に 與へ給ふた約束 代後七〇十 二—十六 ㊐ 約束 によつて此から三年の後希 ヒゼキヤ をどのこ マナセ うま 西家に男子馬拿西が生れ た ㊑ 王下十 九〇廿 ㊒ 詩廿九 ○十二 五十六 ○八 ㊓ 王下十九 ○廿四 ㊔ 神は直接に 疾病を愈し給ふこともあ り、又手段もて愈し給ふこ ともある、然し神は手段の

を持きたれと言ければすなはち之を持きたりてその腫物に貼たればヒゼキヤ癒ぬ○
八ヒゼキヤ、イザヤに言けるはエホバが我を愈したまふ事と第三日に我がエホバの
家にのぼりゆく事とにつきては何の徴あるやイザヤ言けるはエホバがその言しと
九ころを爲たまはん事につきては汝エホバよりこの徴を得ん日影進めること十度なり
十若日影十度退かば如何ヒゼキヤ答へけるは日影の十度進むは易き事なり然せざれ
十一日影を十度しりぞかしめよ是において預言者イザヤ、エホバに願はりければアハ
十二ズの日晷の上に進みし日影を十度しりぞかしめたまへり○その頃バラダンの子な
るバビロンの王メロダク、バラダン書及び禮物をヒゼキヤにおくれり是はヒゼキヤ
十三の疾をるを聞たればなり ヒゼキヤこれがために喜びその寶物の庫金銀香物貴き膏
および武器庫ならびにその府庫にあるところの一切の物を之に見せたりその家にあ
る物もその國の中にある物も何一箇としてヒゼキヤが彼等に見せざる者はなかりき
十四○茲に預言者イザヤ、ヒゼキヤ王のもとに來りてこれに言けるは夫の人々は何を
言しや何處より來りしやヒゼキヤ言けるは彼等は遠き國より即ちバビロンより來れ
十五り イザヤ言ふ彼等は汝の家にて何を見しやヒゼキヤ答へて云ふ吾家にある物は皆
十六かれら之を見たり我庫の中には我がかれに見せざる者なきなり イザヤすなはちヒ
十七ゼキヤに言けるは汝エホバの言を聞け エホバ言たまふ視よ日いたる凡て汝の家に
ある物および汝の先祖等が今日までに積蓄へたる物はバビロンに攜ゆかれん遺る者
十八なかるべし 汝の身より出る汝の生んところの子等の中を彼等攜へ去ん其等はバビ
十九ロンの王の殿において官吏となるべし○ヒゼキヤ、イザヤに言ふ汝が語れるエホ
二十バの言は善し又いふ若わが世にある間に太平と眞實とあらば善にあらずや ヒゼキ

あるなしかはらず愈し給ふ即ちこれが神の力である 雅五〇十四

㋐王下十九 ㋑○十四 ㋒士六〇十七、代下廿七、廿九、七 ㋓○十一、代下八〇十四、廿二 ㋔代下八〇七、八 ㋕雅廿八〇二＝十四 ㋖雅廿八〇八 ㋗奇跡（創五〇廿四） ㋘代下廿六〇、十六＝廿一、神の行給ふたふし思議な業であつた、地球の運轉が止んだといふ理でも無からう、或は空氣の狀態によつて光線屈折し、或は日蝕等によつたかも知れない ㋙是から巴比倫と尼尼徴とは何方が亞述の都城になるかと爭ふやうになつた ㋚代下廿二〇廿一、廿二 ㋛代下廿二〇廿三＝廿一 ㋜代下廿二〇廿一 ㋝王下廿四十三 ㋞廿五〇十三 ㋟耶廿七〇廿一、廿二 ㋠王下廿四〇十二 ㋡代下廿三〇十一 ㋢王下廿四〇十七 ㋣但二〇廿七、廿八 ㋤代下廿二〇廿三＝廿一 ㋥但二〇廿一 ㋦王下廿四〇十三 ㋧王下廿四〇十二 ㋨但一〇三 ㋩代下廿三〇十八 ㋪但一〇三 ㋫代下廿三〇十八 ㋬王下廿四〇十七 ㋭王下廿四〇十七 ㋮王下廿四〇十八 ㋯王下十七〇十八 ㋰王下十七〇十七 ㋱王下十七〇十七 ㋲王下十七〇十七 ㋳王下廿三〇廿六、廿七 ㋴王下廿三〇廿六、廿七 ㋵王下廿三〇廿六、廿七 ㋶王下廿三〇廿六、廿七 ㋷王下廿三〇廿六、廿七 ㋸王下廿三〇廿六、廿七 ㋹王下廿三〇廿六、廿七 ㋺王下廿三〇廿六、廿七 ㋻王下廿三〇廿六、廿七 ㋼王下廿三〇廿六、廿七 ㋽王下廿三〇廿六、廿七 ㋾王下廿三〇廿六、廿七 ㋿王下廿三〇廿六、廿七 ㋀王下廿三〇廿六、廿七 ㋁王下廿三〇廿六、廿七 ㋂王下廿三〇廿六、廿七 ㋃王下廿三〇廿六、廿七 ㋄王下廿三〇廿六、廿七 ㋅王下廿三〇廿六、廿七 ㋆王下廿三〇廿六、廿七 ㋇王下廿三〇廿六、廿七 ㋈王下廿三〇廿六、廿七 ㋉王下廿三〇廿六、廿七 ㋊王下廿三〇廿六、廿七 ㋋王下廿三〇廿六、廿七 ㋌王下廿三〇廿六、廿七 ㋍王下廿三〇廿六、廿七 ㋎王下廿三〇廿六、廿七 ㋏王下廿三〇廿六、廿七 ㋐王下廿三〇廿六、廿七 ㋑王下廿三〇廿六、廿七 ㋒王下廿三〇廿六、廿七 ㋓王下廿三〇廿六、廿七 ㋔王下廿三〇廿六、廿七 ㋕王下廿三〇廿六、廿七 ㋖王下廿三〇廿六、廿七 ㋗王下廿三〇廿六、廿七 ㋘王下廿三〇廿六、廿七 ㋙王下廿三〇廿六、廿七 ㋚王下廿三〇廿六、廿七 ㋛王下廿三〇廿六、廿七 ㋜王下廿三〇廿六、廿七 ㋝王下廿三〇廿六、廿七 ㋞王下廿三〇廿六、廿七 ㋟王下廿三〇廿六、廿七 ㋠王下廿三〇廿六、廿七 ㋡王下廿三〇廿六、廿七 ㋢王下廿三〇廿六、廿七 ㋣王下廿三〇廿六、廿七 ㋤王下廿三〇廿六、廿七 ㋥王下廿三〇廿六、廿七 ㋦王下廿三〇廿六、廿七 ㋧王下廿三〇廿六、廿七 ㋨王下廿三〇廿六、廿七 ㋩王下廿三〇廿六、廿七 ㋪王下廿三〇廿六、廿七 ㋫王下廿三〇廿六、廿七 ㋬王下廿三〇廿六、廿七 ㋭王下廿三〇廿六、廿七 ㋮王下廿三〇廿六、廿七 ㋯王下廿三〇廿六、廿七 ㋰王下廿三〇廿六、廿七 ㋱王下廿三〇廿六、廿七 ㋲王下廿三〇廿六、廿

十二 にも踰たる惡をなし亦ユダをしてその偶像をもて罪を犯させたればエホバ
神エホバかく言ふ視よ我エルサレムとユダに災害をくだす是を聞く者はその耳ふた
十三 つながら鳴ん十三我サマリアを量りし繩とアハブの家にもちゐし準繩をエルサレムに
十四 ほどこし人が皿を拭ひこれを拭ひて反覆がごとくにエルサレムを拭ひさらん十四我わ
が產業の民の殘餘を棄てこれをその敵の手に付さん彼等はその諸の敵の擄掠にあひ
十五 掠奪にあふべし十五是は彼等その先祖等がエジプトより出し日より今日にいたるまで
十六 吾目の前に惡をおこなひてユダに罪を犯させたる上にまた無辜者の血を多く流してエルサレムのこ
十七 の極よりかの極にまで盈せり○十七マナセのその餘の行爲とその凡て爲たる事およびそ
十八 の犯したる罪はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや十八マナセその先祖
等とゝもに寢りてその家の園すなはちウザの園に葬られその子アモンこれに代りて
十九 王となれり○十九アモンは王となれる時二十二歲にしてエルサレムにおいて二年世を
二十 治めたりその母はヨテバのハルツの女にしてその名をメシユレメテと云ふ二十アモン
二一 はその父マナセのなしゝごとくエホバの目の前に惡をなせり二一すなはち彼は凡てそ
二二 の父のあゆみし道にあゆみその父の事へし偶像に事へてこれを拜み二二その先祖等の
二三 神エホバを棄てエホバの道にあゆまざりき○二三茲にアモンの臣僕等黨をむすびて王
二四 をその家に弑したりしが二四國の民そのアモン王に敵して黨をむすびし者をことゝ
二五 く擊ころせり而して國の民アモンの子ヨシアを王となしてそれに代らしむ二五アモン
二六 のなしたるその餘の行爲はユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや二六アモン
はウザの園にてその墓に葬られその子ヨシアこれに代りて王となれり

㊀ 代下廿四一 ㊁ 詩＝年表。約西亞の十三年に耶一〇二五、預言者耶利米亞が神に召された、以賽亞が希西家の爲になつた如く耶利米亞は約西亞の爲になつた ㊂ 申十五九 ㊃ 申五〇、王等のうち約西亞のみ斯く譽められた ㊄ 神殿の修繕は此の時に濟だ 王下廿三 ㊅ 詩＝書記官 ㊆ 代下廿四〇 ㊇ 代上六八＝十三 ㊈ 代下廿四〇 ㊉ 代上六＝十三 ㊊ 王下十二＝十一 ㊋ 詩＝聖書、是が元の摩西の五卷で、契約の櫃の傍に置かれた 申廿一〇廿四＝廿六 ㊌ 利廿六〇 ㊍ 代下廿四〇十四、十五 ㊎ 或は 代下廿四〇十六＝廿一 ㊏ 申廿八〇 ㊐ 等 ㊑ 耶利米亞の友 ㊒ 其大利 王下廿五五 ㊓ 代下廿四〇廿七 ㊔ 代下廿四〇廿七

二十二章

一 ヨシアは八歲にして王となりエルサレムにおいて三十一年世を治めたり
二 其母はボツカテのアダヤの女にして名をエデダと曰ふ二ヨシアはエホバの目に適ふ
三 事をなしその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも轉らざりき○三ヨシア王の十八
年に王ダシユラムの子アザリヤの子なる書記官シヤパンをエホバの家に遣せり即ち
四 これに言けらく四汝祭司の長ヒルキヤの許にのぼり行てエホバの家にいりし銀すな
五 はち門守が民よりあつめし者を彼に計算しめ五工事を司るエホバの家の監督者の
手にこれを付さしめ而してまた彼等をしてエホバの家にありて工事をなすところの
六 者にこれを付さしめ殿の破壞を修理はしめよ六即ち工匠と建築者と石工にこれを付
七 さしめ又これをもて殿を修理ふ材木と砍石を買しむべし七但し彼等は誠實に事をな
八 せば彼等の手にわたすところの銀の計算をかれらとするには及ばざるなり○八時に
祭司の長ヒルキヤ書記官シヤパンに言けるは我エホバの家において律法の書を見い
九 だせりとヒルキヤすなはちその書をシヤパンにわたしたればかれこれを讀りかくて
書記官シヤパン王の許にいたり王に返事まうして言ふ僕等殿にありし金を打あけて
十 これを工事を司どるエホバの家の監督者の手に付せりと十書記官シヤパンまた王に
十一 つげて祭司ヒルキヤ我に一書をわたせりと言ひシヤパン其を王の前に讀けるに十一王
十二 その律法の書の言を聞やその衣を裂り十二而して王祭司ヒルキヤとシヤパンの子アヒ
十三 カムとミカヤの子アクボルと書記官シヤパンと王の內臣アサヤとに命じて言ふ十三汝
等往てこの見當し書の言につきて我のためユダ全國のためにエホバに問へ
其は我等の先祖等はこの書の言に聽したがひてその凡て我等のために記されたる
ところを行ふことをせざりしに因てエホバの我等にむかひて怒を發したまふこと甚だ

十四 しかるべければなり十四是において祭司ヒルキヤ、アヒカム、アクボル、シヤパンおよびアサヤ等ジヤルムの妻なる女預言者ホルダの許にいたれりジヤルムはハルハスの子なるテクワの子にして衣裳の室を守る者なり時にホルダはエルサレムの下邑に住
十五 を彼等すなはちホルダに物語せしかば○十五ホルダかれらに言けるはイスラエルの
十六 神エホバかく言たまふ汝等を我につかはせる人に告よ十六エホバかく言ふ我ユダの王
十七 が讀たるかの書の一切の言にしたがひて災害をこの處と此にすめる民に降さんとす
十七 彼等はわれを棄て他の神に香を焚きその手に作れる諸の物をもて我を怒らするな
十八 り是故に我この處にむかひて怒の火を發す是は滅ざるべし十八但し汝等をつかはして
我に問しむるユダの王には汝等かく言べし汝が聞る言につきてイスラエルの神エホ
十九 バかく言たまふ十九汝はわが此處と此にすめる民にむかひて是は荒地となり呪詛とな
らんと言しを聞たる時に心柔にしてエホバの前に身を卑し衣を裂て吾前に泣たれ
二十 ば我もまた聽ことをなすなりエホバこれを言ふ二十然ば視よ我なんぢを汝の先祖等に
歸せしめん汝は安然に墓に歸することをうべし汝はわが此處にくだす諸の災害を目
一 に見ることあらじと彼等すなはち王に返事まうしぬ

二十三章

一 是において王人をつかはしてユダとエルサレムの長老をことゝく集め
二 而して王エホバの家にのぼれりユダの諸の人々エルサレムの一切の民および祭司
三 預言者ならびに大小の民みな之にしたがふ王すなはちエホバの家に見あたりし契約
三 の書の言をことゝくかれらの耳に讀きかせ○三而して王高座の上に立てエホバの
前に契約をなしエホバにしたがひて歩み心をつくし精神をつくしてその誡命と律法
と法度を守り此言にしるされたる此契約の言をおこなはんと言り民みなその契約に

㊀ 聖書にある婦女の預言者は米哩暗○出十五、底波喇○上四、ノアデア尼六○、イザヤ十四、那亞底○三、以賽亞の妻○三、亞拿路二○、ヒリ舟六、腓力の女等○使廿一 ㊁ ○代下舟四○廿二 ㊂ 今急用があつて西番雅は耶利米亞また他の預言者を呼ぶ暇が無かつたからも知れぬ ㊃ ○代下舟四○廿七 ㊄ ○申廿九○廿七 ㊅ 但九○ト一二十四 ㊆ 申廿九○五二廿七 ㊇ 申廿九○廿二廿八 ㊈ ○代下舟四○廿六 ㊉ ○申十一廿九○○廿六 ㊊ ○五十一○十七 ㊋ 譬五十七○十五 ㊌ 王上廿一○廿九 ㊍ 申十八○廿、廿一 ㊎ 詩十一○廿二 ㊏ 約西亞は戰死した○王下廿三が、彼の如き人物であつたから平安を以て死んだに相違ない 譬五十七 ㊐ ○一、二○ ㊑ ○代下舟四○廿九、舟 ㊒ 王下廿二○八 註 ㊓ 王下廿二○八 ㊔ 一二八○ ㊕ 代下舟四 ㊖ ○舟一、王上十一○十四、十七 ㊗ ○申四○五 註

四 加はりぬ四かくして王祭司の長ヒルキヤとその下にたつところの祭司等および門守
等に命じてエホバの家よりしてバアルとアシラと天の衆群との爲に作りたる諸の器
を執いださしめエルサレムの外にてキデロンの野にこれを燒きその灰をベテルに持
五 ゆかしめ五又ユダの王等が立てユダの邑々とエルサレムの四圍なる崇邱に香をたか
しめたる祭司等を廢しまたバアルと日月星宿と天の衆群とに香を焚く者等をも廢せ
六 り六彼またエホバの家よりアシラ像をとりいだしエルサレムの外に持ゆきてキデロ
ン川にいたりキデロン川においてこれを燒きこれを打碎きて粉となしその粉を民の
七 墓に散せ七またエホバの家の旁にある男娼の家を毀てり其處はまた婦人がアシラの
八 ために天幕を織ところなりき八彼またユダの邑々より祭司をことゝく召よせまた
祭司が香をたきたる崇邱をばゲバよりベエルシバまでこれを汚しまた門にある崇邱
九 を毀てり是等の崇邱は一は邑の宰ヨシユアの門の入口にあり一は邑の門にありて之
に入る人の左にあたる九崇邱の祭司等はエルサレムにおいてエホバの壇にのぼるこ
十 とをせざりき但し彼等はその兄弟の中にありて無酵パンを食へり十王また人がその
子息息女に火の中を通らしめて之をモロクにさゝぐることなからんためにベン、ヒン
十一 ノムの谷にあるトペラを汚し十一またユダの王等が日のためにさゝげてエホバの家の
門における馬をうつせりこの馬はバルリムにある侍從ナタン、メレクの室にをりしな
十二 り彼また日の車を皆火に焚り十二またユダの王等がアハズの樓の屋背につくりたる祭
壇とマナセがエホバの家の兩の庭につくりたる祭壇とは王これを毀ちこれを其處よ
十三 り取くづしてその碎片をギデロン川になげ捨たり十三またイスラエルの王ソロモンが
昔シドン人の憎むべき者なるアシタロテとモアブ人の憎むべき者なるケモシとアン

㊀ 代下舟四○廿三 ㊁ 譯＝巴力 ㊂ ○申十六○廿一 王下廿三○三、七 ㊃ 王下廿三○三 註 ㊄ 申七○廿五 ㊅ 其處にある祭壇を穢す爲 王上十三○二 ㊆ 八 ㊇ 譯 ㊈ 王下廿三○十六 ㊉ 譯＝亞沙辣 ㊊ 譯 ㊋ 結十六○十六 ㊌ 王上十四○十五○廿四 ㊍ 譯＝崇邱 ㊎ 結四○十＝、十四 ㊏ 儀式を司ることは許されないが、他の祭司の如く供物のある部分を貰ふた利大○十六 ㊐ 利十八○十一○廿一 ㊑ 申十八○廿、七、舟九 ㊒ 結廿三○舟 ㊓ 王上十一○七、舟二 ㊔ 十九○廿二 ㊕ 譯十八○五○ ㊖ 王下廿一○五 ㊗ 王下廿一○五 ㊘ 王上十一○五、七 ㊙ 王上十一○十三 註、譯＝亞大綠

十四 モンの子孫の憎むべき者なるモロクのためにエルサレムの前において殲滅山の右に築きたる崇邱も王これを汚し十四また諸の像をうち碎きアシラ像をきりたふし人の骨
十五 をもてその處々に充せり○十五またベテルにある壇かのイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムが造りし崇邱すなはちその壇もその崇邱も彼これを毀ちその
十六 崇邱を焚てこれを粉にうち碎きかつアシラ像を焚り十六茲にヨシア身をめぐらして山に墓のあるを見人をやりてその墓より骨をとりきたらしめ之をその壇の上に焚て
十七 それを汚せり即ち神の人が宣たるエホバの言のごとし昔神の人この言語を宣しことありしなり十七ヨシアまた其處に見ゆる碑は何なるやと言しに邑の人々之に告て其は
十八 汝がベテルの壇にむかひて爲るこの事等をユダより來りて宣たる神の人の墓なりと言ければ十八すなはち其には手をつくるなかれ誰もその骨を移すなかれと言り是をも
十九 てその骨とサマリアより來りし預言者の骨には手をつけざりき十九またイスラエルの王等がサマリアの邑々に造りてエホバを怒らしし崇邱の家も皆ヨシアこれを取除き
二十 凡てそのベテルになしたるごとくに之に事をなせり二十彼また其處にある崇邱の祭司等を壇の上にころし人の骨を壇の上に焚てエルサレムに歸りぬ○二一而して王一切の民
二一 に命じて言ふ汝等この契約の書に記されたるごとくに汝等の神エホバの逾越の節を
二二 執行ふべしと二二士師のイスラエルを治めし日より已來も亦ユダの王等とイスラエ
二三 ルの王等の代にも斯のごとく逾越の節を守りしことはなかりしが二三ヨシア王の十八
二四 年にいたりてエルサレムにて斯逾越節をエホバに守りしなり○二四ヨシアまた祭司ヒ
ルキヤがエホバの家にて見いだしし書に記されたる律法の言を世におこなはんために口寄者とト筮師とテラピムと偶像およびユダの地とエルサレムに見ゆる諸の憎む

(ヘ) 王上十一、七 (ト) 耶七、卅二、十九、卅六、二、九 (チ) 撒機山には巓が三つある、其の眞中の巓には偶像等あるので殲滅山さしいふた (リ) 出廿三、申七、五、廿五、廿三、廿四 (ヌ) 死屍に觸る者は穢されたり民十九、廿一、約四亞は偶像教に關するものを殊更に穢した (ル) 王上十二、三、十四、廿八、廿三、十六、註 (ヲ) 鮮、崇邱 (ワ) 此は三百六十九年前の預言であつた王上十三、三、二 (カ) 申廿三、一 (ヨ) 王上十三、代下卅四、七 (タ) 王上十、三、二 (レ) 代下卅四、註 (ソ) 王下十七、十八、十一、廿三、註 (ツ) 鮮、祠節、田十二、代下卅五、一、註、十九 (ネ) 利十九、十、註、死屍のまねをする人に憑いてゐる、惡鬼で意志を委ねる人に憑いてゐる、十六 (ナ) 多分ト占に用ふ人形で家族の假神であつた 創卅一、十九、廿一、十三、廿一、十九

二五 べき者を取のぞけり二五ヨシアの如くに心を盡し精神を盡し力を盡してモーセの法に
二六 全くそむたがひてエホバに歸向せし王はヨシアの先にはあらざりきまた彼の後にも彼
二七 のごとき者はなし○二六斯有しかどもエホバはユダにむかひて怒を發したるその大な
二八 る燃たつ震怒を息ることをしたまはざりき是はマナセ諸の憤らしき事をもてエホ
二九 バを怒らしゝによるなり二七エホバすなはち言たまはく我イスラエルを移しゝ如くに
三〇 ユダをもわが目の前より拂ひ移し我が選みし此エルサレムの邑と吾名をそこに置ん
三一 といひしこの殿とを棄べしと二八ヨシアのその餘の行爲とその凡て爲たる事はユダの
三二 王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや○二九ヨシアの代にエジプトの王パロ、ネコ
三三 アッスリヤの王と戰はんとてユフラテ河をさして上り來しがヨシア王これを防がん
三四 とて進みゆきければ彼これに出あひてメギドンにこれを殺せり三十その僕等すなはち
三五 これが死骸を車にのせてメギドンよりエルサレムに持ゆきこれをその墓に葬れり國
三六 の民こゝに於てヨシアの子エホアハズを取りこれに膏をそゝぎて王となしてその父
三七 にかはらしめたり○三一エホアハズは王となれる時二十三歲にしてエルサレムにて三
三八 月世を治めたりその母はリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと云ふ三二エホア
三九 ハズはその先祖等が凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなしゝが三三パロ、ネ
四〇 コ彼をハマテの地のリブラに繫ぎおきてエルサレムにおいて王となりをることを得
四一 ざらしめ且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課したり三四而してパロ、ネコはヨ
四二 シアの子エリアキムをしてその父ヨシアにかはりて王とならしめ彼の名をエホヤキ
四三 ムと改めエホアハズを曳て去ぬエホアハズはエジプトにいたりて其處に死り三五エホ
四四 ヤキムは金銀をパロにおくれり即ち彼國に課してパロの命のまゝに金を出さしめ國

(ム) 希四家の祝節は未曾有にして最大なるものであつたが約四亞は希四家よりも立派に神に事へた (ウ) 王下十七、十八、十一、廿三、十三 (ヰ) 王下十七、十一、十二、廿九、三、四、七、廿一、廿七 (ノ) 代下卅五、〇、廿七、廿二、廿五、〇、十五、〇、十一、十二、廿六、十六、〇、十一 (オ) 代下卅六、〇、一、二、廿六、〇、八、十、バビロン、バビロン、巴比倫、巴利士等に行く道の分岐るゝ處 (ク) 王下廿四、〇、十八 (ヤ) 銀の一は約四千餘圓 (マ) 金の一は六万一千五百圓 (ケ) 王下廿四、〇、十七、耶廿二、十、十二

三六 の民各人に割つけて金銀を征取りてこれをバロ、子コにおくれり○三六エホヤキムは
二十五歳にして王となりエルサレムにおいて十一年世を治めたりその母はルマのペ
三七 ダヤの女にして名をゼブタと云ふ三七エホヤキムはその先祖等が凡てなしたるごとく
にエホバの目の前に惡をなせり

二十四章

一 一エホヤキムの代にバビロンの王子ブカデ子ザル上り來りければエホヤキ
二 ムこれに臣服して三年をへたりしが遂にひるがへりて之に叛けり二エホバカルデア
の軍兵スリアの軍兵モアブの軍兵アンモンの軍兵をしてエホヤキムの所に攻きたら
しめたまへり即ちユダを滅さんがためにこれをユダに遣はしたまふエホバがその僕
三 なる預言者等によりて言たまひし言語のごとし三この事は全くエホバの命によりて
ユダにのぞみし者にてユダをエホバの目の前より拂ひ除かんがためなりき是はマナ
四 セがその凡てなす所において罪を犯したるにより四また無辜人の血をながし無辜人
の血をエルサレムに充したるによりてなりエホバはその罪を赦すことをなしたまは
五 ざりき○五エホヤキムのその餘の行爲とその凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書
六 にしるさるゝにあらずや六エホヤキムその先祖等とゝもに寢り其子エホヤキンこれ
七 に代りて王となれり七却說またエジプトの王は重てその國より出きたらざりき其は
バビロンの王エジプトの河よりユフラテ河迄凡てエジプトの王に屬する者を悉く取
八 たればなり○八エホヤキンは王となる時十八歳にしてエルサレムにて三月世を治
九 めたりその母はエルサレムのエルナタンの女にして名をヲホシタと云ふ九エホヤキ
十 ンは其父の凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなせり○十その頃バビロン
十一 の王子ブカデ子ザルの臣エルサレムに攻のぼりて邑を圍めり十一即ちバビロンの王子

㊀代下卅六、七 耶廿五、九 ○但一 王下廿四、一 ○代下卅六、七 ㊁約羅キン ㊂エホヤキン ㊃エホヤキム ㊄エホヤキン ㊅エホヤキン ㊆エホヤキン ㊇エホヤキン ㊈エホヤキン ㊉エホヤキン ㊊エホヤキン ㊋エホヤキン ㊌エホヤキン ㊍エホヤキン ㊎エホヤキン ㊏エホヤキン ㊐エホヤキン ㊑エホヤキン ㊒エホヤキン ㊓エホヤキン ㊔エホヤキン ㊕エホヤキン ㊖エホヤキン ㊗エホヤキン ㊘エホヤキン ㊙エホヤキン ㊚エホヤキン ㊛エホヤキン ㊜エホヤキン ㊝エホヤキン ㊞エホヤキン ㊟エホヤキン ㊠エホヤキン ㊡エホヤキン ㊢エホヤキン ㊣エホヤキン ㊤エホヤキン ㊥エホヤキン ㊦エホヤキン ㊧エホヤキン ㊨エホヤキン ㊩エホヤキン ㊪エホヤキン ㊫エホヤキン ㊬エホヤキン ㊭エホヤキン ㊮エホヤキン ㊯エホヤキン ㊰エホヤキン ㊱エホヤキン ㊲エホヤキン ㊳エホヤキン ㊴エホヤキン ㊵エホヤキン ㊶エホヤキン ㊷エホヤキン ㊸エホヤキン ㊹エホヤキン ㊺エホヤキン ㊻エホヤキン ㊼エホヤキン ㊽エホヤキン ㊾エホヤキン ㊿エホヤキン

十二 ブカデ子ザル邑に攻來りてその臣にこれを攻惱さしめたれば十二ユダの王エホヤキン
十三 其母その臣その牧伯等およびその侍從等とゝもに出てバビロンの王に降れりバビロ
ンの王すなはち彼を執ふ是はその代の八年にあたれり十三而して彼エホバの家の諸の
十四 寶物および王の家の寶物を其處より攜へ去りイスラエルの王ソロモンがエホバの宮
に造りたる諸の金の器を切はがせりエホバの言たまひしごとし十四彼またエルサレム
十五 の一切の民および一切の牧伯等と一切の大なる能力ある者ならびに工匠と鍛冶とを
一萬人擄へゆけり遺れる者は國の民の賤き者のみなりき十五彼すなはちエホヤキンを
十六 バビロンに擄行また王の母王の妻等および侍從と國の中の能力ある者をもエルサレ
十七 ムよりバビロンに擄へうつせり十六凡て能力ある者七千人工匠と鍛冶一千人ならびに
強壯して善戰ふ者是等をバビロンにうつせり○十七而してバビロ
十八 ンの王またエホヤキンの父の兄弟マッタニヤを王と爲てエホヤキンに代へ其が名を
十九 ゼデキヤと改たり十八ゼデキヤは二十一歳にして王となりエルサレムにて十一年世を
二十 治めたりその母はリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと曰ふ十九ゼデキヤはエ
ホヤキムが凡てなしたるごとくにエホバの目の前に惡をなせり二十エルサレムとユダ
に斯る事ありしはエホバの震怒による者にしてエホバつひにその人々を自己の前よ
りはらひ棄たまへり偖またゼデキヤはバビロンの王に叛けり

二十五章

一 一茲にゼデキヤの代の九年の十月十日にバビロンの王子ブカデ子ザルその
諸軍勢を率てエルサレムに攻きたりこれにむかひて陣を張り周圍に雲梯を建てこれ
二 を攻たり二かくこの邑攻かこまれてゼデキヤ王の十一年にまでおよびしが三その四
三 月九日にいたりて城邑の中饑こと甚だしくなりその地の民食物を得ざりき○四是を

㊀耶廿四、一、廿九、二 ○約十七、十二 約羅キン 斤は巴比倫王に敗らるれば其の屬國として位を持續けることができると考へたであらう ㊁辭—年表 ㊂但五〇 二、三 ㊃耶廿五〇 ㊄王下廿三 ○廿七 ㊅刀其の他の武具を造られないやうに ㊆十一節註、耶廿四〇一 代下卅六 結二十六 ○十四 ○廿四、此は王下廿五 ○七、の事件であつた ㊇約羅キン 斤は卅七年間巴比倫に擄になつて居た ㊈其の中に エゼキエル 以四結と但以理と尼希米亞の三預言者が居た 一、二〇 ㊉十四節註 ㊋耶廿七 ○一 ㊌王下廿三 ○卅四 ㊍王下廿三 ○卅一 ㊎誓約を破つて ○十三 代下卅六 結十七〇 十五—廿 ㊏代下卅六 ○十 七—二〇 耶五十 ㊐正月 ㊑イスラエル列王史 (創十二〇 三—五)

もて城邑つひに打破られければ兵卒はみな王の園の邊なる二箇の石垣の間の途より夜の中に逃いで皆平地の途にしたがひておちゆけり時にカルデア人は城邑を圍みを
五 る五茲にカルデア人の軍勢王を追ゆきエリコの平地にてこれに追つきけるに其軍勢
六 みな彼を離れて散しかば六カルデア人王を執へてこれをリブラにをるバビロンの王
七 の許に曳ゆきてその罪をさだめ七ゼデキヤの子等をゼデキヤの目の前に殺しゼデキ
八 ヤの目を抉しこれを銅索につなぎてバビロンにたづさへゆけり○八バビロンの王子
ブカデ子ザルの代の十九年の五月七日にバビロンの王の臣侍衛の長子ブザラダンエ
九 ルサレムにきたり九エホバの室と王の室を燒き火をもてエルサレムのすべての室と
十 一切の大なる室を燒り十また侍衛の長とゝもにありしカルデア人の軍勢エルサレム
十一 の四周の石垣を毀てり十一侍衛の長子ブザラダンすなはち邑に遺されし殘餘の民およ
十二 びバビロンの王に降りし降人と群衆の殘餘者を擄へうつせり十二但し侍衛の長その地
十三 の或貧者をのこして葡萄をつくる者となし農夫となせり十三カルデア人またエホバ
十四 の家の銅の柱と洗盤の臺と銅の海をくだきてその銅をバビロンに運び十四また鍋と火
十五 鏟と燈剪と匙および凡て役事に用うる銅の器を取り十五侍衛の長また火盤と鉢など金
十六 銀にて作れる物を取り十六またソロモンがエホバの室に造りしところの二の柱と一の
十七 海と臺とを取り此もろ〳〵の銅の重は量るべからず十七この柱は高さ十八キユビトに
十八 してその上に銅の頂ありその頂の高は三キユビトその頂の四周に網子と石榴とあり
十九 て皆銅なり他の柱とその網子もこれに同じ○十八侍衛の長は祭司の長セラヤと第二の
祭司ゼバニヤと三人の門守を執へ十九また兵卒を督る一人の寺人と王の前にはべる
者の中邑にて遇しところの者五人とその地の民を募る軍勢の長なる書記官と城邑の

㊀邑が滅びない中に埃及エジプトの軍勢が其の國を出たから巴比倫バビロンの軍勢しばらくエルサレムは暫時耶路撒冷から離れた耶卅七〇五 ㊁異邦人の時代（王下廿五〇一―廿一 但二〇廿九―四十五）哭廿一〇廿四 ㊂ヨルダンがは五十二〇七 ㊃約但川の平地創十二〇三―十六 ㊄王下廿三〇卅三 ㊅王國（創一〇廿六―廿八）

中にて遇しところの六十人の者を邑より擄へされり○二十侍衛の長子ブザラダンこれ
二十一 らを執へてリブラにをるバビロンの王の許にいたりければ二十一バビロンの王ハマテの
二十二 地のリブラにてこれらを擊殺せりかくユダはおのれの地よりとらへ移されたり二十二か
くてバビロンの王子ブカデ子ザルは自己が遺してユダの地に止らしめし民の上にシ
二十三 ヤバンの子なるアヒカムの子ゲダリヤをたてゝこれをその督者となせり二十三茲に軍勢
㊀かしらたちの長等およびこれに屬する人々みなバビロンの王がゲダリヤを督者となしゝことを
聞しかばすなはち子タニヤの子イシマエル、カレヤの子ヨハナン、子トバ人タンホメ
テの子セラヤおよび或マアカ人の子ヤザニヤならびに彼等に屬する人々ミヅパにさ
二十四 たりてゲダリヤの許にいたれり二十四ゲダリヤすなはち彼等とかれらに屬する人々に誓
ひてこれに言けるは汝等カルデア人の僕となることを恐るゝなかれこの地に住てバ
二十五 ビロンの王につかへなば汝等幸福ならんと二十五然るに七月に王の血統なるエリシヤマ
の子子タニヤの子なるイシマエル十人の者とゝもに來りてゲダリヤを擊ころし又彼
二十六 とゝもにミヅパにをりしユダヤ人とカルデア人を殺せり二十六是において大小の民およ
び軍勢の長等みな起てエジプトにおもむけり是はカルデア人をおそれたればなり○
二十七 ㊀ユダの王エホヤキンがとらへ移れたる後三十七年の十二月二十七日バビロンの王
エビル、メロダク其代の一年にユダの王エホヤキンを獄より出してその首をあげし
二十八 め二十八善言をもて彼をなぐさめその位をバビロンにともに居るところの王等の位より
二十九 も高くし二十九その獄の衣服を易しめたりエホヤキンは一生のあひだつねに王の前に食
三十 をなせり三十かれ一生のあひだたえず日々の分を王よりたまはりてその食物となせり

列王紀略下 終

㊀王下廿三〇卅三 ㊁耶利米亞の預言の如く〇四斯く猶太王國は終つたけれども大闘の位も此で終つたといふ譯でも無い、辭＝契約〇七 ㊂亞ヒカム代下卅六〇十五＝廿一 ㊃耶四十〇＝四十四〇 ㊄亞希甘は耶利米亞を助くることがあつた〇廿六 ㊅耶四十〇七＝四十 ㊆王家の一人で位を踏んだ廿五 耶四十 ㊇〇八 四十一＝十一〇 ㊈十月〇亞七〇五 ㊉耶四十三、七、耶利米亞が埃及に行くなといふ ㊊耶四十四〇 ㊋今の三月 ㊌尼甲撒の子で後繼者 ㊍創四十〇十三廿 ㊎〇七 ㊏陪食させた ㊐王上下は以色列と猶太とが擄れる時までの歴史である、代上下は亞當の時から以士爾、尼希米亞の時までの歴史

歴代志略上巻緒言

○歴代志略上巻　本書上下二巻は世界の太初（人類の）より猶太、以色列の俘囚となるまでの歴史の概略である。初代人類の時から神の選み給ふた希伯來人、專ら猶太の歴史を敍し、約三千五百年間のことを含む。專ら猶太の歴史であつて、基督が來らんとしたまふ準備の歴史である、されば基督の肉の先祖の系統が記してある。

上下二巻の前の書名は「日記」または「補遺記錄」であつた。

歴史書の原書また撒母耳前後書、列王紀上下巻と預言書との緒言を見よ。

○本書の記事　本書上下巻の歴史は母撒母耳前後書、王上下書と殆ど同一のものである、然し歴代志略は神の御旨の立場より見て書いた歴史である。撒母耳書、列王紀略は人間の立場より見たものである。代の歴史は國家的、教會的、教訓的であるが、撒母耳書と列王紀略との歴史は個人的、政治的、事實的である。

代上巻に系統が精しく記してある理は（一）猶太人は巴比倫に捕へられて長く本國に居らなかつたから猶太に歸ると各己の受くべき産業の分配を受けん爲に其の先祖の名と其の處とを知らなければならないからである。（二）神殿の禮拜を更に壯嚴なるものとして復古し、禮拜を宰るべき祭司等を定めねばならんので先祖の系統を記す必要があつたのである。（三）また什一制（猶太人は所得の十分の一を神に獻ぐる義務を負ふた）にも關係があつた。

本書上下には篤行なる王等の幸福であつたと、罪惡が災厄を生ずることを丁寧に敎へてある、例へば代下卅六〇十四＝廿一の如し。

○本書の著者　猶太人は本書上下の著者を以士喇なりと信じて居つた、多分猶太人が巴比倫の俘囚より歸されて後に記述せられたであらう　代下卅六〇廿一、廿二

本書に記してある歴史的事實は列王紀略上下のものと其の根本を同うせるが如し、左の本文を見よ　代下十六〇十一　廿五〇廿八〇廿六　代上廿九〇廿九　代下九〇廿九

十二〇十五　廿四〇廿七　廿六〇廿二　廿二〇十九　廿三〇　また王上下緒言を見よ。

○本書の區分　（一）大闘の先祖の系統（一）亞當、雅弗、閃、含、亞伯拉罕、猶太二〇、（二）大闘の裔三、（三）十二支族、殊に利未と便雅憫の裔四〇七〇＝、（四）掃羅まで、便雅憫の裔、掃羅の裔〇、（五）耶路撒冷の居民〇。（二）大闘の世（一）掃羅の死〇十、（二）大闘耶路撒冷を領して、位に坐す十二〇、（三）契約の櫃を耶路撒冷に置くこと等、また耶和華の大闘と結ぶ給ふた契約十三〇＝、（四）敵を征伐する十八〇、（五）民を數へる罪〇廿一、（六）神殿創設の準備等廿二〇＝、（七）大闘の勸告と祈禱——所羅門廿八〇、廿九〇。

○歴代志略上巻　と撒母耳前後書及び列王紀略上巻との同記事に就ては母前・後及び王上の緒言を見よ。

○年表　は王下緒言中にある年表を見よ。

○猶太　以色列國は猶太より分れ、偽宗教を設けて偶像を作るに至つたので、國勢は次第に衰へたのである。また以色列國には一定の王統なく、別の家族から代る〳〵九人が出て王となつたのである。九人とは耶羅破暗一世、巴沙、心哩、暗利、耶月、沙龍、米拿現、比迦、何西である、然し大抵は弑逆にあひて終を全うしたものはなかつた。

猶太の周圍は皆敵であつた、即ち北には敘利亞（時としては以色列）西には非利士、南には埃及、東には亞述、巴比倫、亞捫、摩押、以東等であつた。

以色列王國に屬する人々は俘囚となつてから行衛が不明になつた（勿論ある部分は故土に歸つたやうである）が、猶太王國に屬する人々の歸國したことは明白である。また歴史書、詩篇、預言書、新約書にも特に猶太人に就き、眞實の以色列に就き美しき約束がかいてある。以士喇、尼希米亞、以士帖の緒言及び辭解の以色列を見よ。

○預言者　預言書の緒言を見よ。

歷代志畧上

一章

一 アダム、セツ、エノスニケナン、マハラレル、ヤレドヨエノク、メトセラ、ラ
四 メク ノア、セム、ハム、ヤペテ○五ヤペテの子等はゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、
六 トバル、メセク、テラス六ゴメルの子等はアシケナズ、リバテ、トガルマヒヤワンの
八 子等はエリシヤ、タルシシ、キツテム、ドダニム○八ハムの子等はクシ、ミツライム、
九 プテ、カナン九クシの子等はセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカ、ラアマの子等
十一 はセバとデダン十クシ、ニムロデを生り、彼はじめて世の權力ある者となれり十一ミツ
十二 ライムはルデ族、アナミ族、レヽビ族、ナフト族十二パテロス族、カスル族、カフトリ族
十三 を生り、カスル族よりペリシテ族出たり十三カナンその冢子シドンおよびヘラを生み
十四 また十四エブス族、アモリ族、ギルガシ族十五ヒビ族、アルキ族、セニ族十六アルワデ族、
十七 ゼマリ族、ハマテ族を生り○十七セムの子等はエラム、アシユル、アルバクサデ、ルデ、
十八 アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク十八アルバクサデシラを生みシラエベルを生り十九
十九 エベルに二人の子生れたり、その一人の名をペレグ（分）と曰ふ、其は彼の代に地の人
二十 散り分れたればなり、その弟の名をヨクタンと曰ふ二十ヨクタンはアルモダデ、シャレ
二一 フ、ハザルマウテ、エラ二一ハドラム、ウザル、デクラ二二エバル、アビマエル、シバ二三オ
二三 フル、ハビラおよびヨバブを生り、是等はみなヨクタンの子なり○二四セム、アルバク
二四 サデ、シラ二五エベル、ペレグ、リウ二六セルグ、ナホル、テラ二七アブラム是すなはちア
二八 ブラハムなり二八アブラハムの子等はイサクおよびイシマエル二九彼等の子孫は左の
三十 ごとし三十イシマエルの冢子子バヨテ、次はケダル、アデビエル、ミブサム三一ミシマ、
三一 ドマ、マッサ、ハダデ、テマ、三二エトル、子フシ、ケデマ、イシマエルの子孫は是の如

註 ㊀ 代上、下、の歷史は人間の初發から以士喇、ネヘミヤしよから尼亞書に書かれた事柄迄の記事である緒言を見よ 創四〇廿五、廿六八 ㊁ 系圖に付ては創五〇十一〇十六〇廿一〇廿五 廿六〇廿一 を見よ、此の系圖は萬民に取りては大關係がある 創五〇九〇廿八、廿九 ㊂ 五＝七は雅弗の子孫 創十〇二 註、 出廿八 九 ㊃ は〇二 註、 出廿八 ㊄ 八＝十六〇二含の子孫 創十〇六 ㊅ 八 創十〇八 ㊆ 非辭＝利士人 創十〇十五 ㊇ 耶布人や亞捫人等に付ては辭解 ㊈ 十七＝廿三閃の子孫 創十〇十一 ㊉ 亞述人の祖 創十〇廿二 ㊊ 約束は 創十〇廿六 ㊋ 亞喇比亞族の先祖に爲つた ㊌ 創十〇廿二 ㊍ 亞拉亞から亞拉亞迄の系圖は廿四＝廿八節 ㊎ 創十一〇廿六 ㊏ 創十一〇廿 ㊐ 創十一〇廿二 ㊑ 創十一〇廿 ㊒ 創十一〇十六〇十一〇十六〇十七〇五 ㊓ 創十一〇十六〇十一〇十六〇十七〇五 ㊔ 以實馬利の系圖を見よ

三二 し三二アブラハムの妾ケトラの生る子は左のごとし彼ジムラン、ヨクシヤン、メダン、
三三 ミデアン、イシバク、シユワを生り、ヨクシヤンの子等はシバおよびデダン三三ミデア
三四 ンの子等はエバ、エペル、ヘノク、アビダ、エルダア、是等はみなケトラの生る子なり
三五 三四アブラハムイサクを生り、イサクの子等はエサウとイスラエル○三五エサウの子等
三六 はエリバズ、リウエル、エウシ、ヤラム、コラ三六エリバズの子等はテマン、オマル、ゼ
三七 ピ、ガタム、ケナズ、テムナ、アマレク三七リウエルの子等はナハテ、ゼラ、シヤンマ、ミ
三八 ツザ三八セイルの子等はロタン、ショバル、ヂベオン、アナ、デシヨン、エゼル、デシヤ
三九 四十 ン三九ロタンの子等はホリとホマム、ロタンの妹はテムナ四十ショバルの子等はア
四一 ルヤン、マナハテ、エバル、シビ、オナム、ヂベオンの子等はアヤとアナ四一アナの子等
四二 はデシヨン、デシヨンの子等はハムラム、エシバン、イテラン、ケラン四二エゼルの子
四三 等はビルハン、ゼワン、ヤカン、デシヤンの子等はウズおよびアラン○四三イスラエ
ルの子孫を治むる王いまだ有ざる前にエドムの地を治めたる王等は左のごとし、ベ
四四 オルの子ベラ、その都城の名はデナバといふ四四ベラ斃てボツラのゼラの子ヨバブこ
四五 れに代りて王となり四五ヨバブ斃てテマン人の地のホシヤムこれにかはりて王となり
四六 四六ホシヤム斃てベダデの子ハダデこれにかはりて王となれり、彼モアブの野にてミ
四七 デアン人を擊り、その都城の名はアビテといふ四七ハダデ薨てマスレカのサムラこれ
四八 に代りて王となり四八サムラ薨て河の旁なるレホボテのサウルこれに代りて王となり
四九 四九サウル薨てアクボルの子バアル、ハナン薨五十バアル、ハナン薨てこれにかはりて王となれり、その都城の名はパイといふ、その妻はマテレデ
五一 の女子にして名をメヘタベルといへりマテレデはメザハブの女なり五一ハダデも薨た

註 ㊀ 卅二、卅三は 創廿五〇一＝四 の註を見よ ㊁ 創廿四〇廿五〇六十七一＝二 を見れば亞拏が基都喇を襲ふのは撒拉が死んでから後の事と見える ㊂ 卅五＝四十二は 出廿六〇九＝廿八 の註 ㊃ 創廿六〇十一 には洪破と書てあるが原詩のピさポとはよく似て居るから誤り易くある ㊄ 尙一人の享納があつた ㊅ 亞拏は以色列人の先祖のみならず以東人の先祖でもあつた、神は亞拏に其の子孫の內より王のでる事を約束し給ふた 創十七、廿五〇十一、十四＝廿 ㊆ 四十三＝五十八は以東の古き時代の王等の名 創四十六〇一＝四十三 と其の註とを見よ ㊇ 民廿二〇五 ㊈ 約伯と同じ人と思はれる、比拉の邑は亨哈巴と曰ふ 創廿六〇廿二 ㊉ 創廿六〇廿一 以實馬利の系圖を見よ

五二 り、㊀エドムの諸侯は左のごとし、ラムナ侯、アルヤ侯、エテテ侯 五三 アホリバマ侯、エ
五三 ラ侯、ピノン侯 五三 ケナズ侯、テマン侯、ミブザル侯 五四 マグデエル侯、イラム侯、エドム
五四 の諸侯は是のごとし

二章

一 ㊁イスラエルの子等は左のごとしルベン、シメオン、レビ、ユダ、イッサカル、
二 ゼブルン ニダン、ヨセフ、ベニヤミン、ナフタリ、ガド、アセル 三 ㊂ユダの子等はエル、オ
三 ナン、シラなり、この三人はカナンの女バテ、シュアがユダによりて生たるなり、ユダ
四 の長子エルはエホバの前に惡き事をなしたれば之を殺したまへり 四 ユダの嫁タマル
五 はユダによりてペレヅとゼラとを生りユダの子等は都合五人なりき 五 ペレヅの子等
六 はヘヅロンおよびハムル 六 ゼラの子等はジムリ、エタン、ヘマン、カルコル、ダラ都
七 合五人 七 カルミの子はアカル、アカルは詛はれし物につきて罪を犯してイスラエル
八九 を惱ましゝ者なり 八 エタンの子はアザリヤ 九 ヘヅロンに生れたる子等はエラメル、
十 ラム、㊃ケルバイ 十 ラム、㊄アミナダブを生み、アミナダブナションを生り、ナションは
十一 ユダの子孫の㊅牧伯なり 十一 ナション㊆サルマを生み、サルマボアズを生み 十二 ボアズオベ
十三 デを生みオベデエッサイを生り 十三 ㊇エッサイの生る者は長子はエリアブその次はアミ
十四 ナダブその三は㊈シャンマ 十四 その四は子タンエルその五はラダイ 十五 その六はオゼムそ
十五 の㊉七はダビデ 十六 かれらの姉妹はゼルヤとアビガル、ゼルヤの産る子はアビシャイ、
十六 ヨアブ、アサヘルあはせて三人 十七 ㊋アビガルはアマサを産り、アマサの父はイシマエル
十七 人エテルといふ者なり ○十八 ヘヅロンの子㊌カレブはその妻アズバによりまたエリオラ
十八 によりて子を擧けたり、その産る子等は左のごとしエシル、シ㊍バブおよびアルド
十九 ン 十九 アズバ死たればカレブまたエフラタを娶れり、エフラタカレブによりてホルを

㊀ 五十一＝五十四は以東(以掃)の頭目 ㊁ 頭目(エサウ) ㊂ 雅各(以色列)(ヤコブ イスラエル) 朝舟二〇廿四＝廿八 ㊃ の子等の名が處々に書てある、而し其順序は相違つて居る事もある 朝廿九〇舟五 ナ〇四十 九〇 出一 民一 二十三 〇 〇 廿六 舟四 〇申廿七〇舟三 雷十三〇 創廿九〇 士五 代上十二〇二 〇廿七 結四十 詩七 人〇 ㊄ 三＝十二は猶太の子孫。猶太に長子の相續權なる與へられた 朝四十九〇八 ㊅ 又其支族より基督が生るゝこととなつた 朝舟八 ㊆ 〇七 ㊇ 子孫ならん 王上四 舟一 ㊈ 雷七 〇一 ㊉ 迦勒 カレブ 代上四十二節 十八、四十五 の迦勒と違ふ 得四〇 〇四 太一 ㊋ 十九 ㊌ 民二〇 三、九 ㊍ 民一 〇七 ㊎ 得四〇 廿一 太一 〇五 ㊏ 十三＝十七は耶西の子孫 得前十 六〇九 ㊐ 得前十 六〇十 十七〇 廿一 註 ㊑ 得後二 〇十八 十九〇廿 一、十二 ㊒ 得後十七 〇廿五 ㊓ 十八＝廿は迦勒の子孫

二十 産り 二十 ホルウリを生みウリベザレルを生り 二一 その後ヘヅロンはギレアデの父マキル
二一 の女の所にいれり、その之を娶れる時は六十歳なりき、彼ヘヅロンによりてセグブを
二二 産り 二三 セグブヤイルを生り、ヤイルはギレアデの地に邑二十三を有り 二三 然るにゲシ
二三 ユルおよびアラム彼等よりヤイルの邑々およびケナテとその鄕里など都合六十の邑
二四 を取り、是皆ギレアデの父マキルの子等なりき、二四 ヘヅロンカレブ、エフラタに死て後
二五 ヘヅロンの妻アビヤその子アシユルを生り、アシユルはテコアの父なり○ 二五 ヘヅロ
二六 ンの長子エラメルの子等は長子はラム次はブナ、オレン、オゼム、アヒヤ 二六 エラメル
二七 はまた他の妻をもてり、その名をアタラといふ、彼はオナムの母なり 二七 エラメルの長
二八 子ラムの子等はマアツ、ヤミン、エケル 二八 オナムの子等はシヤンマイ、ヤダ、シヤン、
二九 マイの子等はナダブおよびアビシユル 二九 アビシユルの妻の名はアビハイルといふ、
三十 彼アバンおよびモリデを生り 三十 ナダブの子等はセレデおよびアッバイム、セレデは
三一 子なくして死り 三一 アッバイムの子はイシ、イシの子はセシヤン、セシヤンの子はア
三二 ヘライ 三二 シヤンマイの兄弟ヤダの子はエテルおよびヨナタン、エテルは子なくし
三三 て死り 三三 ヨナタンの子等はペレテおよびザザ、エラメルの子孫は斯のごとし 三四 セシ
三四 ヤンは男子なくして唯女子ありしのみなるがセシヤンにヤルハと名くるエジプトの
三五 僕ありければ 三五 セシヤンその女をこの僕ヤルハに與へて妻となさしめたり彼ヤル
三六 ハによりてアッタイを生り 三六 アッタイナタンを生み、ナタンザバデを生み 三七 ザバデ
三七 エフラルを生みエフラルオベデを生み 三八 オベデエヒウを生み、エヒウアザリヤを生
三八 み 三九 アザリヤヘレヅを生み、ヘレヅエレアサを生み 四十 エレアサシスマイを生みシ
三九 スマイシヤルムを生み 四一 シヤルムエカミヤを生み、エカミヤエリシヤマを生り 四二
四十 四一 四二

㊀ 庇撒列は幕屋等を造る ㊁ 天才が賦へられた 出廿一〇二 〇廿五 〇廿六〇廿七 一二〇一 ㊂ 民廿六〇 申三〇 一九 四十 十五 ㊃ 廿一＝廿四は希斯崙の子孫 ㊄ 民廿二〇 士十 四十一 〇三 ㊅ 後で三十の邑に爲たと見える 士一〇四 ㊆ 伯利恒と同じ處であらう、希斯崙の子迦勒と迦勒の妻以法他の兩人の名を受た邑 ㊇ 代上四 〇五 ㊈ 邑を建た人又治る人を「父」と稱んだともあつた ㊉ 耶喇滅の子孫は廿五＝廿三に見ゆ 得前廿七〇十 廿九 ㊋ 舟四 舟五節、を見よ ㊌ 廿四＝四十一は示山の子孫 ㊍ 僕なる其の嗣子とする心算である、其實例は 朝十五 〇二 を見よ ㊎ 代上十一 〇四十一

四三 エラメルの兄弟カレブの子等はその長子をメシャといふ、是はジフの父なり、ジフの
四四 子はマレシャ、マレシャはヘブロンの父なり 四三 ヘブロンの子等はコラ、タップア、レケ
四四 ム、シマ 四四 シマはラハムを生り、ラハムはヨルカムの父なり、レケムはシャンマイを
四五 四六 生り 四五 シャンマイの子はマオン、マオンはベテ、ズルの父なり 四六 カレブの妾エバはハ
四七 ラン、モザおよびガゼズを産り、ハランはガゼズを生り 四七 エダイの子等はレゲムヨタ
四八 ム、ゲシャン、ペレテ、エバ、シャフ 四八 カレブの妾マアカはシベルおよびテルハナを
四九 生み 四九 またマデマンナの父シャフおよびマクベナとギベアの父シワを生り、カレブ
五十 の女子はアクサといふ 五十 カレブの子孫は左のごとしエフラタの長子ホルの子はキリ
五一 アテ、ヤリムの父ショバル 五一 ベテ、レヘムの父サルマおよびベテ、ガデルの父ハレフ
五二 五三 キリアテ、ヤリムの父ショバルの子等はハロエにメヌコテ人の半 五三 またキリアテ、
ヤリムの宗族はイテリ族、プヒ族、シュマ族、ミシラ族、是等よりザレア族およびエシ
五四 タオル族出たり 五四 サルマの子孫はベテ、レヘム、子トバ族、アタロテ、ベテ、ヨアブ、マナ
五五 ハテ族の半およびゾリ族 五五 ならびにヤベツに住る諸士の宗族すなはちテラテ族、シ
メアテ族、スカテ族、是等はケニ人にしてレカブの家の先祖ハマテより出たる者なり

三章

一 ヘブロンにて生れたるダビデの子等は左のごとし長子はアムノンといひ
て 一 エズレル人アヒノアムより生れ、其次はダニエルといひてカルメル人アビガルよ
り生る 二 その三はアブサロムといひてゲシュルの王タルマイの女マアカの生る子、
其四はアドニヤといひてハギテの生る子なり 三 その五はシバテヤといひてアビタル
より生れ、其六はイテレアムといひて妻エグラより生る 四 この六人ヘブロンにてか
れに生れたり、ダビデ彼處にて王たりし事七年と六箇月またエルサレムにて王たり

㋐ 九、十、四十二節の迦勒は同一人である、五節の迦勒は同上人の孫である 十九、五十節を見よ ㋑ 廿四節の註 ㋒ 此の名の付た邑もあった ㋓ 此の迦勒は九、十八、十三節の曾孫であった、十九節を見よ、五十節の迦勒は或は民十三の迦勒と同人ならん ㋔ 廿四節の註 ㋕ 其の家族の數人は此の名を持って居った ㋖ 五十四節「約押の家の冠」と譯してもよい ㋗ 暗 ㋘ 五十六節の註 ㋙ には其の別名即ち基利押である ㋚ 大闘の本妻でありしならん

五 しこと三十三年 五 エルサレムにて生れたるその子等は左のごとしシメア、ショバブ、
六 ナタン、ソロモン、この四人はアンミエルの女バテ、シュアより生る 六 またイブハル、
七八 エリシャマ、エリペレテ 七 ノガ、ヲペグ、ヤピア 八 エリシャマ、エリアダ、エリペレ
九 テの九人 九 是みなダビデの子なり、此外にまた妾等の生る子等あり、彼等の姉妹にタ
十 マルといふ者あり 十 ソロモンの子はレハベアム、その子はアビヤ、その子はアサ、そ
十一 の子はヨシャパテ 十一 その子はヨラム、その子はアハジア、その子はヨアシ 十二 その子
十三 はアマジヤ、その子はアザリヤ、その子はヨタム 十三 その子はアハズ、その子はヒゼキ
十四 十五 ヤ、その子はマナセ 十四 その子はアモン、その子はヨシア 十五 ヨシアの子等は長子はヨ
十六 ハナン、その次はエホヤキム、その三はゼデキヤ、その四はシャルム 十六 エホヤキムの
十七 子等はその子はエコニアその子はゼデキヤ 十七 伊攜人エコニアの子等はその子シヤル
十八 十九 テル 十八 マルキラム、ペダヤ、セナザル、エカミア、ホシヤマ、子ダビヤ 十九 ペダヤの子等
二十 はゼルバベルおよびシメイ、ゼルバベルの子等はメシュラムおよびハナニヤ、その姉
妹にシロミテといふ者あり 二十 またハシュバ、オヘル、ベレキヤ、ハサデヤ、ユサブ、ヘ
二一 セデの五人あり 二一 ハナニヤの子等はペラテヤおよびエサヤ、またレバヤの子等アル
二二 ナンの子等オバデヤの子等シカニヤの子等あり 二二 シカニヤの子はシマヤ、シマヤの
二三 子等はハットシ、イガル、バリア、子アリア、シャ 二三 子アリアの子等はエ
二四 リヨエナイ、ヒゼキヤ、アズリカムの三人 二四 エリヨエナイの子等はホダヤ、エリアシ
ブ、ペラヤ、アックブ、ヨハナン、デラヤ、アナニの七人

四章

一 ユダの子等はペレヅ、ヘヅロン、カルミ、ホル、ショバルニシ 二 ショバルの子レ
アヤハテを生み、ヤハテアホマイおよびラハデを生り、是等はザレア人の宗族な

㋐ 次三には瑟の先祖なる拿單の子孫とある ㋑ 一〇三の以連と同じ ㋒ 拔示巴と同じ ㋓ 母後十四節十六には十一人書いてあるが多分二人は早く死んだ ㋔ 三〇 ㋕ 三人は王と爲った 井一、井四十七 四〇、太一〇 十一 ㋖ 王下廿三 三〇 十一 ㋗ 王下廿三 ㋘ 約哈斯と同じ 廿一 王下廿三 ㋙ 約哥尼雅の甥であった 王下廿四 ㋚ 四底家はエコニアの子等はその子シヤルテエルの子孫である ㋛ 王下廿四 ㋜ 約哥尼雅は所羅門の子孫で子がない 廿八二〇 ㋝ 約哥尼雅の子と見なされたやうである ㋞ 三註 ㋟ 「六人」とせず人の名として譯してもよい ㋠ 代上二〇十八、十九、十五、五十二 ㋡ 代上二〇十八、十九、十五、五十二

三 り三エタムの父の生る者は左のごとしエズレム、イシマおよびイデバシその姉妹の
四 名はハゼレルポニといふ四ゲドルの父ペヌエル、ホシャの父エゼル、是等はベテ、レ
五 ヘムの父エフラタの長子ホルの子等なり五テコアの父アシュルは二人の妻を有り即
六 ちヘラとナアラナアラアシュルによりてアホザム、ヘペル、テメニおよびアハシ
七 タリを産り、是等はナアラの産る子なりセヘラの産る子はゼレテ、エゾアル、エテナ
八 ン八ハッコツはアヌブおよびゾベバを生り、ハルムの子アハルヘルの宗族も彼より
九 出づ九ヤベツはその兄弟の中にて最も尊ばれたる者なりき、その母我くるしみてこ
十 れを産たればといひてその名をヤベツ(くるしみ)と名けたりヤベツイスラエルの
神に願はり我を祝福に祝福て我境を擴め、御手をもて我を助け、我をして災難に罹
十一 りてくるしむこと無らしめたまへと言り、神その求むる所を允したまふ〇十一シュワ
十二 の兄弟ケルブはメヒルを生り、メヒルはエシトンの父なり十二エシトンはベテ、ラバ、
十三 バセアおよびイル、ナハシの父ラヒンナを生り、是等はレカの人なり十三ケナズの子等
十四 はオテニエル及びセラヤ、オテニエルの子はハタテ十四メオノタイはオフラを生み、
セラヤはヨアブを生り、ヨアブはカラシム(工匠)谷の人々の父なり、彼處のものは工
十五 匠なればかくいふ十五エフン子の子カレブの子等はイル、エラおよびナアム、エラの子
十六 十七 等およびケナズ十六エハレレルの子等はジフ、ジバ、テリア、アサレル十七エズラの子
十八 等はエテル、メレデ、エベル、ヤロン、メレデの妻ユダヤ人ミリアム、シャンマイおよびイシ
バを産り、イシバはエシテモアの父なり十八そのユダヤ人なる妻はゲドルの父エレデ
十九 とショコの父ヘベルとザノアの父エクテエルを産り、是等はメレデが娶りたるパロ
の女ビテヤの生る子なり十九ナハムの姉妹なるホデヤの妻の生める子等はガルミ人ケ

イ 即ち伯利恒を建てた人 ロ 亞述は父希斯崙が死にし後生れた代上二廿四 ハ 或は迦勒と得業と倶に迦南人を攻めたから 土一〇二、四、書十一三＝九＝十五 ニ 創三〇十六 ホ 祈禱 創十五代上〇二十九 ヘ 自己の名「苦しみ」の通り苦しみを受けないやうに祈禱った ト 民廿二〇十二 チ 書十五、最初の士師 士三〇十七 リ 合達憫挪太を生めりそのやうに讀むべし ヌ 〇申十一〇廿五 ル 其の人の父、或は 代上二〇廿ちゅう註 ヲ 民十三〇六 ワ 〇代上二廿八と違ふ 四十二〇の註を見よ カ 代上二〇四十二 ヨ 若し埃及王法老ならば嫁に來て夫の宗教を賴もやうに爲つたらしい

二〇 イラの父およびマアカ人エシテモアなり二一シモンの子等はアムノン、リンナ、ベテ、
二二 ハナン、ヂロン、イシの子等はゾヘテおよびベテ、ゾヘテ〇二二ユダの子シラの子等はレ
カの父エル、マレシャの父ラダおよび織布者の家の宗族すなはちアシベアの家の者
二三 等二三ならびにモアブに主たりしヨキム、コゼバの人々ヨアシおよびサラフ等なり、ま
たヤショブ、レハムといふ者あり其記錄は古し二四是等の者は陶工にして于タイムお
二四 よびゲデラに住み、王の地に居りてその用をなせり〇二四シメオンの子等はヌムエル、
ヤミン、ヤリブ、ゼラ、シャウル二五シャウルの子はシャルム、その子はミブサム、その
二六 二七 子はミシマ二六ミシマの子はハムエル、その子はザックル、その子はシメイ二七シメイに
は男子十六人女子六人ありしがその兄弟等には多の子あらざりき、またその宗族の
二八 者は凡てユダの子孫ほどには殖增ざりき二八彼等の住る處はベエル、シバ、モラダ、ハザ
二九 三十 三一 ル、シュアル二九ビルハ、エゼム、トラデ三十ベトエル、ホルマ、チクラグ三一ベテ、マルカボ
テ、ハザルスシム、ベテ、ビリ、シャライム、是等の邑はダビデの世にいたるまで彼等
三二 の有たりき三二その村郷はエタム、アイン、リンモン、トケン、アシャンの五の邑なり三三
三三 またこの邑々の周圍に衆多の村ありてバアルにまでおよべり、彼等の住處は是のご
三四 三五 とくにして彼等各々系譜あり三四メシ＝バブ、ヤムレク、アマジヤの子ヨシヤ三五ヨエ
三六 ル、アシエルの曾孫セラヤの孫ヨシビアの子エヒウ三六エリオエナイ、ヤコバ、エシヨ
三七 ハヤ、アサヤ、アデエル、エシミエル、ベナヤ三七およびシジザの子シビはアロンの
三八 子、アロンはエダヤの子、エダヤはシムリの子、シムリはシマヤの子なり三八此に名を
三九 擧げたる者等はその宗族の中の長たる者にしてその宗家は大に蔓延り三九彼等はその
四十 群のために牧場を求めんとてゲドルの西におもむき谷の東の方にいたり四十つひに膏

ヘ 四十六 ト 埃及の白い布、或る家族が先祖代々專業に營居たらしい、埃及には子孫が先祖の業をせねばならぬやうになつて居た チ「摩押に結婚した」と飜譯してもよい、得二〇一＝四のやうに リ 代下十六〇十 ヌ 四面の事が猶太の外に書いてあるのは後に猶太の國に入て來たからであらう 書十九〇一、九 ル 出六〇六〇十一 ヲ 尼廿六十二 ワ 民一〇十五 カ 民一〇廿二 ヨ 劇四十六〇十四 タ 書十九〇二＝五 レ 書十九〇三 ソ 書十九〇四 ツ 書十九〇四の耳多膿 ネ 非利士人が大陸に興へた邑 ナ 出廿七〇六 ラ 書十九〇七の以帖 ム 書十九〇八に書てある巴拉比耳の改名 ウ 四面より南方西耳山に向ふ處ならん

四一 腴なる善き牧場を見いだしゝがその地は廣く靜穩にして安寧なりき、其は昔より其
處に住たりし者はハム人なれば なり四二即ち上にその名を記したる者等ユダの王ヒ
ゼキヤの代に往て彼等の幕屋を擊やぶり、彼等と其處に居しメウニ人を盡く滅ぼし、
之に代りて其處に住て今日にいたる、是はその群を牧べき牧場其處にありたればな
四二 り四三またシメオンの子孫の者五百人許イシの子等ペラテア、ヂアリア、レバヤ、ウ
ジエルを長としてセイル山に攻ゆき四三アマレキ人の逃れて遺れる者を擊はろぼして
今日まで其處に住り

一 **五章** 一イスラエルの長子ルベンの子等は左のごとしルベンは長子なりしが其父の
床を漬しゝによりてその長子の權はイスラエルの子ヨセフの子等に與へらる、然れ
二 ども系譜は長子の權に之たがひて記すべきに非ず二そはユダその諸兄弟に勝る者
三 となりて君たる者その中より出れば なり、但し長子の權はヨセフに屬す三即ちイス
四 ラエルの長子ルベンの子等はハノク、パル、ヘヅロン、カルミ四ヨエルの子はシマヤ、
五六 その子はゴグその子はシメイ五その子はミカ、その子はレアヤ、その子はバアル六
その子はベエラ、このベエラは、アッスリヤの王テルガテ、ピル子セルに擄へられて
七 ゆけり、彼はルベン人の中に牧伯たる者なりき七彼の兄弟等はその宗族に依りその
八 歴代の系譜によれば左のごとし長エイエルおよびゼカリヤ八ベラ等なり、ベラはア
ザズの子シマの孫ヨエルの曾孫なり、かれアロエルに住みて地を子ボ、バアル、メオン
九 にまでおよぼしゝがカギレアデの地にてその家畜殖増ければまた地を東の方ユフラ
十 テ河の此方なる荒野の極端にまでおよぼせり十またサウルの時に、ハガリ人と戰爭し
十一 てこれを打破りギレアデの東の全部なる彼等の幕屋に住たり○十一ガドの子孫はこ

㋐ 創十〇 ㋑ 王下十八〇八 ㋒ 馬雲 ㋓ 代上廿七 ○廿九 ㋔ 代上廿七 ○廿九 ㋕ 代上廿七 ○廿九 ㋖ 代上廿七 ○廿九 ㋗ 代上廿七 ○廿九 ㋘ 代上廿七 ○廿九 ㋙ 代上廿七 ○廿九 ㋚ 代上廿七 ○廿九 ㋛ 代上廿七 ○廿九 ㋜ 代上廿七 ○廿九 ㋝ 代上廿七 ○廿九 ㋞ 代上廿七 ○廿九 ㋟ 代上廿七 ○廿九 ㋠ 代上廿七 ○廿九 ㋡ 代上廿七 ○廿九 ㋢ 代上廿七 ○廿九 ㋣ 代上廿七 ○廿九 ㋤ 代上廿七 ○廿九 ㋥ 代上廿七 ○廿九 ㋦ 代上廿七 ○廿九 ㋧ 代上廿七 ○廿九 ㋨ 代上廿七 ○廿九 ㋩ 代上廿七 ○廿九 ㋪ 代上廿七 ○廿九 ㋫ 代上廿七 ○廿九 ㋬ 代上廿七 ○廿九 ㋭ 代上廿七 ○廿九 ㋮ 代上廿七 ○廿九 ㋯ 代上廿七 ○廿九 ㋰ 代上廿七 ○廿九 ㋱ 代上廿七 ○廿九 ㋲ 代上廿七 ○廿九 ㋳ 代上廿七 ○廿九 ㋴ 代上廿七 ○廿九 ㋵ 代上廿七 ○廿九 ㋶ 代上廿七 ○廿九 ㋷ 代上廿七 ○廿九 ㋸ 代上廿七 ○廿九 ㋹ 代上廿七 ○廿九 ㋺ 代上廿七 ○廿九 ㋻ 代上廿七 ○廿九 ㋼ 代上廿七 ○廿九 ㋽ 代上廿七 ○廿九 ㋾ 代上廿七 ○廿九 ㋿ 代上廿七 ○廿九 ㌀ 代上廿七 ○廿九 ㌁ 代上廿七 ○廿九 ㌂ 代上廿七 ○廿九 ㌃ 代上廿七 ○廿九 ㌄ 代上廿七 ○廿九 ㌅ 代上廿七 ○廿九 ㌆ 代上廿七 ○廿九 ㌇ 代上廿七 ○廿九 ㌈ 代上廿七 ○廿九 ㌉ 代上廿七 ○廿九 ㌊ 代上廿七 ○廿九 ㌋ 代上廿七 ○廿九 ㌌ 代上廿七 ○廿九 ㌍ 代上廿七 ○廿九 ㌎ 代上廿七 ○廿九 ㌏ 代上廿七 ○廿九 ㌐ 代上廿七 ○廿九 ㌑ 代上廿七 ○廿九 ㌒ 代上廿七 ○廿九 ㌓ 代上廿七 ○廿九 ㌔ 代上廿七 ○廿九 ㌕ 代上廿七 ○廿九 ㌖ 代上廿七 ○廿九 ㌗ 代上廿七 ○廿九 ㌘ 代上廿七 ○廿九 ㌙ 代上廿七 ○廿九 ㌚ 代上廿七 ○廿九 ㌛ 代上廿七 ○廿九 ㌜ 代上廿七 ○廿九 ㌝ 代上廿七 ○廿九 ㌞ 代上廿七 ○廿九 ㌟ 代上廿七 ○廿九 ㌠ 代上廿七 ○廿九 ㌡ 代上廿七 ○廿九 ㌢ 代上廿七 ○廿九 ㌣ 代上廿七 ○廿九 ㌤ 代上廿七 ○廿九 ㌥ 代上廿七 ○廿九 ㌦ 代上廿七 ○廿九 ㌧ 代上廿七 ○廿九 ㌨ 代上廿七 ○廿九 ㌩ 代上廿七 ○廿九 ㌪ 代上廿七 ○廿九 ㌫ 代上廿七 ○廿九 ㌬ 代上廿七 ○廿九 ㌭ 代上廿七 ○廿九 ㌮ 代上廿七 ○廿九 ㌯ 代上廿七 ○廿九 ㌰ 代上廿七 ○廿九 ㌱ 代上廿七 ○廿九 ㌲ 代上廿七 ○廿九 ㌳ 代上廿七 ○廿九 ㌴ 代上廿七 ○廿九 ㌵ 代上廿七 ○廿九 ㌶ 代上廿七 ○廿九 ㌷ 代上廿七 ○廿九 ㌸ 代上廿七 ○廿九 ㌹ 代上廿七 ○廿九 ㌺ 代上廿七 ○廿九 ㌻ 代上廿七 ○廿九 ㌼ 代上廿七 ○廿九 ㌽ 代上廿七 ○廿九 ㌾ 代上廿七 ○廿九 ㌿ 代上廿七 ○廿九 ㍀ 代上廿七 ○廿九 ㍁ 代上廿七 ○廿九 ㍂ 代上廿七 ○廿九 ㍃ 代上廿七 ○廿九 ㍄ 代上廿七 ○廿九 ㍅ 代上廿七 ○廿九 ㍆ 代上廿七 ○廿九 ㍇ 代上廿七 ○廿九 ㍈ 代上廿七 ○廿九 ㍉ 代上廿七 ○廿九 ㍊ 代上廿七 ○廿九 ㍋ 代上廿七 ○廿九 ㍌ 代上廿七 ○廿九 ㍍ 代上廿七 ○廿九 ㍎ 代上廿七 ○廿九 ㍏ 代上廿七 ○廿九 ㍐ 代上廿七 ○廿九 ㍑ 代上廿七 ○廿九 ㍒ 代上廿七 ○廿九 ㍓ 代上廿七 ○廿九 ㍔ 代上廿七 ○廿九 ㍕ 代上廿七 ○廿九 ㍖ 代上廿七 ○廿九 ㍗ 代上廿七 ○廿九 ㍘ 代上廿七 ○廿九 ㍙ 代上廿七 ○廿九 ㍚ 代上廿七 ○廿九 ㍛ 代上廿七 ○廿九 ㍜ 代上廿七 ○廿九 ㍝ 代上廿七 ○廿九 ㍞ 代上廿七 ○廿九 ㍟ 代上廿七 ○廿九 ㍠ 代上廿七 ○廿九 ㍡ 代上廿七 ○廿九 ㍢ 代上廿七 ○廿九 ㍣ 代上廿七 ○廿九 ㍤ 代上廿七 ○廿九 ㍥ 代上廿七 ○廿九 ㍦ 代上廿七 ○廿九 ㍧ 代上廿七 ○廿九 ㍨ 代上廿七 ○廿九 ㍩ 代上廿七 ○廿九 ㍪ 代上廿七 ○廿九 ㍫ 代上廿七 ○廿九 ㍬ 代上廿七 ○廿九 ㍭ 代上廿七 ○廿九 ㍮ 代上廿七 ○廿九 ㍯ 代上廿七 ○廿九 ㍰ 代上廿七 ○廿九 ㍱ 代上廿七 ○廿九 ㍲ 代上廿七 ○廿九 ㍳ 代上廿七 ○廿九 ㍴ 代上廿七 ○廿九 ㍵ 代上廿七 ○廿九 ㍶ 代上廿七 ○廿九 ㍷ 代上廿七 ○廿九 ㍸ 代上廿七 ○廿九 ㍹ 代上廿七 ○廿九 ㍺ 代上廿七 ○廿九 ㍻ 代上廿七 ○廿九 ㍼ 代上廿七 ○廿九 ㍽ 代上廿七 ○廿九 ㍾ 代上廿七 ○廿九 ㍿ 代上廿七 ○廿九 ㎀ 代上廿七 ○廿九 ㎁ 代上廿七 ○廿九 ㎂ 代上廿七 ○廿九 ㎃ 代上廿七 ○廿九 ㎄ 代上廿七 ○廿九 ㎅ 代上廿七 ○廿九 ㎆ 代上廿七 ○廿九 ㎇ 代上廿七 ○廿九 ㎈ 代上廿七 ○廿九 ㎉ 代上廿七 ○廿九 ㎊ 代上廿七 ○廿九 ㎋ 代上廿七 ○廿九 ㎌ 代上廿七 ○廿九 ㎍ 代上廿七 ○廿九 ㎎ 代上廿七 ○廿九 ㎏ 代上廿七 ○廿九 ㎐ 代上廿七 ○廿九 ㎑ 代上廿七 ○廿九 ㎒ 代上廿七 ○廿九 ㎓ 代上廿七 ○廿九 ㎔ 代上廿七 ○廿九 ㎕ 代上廿七 ○廿九 ㎖ 代上廿七 ○廿九 ㎗ 代上廿七 ○廿九 ㎘ 代上廿七 ○廿九 ㎙ 代上廿七 ○廿九 ㎚ 代上廿七 ○廿九 ㎛ 代上廿七 ○廿九 ㎜ 代上廿七 ○廿九 ㎝ 代上廿七 ○廿九 ㎞ 代上廿七 ○廿九 ㎟ 代上廿七 ○廿九 ㎠ 代上廿七 ○廿九 ㎡ 代上廿七 ○廿九 ㎢ 代上廿七 ○廿九 ㎣ 代上廿七 ○廿九 ㎤ 代上廿七 ○廿九 ㎥ 代上廿七 ○廿九 ㎦ 代上廿七 ○廿九 ㎧ 代上廿七 ○廿九 ㎨ 代上廿七 ○廿九 ㎩ 代上廿七 ○廿九 ㎪ 代上廿七 ○廿九 ㎫ 代上廿七 ○廿九 ㎬ 代上廿七 ○廿九 ㎭ 代上廿七 ○廿九 ㎮ 代上廿七 ○廿九 ㎯ 代上廿七 ○廿九 ㎰ 代上廿七 ○廿九 ㎱ 代上廿七 ○廿九 ㎲ 代上廿七 ○廿九 ㎳ 代上廿七 ○廿九 ㎴ 代上廿七 ○廿九 ㎵ 代上廿七 ○廿九 ㎶ 代上廿七 ○廿九 ㎷ 代上廿七 ○廿九 ㎸ 代上廿七 ○廿九 ㎹ 代上廿七 ○廿九 ㎺ 代上廿七 ○廿九 ㎻ 代上廿七 ○廿九 ㎼ 代上廿七 ○廿九 ㎽ 代上廿七 ○廿九 ㎾ 代上廿七 ○廿九

二六 れと姦淫したれば㉖イスラエルの神アッスリヤの王プルの心を振興しまたアッスリヤの王ラグラテピレセルの心を振興したまへり彼つひにルベン人とガド人とマナセの半支派とを擄へゆき、これをハウラとハボルとハラとゴザンの河の邊りに移せり、㊀

六章

一 ㊁レビの子等はゲルション、コハテ、メラリ㊂ニ コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル㊃三 アムラムの子等はアロン、モーセ、ミリアム、アロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル㊄四 エレアザルビ子パスを生み、ビ子パスアビシュアを生み㊅五 アビシュアブッキを生み、ブッキウジを生み㊆六 ウジゼラヒヤを生み、ゼラヒヤメラヨテを生み㊇七 メラヨテアマリヤを生み㊈八 アヒトブを生み㊉九 アヒトブザドクを生み、ザドクアヒマアズを生み㊋十 アヒマアズアザリヤを生み㊌十一 アザリヤヨハナンを生み㊍十二 ヨハナンアザリヤを生み、なるソロモンの建たる宮にて祭司の職をなし、者なり㊎十三 アザリヤアアヒトブを生み、アヒトブザドクを生み㊏十四 ザドクシャルムを生み、シャルムヒルキヤを生み㊐十五 ヒルキヤアザリヤを生み、アザリヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む㊑十五 ヨザダクはエホバ子ブカデ子ザルの手をもてユダおよびエルサレムの人を擄へうつしたまひし時に擄へられて往り○十六 レビの子等はゲルション、コハテ、およびメラリ㊒十七 ゲルションの子等名は左のごとしリブニおよびシメイ㊓十八 コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル㊔十九 メラリの子等はマヘリおよびムシ、レビ人の宗族は其宗家によれば是のごとし㊕二十 ゲルションの子はリブニ、其子はヤハテ、その子はジンマ㊖二一 其子はヨア、其子はイド、その子はゼラ、その子はヤ

㊁ 王下十、カゼヤ碑文書全七〇七、何西亞預言書全體 ㊂ 王下十五〇十九 ㊃ プルトは滴臘比利斯 同人であつた、プルは巴比倫に於ける其原名、滴臘比利斯は亞述に於ける後に付た名といふ ㊄ 六、十八節注 ㊅ 王下十五〇廿九 ㊆ 十七〇十六 ㊇ 十八〇十一 ㊈ 代上廿一〇 ㊉ 上を記錄し以士喇の時迄 ㊋ 前四十六〇十一 ㊌ 利十一〇一 代上廿四〇二 ㊍ 出六〇 寺百六廿五〇 民廿五〇 ㊎ 代上廿五〇 ㊏ 母後八〇廿七 ㊐ 母後十五廿七 代上廿四 ㊑ 三、六、〇三十一 ㊒ 代下廿六〇十七 ㊓ 尼十一〇十一 ㊔ 王下廿代下廿二〇四 ㊕ 四、九 ㊖ 王下廿五〇十八、廿一 ㊗ 三一廿五〇二 ㊘ 尼廿〇十六 ㊙ 王下廿五〇十八 ㊚ 出六〇十六 ㊛ 四十二節の以探 ㊜ 四十一節の益尼 ㊝ 王下十、何西亞預言書全七〇七 ㊞ 王下十五〇十九 ㊟ プルトは滴臘比利斯 同人であつた、プルは巴比倫に於ける其原名、滴臘比利斯は亞述に於ける後に付た名といふ ㊠ 六、十八節注 ㊡ 王下十五〇廿九 ㊢ 十七〇十六 ㊣ 十八〇十一 ㊤ 代上廿一〇 ㊥ 上を記錄し以士喇の時迄 ㊦ 前四十六〇十一 ㊧ 代上廿四〇二 ㊨ 出六〇 寺百六廿五〇 民廿五〇 ㊩ 代上廿五〇 ㊪ 母後八〇廿七 ㊫ 母後十五廿七 代上廿四 ㊬ 三、六、〇三十一 ㊭ 代下廿六〇十七 ㊮ 尼十一〇十一 ㊯ 王下廿代下廿二〇四 ㊰ 四、九 ㊱ 王下廿五〇十八、廿一 ㊲ 三一廿五〇二 ㊳ 尼廿〇十六 ㊴ 王下廿五〇十八 ㊵ 出六〇十六 ㊶ 四十二節の以探 ㊷ 四十一節の益尼

三三 テライ㊂三 コハテの子はアミナダブ、その子はコラ、その子はアシル㊃三三 その子はエルカナ、その子はエビアサフ、その子はアシル㊄二四 その子はタハテ、その子はウリエル、その子はウジヤ、その子はシヤウル㊅二五 エルカナの子等はアマサイおよびアヒモテ㊆二六 エルカナについてはエルカナの子はゾバイ、その子はナハテ㊇二七 その子はエリアブ、その子はエロハム、その子はエルカナ㊈二八 サムエルの子等は長子はヨエル、次はアビヤ㊉二九 メラリの子はマヘリ、その子はリブニ、その子はシメイ、その子はウザ㊋三十 その子はシメア、その子はハギヤ、その子はアサヤなり㊌三一 契約の櫃を安置せし後ダビデ子はシメア、その子はハギヤ、その子はアサヤなり㊍三二 左の人々を立てエホバの家にて謳歌事を司らせたり㊎三三 彼等は集會の幕屋の住所の前にて謳歌事をおこなひ來りしがソロモンエルサレムにエホバの室を建るにおよびてその次序に循ひてその職をつとめたり㊏三四 立て奉事をなせるものおよびその子等は左のごとし、コハテの子等の中へマンは謳歌師長たり、へマンはヨエルの子、ヨエルはサムエルの子㊐三五 サムエルはエルカナの子、エルカナはエロハムの子、エロハムはエリエルの子、エリエルはトアの子㊑三六 トアはヅフの子、ヅフはエルカナの子、エルカナはマハテの子㊒三七 マハテはアマサイの子㊓三八 アマサイはエルカナの子、エルカナはヨエルの子、ヨエルはアザリヤの子、アザリヤはゼバニヤの子㊔三九 ゼバニヤはタハテの子、タハテはアシルの子、アシルはエビアサフの子㊕四十 エビアサフはコラの子㊖四一 コラはイヅハルの子、イヅハルはコハテの子、コハテはレビの子、レビはイスラエルの子なり㊗四二 へマンの兄弟アサフへマンの右に立り、アサフはベレキヤの子、ベレキヤはシメアの子㊘四三 シメアはミカエルの子、ミカエルはバアセヤの子、バアセヤはマルキヤの子㊙四四 マルキヤはエテニの子、エテニはゼラの子、ゼラはアダヤの子㊚四五 アダヤはエ

㊀ 利未人の最も尊ばれた家族 ㊁ 二、廿八節の以斯哈 ㊂ 可拉は摩西に對して謀叛し○一、罰を受けたが其子供等は滅ぼされず ㊃ 撒母耳と希幔との先祖となつた ㊄ 利未人の多く用ゐた名 ㊅ 廿七節 ㊆ 廿前一〇一 ㊇ 廿六節 ㊈ 十九節の接續 ㊉ 母後六〇十二、廿七 ㊋ 出廿五〇十六、廿二 ㊌ 代上十五〇十六、廿七〇 ㊍ 大闕が造つた幕屋 ㊎ 代上十五〇十六、廿二、廿七 ㊏ 撒母耳の孫 ㊐ 代上十五〇廿五〇、十一、十九、一、六、或る詩篇の題句に書れてある人 ㊑ 出六〇廿四 ㊒ 希幔と亞掃とは二人共利未の子また職も同じであつた ㊓ 或る詩篇の題句に書れてある人 ㊔ 代上九〇十六の耶度頓と同じならん、或る詩篇の題句に書いてある人

四三 タンの子、エタンはジンマの子、ジンマはシメイの子、四三シメイはヤハテの子、ヤハテ
四四 はゲルシヨンの子、ゲルシヨンはレビの子なり四四また彼等の兄弟なるメラリ人等そ
の左に立り、其中のエタンはキシの子なり、キシはアブデの子、アブデはマルクの子、
四五 マルクはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアマジヤの子、アマジヤはヒルキヤの子、
四六 ヒルキヤはアムジの子、アムジはバニの子、バニはセメルの子四七セメルはマヘリの
四七 子、マヘリはムシの子、ムシはメラリの子、メラリはレビの子なり四八彼等の兄弟なる
四八 レビ人等は神の室の幕屋の諸の職に任せられたり○四九アロンおよびその子等は燔祭
四九 の壇と香壇の上に物を獻ぐることを司り、また至聖所の諸の工をなし、且イスラ
五十 エルのために贖をなすことを司れり、凡て神の僕モーセの命じたるごとし五十アロ
五一 ンの子孫は左のごとしアロンの子はエレアザル、その子はピネハス、その子はアビシ
五二 ユア五二その子はブッキ、その子はウジ、その子はゼラヒヤ五三その子はメラヨテ、そ
五三 の子はアマリヤ、その子はアヒトブ五三その子はザドク、その子はアヒマアズ○五四アロ
五四 ンの子孫の住處は四方の境の内にあり、その閭里に循ひていはゞ左のごとし、先コ
五五 ハテ人の宗族が籤によりて得たるところは是なり五五すなはちユダの地の中よりはヘ
五六 ブロンとその周圍の郊地を得たり五六但しその邑の田野と村々はエフン子のカレブ
五七 に歸せり五七すなはちアロンの子孫の得たる邑は逃遁邑なるヘブロン、リブナとその
五八 郊地、ヤッテルおよびエシテモアとそれらの郊地五八ホロンとその郊地、デビルとそ
五九 の郊地五九アシヤンとその郊地、ベテシメシとその郊地なり六十またベニヤミンの支派
六十 の中よりはゲバとその郊地、アレメテとその郊地、アナトテとその郊地を得たり、彼等
六一 の邑はその宗族の中に都合十三ありき六一またコハテの子孫の支派の中此他なる者

⑭ 耶頓 ○十六 ○十一 ○十五 ⑮ 利未の末の子 ○十六 ○、其で利未の三人の子革順 ○十九 ○十三 ○四、哥轄 ○三、米拉利 ○四 とは皆讃美（音楽）の禮拝にあづかつて居た ⑯ 又耶度頓といふ ○十六 ○十一 ○十五 ○三、○六 ⑰ ○十七 代上十五の古沙雅 ⑱ 廿三章を見よ ⑲ ○七 ⑳ 氏十八○一 ○七 利八○二 ㉑ ○三 ○五 ㉒ 出三○五 ○五 ㉓ 出廿九○廿三 註 ㉔ 代下廿四○九 民十○廿九 ㉕ 書廿一○四 ○四十二 ㉖ 牧場（畑でない） ㉗ 書廿一○十二 ㉘ ○十三 ㉙ 書廿一○十六 ㉚ 鮮 ㉛ 逃遁邑 ㉜ 書廿一○十六 ㉝ 亞因とある、一の邑に二の名もあつた ㉞ 書廿一○十八 ㉟ の亞勒門 ㊱ また書廿一○十六、を見よ ㊲ 六十書廿一○十七 ○廿六

六二 はかの半支派の中即ちマナセの半支派の中より籤によりて十の邑を得たり六二また
六三 ゲルシヨンの子孫の宗族はイッサカルの支派、アセルの支派、ナフタリの支派、及びバ
シヤンなるマナセの支派の中より十三の邑を得たり、六三またメラリの子孫の宗族は
ルベンの支派、ガドの支派およびゼブルンの支派の中より籤によりて十二の邑を得
六四 たり六四イスラエルの子孫は邑とその郊地とをレビ人に與へたり六五即ちユダの子孫
六五 の支派とシメオンの子孫の支派とベニヤミンの子孫の支派の中よりして此に名を擧
六六 たる是等の邑を籤によりて之に與へたり六六コハテの子孫の宗族はまたエフライム
六七 の支派の中よりも邑を得てその領地となせり六七即ちその得たる逃遁邑はエフライム
六八 山のシケムとその郊地および㉛ゲゼルとその郊地、ヨクメアムとその郊地、ベテ、ホロ
六九 ンとその郊地六九アヤロンとその郊地、ガテ、リンモンとその郊地なり七十又マナセの半
七十 支派の中よりはアナエルとその郊地、ビレアムとその郊地、是みなコハテの子孫の遺れ
七一 る宗族に歸せり七一ゲルシヨンの子孫に歸せしものはマナセの半支派の宗族の中よりば
七二 バシヤンのゴランとその郊地、アシタロテとその郊地七二イッサカルの支派の中より
七三 はケデシとその郊地、ダベラテとその郊地七三ラモテとその郊地、アヌムとその郊地
七四 七五 アセルの支派の中よりはミシアルとその郊地、アブドンとその郊地七五ホコクとそ
七六 の郊地、レホブとその郊地七六ナフタリの支派の中よりはガリラヤのケデシとその郊
七七 地、ハンモンとその郊地、キリアタイムとその郊地、ナフタリの子孫
七八 に歸せし者はゼブルンの支派の中よりはリンモンとその郊地、タボルとその郊地七八
エリコに對するヨルダンの彼旁すなはちヨルダンの東においてルベンの支派の中よ
七九 りは曠野のベゼルとその郊地、ヤザとその郊地、ケデモテとその郊地、メパアテと

㉛ 書廿一○五 ㉜ 民三○廿 ㉝ ○廿 ㉞ 書廿一○七 ㉟ 書廿四○十 ㊱ 書廿一○十六 ㊲ 書廿四○十 ㊳ 鮮 ㊴ 逃遁邑 書廿一○十一 ㊵ 此處だけ逃遁邑で、他基色等は逃遁邑として書いてないやうである ㊶ 五十五節の註 ㊷ 王上九○十五 ㊸ 書廿一○廿、此二 ㊹ 書廿一○十七 ㊺ 書廿一○十五 ㊻ 書廿一○十六 ㊼ 書廿一○十七 ㊽ 土四○六 ㊾ 「利未の邑々に他の名の付いたのもある、約書亞の時代から代々上書かれた時代の間は長き年月を經てなつた故に種々の理由で邑の名などは變り易くあつた ㊿ 「利未人の殘餘者即ち米剌哩の子孫に」といふ意味で在ることもいふ 書廿一○廿四

八十 その郊地八十ガドの支派の中よりはギレアデのラモテとその郊地、マハナイムとその
八一 郊地八一ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地

七章

一 イッサカルの子等はトラ、プワ、ヤシュブ、シムロムの四人二トラの子等は
二 ウジ、レパヤ、エリエル、ヤマイ、エブサム、サムエル、是みなトラの子にして宗家の長
三 なり、其子孫の大勇士たる者はダビデの世にはその數二萬千六百人なりき三ウジ
四 の子はイズラヒヤ、イズラヒヤの子等はミカエル、オバデヤ、ヨエル、イッシヤの五人、
五 是みな長たる者なりき四その宗家によればその子孫の中に軍旅の士卒三萬六千人あ
六 りき、是は彼等妻子を衆く有たればなり五イッサカルの諸の宗家の中なるその兄弟
七 等すなはち名簿に記載たる大勇士は都合八萬七千人〇ベニヤミンの子等はベラ、
八 ベケル、エデアエルの三人七ベラの子等はエヅボン、ウジ、ウジエル、エレモテ、イリ
九 の五人、皆その宗家の長なり、その名簿に記載たる大勇士は二萬二千三十四人八ベ
十 ケルの子等はゼミラ、ヨアシ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アビヤ、
アナトテ、アラメテ、是みなベケルの子等にして宗家の長なり九その子孫の中名簿に
十一 記載たる大勇士は二萬二百人なりき十またエデアエルの子はビルハン、ビルハンの
子等はエウシ、ベニヤミン、エホデ、ケナアナ、ゼタン、タルシシ、アヒシャハル十一是み
十二 なエデアエルの子にして宗家の長たりき、その子孫の中に能く陣にのぞみて戰ふ大
勇士一萬七千二百人ありき十二またイリの子等はシュパムおよびホパム、またアヘラ
十三 の子はホシム〇十三ナフタリの子等はヤジエル、グニ、エゼル、シャルム、是みなビルハ
十四 の産る子なり〇十四マナセの子等はその妻の産る者はアシリエル、その妾なるスリア
十五 の女の産る者はギレアデの父マキル十五マキルはホパムとシュパムの妹、名はマアカ

㊀ 民廿六 ○廿三 ㊁ 代後廿四 ○一、二 ㊂ 代上廿 七〇一 大氏族は人口を數へたり、或は五人だけ書いてある、また○一には十人とある、○廿六 ㊃ 代上八 ○一には五人、或は 漸次と其家族が減じて來た廿一〇 ㊄ 耶穌は亞 實別と同人と言ふ說も在り、或は耶穌は使雅慨の子孫の有名き長かも知れない ㊅ 民廿六 ○廿八の亞希陽か、又「他人の子」と翻譯してもよい、然らば「他人」即ち但六〇 さなる、此に但の事は書いてないが、但は十二支派の內にて初めて以色列人を偶像者に誘ふた○廿十八、又 申廿九○十八廿一 利廿四○ 王上十 ○廿 王下十 ○廿九 な見よ、但は 歷七 ○四 には書いてない

十六 といふ者を妻に娶れり、その次の者はゼロペハデといふ、ゼロペハデはに女子ありし
十七 のみ十六マキルの妻マアカ男子を產てその名をペレシとよべり、その弟の名はシャレ
十八 シ、シャレシの子等はウラムおよびラケム十七ウラムの子はベダン、是等はマナセの子
十九 マキルの子なるギレアデの子等なり十八その妹ハンモレケテはイシホデ、アビエゼ
二十 ル、マヘラを產り十九セミダの子等はアヒアン、シケム、リキ、アニヤム〇二十エフライム
二一 の子はシュテラ、その子はベレデ、その子はタハテ、その子はエラダ、その子はタハテ、
二二 その子はザバデ、その子はシュテラ、エゼルとエレアデはガテの土人等これを殺せ
二三 り、其は彼等下りゆきてこれが家畜を奪はんとしたれば也二三その父エフライムこ
二四 れがために哀むこと日久しかりければその兄弟等きたりてこれを慰めたり二四かく
て後エフライムその妻の所にいりけるに胎みて男子を生たればその名をベリア（災
難）となづけたり、その家に災難ありたればなり二五エフライムの女子セラは上下のベ
二五 テ、ホロンおよびウゼン、セラを建たり二六ベリアの子はレバおよびレセフ、その子はテ
二六 ラ、その子はタハン二七その子はラダン、その子はアミホデ、その子はエリシャマ二七その
二八 の子はヌン、その子はヨシュア二八エフライムの子孫の產業と住處はベテルとその鄉
二九 里、また東の方にてはナアラン西の方にてはゲゼルとその鄉里、またシケムとその鄉
里、またシャンとその鄉里、またマナセの子孫の國境に沿てはベテ、シャンとその鄉
三十 里、タアナクとその鄉里、メギドンとその鄉里、ドルとその鄉里なり、イスラエルの子
三一 ヨセフの子孫は是等の處に住り○三十アセルの子等はイムナ、イシワ、エスイ、ベリアお
よびその姉妹セラ三一ベリアの子等はヘベルおよびマルキエル、マルキエルはビルザ
三二 ヒテの父なり三二ヘベルはヤフレテ、ショメル、ホタムおよびその姉妹シュワを生り

㊀ 民廿六 ○廿三 ㊁ 代上廿 ○一一 ㊂ 前十二 ○一一 ㊃ 民廿七○一 ○廿三、四 ㊄ 民廿六 ○廿五 ㊅ 民廿六 ○廿五 ㊆ 民廿六 ○廿五 ㊇ 民廿六 ○廿五 ㊈ 民廿六 ○廿五 ㊉ 民廿六 ○廿五 ㊊ 民廿六 ○廿三 ㊋ 民廿六 ○廿三 ㊌ 民廿六 ○廿三 ㊍ 民廿六 ○廿三 ㊎ 民廿六 ○廿三 ㊏ 民廿六 ○廿三 ㊐ 民廿六 ○廿三 ㊑ 民廿六 ○廿三 ㊒ 民廿六 ○廿三 ㊓ 民廿六 ○廿三 ㊔ 民廿六 ○廿三 ㊕ 民廿六 ○廿三 ㊖ 民廿六 ○廿三 ㊗ 民廿六 ○廿三 ㊘ 民廿六 ○廿三 ㊙ 民廿六 ○廿三 ㊚ 民廿六 ○廿三 ㊛ 民廿六 ○廿三 ㊜ 民廿六 ○廿三 ㊝ 民廿六 ○廿三 ㊞ 民廿六 ○廿三 ㊟ 民廿六 ○廿三 ㊠ 民廿六 ○廿三 ㊡ 民廿六 ○廿三 ㊢ 民廿六 ○廿三 ㊣ 民廿六 ○廿三 ㊤ 民廿六 ○廿三 ㊥ 民廿六 ○廿三 ㊦ 民廿六 ○廿三 ㊧ 民廿六 ○廿三 ㊨ 民廿六 ○廿三 ㊩ 民廿六 ○廿三 ㊪ 民廿六 ○廿三 ㊫ 民廿六 ○廿三 ㊬ 民廿六 ○廿三 ㊭ 民廿六 ○廿三 ㊮ 民廿六 ○廿三 ㊯ 民廿六 ○廿三 ㊰ 民廿六 ○廿三 ㊱ 民廿六 ○廿三 ㊲ 民廿六 ○廿三 ㊳ 民廿六 ○廿三 ㊴ 民廿六 ○廿三 ㊵ 民廿六 ○廿三 ㊶ 民廿六 ○廿三 ㊷ 民廿六 ○廿三 ㊸ 民廿六 ○廿三 ㊹ 民廿六 ○廿三 ㊺ 民廿六 ○廿三 ㊻ 民廿六 ○廿三 ㊼ 民廿六 ○廿三 ㊽ 民廿六 ○廿三 ㊾ 民廿六 ○廿三 ㊿ 民廿六 ○廿三 (1) 民廿六 ○廿三 (2) 民廿六 ○廿三 (3) 民廿六 ○廿三 (4) 民廿六 ○廿三 (5) 民廿六 ○廿三 (6) 民廿六 ○廿三 (7) 民廿六 ○廿三 (8) 民廿六 ○廿三 (9) 民廿六 ○廿三 (10) 民廿六 ○廿三 (11) 民廿六 ○廿三 (12) 民廿六 ○廿三 (13) 民廿六 ○廿三

三三 ヤフレテの子等はバサク、ビムハル、アシワテ、ヤフレテの子等は是のごとし三四シ
三五 メルの子等はアヒ、ロガ、ホバおよびアラム三五ショメルの兄弟ヘレムの子等はゾバ、
三六 イムナ、シレン、アマル三六ゾバの子等はスア、ハル子ベル、シュアル、ベリ、イムラ三七
三八 ベゼル、ホド、シャンマ、シルシヤ、イララン、ベエラ三八エテルの子等はエフン子、ピス
三九 パおよびアラ三九ウラの子等はアラ、ハニエルおよびリヂア四十是みなアセルの子孫に
四十 して宗家の長たり挺出たる大勇士たり將官の長たりき、その名簿に記載たる能く陣
にのぞみて戰ふ者二萬六千人あり

八章 一ベニヤミンの生る者は長子はベラ、その次はアシベル、その三はアハラニそ
二 の四はノハ、その五はラパ三ベラの子等はアダル、ゲラ、アビウデ四アビシュア、ナ
三 アマン、アホア五ゲラ、シフパム、ヒラム六エホデの子等は左のごとし、是等はゲバ
四 の民の宗家の長なり、是はマナハテに移されたりセすなはちナアマンおよびアヒヤ
五 とともにゲラこれを移せるなり、エホデの子等はすなはちウザとアヒウデ是なり八シ
六 ヤハライムはその妻ホシムとバアラを去し後モアブの國においてまた子等を擧けた
七 り九彼がその妻ホデシによりて擧けたる子等はヨバブ、ヂビア、メシャ、マルカム十
八 エウツ、シャキヤおよびミルマ、是その子等にして宗家の長なり十一彼またホシムによ
九 りてアビトブとエルバアルを擧けたり十二エルバアルの子等はエベル、ミシャムおよ
十 びシャメル、彼はオノとロドとその鄉里を建たる者なり十三またベリア、シマあり是等
十一 はアヤロンの民の宗家の長たる者にしてガテの民を逐はらへり十四またアヒオ、シャ
十二 シャク、エレモテ十五ゼバデヤ、アラデ、アデル十六ミカエル、イシパ、ヨハ、是等はベリア
十三 の子等なり十七ゼバデヤ、メシュラム、ヘゼキ、ヘベル十八イシメライ、エズリア、ヨバブ、

(ア) ベニヤミン 便雅憫は元殆ど無かつた○士廿 此代上の耶歇と同じ人であらう (イ) 代上九○廿五 撒迦利亞 (ウ) 代上九○廿五 (エ) 代上九○廿五 (オ) 代上九○廿五 (カ) 代上九○廿五 (キ) 代上九○廿五 (ク) 代上九○廿五 (ケ) 代上九○廿五 (コ) 代上九○廿五 (サ) 代上九○廿五 (シ) 代上九○廿五 (ス) 代上九○廿五 (セ) 代上九○廿五 (ソ) 代上九○廿五 (タ) 代上九○廿五 (チ) 代上九○廿五 (ツ) 代上九○廿五 (テ) 代上九○廿五 (ト) 代上九○廿五 (ナ) 代上九○廿五 (ニ) 代上九○廿五 (ヌ) 代上九○廿五 (ネ) 代上九○廿五 (ノ) 代上九○廿五 (ハ) 代上九○廿五 (ヒ) 代上九○廿五 (フ) 代上九○廿五 (ヘ) 代上九○廿五 (ホ) 代上九○廿五 (マ) 代上九○廿五 (ミ) 代上九○廿五 (ム) 代上九○廿五 (メ) 代上九○廿五 (モ) 代上九○廿五 (ヤ) 代上九○廿五 (ユ) 代上九○廿五 (ヨ) 代上九○廿五 (ラ) 代上九○廿五 (リ) 代上九○廿五 (ル) 代上九○廿五 (レ) 代上九○廿五 (ロ) 代上九○廿五 (ワ) 代上九○廿五 (ヰ) 代上九○廿五 (ヱ) 代上九○廿五 (ヲ) 代上九○廿五 (ン) 代上九○廿五 (ア) 代上九○廿五 (イ) 代上九○廿五

四 ムにはユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフライムとマナセの子孫等住り四即ち
ユダの子ペレツの子孫の中にてはアミホデの子ウタイ、アミホデはオムリの子、オム
五 リはイムリの子、イムリはバニの子なり五シロ族の中にてはシロの長子アサヤおよび
六七 その他の子等六ゼラの子孫の中にてはユエルおよびその兄弟六百九十人七ベニヤミ
八 ンの子孫の中にてはハセヌアの子ハダヤの子なるメシュラムの子サル八エロハムの
子イブニヤ、ミクリの子なるウジの子エラおよびイブニヤの子リウエルの子なるシ
九 バラヤの子メシュラム九並に彼等の兄弟等その世系によれば合せて九百五十六人是
十 みなその宗家の長たる人々なり十また祭司の中にてはエダヤ、ヨアリブ、ヤキン十一お
よびヒルキヤの子アザリヤ、ヒルキヤはメシュラムの子、メシュラムはザドクの子、ザ
十二 ドクはメラヨテの子、メラヨテはアヒトブの子なり、アザリヤは神の室の宰たり十二ま
たエロハムの子アダヤ、エロハムはバシュルの子、バシュルはマルキヤの子なり、またア
デエルの子マアセヤ、アデエルはヤゼラの子、ヤゼラはメシュラムの子、メシュラムはメ
十三 シレモテの子、メシレモテはインメルの子なり十三また彼等の兄弟等是等は宗家の長
十四 たる者にして合せて一千七百六十人あり皆神の室の役事をなすの力あるものなり十四
レビ人の中にてはハシュブの子シマヤ、ハシュブはアズリカムの子、アズリカムはハ
十五 シャビヤの子是はメラリの子孫なり十五またバクバッカル、ヘレシ、ガラルおよびアサ
十六 フの子ヂクリの子なるミカの子マッタニヤ十六ならびにエドトンの子ガラルの子なる
シマヤの子オバデヤ、およびエルカナの子なるアサの子ベレキヤ、エルカナは子トバ
十七 人の郷里に住たる者なり十七門を守る者はシャルム、アックブ、タルモン、アヒマンお
十八 よびその兄弟等にしてシャルムその長たり十八彼は今日まで東の方なる王の門を守り

四十三 四十五〇廿、廿八、以色列とは四〇六 六、廿八、イスラエル
の意味を以て用ゐらるゝ語である（一）先づ雅各（二）巴利士の北の十の支族の王國（三）猶太と以色列の區別に關らず國民一般の稱（四）神に從ふ誠心ある國民 ㊀ 尼十一一、二〇 ㊁ これから猶太と便雅悅とのみならず他支族も「猶太人」と稱はるゝ 尼十〇廿 王上十二八、廿九〇十七 ㊂ 尼十一〇八 の時の數と相違て居るが、數へる時がちがつたのであらう ㊃ 尼十一一〇十一〇十一の酒勅 尼十一一〇十一 代上六〇十二、代上六〇十一、第三〇十一 ㊄ 尼十一〇十三 ㊅ 原語は強く勇氣ある人 ㊆ 尼十二〇廿五 ㊇ 王の宮殿から神

十九 をる、是等はレビの子孫の營の門を守る者なり十九㊀コラの子エビアサフの子なるコレ
の子シャルム及びその父の家の兄弟等などのコラ人は幕屋の門々を守る職務を主
二十 れりその先祖等はエホバの營の傍にありてその入口を守れり二十エレアザルの子ピ子
二一 ハス昔彼等の主宰たりきエホバかれとともに在せり二一メシレミヤの子ゼカリヤは集
二二 會の幕屋の門を守る者なりき二二是みな選ばれて門を守る者にて合せて二百十二人あ
りき皆その村々の名簿に記載たる者なりしがダビデと先見者サムエルこれをその職
二三 に任じたり二三彼等とその子孫は順番にエホバの室すなはち幕屋の門を司れり二四門
二五 を守る者は西東北南の四方に居り二五またその村々に居る兄弟等は七日ごとに迭り來
二六 りて彼等を助けたり二六門を守る者の長たるこの四人のレビ人はその職にをりて神の
二七 室の諸の室と府庫とを司れり二七彼等は番守をなす身なるに因て神の室の四周に舍
二八 れり而して朝ごとにこれを開くことをせり二八その中に奉事の器皿を司る者あり、
二九 是はその數を按べて携へいりその數を按べて携へいだすべき者なり二九またその他の
三十 器皿すなはち聖所の一切の器皿及び麥粉酒油乳香香料を司る者あり三十また祭司
三一 の徒の中に香料をもて香膏を製る者あり三一㊁コラ人シャルムの長子なるマッタテヤと
三二 いふレビ人は鍋にて製るところの物を司れり三二またコハテ人の子孫たるその兄弟
三三 等の中に供前のパンを司りて安息日ごとにこれを調ふる者等あり三三レビ人の宗家
の長たる是等の者は謳歌師にして殿の諸の室に居て他の職を爲ざりき其は日夜その
三四 職務にかゝりをればなり三四是等はレビ人の歷代の宗家の長にして首長たる者なり是
三五 等はエルサレムに住り○三五㊂ギベオンの祖エヒエルはギベオンに住りその妻の名はマ
三六 アカといふ三六その長子はアブドン次はツル、キシ、バアル、ネル、ナダブ三七ゲドル、ア
三七

殿に往く道にある門王下十六〇十八 ㊃ 皇居の庭の中を昔の陣營の如に部分した代下廿一〇二 ㊄ 可喇の子は父と俱に滅びなかつた代上六〇廿二 註民一廿六〇六〇九 ㊅ 民卅一一十一 出六〇廿五 ㊆ 此の二百十二人は天幕の爲、代上廿三〇五の四千人は將來の神殿の爲であつた ㊇ 代上廿五〇一 ㊈ 王下十一〇四＝七 ㊉ 出卅〇廿五 ㊊ 出卅〇廿二＝廿五 ㊋ 利二〇五廿一 ㊌ 利二〇五＝十 ㊍ 利二〇八 ㊎ 利廿四 ㊏ 鮮＝供御のパン ㊐ 代上六〇卅一、卅二 ㊑ 代下卅四〇十二 ㊒ 尼十一〇廿二 ㊓ 卅五＝四十四節 ㊔ 代下卅一〇十一 ㊕ 得前九＝卅八 ㊖ 八〇廿九の省略 ㊗ 代上九〇廿八 註 ㊘ 代上八〇廿三

三八 ヒオ、ゼカリヤ、ミクロテ三八ミクロテ、シメアムを生り、彼等もその兄弟等とともにエ
三九 ルサレムに住てその兄弟等と相對ひ居り三九子ルはキシを生みキシはサウルを生み、
四十 サウルはヨナタン、マルキ、シュア、アビナダブおよびエシ、バアルを生り四十ヨナタンの
四一 子はメリ、バアル、メリ、バアルミカを生り四一ミカの子等はピトン、メレク、タレアおよ
四二 びアハズ四二アハズはヤラを生み、ヤラはアレメテ、アズマウテおよびジムリを生み、
四三 ジムリはモザを生み四三モザはビ子アを生り、ビ子アの子はレバヤ、その子はエレアサ、
四四 その子はアゼル四四アゼルは六人の子ありき、その名は左のごとしアズリカム、ボケ
ル、イシマエル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン是等はアゼルの子なり

十章 一 茲にペリシテ人イスラエルと戰ひけるがイスラエルの人々はペリシテ人の
前より逃げギルボア山に殺されて倒れたり二ペリシテ人はサウルとその子等を追擊
ち玄かしてペリシテ人サウルの子ヨナタン、アビナダブおよびマルキ、シュアを殺せり
三 斯その戰鬪烈しうしてサウルにおし迫り射手の者等つひにサウルに追つきければ
四 サウルは射手の者等のために惱めり四サウル是においてその武器を執る者に言ける
は汝の劍をぬき其をもて我を刺せ恐らくはこの割禮なき者等きたりて我を辱しめん
と、然るにその武器を執る者痛くおそれて肯はざりければサウルすなはちその劍を
とりてその上に伏たり五武器を執る者サウルの死たるを見て己もまた劍の上に伏て
死り六斯サウルとその三人の子等およびその家族みな共に死り七谷に居るイスラエ
ルの人々みな彼等の逃るを見またサウルとその子等の死るを見てその邑々を棄て逃
ければペリシテ人來りてその中に住り○八明る日ペリシテ人殺されたる者を剝んと
て來りサウルとその子等のギルボア山にたふれをるを見るすなはちサウルを剝てそ

㊀ 代上八〇九、註 ㊁ 茲に掃羅の家族の事を書く譯は歴代史略の終結まで猶太の王國の事を書く考案であつたからである ㊂ 益破設と同じ 母後二〇一、「巴力」(君)は「破設」(耻)となつた、此は人が代て來たからである 耶十一〇十三 何九 母後四 廿一〇 ㊃ 此の「亞哈士」は代上八〇廿五から引いて此の本文に附加へられた ㊄ 代上八〇廿六 註 ㊅ 母前一〇一 母後一〇 ㊆ 母前十四〇四十九 の以遂と同じ ㊇ 掃羅が死し譯は十三節に書てある ㊈ 掃羅と共に吉破に居た家族と言ふ意ならん 母前廿一〇六 母後二〇八 廿一 ㊉ 母前廿一〇六 ㊋ 母前廿一〇七

十一 の首とその鎧甲を取りペリシテの國の四方に人を遣はしてこの事をその偶像と民に
十二 告しめ玄かしてかれが鎧甲をその神の室に藏め彼が首をダゴンの宮に釘けたり十二
十二 茲にペリシテ人がサウルになしたる事ことゝくヤベシ、ギレアデ中に聞えければ
十三 勇士等みな起りサウルの體とその子等の體とを奪ひ取てこれをヤベシに持きたり
十三 ヤベシの橡樹の下にその骨を葬りて七日のあひだ斷食せり十三斯サウルはエホバにも
かひて犯し、罪のために死たり即ち彼はエホバの言を守らずまた憑鬼者に問ことを
爲して十四エホバに問ことをせざりしなり是をもてエホバかれを殺しその國を移して
エッサイの子ダビデに與へたまへり

十一章 一 茲にイスラエルの人みなヘブロンに集まりてダビデの許に詣り言けるは我
等は汝の骨肉なり二前にサウルが王たりし時にも汝はイスラエルを率ゐて出入する
者なりき、又なんぢの神エホバ汝にむかひて汝はわが民イスラエルを牧養ふ者とな
り我民イスラエルの君とならんと言たまへりと三斯イスラエルの長老みなヘブロン
にきたりて王の許にいたりければダビデヘブロンにてエホバの前に彼等と契約をた
てたり、彼等すなはちダビデに膏をそゝぎてイスラエルの王となしサムエルにより
て傳はりしエホバの言のごとくせり四かくてダビデはイスラエルの人々を率ゐてエ
ルサレムに往り、エルサレムは即ちエブスなりその國の土人エブス人其處に居り五シオ
是においてエブスの民ダビデに言けるは汝は此に入べからずと然るにダビデはシオ
ンの城を取り是すなはちダビデの邑なり六この時ダビデいひけるは誰にもあれ第一
にエブス人を擊やぶる者を首となし將となさんと斯てゼルヤの子ヨアブ先登して首
となれり七ダビデその城に住たればこれをダビデの邑と稱へたり八ダビデまたその

㊀ 母前廿一〇九、十 には掃羅の首のこと事が書てない ㊁ 上は人間の形、下は魚の尾 母前五〇四 ㊂ 母前廿一〇十一 ㊃ 火葬後〇十二 ㊄ 母前十三〇十五〇 ㊅ 母前十三、十四一九〇七 代上の事實を記載のみならず歴史の種々の事實を記載のみならず歴史の深意即ち神が萬物の主宰なることを示す、緒言を見よ ㊆ 母前廿一〇 ㊇ 母前廿一〇六、七 ㊈ 利十九 母前廿八〇七 ㊉ 母前廿八〇六 は善い信仰で尋たのでないらしい ㊋ 母後元〇一三 ㊌ 母前十六〇十三 ㊍ 詩七十八〇七 ㊎ 詩七十二 ㊏ 母後二〇四 ㊐ 士一〇 ㊑ 士一〇 ㊒ 母後二〇十、十一 ㊓ 元耶布士人の城で耶路撒冷の西南の高處に在り、大衆の邑と言ふた辭 郁

邑の四方すなはちミロ城塞より内の四方に建築をなせり九邑の中のその餘の處はヨアブこれを修理へり九斯てダビデはます〳〵大になりゆけり、萬軍のエホバこれとともに在したればなり○十ダビデが有る勇士の重なる者は左のごとし是等はイスラエルの一切の人とともにダビデに力をそへて國を得させ、終にこれを王となしてエホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり十一ダビデの有る勇士の數は是のごとし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤシベアム彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝殺しことあり十二彼の次はアホア人ドドの子エレアザルにして三勇士の中なり十三彼ダビデとともにパス、ダミムに在けるにペリシテ人其處に集りきて戰へり、其處に大麥の滿たる地一箇所あり、時に民ペリシテ人の前より逃たりしが十四彼その地所の中に踐とゞまり之を護りてペリシテ人を殺せり而してエホバ大なる拯救をほどこして之を救ひたまへり十五三十人の長なる三人の者アドラムの洞穴に下り磐の處に往てダビデに詣りし事あり、時にペリシテ人の軍兵はレバイムの谷に陣どれり十六その時ダビデは砦に居りペリシテ人の鎮臺兵はベテ、レヘムにありけるが十七ダビデ慕ひ望みて言けるは誰かベテ、レヘムの門にある井の水を持來りて我に飲せよかし十八この三人すなはちペリシテ人の軍兵の中を衝とほりてベテ、レヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へきたれり然どダビデこれを飲ことをせず、之をエホバの前に灌ぎて十九言けるは我神よ我決てこれを爲じ、我いかで命をかけし此三人の血を飲べけんやと彼等其命をかけて之を携へきたりたればなり故にダビデこれを飲ことを爲ざりき、此三勇士は是等の事を爲り二十ヨアブの兄弟アビシャイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝ころし三人の中に名を得たり二一彼は第二の三人の中にて尤も貴くしてその首にせらる然ど第一の三人には及ばざりき二二エホヤダの子カブジエルのベナヤは勇氣あり衆多の功績ありし者なり彼はモアブのアリエルの二人の子を擊殺せり二三また雪の日に下りゆきて穴の中にて獅子一匹を擊殺しことあり二四彼はまた長身五キュビト程なるエジプト人を殺せりそのエジプト人は機織の滕のごとき槍を手に執をりしに彼は杖をとりて之が許に下りゆきエジプト人の手よりその槍を捩とりてその槍をもて之を殺せり二六エホヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり二七彼は三十人の中にて尊かりしかども第一の三人には及ばざりき、ダビデかれを親兵の長となせり○二八軍兵の中の勇士はヨアブの兄弟アサヘル、ベテ、レヘムのドドの子エルハナン二九ハロデ人シャマン、ペロニ人ヘレヅ三十テコア人イッケシの子イラ、アナトテ人アビ、エゼル三一ホシャ人シベカイ、アホア人イライ三二ナトパ人マハライ、ナトパ人バナアの子ヘレデ三三ベニヤミンの子孫のギベヤより出たるリバイの子イッタイ、ピラトン人ベナヤ三四ガアシの谷のホライ、アルバテ人アビエル三五バハルム人アズマウテ、シャルボニ人エリヤバ三六ギゾニ人ハセム、ハラリ人シャゲの子ヨナタン三七ハラリ人サカルの子アヒアム、ウルの子エリバル三八メケラ人ヘベル、ペロニ人アヒヤ三九カルメル人ヘヅライ、エズバイの子ナアライ四十ナタンの兄弟ヨエル、ハグリの子ミブハル四一アンモニ人ゼレク、ビルヤの子ヨアブの武器を執る者なるベエロテ人ナハライ四二エテリ人イラ、エテリ人ガレブ四三ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ四四ルベン人シザの子アデナ、是はルベン人の軍長の一人にして從者三十人を率ゐたり四五マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤバテ四六アシテラ人ウジヤ、アロエル人ホタンの子等シャマとエイエル四七デジ人シムリの子エデアエルおよびその兄弟ヨハ

㋐ 母後廿三〇九 ㋑ 母後廿三〇八に記載ある人と多少相違がある (一)死る人もあり又(二)一人の人に二の名が付て居るともある ㋒ 母後廿三 ㋓ 母後廿三〇八 ㋔ 代上廿七〇一 ㋕ 母後廿三〇十一 ㋖ 母後廿三〇八 ㋗ 代上廿七〇一 ㋘ 母後廿三〇十一 ㋙ 母後廿三〇十八 ㋚ 代上十四〇九 ㋛ 母後廿三〇十五 ㋜ 母後一四〇十六、十七 ㋝ 代上廿七〇一 ㋞ 母後廿三〇十八 ㋟ 代上十四〇九 ㋠ 母後廿三〇十五 ㋡ 母後一四〇十六、十七 ㋢ 母後廿三〇十八、廿二 ㋣ 母後廿三〇十三、十三 ㋤ 母後廿三〇十五 ㋥ 申一〇廿二 ㋦ 母後廿三〇十八 ㋧ 母後廿三〇十九 ㋨ 母後廿三〇に記載ある人と多少相違がある 上十一 章の目錄と代 歴代史の目錄は後に出來た、結言を見よ ㋩ 母後廿三〇廿七

㋪ 母後廿三〇廿 ㋫ 大凡一尺五寸 ㋬ ちよつと大闘が巨人 垣利亞を殺したと同樣の事 ㋭ 母後廿三〇廿四の註を見よ ㋮ 廿六＝四十一節に書いてある人々の多數は猶太と餓雅憫さの支族に屬して居たが、四十一＝四十七節に書いてある多數は或は約但の東の處の者、或は不明の人々である ㋯ 拿單の子以甲 母後廿三〇廿六 とは違ふ、サムエル下廿三章の目錄と此の母後廿三章の目錄と別々に出來たもので、

四六 マハウ人エリエル、エルナアムの子等エリバイおよびヨシャワヤ、モアブ人イテ
四七 マ四七 エリエル、オベデ、メソバ人ヤシエル

十二章

一 ダビデがキシの子サウルの故によりて尚チクラグに閉こもり居ける時に彼
一 處にゆきてダビデに就し者は左のごとしその人々は勇士の中にしてダビデを助けて
二 戰ひたる者ニ能く弓を彎き右左の手を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが俱
三 にベニヤミン人にしてサウルの宗族たり三首はアヒエゼル次はヨアシ、是等はギベ
ア人シマアの子等なり、又エジエルおよびペレテ、是等はアズマウテの子等なり、又
四 ベラガおよびアナトテ人エヒウ四またギベオン人イシマヤ、彼は三十人の中の勇士
五 にして三十人の首たり又エレミヤ、ヤハジエル、ヨハナン、ゲデラ人ヨザバデ五エル
六 ザイ、エリモテ、ベアリヤ、シマリヤ、ハリフ人シバテヤ六エルカナ、エシヤ、アザリ
七 エル、ヨエゼル、ヤシヤ、ベアム、是等はコラ人なり七またゲドルのエロハムの子等な
八 るヨエラおよびゼバデヤ八ガド人の中より曠野の砦に脱きたりてダビデに歸せし者の
九 あり是みな大勇士にして善戰かふ軍人、能く楯と戈をつかふ者にてその面は獅子の
面のごとくその捷きことは山にをる鹿のごとくなりき九その首はエゼルその二はオ
十 バデヤその三はエリアブ十その四はミシマンナ十一その五はエレミヤ十二その六はアッタ
十二 イその七はエリエル十三その八はヨハナンその九はエルザバデ十四その十はエレミヤそ
十三 の十一はマクバナイ十四是等はガドの人々にして軍旅の長たり、その最も小き者は百
十四 人に當りその最も大なる者は千人に當れり十五正月ヨルダンその全岸に溢れたる時
十五 に是等の者濟りゆきて谷々に居る者をことゴとく東西に打奔らせたり十六茲にベニヤ
十六 ミンとユダの子孫の中の人々砦に來りてダビデに就きけるに十七ダビデこれを出むか
十七

㋐ 掃王は大闘を嫉妬し故に大闘は逃れ、不平其の他の理由で集來つた人々の首長となつた 掃前廿四〇二 ㋑ 母前廿七〇六 ㋒ 士三〇十五 ㋓ 此卅人は後に出た卅人だと言ふ說もある 代上十二〇八〜十五 は 母後五十七〇 と 代上十二〇四〇人と の續である ㋔ 王上十二〇十七 の註 ㋕ 母後一二〇廿三 ㋖ 十節を見よ、他の場處の如く一の仲間、又一家族の內に人は違ふても名は同じ事がある ㋗ 今の四月 ㋘ 書三〇十五 ㋙ 約但の東西には掃羅の味方が多く居た、大闘の軍勢は其等を逐拂ふて大闘の處に集つたと見ゆ、大闘が王に爲てからでも折節便雅憫人は滿足しないこともあつた 母後十六〇五〇 廿二〜一 然し國が南北に別れた時は大闘の味方であつた

十八 へ應へて之に言けるは汝等厚志をもて我を助けんとて來れるならば我心なんぢ
ら と相結ばん、然ど汝等もし我手に惡きこと有ざるに我を欺きて敵に付さんとせば
十九 我等の先祖の神ねがはくは之を監て責たまへと十八時に聖靈三十人の長アマサイに
臨みて彼すなはち言けるはダビデよ我等は汝に屬す、エッサイの子よ我等は汝を助け
ん、願くは平安あれ、汝にも平安あれ、汝を助くる者にも平安あれ、汝の神汝を助けた
まふなりと、是においてダビデ彼等を接いれて軍旅の長となせり十九前にダビデペリ
シテ人とともにサウルと戰はんとて攻きたれる時マナセ人數人ダビデに屬り、但し
二十 ダビデ等は遂にペリシテ人を助けざりき、其はペリシテ人の君等あひ謀り彼は我等
の首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめたればなり二十斯てダビデチ
クラグに往る時マナセ人アデナ、ヨザバデ、エデアエル、ミカエル、ヨザバデ、エリウ、
二一 ヂルタイこれに歸せり皆マナセ人の千人の長たる者なりき二一彼等ダビデを助けて敵
二二 軍に當れり彼等は皆大勇士にして軍旅の長となれり二二當時ダビデに歸して之を助く
二三 る者日々に加はりて終に大軍となり神の軍旅のごとくなれり二三戰爭のために身をよ
ろひヘブロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの國をダビデに歸せ
二四 しめんとしたる武士の數は左のごとし二四ユダの子孫にして楯と戈とを執り戰爭のた
二五 めに身をよろへる者は六千八百人二五シメオンの子孫にして善戰かふ大勇士は七千一
二六 百人二六レビの子孫たる者は四千六百人二七エホヤダアロン人を率ゐたり之に屬する者
二七 は三千七百人二八またザドクといふ年若き勇士ありき、その宗家の長たる者二十二人
二八 ありたり二九サウルの宗族ベニヤミンの子孫たる者は三千人、是ベニヤミン人は多く
二九 サウルの家に尙も忠義を盡しゐたればなり三十エフライムの子孫たる者は二萬八百人
三十

㋐ 大闘は公平なる神に其の身の上のことを御任せまうした 母前廿四〜廿五〇 廿六〇十二 詩廿五〇 廿六〇一 廿五 創廿一〇 四十二 ㋑ 聖靈 母後十七〇廿五 ㋒ 代上廿二〇 ㋓ 創一〇二〇 ㋔ 代上廿二〇十二 ㋕ 同人と思はる ㋖ 舊約時代に聖靈はよく人の上に落ち給ふたが、新約時代には平生祈る人に與へらるゝ、詩一〇四 ㋗ 王上十二〇十七 註 ㋘ 母前廿一〇、一一廿 ㋙ 大闘が息臘を去つて不在中に亞力人は來つて邑を燒き、大闘の家族を掠めて行つた ㋚ 約卅萬人 ㋛ 即ち大くて力ある軍勢さいふに同じ ㋜ 母後二〇 ㋝ 母前十六〇一〜四 代上十四〇十四 ㋞ 母後五〇一〜三 ㋟ 母後一〇 ㋠ 王上一〇八、廿六 と 同人であらう

三一 皆大勇士にしてその宗家の名ある人々たり三二マナセの半支派の者は一萬八千人皆名
三二 を錄されたる者なるが來りてダビデを王にたてんとす三三イッサカルの子孫たる者の
中より善く時勢に通じイスラエルの爲べきことを知る者きたれりその首二百人あり
三三 その兄弟等は皆これが指揮にしたがへり三四ゼブルンの者は五萬人皆よく身をよろひ
三四 各種の武器をもて善く戰鬪をなし一心に行伍を守る者なりき三四ナフタリの者は將た
三五 る者千人、楯と戈とを執てこれに從ふ者三萬七千人三五ダン人は二萬八千六百人にも
三六 て皆そなへを守る者なりき三六アセルの者は四萬人にして皆よく陣にのぞみ且行伍を
三七 守る者なりき三七またヨルダンの彼旁なるルベン人とガド人とマナセの半支派の者は
三八 十二萬人みな各種の武器を執て戰爭にいづるに勝る者なりき三八是等の行伍を守る軍
三九 人等眞實の心を懷きてヘブロンに來りダビデをもてイスラエル全國の王となさんと
せり其餘のイスラエル人もまた心を一にしてダビデを王となさんとせり三九彼等彼處
四十 に三日をりてダビデとともに食ひかつ飲り其はその兄弟等これがために備をなした
四十 ればなり四十また近處の者よりイッサカル、ゼブルンおよびナフタリの者に至るまで
パンと麥粉の食物と乾無花果と乾葡萄と酒と油等を驢馬、駱駝、牛、馬、に載きたりか
つ牛羊を多く携へいたれり、是イスラエルみな喜びたればなり

十三章 一 茲にダビデ千人の長百人の長などの諸將とあひ議り二而してダビデイスラ
一 エルの全會衆に言けるは汝等もし之を善とし、我等の神エホバ之を允し給はゝ我
二 等偏く人を遣してイスラエルの各地に留まれる我等の兄弟並に其諸郊地の邑々にを
三 る祭司とレビ人とに至らせ之をして我等の所に集まらしめん三而して我等また我等
の神の契約の櫃を我等の所に移さんサウルの世には我等之に就て詢ことをせざりし

④ 政治家 ⑤ 全心は 神にのみ事へる心である 節入 ⑥ 教會にも秩序が必要 ⑦ 以法蓮よりも馬拿西よりも尚ほ猶太と四面と利未と便雅憫とを合せよりも但から來た人は多數であつた ⑧ 王上八〇六十一 ⑨ 契約である ⑩ 王上八〇六十一 ⑪ 契約する時には饗應を以て互に悅ぶ習慣があつた 創廿 ⑫ 馬は居なかつたやうである ⑬ 母後六〇一＝十〇 ⑭ 斯の如く基督は信者な兄弟と呼ぶ約十五 來二〇十一 ⑮ 出廿五〇二、掃羅の王たりし間契約の櫃は基列耶林にあつた

四五 なりと四會衆みな然すべしと言り、其は民みな此事を善と觀たればなり五是におい
てダビデはキリアテ、ヤリムより神の契約の櫃を舁きたらんとてエジプトのシホルよ
六 りハマテの入口までのイスラエル人をことゝく召あつめ六而してダビデイスラエ
ルの一切の人とともにバアラといふユダのキリアテ、ヤリムに上り往きケルビムの上
七 に坐したまふエホバ神の名をもて稱らるゝ契約の櫃を其處より舁のぼらんとし乃
八 ち神の契約の櫃を新しき車に載てアビナダブの家より牽いだし、ウザとアヒオその
九 車を御せり八ダビデおよびイスラエルの人はみな歌と琴と瑟と鼓と鐃鈸と喇叭な
十 どを以て力をきはめ歌をうたひて神の前に踊れり九かくてキドンの禾場に至れる時
ウザ手を神の契約の櫃に伸してこれを扶へたり、其は牛これを振たればなり十ウザ
十一 その手を伸て契約の櫃につけたるによりてエホバこれに向ひて忿怒を發してこれを
擊たまひければ其處にて神の前に死り十一エホバウザを擊たまひしに因てダビデ怒れ
十二 り其處は今日までペレヅ、ウザ（ウザ擊）と稱へらる十二その日ダビデ神を畏れて言り
十三 我なんぞ神の契約の櫃を我所に舁ゆくべけんやと十三ダビデその契約の櫃を己のところ
ろダビデの城邑にうつさず、之を轉らしてガデ人オベデ、エドムの家に舁いらしめた
十四 り十四神の契約の櫃オベデ、エドムの家にありて其家族とともにおかるゝこと三月な
りきエホバオベデ、エドムの家とその一切の所有を祝福たまへり

十四章 一 茲にツロの王ヒラム使者をダビデに遣はし之がために家を建させんとて香
一 柏および木匠と石工をおくれり二ダビデはエホバの固く己をたてゝイスラエルの王
二 となしたまへるを曉れり、其はその民イスラエルの故によりてその國振ひ興りたれ
三 ばなり三ダビデエルサレムにおいてまた妻妾を納たり而してダビデまた男子、女子

① 母前廿六〇の時に一度尋れたのみで度々尋れたことはなかつた樣である ② 母前六〇一＝廿一 ③ 乃路河でなく埃及の小河であつた 民卅四〇五 雷十五〇四、 ④ 北の境界と爲て居たと言ふ 民卅四〇八 ⑤ 雷十五〇九 ⑥ 出廿五〇廿二 ⑦ 母前六〇七 ⑧ 母後六〇三 ⑨ 民四〇十五 ⑩ 代上十五〇二、十五 ⑪ 母後六〇五 ⑫ 母後六〇五 ⑬ 母後六〇六の拿干 ⑭ 母後六〇六、七 民四〇十五 註、不從順と言ふ罪、神の櫃を車に載せたのは大誤謬であつた 民四〇十五 七〇九 十〇廿一、かく強ひて神の定給ふた禮拜式を變へてはならん ⑮ 悲み憂へて居た ⑯ 母後六〇十一 ⑰ 代上廿六〇四＝八 ⑱ 母後五〇十一、五〇十二 ⑲ 代上三九 母後五〇十三＝十六

四 を得たり四そのエルサレムにて得たる子等の名は左のごとしシャンマ、シヨバブ、ナ
五 タン、ソロモン五イブハル、エリシュア、エルパレテ六ノガ、子ペグ、ヤピア七エリシ
六 ヤマ、ベエリアダ、エリパレテ○八茲にダビデの膏そゝがれてイスラエル全國の王と
七 なれる事ペリシテ人に聞えければペリシテ人みなダビデを獲んとて上れり、ダビデ
八 は聞て之に當らんとて出たりしが九ペリシテ人すでに來りてレバイムの谷を侵した
九 り十時にダビデ神に問て言けるは我ペリシテ人にむかひて攻上るべきや汝かれらを
十 我手に付したまふや、エホバダビデに言たまひけるは攻上れ、我かれらを汝の手に
十一 付さんと十一是において皆バアル、ペラジムに上りゆきけるがダビデつひに彼處にて彼
等を打敗り而してダビデ言り神水の破壞り出るごとくに我手をもてわが敵を敗りた
十二 まへりと是をもてその處の名をバアル、ペラジム(破壞の處)と呼ぶなり十二彼等其處に
十三 その神々を遺ゆきたればダビデ命じて火をもてこれを焚せたり十三斯て後ペリシテ人
十四 復谷を侵しければ十四ダビデまた神に問に神これに言たまひけるは彼等を追て上るべ
十五 からず、彼等を離れて回りベカの樹の方よりこれを襲へ十五汝ベカの樹の上に進行の
音あるを聞ば則ち進んで戰ふべし、神汝の前に進みいでペリシテ人の軍勢を擊たま
十六 ふべければなりと十六ダビデすなはち神の己に命じたまひし如くしてペリシテ人の軍
十七 勢を擊やぶりつゝギベオンよりガゼルにまでいたれり十七是においてダビデの名諸の
國々に聞えわたり、エホバ諸の國人に彼を懼れしめたまへり

十五章 一ダビデはダビデの邑の中に自己のために家を建て、又神の契約の櫃のため
二 に處を備へてこれがために幕屋を張り二而してダビデ言けるは神の契約の櫃を舁べ
き者は只レビ人のみ、其はエホバ神の契約の櫃を舁しめまた己に永く事しめんとて

㊀ 比利亞大は巴力(主)と言ふ名が含で居る、元來は善き意味であつたが、後に偶像の名となつた、母後五〇十六の以利亞大の名は巴力主から以利(神)に變化した ㊁ 母後五〇 ㊂ 母後五〇十七―廿一 ㊃ 代上十一〇十五 ㊄ 母後五〇廿二―廿五 ㊅ 風の如き音響ならん ㊆ 母後五〇廿五には基巴とあるが、此等の二ケ所は餘り離れて居らぬ ㊇ 王上九〇十五―十七 ㊈ 申二〇十一〇廿五 ㊉ 代下廿〇廿八 ㊊ 出廿五三〇三 ㊋ 代上十三〇二 ㊌ 代上十三〇一 ㊍ エルサレム摩西の幕屋が耶路撒冷に建られたならば神殿を建る時に都合が好く無つた、大闕の幕屋は假のものであつた、又將來も斯の如き時がある〇徒十五〇十六 ㊎ 母後六〇一―十一 大闕は代上十三〇七の過失を再びせぬ

三 レビ人を擇びたまひたればなりと三ダビデすなはちエホバの契約の櫃をその之がた
めに備へたる處に舁のぼらんとてイスラエルをことゞくエルサレムに召集めたり
四 ダビデまたアロンの子孫とレビ人を集めたり五即ちコハテの子孫の中よりはウリ
エルを長としてその兄弟百二十人六メラリの子孫の中よりはアサヤを長としてその
兄弟二百二十人七ゲルシヨンの子孫の中よりはヨエルを長としてその兄弟百三十人
八エリザパンの子孫の中よりはシマヤを長としてその兄弟二百人九ヘブロンの子孫
の中よりはエリエルを長としてその兄弟八十人十ウジエルの子孫の中よりはアミナ
ダブを長としてその兄弟百十二人十一ダビデ祭司ザドクとアビヤタルおよびレビ人ウ
リエル、アサヤ、ヨエル、シマヤ、エリエル、アミナダブを召し十二これに言けるは汝等
はレビ人の宗家の長たり、汝等と汝等の兄弟ともに身を潔めイスラエルの神エホバ
の契約の櫃を我が其のために備へたる處に舁のぼれよ十三前には之をかきしもの汝等
にあらざりしに緣て我等の神エホバわれらを擊たまへり、是は我等そのさだめに去
たがひて之に求めざりしが故なりと十四是において祭司等とレビ人等イスラエルの神
エホバの契約の櫃を舁のぼらんと身を潔め十五レビの子孫たる人々すなはちモーセが
エホバの言にしたがひて命じたるごとく神の契約の櫃をその貫ける杠によりて肩に
負り十六ダビデまたレビ人の長等に告げその兄弟等を選びて謳歌者となし瑟と琴と鐃
鈸などの樂器をもちて打はやして歡喜の聲を擧しめよと言たれば十七レビ人すなはち
ヨエルの子ヘマンとその兄弟ベレキヤの子アサフおよびメラリの子孫たる彼等の兄
弟クシヤヤの子エタンを選べり十八また之に次るその兄弟等これと偕にあり即ちゼカ
リヤ、ベン、ヤジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、

㊀ 民四〇申十二八、十五〇八 ㊁ 出一九〇九 ㊂ 母後八〇十七 註、撒督は基邇で、亞庇拿撻は耶路撒冷で奉仕たらしい ㊃ 撒督とともに祭司長を務めた王上二〇廿六、卅五を見よ ㊄ 利廿六〇十二―十三 ㊅ 一節の註 ㊆ 代上十三〇七―十一 ㊇ 神が摩西に依て命じ給ふたやうに出廿五〇十四 民四〇十五 ㊈ 終に利未人が殿の禮拜式の音樂を掌ることになつた 代上廿三〇五 代下五〇十二 ㊉ 代上十三〇八 ㊊ の時にも讃美を用ゐた、樂器も聲も用ゐる人が禮拜的に使用さへすれば教會の禮拜に適當である ㊋ 撒母耳の孫 代上六〇廿三 ㊌ 耶杜頓と同人 代上六〇廿 ㊍ 代上十六〇廿 ㊎ 代上十六〇廿 ㊏ 代上十六〇廿 ㊐ 代上十六〇廿 ㊑ 代上十六〇廿 ㊒ 代上十六〇廿 ㊓ 代上十六〇廿 ㊔ 代上十六〇廿 ㊕ 代上十六〇廿 ㊖ 代上十六〇廿 ㊗ 代上十六〇廿 ㊘ 代上十六〇廿 ㊙ 代上十六〇廿 ㊚ 代上十六〇廿 ㊛ 代上十六〇廿 ㊜ 代上十六〇廿 ㊝ 代上十六〇廿 ㊞ 代上十六〇廿 ㊟ 代上十六〇廿 ㊠ 代上十六〇廿 ㊡ 代上十六〇廿 ㊢ 代上十六〇廿 ㊣ 代上十六〇廿 ㊤ 代上十六〇廿 ㊥ 代上十六〇廿 ㊦ 代上十六〇廿 ㊧ 代上十六〇廿 ㊨ 代上十六〇廿 ㊩ 代上十六〇廿 ㊪ 代上十六〇廿 ㊫ 代上十六〇廿 ㊬ 代上十六〇廿 ㊭ 代上十六〇廿 ㊮ 代上十六〇廿 ㊯ 代上十六〇廿 ㊰ 代上十六〇廿 ㊱ 代上十六〇廿 ㊲ 代上十六〇廿 ㊳ 代上十六〇廿 ㊴ 代上十六〇廿 ㊵ 代上十六〇廿 ㊶ 代上十六〇廿 ㊷ 代上十六〇廿 ㊸ 代上十六〇廿 ㊹ 代上十六〇廿 ㊺ 代上十六〇廿 ㊻ 代上十六〇廿 ㊼ 代上十六〇廿 ㊽ 代上十六〇廿 ㊾ 代上十六〇廿 ㊿ 代上十六〇廿

十九 マッタテヤ、エリペレホ、ミクヲヤおよび門を守る者なるオベデ、エドムとエイエル十九
二十 謳歌者へマン、アサフおよびエタンは銅の鐃鈸をもて打はやす者なり二十ゼカリヤ
二一 アジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、マアセヤ、ベナヤは悪をもて細き
二二 音を出し二一マッタテヤ、エリペレホ、ミクヲヤ、オベデ、エドム、エイエル、アザジヤは
琴をもて太き音を出して拍子をとれり二二ケナニヤはレビ人の長にして負昇事に通じ
二三 をるによりて負昇事を指揮せり二三またベレキヤとエルカナは契約の櫃の門を守り二四
二四 祭司シバニヤ、ヨシャバテ、ヲタヲル、アマサイ、ゼカリヤ、ベナヤ、エリエゼル等は神
の契約の櫃の前に進みて喇叭を吹き、オベデ、エドムとエヒアは契約の櫃の門を守れ
二五 り二五斯ダビデとイスラエルの長老および千人の長等は往てオベデ、エドムの家より
二六 ホバの契約の櫃を歡び勇みて昇のぼれり二六神エホバの契約の櫃を昇ところのレビ人
二七 を助けたまひければ牡牛七匹、牡羊七匹を獻げたり二七ダビデは細布の衣をまとへり、
又契約の櫃を昇ところの一切のレビ人と謳歌者および負昇事を主れるケナニヤも
二八 然り、ダビデはまた白布のエポデを着居たり二八斯てイスラエルみな聲を擧げ角を吹
二九 ならし喇叭と鐃鈸と瑟と琴とをもて打はやしてエホバの契約の櫃を昇のぼれり二九エ
ホバの契約の櫃ダビデの邑にいりし時サウルの女ミカル窓より窺ひてダビデ王の舞
躍るを見、その心にこれを藐視めり

十六章 一人々神の契約の櫃を昇いりて之をダビデがその爲に張たる幕屋の中に置る
二 而して燔祭と酬恩祭を神の前に獻げたり二ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終し
三 かばエホバの名をもて民を祝し三イスラエルの衆庶に男にも女にも都てパン一箇肉
四 一片乾葡萄一塊を分ち與へたり○四ダビデまたレビ人を立てエホバの契約の櫃の

㋐ 女子の唱歌手と譯してもよい、此唱手の乙女は祭司の如き者でもなく、唯音樂を助ける務のみであった詩四十五〇 ㋑ 男子の唱歌手と曰ふ意味もある ㋒ 多分伶長○詩三 ㋓ 謳歌（次のもの）とした原本もあるが、果して然うならば六十八〇十一、廿五 ㋔ 代上十六〇十一〇詩は契約の櫃を移す爲に作へたものであらう ㋕ 代上十六七＝廿六 ㋖ 王上八〇一 ㋗ 以色列の代表者 ㋘ 母後六〇十五 ㋙ 母後六〇十二 ㋚ 祝福し給ふて、十三章の如き失敗は無った ㋛ 母後六〇十四 ㋜ 民廿三〇十四 ㋝ 歴前四〇廿一五、廿〇七〇十六 ㋞ 母前十八〇廿、十九〇十一＝十七七、十三、十四 ㋟ 母後三〇十六〇 ㋠ 母後六〇十七＝廿 ㋡ 代上十五〇一三廿 ㋢ 代上十六〇十七 ㋣ 詩百五〇＝十五 ㋤ 代上十六〇十七 ㋥ 代上十六〇十七 ㋦ 代上十六〇十七 ㋧ 代上十六〇十七 ㋨ 代上十六〇十七 ㋩ 代上十六〇十七 ㋪ 代上十六〇十七 ㋫ 代上十六〇十七 ㋬ 代上十六〇十七 ㋭ 代上十六〇十七 ㋮ 代上十六〇十七 ㋯ 代上十六〇十七 ㋰ 代上十六〇十七 ㋱ 代上十六〇十七 ㋲ 代上十六〇十七 ㋳ 代上十六〇十七 ㋴ 代上十六〇十七 ㋵ 代上十六〇十七 ㋶ 代上十六〇十七 ㋷ 代上十六〇十七 ㋸ 代上十六〇十七 ㋹ 代上十六〇十七 ㋺ 代上十六〇十七 ㋻ 代上十六〇十七 ㋼ 代上十六〇十七 ㋽ 代上十六〇十七 ㋾ 代上十六〇十七 ㋿ 代上十六〇十七 ㌀ 代上十六〇十七 ㌁ 代上十六〇十七 ㌂ 代上十六〇十七 ㌃ 代上十六〇十七 ㌄ 代上十六〇十七 ㌅ 代上十六〇十七 ㌆ 代上十六〇十七 ㌇ 代上十六〇十七 ㌈ 代上十六〇十七 ㌉ 代上十六〇十七 ㌊ 代上十六〇十七 ㌋ 代上十六〇十七 ㌌ 代上十六〇十七 ㌍ 代上十六〇十七 ㌎ 代上十六〇十七 ㌏ 代上十六〇十七 ㌐ 代上十六〇十七 ㌑ 代上十六〇十七 ㌒ 代上十六〇十七 ㌓ 代上十六〇十七 ㌔ 代上十六〇十七 ㌕ 代上十六〇十七 ㌖ 代上十六〇十七 ㌗ 代上十六〇十七 ㌘ 代上十六〇十七 ㌙ 代上十六〇十七 ㌚ 代上十六〇十七 ㌛ 代上十六〇十七 ㌜ 代上十六〇十七 ㌝ 代上十六〇十七 ㌞ 代上十六〇十七 ㌟ 代上十六〇十七 ㍠ 代上十六〇十七 ㍡ 代上十六〇十七 ㍢ 代上十六〇十七 ㍣ 代上十六〇十七 ㍤ 代上十六〇十七 ㍥ 代上十六〇十七 ㍦ 代上十六〇十七 ㍧ 代上十六〇十七 ㍨ 代上十六〇十七 ㍩ 代上十六〇十七 ㍪ 代上十六〇十七 ㍫ 代上十六〇十七 ㍬ 代上十六〇十七 ㍭ 代上十六〇十七 ㍮ 代上十六〇十七 ㍯ 代上十六〇十七 ㍰ 代上十六〇十七 ㍱ 代上十六〇十七 ㍲ 代上十六〇十七 ㍳ 代上十六〇十七 ㍴ 代上十六〇十七 ㍵ 代上十六〇十七 ㍶ 代上十六〇十七 ㍷ 代上十六〇十七 ㍸ 代上十六〇十七 ㍹ 代上十六〇十七 ㍺ 代上十六〇十七 ㍻ 代上十六〇十七 ㍼ 代上十六〇十七 ㍽ 代上十六〇十七 ㍾ 代上十六〇十七 ㍿ 代上十六〇十七 ㎀ 代上十六〇十七 ㎁ 代上十六〇十七 ㎂ 代上十六〇十七 ㎃ 代上十六〇十七 ㎄ 代上十六〇十七 ㎅ 代上十六〇十七 ㎆ 代上十六〇十七 ㎇ 代上十六〇十七 ㎈ 代上十六〇十七 ㎉ 代上十六〇十七 ㎊ 代上十六〇十七 ㎋ 代上十六〇十七 ㎌ 代上十六〇十七 ㎍ 代上十六〇十七 ㎎ 代上十六〇十七 ㎏ 代上十六〇十七 ㎐ 代上十六〇十七 ㎑ 代上十六〇十七 ㎒ 代上十六〇十七 ㎓ 代上十六〇十七 ㎔ 代上十六〇十七 ㎕ 代上十六〇十七 ㎖ 代上十六〇十七 ㎗ 代上十六〇十七 ㎘ 代上十六〇十七 ㎙ 代上十六〇十七 ㎚ 代上十六〇十七 ㎛ 代上十六〇十七 ㎜ 代上十六〇十七 ㎝ 代上十六〇十七 ㎞ 代上十六〇十七 ㎟ 代上十六〇十七 ㎡ 代上十六〇十七 ㎢ 代上十六〇十七 ㏀ 代上十六〇十七 ㏁ 代上十六〇十七 ㏂ 代上十六〇十七 ㏃ 代上十六〇十七 ㏄ 代上十六〇十七 ㏅ 代上十六〇十七 ㏆ 代上十六〇十七 ㏇ 代上十六〇十七 ㏈ 代上十六〇十七 ㏉ 代上十六〇十七 ㏊ 代上十六〇十七 ㏋ 代上十六〇十七 ㏌ 代上十六〇十七 ㏍ 代上十六〇十七 ㏎ 代上十六〇十七 ㏏ 代上十六〇十七 ㏐ 代上十六〇十七 ㏑ 代上十六〇十七 ㏒ 代上十六〇十七 ㏓ 代上十六〇十七 ㏔ 代上十六〇十七 ㏕ 代上十六〇十七 ㏖ 代上十六〇十七 ㏗ 代上十六〇十七 ㏘ 代上十六〇十七 ㏙ 代上十六〇十七 ㏚ 代上十六〇十七 ㏛ 代上十六〇十七 ㏜ 代上十六〇十七 ㏝ 代上十六〇十七 ㏞ 代上十六〇十七 ㏟ 代上十六〇十七 ㏠ 代上十六〇十七 ㏡ 代上十六〇十七 ㏢ 代上十六〇十七 ㏣ 代上十六〇十七 ㏤ 代上十六〇十七 ㏥ 代上十六〇十七 ㏦ 代上十六〇十七 ㏧ 代上十六〇十七 ㏨ 代上十六〇十七 ㏩ 代上十六〇十七 ㏪ 代上十六〇十七 ㏫ 代上十六〇十七 ㏬ 代上十六〇十七 ㏭ 代上十六〇十七 ㏮ 代上十六〇十七 ㏯ 代上十六〇十七 ㏰ 代上十六〇十七 ㏱ 代上十六〇十七 ㏲ 代上十六〇十七 ㏳ 代上十六〇十七 ㏴ 代上十六〇十七 ㏵ 代上十六〇十七 ㏶ 代上十六〇十七 ㏷ 代上十六〇十七 ㏸ 代上十六〇十七 ㏹ 代上十六〇十七 ㏺ 代上十六〇十七 ㏻ 代上十六〇十七 ㏼ 代上十六〇十七 ㏽ 代上十六〇十七 ㏾ 代上十六〇十七

二五 きみわざを顯すべし二五そはエホバはおほいなり、大にほめたゝふべきものなり、また
二六 もろ〳〵の神にまさりて畏るべきものなり二六もろ〳〵の民のすべての神はことゝ〳〵
二七 く虛し、されどエホバはもろ〳〵の天をつくりたまへり二七尊貴と稜威とはその前に
二八 あり、能とよろこびとはその聖所にあり二八もろ〳〵のたみの諸族よ、榮光とちからと
二九 をエホバにあたへよエホバにあたへよ二九その聖名にかなふ榮光をもてエホバにあた
三〇 へ獻物をたづさへて其前にきたれきよき美しき物をもてエホバを拜め三〇全地よそ
三一 の前にをのゝけ世界もかたくたちて動かさるゝことなし三一天はよろこび地はたのし
三二 むべしもろ〳〵の國のなかにいへ、エホバは統御たまふ三二海とそのなかに盈るもの
三三 とはなりどよみ、田畑とその中のすべての物とはよろこぶべし三三かくて林のもろも
三四 ろの樹もまたエホバの前によろこびうたはんエホバ地をさばかんとて來りたまふ三四
三五 エホバに感謝せよ、そのめぐみはふかく、その憐憫はかぎりなし三五汝等言へ我等の拯
救の神よ我等を救ひ我等を取り集め列邦のなかより救ひいだしたまへ我等は聖名に
三六 謝しなんぢのほむべき事をほこらん三六イスラエルの神エホバは窮なきより窮なきま
三七 でほむべきかな、すべての民はアメンとなへてエホバを讃稱へたり○三七ダビデは
アサフとその兄弟等をエホバの契約の櫃の前に常に侍りて日々の事を執行なはせたり三八オベデ、エドムとその兄弟等は合せて六十八人、また
三九 エドトンの子なるオベデ、エドムおよびホサは司門たり三九祭司ザドクおよびその兄弟
四〇 たる祭司等はギベオンなる崇邱においてエホバの天幕の前に侍り四〇燔祭の壇の上に
四一 て朝夕斷ず燔祭をエホバに獻げ且エホバがイスラエルに命じたまひし律法に記され
たる諸の事を行へり四一またヘマン、エドトンおよびその餘の選ばれて名を記され

㋐ 詩十九 註 ㋑ 利十九 ㋒ 詩前十 ㋓ 詩十九 ㋔ 詩九十 ㋕ 自然も ㋖ 代下廿 ㋗ 詩九十六 ㋘ 詩八十 ㋙ 詩五十五 ㋚ 代上廿二 ㋛ 代上廿二 ㋜ 詩八十 ㋝ 代下廿 ㋞ 詩九十六 ㋟ 代上六 ㋠ 代下 ㋡ 代上廿 ㋢ 代上廿 ㋣ 代上廿 ㋤ 代上廿 ㋥ 代上廿 ㋦ 代上廿 ㋧ 代上廿 ㋨ 代上廿 ㋩ 代上廿 ㋪ 代上廿 ㋫ 代上廿 ㋬ 代上廿 ㋭ 代上廿 ㋮ 代上廿 ㋯ 代上廿 ㋰ 代上廿 ㋱ 代上廿 ㋲ 代上廿 ㋳ 代上廿 ㋴ 代上廿 ㋵ 代上廿 ㋶ 代上廿 ㋷ 代上廿 ㋸ 代上廿 ㋹ 代上廿 ㋺ 代上廿 ㋻ 代上廿 ㋼ 代上廿 ㋽ 代上廿 ㋾ 代上廿 ㋿ 代上廿 ㌀ 代上廿 ㌁ 代上廿 ㌂ 代上廿 ㌃ 代上廿 ㌄ 代上廿 ㌅ 代上廿 ㌆ 代上廿 ㌇ 代上廿 ㌈ 代上廿 ㌉ 代上廿 ㌊ 代上廿 ㌋ 代上廿 ㌌ 代上廿 ㌍ 代上廿 ㌎ 代上廿 ㌏ 代上廿 ㌐ 代上廿 ㌑ 代上廿 ㌒ 代上廿 ㌓ 代上廿 ㌔ 代上廿 ㌕ 代上廿 ㌖ 代上廿 ㌗ 代上廿 ㌘ 代上廿 ㌙ 代上廿 ㌚ 代上廿 ㌛ 代上廿 ㌜ 代上廿 ㌝ 代上廿 ㌞ 代上廿 ㌟ 代上廿 ㌠ 代上廿 ㌡ 代上廿 ㌢ 代上廿 ㌣ 代上廿 ㌤ 代上廿 ㌥ 代上廿 ㌦ 代上廿 ㌧ 代上廿 ㌨ 代上廿 ㌩ 代上廿 ㌪ 代上廿 ㌫ 代上廿 ㌬ 代上廿 ㌭ 代上廿 ㌮ 代上廿 ㌯ 代上廿 ㌰ 代上廿 ㌱ 代上廿 ㌲ 代上廿 ㌳ 代上廿 ㌴ 代上廿 ㌵ 代上廿 ㌶ 代上廿 ㌷ 代上廿 ㌸ 代上廿 ㌹ 代上廿 ㌺ 代上廿 ㌻ 代上廿 ㌼ 代上廿 ㌽ 代上廿 ㌾ 代上廿 ㌿ 代上廿 ㍀ 代上廿 ㍁ 代上廿 ㍂ 代上廿 ㍃ 代上廿 ㍄ 代上廿 ㍅ 代上廿 ㍆ 代上廿 ㍇ 代上廿 ㍈ 代上廿 ㍉ 代上廿 ㍊ 代上廿 ㍋ 代上廿 ㍌ 代上廿 ㍍ 代上廿 ㍎ 代上廿 ㍏ 代上廿 ㍐ 代上廿 ㍑ 代上廿 ㍒ 代上廿 ㍓ 代上廿 ㍔ 代上廿 ㍕ 代上廿 ㍖ 代上廿 ㍗ 代上廿 ㍘ 代上廿 ㍙ 代上廿 ㍚ 代上廿 ㍛ 代上廿 ㍜ 代上廿 ㍝ 代上廿 ㍞ 代上廿 ㍟ 代上廿 ㍠ 代上廿 ㍡ 代上廿 ㍢ 代上廿 ㍣ 代上廿 ㍤ 代上廿 ㍥ 代上廿 ㍦ 代上廿 ㍧ 代上廿 ㍨ 代上廿 ㍩ 代上廿 ㍪ 代上廿 ㍫ 代上廿 ㍬ 代上廿 ㍭ 代上廿 ㍮ 代上廿 ㍯ 代上廿 ㍰ 代上廿 ㍱ 代上廿 ㍲ 代上廿 ㍳ 代上廿 ㍴ 代上廿 ㍵ 代上廿 ㍶ 代上廿 ㍷ 代上廿 ㍸ 代上廿 ㍹ 代上廿 ㍺ 代上廿 ㍻ 代上廿 ㍼ 代上廿 ㍽ 代上廿 ㍾ 代上廿 ㍿ 代上廿 ㎀ 代上廿 ㎁ 代上廿 ㎂ 代上廿 ㎃ 代上廿 ㎄ 代上廿 ㎅ 代上廿 ㎆ 代上廿 ㎇ 代上廿 ㎈ 代上廿 ㎉ 代上廿 ㎊ 代上廿 ㎋ 代上廿 ㎌ 代上廿 ㎍ 代上廿 ㎎ 代上廿 ㎏ 代上廿 ㎐ 代上廿 ㎑ 代上廿 ㎒ 代上廿 ㎓ 代上廿 ㎔ 代上廿 ㎕ 代上廿 ㎖ 代上廿 ㎗ 代上廿 ㎘ 代上廿 ㎙ 代上廿 ㎚ 代上廿 ㎛ 代上廿 ㎜ 代上廿 ㎝ 代上廿 ㎞ 代上廿 ㎟ 代上廿 ㎠ 代上廿 ㎡ 代上廿 ㎢ 代上廿 ㎣ 代上廿 ㎤ 代上廿 ㎥ 代上廿 ㎦ 代上廿 ㎧ 代上廿 ㎨ 代上廿 ㎩ 代上廿 ㎪ 代上廿 ㎫ 代上廿 ㎬ 代上廿 ㎭ 代上廿 ㎮ 代上廿 ㎯ 代上廿 ㎰ 代上廿 ㎱ 代上廿 ㎲ 代上廿 ㎳ 代上廿 ㎴ 代上廿 ㎵ 代上廿 ㎶ 代上廿 ㎷ 代上廿 ㎸ 代上廿 ㎹ 代上廿 ㎺ 代上廿 ㎻ 代上廿 ㎼ 代上廿 ㎽ 代上廿 ㎾ 代上廿 ㎿ 代上廿 ㏀ 代上廿 ㏁ 代上廿 ㏂ 代上廿 ㏃ 代上廿 ㏄ 代上廿 ㏅ 代上廿 ㏆ 代上廿 ㏇ 代上廿 ㏈ 代上廿 ㏉ 代上廿 ㏊ 代上廿 ㏋ 代上廿 ㏌ 代上廿 ㏍ 代上廿 ㏎ 代上廿 ㏏ 代上廿 ㏐ 代上廿 ㏑ 代上廿 ㏒ 代上廿 ㏓ 代上廿 ㏔ 代上廿 ㏕ 代上廿 ㏖ 代上廿 ㏗ 代上廿 ㏘ 代上廿 ㏙ 代上廿 ㏚ 代上廿 ㏛ 代上廿 ㏜ 代上廿 ㏝ 代上廿 ㏞ 代上廿 ㏟ 代上廿 ㏠ 代上廿 ㏡ 代上廿 ㏢ 代上廿 ㏣ 代上廿 ㏤ 代上廿 ㏥ 代上廿 ㏦ 代上廿 ㏧ 代上廿 ㏨ 代上廿 ㏩ 代上廿 ㏪ 代上廿 ㏫ 代上廿 ㏬ 代上廿 ㏭ 代上廿 ㏮ 代上廿 ㏯ 代上廿 ㏰ 代上廿 ㏱ 代上廿 ㏲ 代上廿 ㏳ 代上廿 ㏴ 代上廿 ㏵ 代上廿 ㏶ 代上廿 ㏷ 代上廿 ㏸ 代上廿 ㏹ 代上廿 ㏺ 代上廿 ㏻ 代上廿 ㏼ 代上廿 ㏽ 代上廿 ㏾ 代上廿 ㏿ 代上廿 㐀 代上廿 㐁 代上廿 㐂 代上廿 㐃 代上廿 㐄 代上廿 㐅 代上廿 㐆 代上廿 㐇 代上廿 㐈 代上廿 㐉 代上廿 㐊 代上廿 㐋 代上廿 㐌 代上廿 㐍 代上廿 㐎 代上廿 㐏 代上廿 㐐 代上廿 㐑 代上廿 㐒 代上廿 㐓 代上廿 㐔 代上廿 㐕 代上廿 㐖 代上廿 㐗 代上廿 㐘 代上廿 㐙 代上廿 㐚 代上廿 㐛 代上廿 㐜 代上廿 㐝 代上廿 㐞 代上廿 㐟 代上廿 㐠 代上廿 㐡 代上廿 㐢 代上廿 㐣 代上廿 㐤 代上廿 㐥 代上廿 㐦 代上廿 㐧 代上廿 㐨 代上廿 㐩 代上廿 㐪 代上廿 㐫 代上廿 㐬 代上廿 㐭 代上廿 㐮 代上廿 㐯 代上廿 㐰 代上廿 㐱 代上廿 㐲 代上廿 㐳 代上廿 㐴 代上廿 㐵 代上廿 㐶 代上廿 㐷 代上廿 㐸 代上廿 㐹 代上廿 㐺 代上廿 㐻 代上廿 㐼 代上廿 㐽 代上廿 㐾 代上廿 㐿 代上廿 㑀 代上廿 㑁 代上廿 㑂 代上廿 㑃 代上廿 㑄 代上廿 㑅 代上廿 㑆 代上廿 㑇 代上廿 㑈 代上廿 㑉 代上廿 㑊 代上廿 㑋 代上廿 㑌 代上廿 㑍 代上廿 㑎 代上廿 㑏 代上廿 㑐 代上廿 㑑 代上廿 㑒 代上廿 㑓 代上廿 㑔 代上廿 㑕 代上廿 㑖 代上廿 㑗 代上廿 㑘 代上廿 㑙 代上廿 㑚 代上廿 㑛 代上廿 㑜 代上廿 㑝 代上廿 㑞 代上廿 㑟 代上廿 㑠 代上廿 㑡 代上廿 㑢 代上廿 㑣 代上廿 㑤 代上廿 㑥 代上廿 㑦 代上廿 㑧 代上廿 㑨 代上廿 㑩 代上廿 㑪 代上廿 㑫 代上廿 㑬 代上廿 㑭 代上廿 㑮 代上廿 㑯 代上廿 㑰 代上廿 㑱 代上廿 㑲 代上廿 㑳 代上廿 㑴 代上廿 㑵 代上廿 㑶 代上廿 㑷 代上廿 㑸 代上廿 㑹 代上廿 㑺 代上廿 㑻 代上廿 㑼 代上廿 㑽 代上廿 㑾 代上廿 㑿 代上廿 㒀 代上廿 㒁 代上廿 㒂 代上廿 㒃 代上廿 㒄 代上廿 㒅 代上廿 㒆 代上廿 㒇 代上廿 㒈 代上廿 㒉 代上廿 㒊 代上廿 㒋 代上廿 㒌 代上廿 㒍 代上廿 㒎 代上廿 㒏 代上廿 㒐 代上廿 㒑 代上廿 㒒 代上廿 㒓 代上廿 㒔 代上廿 㒕 代上廿 㒖 代上廿 㒗 代上廿 㒘 代上廿 㒙 代上廿 㒚 代上廿 㒛 代上廿 㒜 代上廿 㒝 代上廿 㒞 代上廿 㒟 代上廿 㒠 代上廿 㒡 代上廿 㒢 代上廿 㒣 代上廿 㒤 代上廿 㒥 代上廿 㒦 代上廿 㒧 代上廿 㒨 代上廿 㒩 代上廿 㒪 代上廿 㒫 代上廿 㒬 代上廿 㒭 代上廿 㒮 代上廿 㒯 代上廿 㒰 代上廿 㒱 代上廿 㒲 代上廿 㒳 代上廿 㒴 代上廿 㒵 代上廿 㒶 代上廿 㒷 代上廿 㒸 代上廿 㒹 代上廿 㒺 代上廿 㒻 代上廿 㒼 代上廿 㒽 代上廿 㒾 代上廿 㒿 代上廿 㓀 代上廿 㓁 代上廿 㓂 代上廿 㓃 代上廿 㓄 代上廿 㓅 代上廿 㓆 代上廿 㓇 代上廿 㓈 代上廿 㓉 代上廿 㓊 代上廿 㓋 代上廿 㓌 代上廿 㓍 代上廿 㓎 代上廿 㓏 代上廿 㓐 代上廿 㓑 代上廿 㓒 代上廿 㓓 代上廿 㓔 代上廿 㓕 代上廿 㓖 代上廿 㓗 代上廿 㓘 代上廿 㓙 代上廿 㓚 代上廿 㓛 代上廿 㓜 代上廿 㓝 代上廿 㓞 代上廿 㓟 代上廿 㓠 代上廿 㓡 代上廿 㓢 代上廿 㓣 代上廿 㓤 代上廿 㓥 代上廿 㓦 代上廿 㓧 代上廿 㓨 代上廿 㓩 代上廿 㓪 代上廿 㓫 代上廿 㓬 代上廿 㓭 代上廿 㓮 代上廿 㓯 代上廿 㓰 代上廿 㓱 代上廿 㓲 代上廿 㓳 代上廿 㓴 代上廿 㓵 代上廿 㓶 代上廿 㓷 代上廿 㓸 代上廿 㓹 代上廿 㓺 代上廿 㓻 代上廿 㓼 代上廿 㓽 代上廿 㓾 代上廿 㓿 代上廿 㔀 代上廿 㔁 代上廿 㔂 代上廿 㔃 代上廿 㔄 代上廿 㔅 代上廿 㔆 代上廿 㔇 代上廿 㔈 代上廿 㔉 代上廿 㔊 代上廿 㔋 代上廿 㔌 代上廿 㔍 代上廿 㔎 代上廿 㔏 代上廿 㔐 代上廿 㔑 代上廿 㔒 代上廿 㔓 代上廿 㔔 代上廿 㔕 代上廿 㔖 代上廿 㔗 代上廿 㔘 代上廿 㔙 代上廿 㔚 代上廿 㔛 代上廿 㔜 代上廿 㔝 代上廿 㔞 代上廿 㔟 代上廿 㔠 代上廿 㔡 代上廿 㔢 代上廿 㔣 代上廿 㔤 代上廿 㔥 代上廿 㔦 代上廿 㔧 代上廿 㔨 代上廿 㔩 代上廿 㔪 代上廿 㔫 代上廿 㔬 代上廿 㔭 代上廿 㔮 代上廿 㔯 代上廿 㔰 代上廿 㔱 代上廿 㔲 代上廿 㔳 代上廿 㔴 代上廿 㔵 代上廿 㔶 代上廿 㔷 代上廿 㔸 代上廿 㔹 代上廿 㔺 代上廿 㔻 代上廿 㔼 代上廿 㔽 代上廿 㔾 代上廿 㔿 代上廿 㕀 代上廿 㕁 代上廿 㕂 代上廿 㕃 代上廿 㕄 代上廿 㕅 代上廿 㕆 代上廿 㕇 代上廿 㕈 代上廿 㕉 代上廿 㕊 代上廿 㕋 代上廿 㕌 代上廿 㕍 代上廿 㕎 代上廿 㕏 代上廿 㕐 代上廿 㕑 代上廿 㕒 代上廿 㕓 代上廿 㕔 代上廿 㕕 代上廿 㕖 代上廿 㕗 代上廿 㕘 代上廿 㕙 代上廿 㕚 代上廿 㕛 代上廿 㕜 代上廿 㕝 代上廿 㕞 代上廿 㕟 代上廿 㕠 代上廿 㕡 代上廿 㕢 代上廿 㕣 代上廿 㕤 代上廿 㕥 代上廿 㕦 代上廿 㕧 代上廿 㕨 代上廿 㕩 代上廿 㕪 代上廿 㕫 代上廿 㕬 代上廿 㕭 代上廿 㕮 代上廿 㕯 代上廿 㕰 代上廿 㕱 代上廿 㕲 代上廿 㕳 代上廿 㕴 代上廿 㕵 代上廿 㕶 代上廿 㕷 代上廿 㕸 代上廿 㕹 代上廿 㕺 代上廿 㕻 代上廿 㕼 代上廿 㕽 代上廿 㕾 代上廿 㕿 代上廿 㖀 代上廿 㖁 代上廿 㖂 代上廿 㖃 代上廿 㖄 代上廿 㖅 代上廿 㖆 代上廿 㖇 代上廿 㖈 代上廿 㖉 代上廿 㖊 代上廿 㖋 代上廿 㖌 代上廿 㖍 代上廿 㖎 代上廿 㖏 代上廿 㖐 代上廿 㖑 代上廿 㖒 代上廿 㖓 代上廿 㖔 代上廿 㖕 代上廿 㖖 代上廿 㖗 代上廿 㖘 代上廿 㖙 代上廿 㖚 代上廿 㖛 代上廿 㖜 代上廿 㖝 代上廿 㖞 代上廿 㖟 代上廿 㖠 代上廿 㖡 代上廿 㖢 代上廿 㖣 代上廿 㖤 代上廿 㖥 代上廿 㖦 代上廿 㖧 代上廿 㖨 代上廿 㖩 代上廿 㖪 代上廿 㖫 代上廿 㖬 代上廿 㖭 代上廿 㖮 代上廿 㖯 代上廿 㖰 代上廿 㖱 代上廿 㖲 代上廿 㖳 代上廿 㖴 代上廿 㖵 代上廿 㖶 代上廿 㖷 代上廿 㖸 代上廿 㖹 代上廿 㖺 代上廿 㖻 代上廿 㖼 代上廿 㖽 代上廿 㖾 代上廿 㖿 代上廿 㗀 代上廿 㗁 代上廿 㗂 代上廿 㗃 代上廿 㗄 代上廿 㗅 代上廿 㗆 代上廿 㗇 代上廿 㗈 代上廿 㗉 代上廿 㗊 代上廿 㗋 代上廿 㗌 代上廿 㗍 代上廿 㗎 代上廿 㗏 代上廿 㗐 代上廿 㗑 代上廿 㗒 代上廿 㗓 代上廿 㗔 代上廿 㗕 代上廿 㗖 代上廿 㗗 代上廿 㗘 代上廿 㗙 代上廿 㗚 代上廿 㗛 代上廿 㗜 代上廿 㗝 代上廿 㗞 代上廿 㗟 代上廿 㗠 代上廿 㗡 代上廿 㗢 代上廿 㗣 代上廿 㗤 代上廿 㗥 代上廿 㗦 代上廿 㗧 代上廿 㗨 代上廿 㗩 代上廿 㗪 代上廿 㗫 代上廿 㗬 代上廿 㗭 代上廿 㗮 代上廿 㗯 代上廿 㗰 代上廿 㗱 代上廿 㗲 代上廿 㗳 代上廿 㗴 代上廿 㗵 代上廿 㗶 代上廿 㗷 代上廿 㗸 代上廿 㗹 代上廿 㗺 代上廿 㗻 代上廿 㗼 代上廿 㗽 代上廿 㗾 代上廿 㗿 代上廿 㘀 代上廿 㘁 代上廿 㘂 代上廿 㘃 代上廿 㘄 代上廿 㘅 代上廿 㘆 代上廿 㘇 代上廿 㘈 代上廿 㘉 代上廿 㘊 代上廿 㘋 代上廿 㘌 代上廿 㘍 代上廿 㘎 代上廿 㘏 代上廿 㘐 代上廿 㘑 代上廿 㘒 代上廿 㘓 代上廿 㘔 代上廿 㘕 代上廿 㘖 代上廿 㘗 代上廿 㘘 代上廿 㘙 代上廿 㘚 代上廿 㘛 代上廿 㘜 代上廿 㘝 代上廿 㘞 代上廿 㘟 代上廿 㘠 代上廿 㘡 代上廿 㘢 代上廿 㘣 代上廿 㘤 代上廿 㘥 代上廿 㘦 代上廿 㘧 代上廿 㘨 代上廿 㘩 代上廿 㘪 代上廿 㘫 代上廿 㘬 代上廿 㘭 代上廿 㘮 代上廿 㘯 代上廿 㘰 代上廿 㘱 代上廿 㘲 代上廿 㘳 代上廿 㘴 代上廿 㘵 代上廿 㘶 代上廿 㘷 代上廿 㘸 代上廿 㘹 代上廿 㘺 代上廿 㘻 代上廿 㘼 代上廿 㘽 代上廿 㘾 代上廿 㘿 代上廿 㙀 代上廿 㙁 代上廿 㙂 代上廿 㙃 代上廿 㙄 代上廿 㙅 代上廿 㙆 代上廿 㙇 代上廿 㙈 代上廿 㙉 代上廿 㙊 代上廿 㙋 代上廿 㙌 代上廿 㙍 代上廿 㙎 代上廿 㙏 代上廿 㙐 代上廿 㙑 代上廿 㙒 代上廿 㙓 代上廿 㙔 代上廿 㙕 代上廿 㙖 代上廿 㙗 代上廿 㙘 代上廿 㙙 代上廿 㙚 代上廿 㙛 代上廿 㙜 代上廿 㙝 代上廿 㙞 代上廿 㙟 代上廿 㙠 代上廿 㙡 代上廿 㙢 代上廿 㙣 代上廿 㙤 代上廿 㙥 代上廿 㙦 代上廿 㙧 代上廿 㙨 代上廿 㙩 代上廿 㙪 代上廿 㙫 代上廿 㙬 代上廿 㙭 代上廿 㙮 代上廿 㙯 代上廿 㙰 代上廿 㙱 代上廿 㙲 代上廿 㙳 代上廿 㙴 代上廿 㙵 代上廿 㙶 代上廿 㙷 代上廿 㙸 代上廿 㙹 代上廿 㙺 代上廿 㙻 代上廿 㙼 代上廿 㙽 代上廿 㙾 代上廿 㙿 代上廿 㚀 代上廿 㚁 代上廿 㚂 代上廿 㚃 代上廿 㚄 代上廿 㚅 代上廿 㚆 代上廿 㚇 代上廿 㚈 代上廿 㚉 代上廿 㚊 代上廿 㚋 代上廿 㚌 代上廿 㚍 代上廿 㚎 代上廿 㚏 代上廿 㚐 代上廿 㚑 代上廿 㚒 代上廿 㚓 代上廿 㚔 代上廿 㚕 代上廿 㚖 代上廿 㚗 代上廿 㚘 代上廿 㚙 代上廿 㚚 代上廿 㚛 代上廿 㚜 代上廿 㚝 代上廿 㚞 代上廿 㚟 代上廿 㚠 代上廿 㚡 代上廿 㚢 代上廿 㚣 代上廿 㚤 代上廿 㚥 代上廿 㚦 代上廿 㚧 代上廿 㚨 代上廿 㚩 代上廿 㚪 代上廿 㚫 代上廿 㚬 代上廿 㚭 代上廿 㚮 代上廿 㚯 代上廿 㚰 代上廿 㚱 代上廿 㚲 代上廿 㚳 代上廿 㚴 代上廿 㚵 代上廿 㚶 代上廿 㚷 代上廿 㚸 代上廿 㚹 代上廿 㚺 代上廿 㚻 代上廿 㚼 代上廿 㚽 代上廿 㚾 代上廿 㚿 代上廿 㛀 代上廿 㛁 代上廿 㛂 代上廿 㛃 代上廿 㛄 代上廿 㛅 代上廿 㛆 代上廿 㛇 代上廿 㛈 代上廿 㛉 代上廿 㛊 代上廿 㛋 代上廿 㛌 代上廿 㛍 代上廿 㛎 代上廿 㛏 代上廿 㛐 代上廿 㛑 代上廿 㛒 代上廿 㛓 代上廿 㛔 代上廿 㛕 代上廿 㛖 代上廿 㛗 代上廿 㛘 代上廿 㛙 代上廿 㛚 代上廿 㛛 代上廿 㛜 代上廿 㛝 代上廿 㛞 代上廿 㛟 代上廿 㛠 代上廿 㛡 代上廿 㛢 代上廿 㛣 代上廿 㛤 代上廿 㛥 代上廿 㛦 代上廿 㛧 代上廿 㛨 代上廿 㛩 代上廿 㛪 代上廿 㛫 代上廿 㛬 代上廿 㛭 代上廿 㛮 代上廿 㛯 代上廿 㛰 代上廿 㛱 代上廿 㛲 代上廿 㛳 代上廿 㛴 代上廿 㛵 代上廿 㛶 代上廿 㛷 代上廿 㛸 代上廿 㛹 代上廿 㛺 代上廿 㛻 代上廿 㛼 代上廿 㛽 代上廿 㛾 代上廿 㛿 代上廿 㜀 代上廿 㜁 代上廿 㜂 代上廿 㜃 代上廿 㜄 代上廿 㜅 代上廿 㜆 代上廿 㜇 代上廿 㜈 代上廿 㜉 代上廿 㜊 代上廿 㜋 代上廿 㜌 代上廿 㜍 代上廿 㜎 代上廿 㜏 代上廿 㜐 代上廿 㜑 代上廿 㜒 代上廿 㜓 代上廿 㜔 代上廿 㜕 代上廿 㜖 代上廿 㜗 代上廿 㜘 代上廿 㜙 代上廿 㜚 代上廿 㜛 代上廿 㜜 代上廿 㜝 代上廿 㜞 代上廿 㜟 代上廿 㜠 代上廿 㜡 代上廿 㜢 代上廿 㜣 代上廿 㜤 代上廿 㜥 代上廿 㜦 代上廿 㜧 代上廿 㜨 代上廿 㜩 代上廿 㜪 代上廿 㜫 代上廿 㜬 代上廿 㜭 代上廿 㜮 代上廿 㜯 代上廿 㜰 代上廿 㜱 代上廿 㜲 代上廿 㜳 代上廿 㜴 代上廿 㜵 代上廿 㜶 代上廿 㜷 代上廿 㜸 代上廿 㜹 代上廿 㜺 代上廿 㜻 代上廿 㜼 代上廿 㜽 代上廿 㜾 代上廿 㜿 代上廿 㝀 代上廿 㝁 代上廿 㝂 代上廿 㝃 代上廿 㝄 代上廿 㝅 代上廿 㝆 代上廿 㝇 代上廿 㝈 代上廿 㝉 代上廿 㝊 代上廿 㝋 代上廿 㝌 代上廿 㝍 代上廿 㝎 代上廿 㝏 代上廿 㝐 代上廿 㝑 代上廿 㝒 代上廿 㝓 代上廿 㝔 代上廿 㝕 代上廿 㝖 代上廿 㝗 代上廿 㝘 代上廿 㝙 代上廿 㝚 代上廿 㝛 代上廿 㝜 代上廿 㝝 代上廿 㝞 代上廿 㝟 代上廿 㝠 代上廿 㝡 代上廿 㝢 代上廿 㝣 代上廿 㝤 代上廿 㝥 代上廿 㝦 代上廿 㝧 代上廿 㝨 代上廿 㝩 代上廿 㝪 代上廿 㝫 代上廿 㝬 代上廿 㝭 代上廿 㝮 代上廿 㝯 代上廿 㝰 代上廿 㝱 代上廿 㝲 代上廿 㝳 代上廿 㝴 代上廿 㝵 代上廿 㝶 代上廿 㝷 代上廿 㝸 代上廿 㝹 代上廿 㝺 代上廿 㝻 代上廿 㝼 代上廿 㝽 代上廿 㝾 代上廿 㝿 代上廿 㞀 代上廿 㞁 代上廿 㞂 代上廿 㞃 代上廿 㞄 代上廿 㞅 代上廿 㞆 代上廿 㞇 代上廿 㞈 代上廿 㞉 代上廿 㞊 代上廿 㞋 代上廿 㞌 代上廿 㞍 代上廿 㞎 代上廿 㞏 代上廿 㞐 代上廿 㞑 代上廿 㞒 代上廿 㞓 代上廿 㞔 代上廿 㞕 代上廿 㞖 代上廿 㞗 代上廿 㞘 代上廿 㞙 代上廿 㞚 代上廿 㞛 代上廿 㞜 代上廿 㞝 代上廿 㞞 代上廿 㞟 代上廿 㞠 代上廿 㞡 代上廿 㞢 代上廿 㞣 代上廿 㞤 代上廿 㞥 代上廿 㞦 代上廿 㞧 代上廿 㞨 代上廿 㞩 代上廿 㞪 代上廿 㞫 代上廿 㞬 代上廿 㞭 代上廿 㞮 代上廿 㞯 代上廿 㞰 代上廿 㞱 代上廿 㞲 代上廿 㞳 代上廿 㞴 代上廿 㞵 代上廿 㞶 代上廿 㞷 代上廿 㞸 代上廿 㞹 代上廿 㞺 代上廿 㞻 代上廿 㞼 代上廿 㞽 代上廿 㞾 代上廿 㞿 代上廿 㟀 代上廿 㟁 代上廿 㟂 代上廿 㟃 代上廿 㟄 代上廿 㟅 代上廿 㟆 代上廿 㟇 代上廿 㟈 代上廿 㟉 代上廿 㟊 代上廿 㟋 代上廿 㟌 代上廿 㟍 代上廿 㟎 代上廿 㟏 代上廿 㟐 代上廿 㟑 代上廿 㟒 代上廿 㟓 代上廿 㟔 代上廿 㟕 代上廿 㟖 代上廿 㟗 代上廿 㟘 代上廿 㟙 代上廿 㟚 代上廿 㟛 代上廿 㟜 代上廿 㟝 代上廿 㟞 代上廿 㟟 代上廿 㟠 代上廿 㟡 代上廿 㟢 代上廿 㟣 代上廿 㟤 代上廿 㟥 代上廿 㟦 代上廿 㟧 代上廿 㟨 代上廿 㟩 代上廿 㟪 代上廿 㟫 代上廿 㟬 代上廿 㟭 代上廿 㟮 代上廿 㟯 代上廿 㟰 代上廿 㟱 代上廿 㟲 代上廿 㟳 代上廿 㟴 代上廿 㟵 代上廿 㟶 代上廿 㟷 代上廿 㟸 代上廿 㟹 代上廿 㟺 代上廿 㟻 代上廿 㟼 代上廿 㟽 代上廿 㟾 代上廿 㟿 代上廿 㠀 代上廿 㠁 代上廿 㠂 代上廿 㠃 代上廿 㠄 代上廿 㠅 代上廿 㠆 代上廿 㠇 代上廿 㠈 代上廿 㠉 代上廿 㠊 代上廿 㠋 代上廿 㠌 代上廿 㠍 代上廿 㠎 代上廿 㠏 代上廿 㠐 代上廿 㠑 代上廿 㠒 代上廿 㠓 代上廿 㠔 代上廿 㠕 代上廿 㠖 代上廿 㠗 代上廿 㠘 代上廿 㠙 代上廿 㠚 代上廿 㠛 代上廿 㠜 代上廿 㠝 代上廿 㠞 代上廿 㠟 代上廿 㠠 代上廿 㠡 代上廿 㠢 代上廿 㠣 代上廿 㠤 代上廿 㠥 代上廿 㠦 代上廿 㠧 代上廿 㠨 代上廿 㠩 代上廿 㠪 代上廿 㠫 代上廿 㠬 代上廿 㠭 代上廿 㠮 代上廿 㠯 代上廿 㠰 代上廿 㠱 代上廿 㠲 代上廿 㠳 代上廿 㠴 代上廿 㠵 代上廿 㠶 代上廿 㠷 代上廿 㠸 代上廿 㠹 代上廿 㠺 代上廿 㠻 代上廿 㠼 代上廿 㠽 代上廿 㠾 代上廿 㠿 代上廿 㡀 代上廿 㡁 代上廿 㡂 代上廿 㡃 代上廿 㡄 代上廿 㡅 代上廿 㡆 代上廿 㡇 代上廿 㡈 代上廿 㡉 代上廿 㡊 代上廿 㡋 代上廿 㡌 代上廿 㡍 代上廿 㡎 代上廿 㡏 代上廿 㡐 代上廿 㡑 代上廿 㡒 代上廿 㡓 代上廿 㡔 代上廿 㡕 代上廿 㡖 代上廿 㡗 代上廿 㡘 代上廿 㡙 代上廿 㡚 代上廿 㡛 代上廿 㡜 代上廿 㡝 代上廿 㡞 代上廿 㡟 代上廿 㡠 代上廿 㡡 代上廿 㡢 代上廿 㡣 代上廿 㡤 代上廿 㡥 代上廿 㡦 代上廿 㡧 代上廿 㡨 代上廿 㡩 代上廿 㡪 代上廿 㡫 代上廿 㡬 代上廿 㡭 代上廿 㡮 代上廿 㡯 代上廿 㡰 代上廿 㡱 代上廿 㡲 代上廿 㡳 代上廿 㡴 代上廿 㡵 代上廿 㡶 代上廿 㡷 代上廿 㡸 代上廿 㡹 代上廿 㡺 代上廿 㡻 代上廿 㡼 代上廿 㡽 代上廿 㡾 代上廿 㡿 代上廿 㢀 代上廿 㢁 代上廿 㢂 代上廿 㢃 代上廿 㢄 代上廿 㢅 代上廿 㢆 代上廿 㢇 代上廿 㢈 代上廿 㢉 代上廿 㢊 代上廿 㢋 代上廿 㢌 代上廿 㢍 代上廿 㢎 代上廿 㢏 代上

十三 彼の位を堅うせん十三我は彼の父となり彼はわが子となるべし我は汝の先にありしを
十四 者より取たるごとくに彼よりは我恩惠を取さらじ。十四却て我かれを永く我家に我國
十五 に居置ん、彼の位は何時までも堅く立べし十五ナタン凡て是等の言のごとく凡てこの
十六 異象のごとくダビデに語りければ○十六ダビデ王入てエホバの前に坐して言けるはエ
十七 ホバ神よ我は誰わが家は何なれば汝此まで我を導きたまひしや十七神よ是はなほ汝の
目には小き事たりエホバ神よ汝はまた僕の家の遙後の事を語り、高き者のごとくに
十八 我を見做たまへり十八僕の名譽については汝ダビデこの上何をか汝に望むべけん汝は僕
十九 を知たまふなり十九エホバよ汝は僕のため又なんぢの心に循ひて此もろ〳〵の大なる
二十 事を爲し此すべての大なる事を示たまへり二十エホバよ我等が凡て耳に聞る所に依ば
二一 汝のごとき者は無く、また汝の外に神は無し二一地の何の國か汝の民イスラエルに
如んぞ、是は在昔神の往て贖ひて己の民となして大なる畏るべき事を行なひて名を得
たまひし者なり汝はそのエジプトより贖ひいだせし汝の民の前より國々の人を逐は
二二 らひたまへり二二而して汝は汝の民イスラエルを永く汝の民となしたまふ、エホバよ
二三 汝は彼等の神となりたまへり二三然ばエホバよ汝が僕とその家につきて宣まひし言を
二四 永く堅うして汝の言し如く爲たまへ二四願くは汝の名の堅く立ち、永久に崇められて
萬軍のエホバイスラエルの神はイスラエルに神たりと曰れんことを、願くは僕ダビ
二五 デの家の汝の前に堅く立んことを二五我神よ汝は僕の耳に示して之が爲に家を建んと
二六 宣へり、是によりて僕なんぢの前に禱る道を得たり二六エホバよ汝は即ち神にまして
二七 し、此恩典を僕に傳たまへり二七願くは今僕の家を祝福て汝の前に永く在しめたま
へ、其はエホバよ汝の祝福たまへる者は永く祝福を蒙ればなり

門に於て王上八〇、十九、廿、又終に基督に於て二、一〇、路一〇、弁三、使十五〇、十四、十六成就ぜられた預言である

㊀ 詩八十九〇三、四、廿、廿七 ㊁ 創十五〇廿三、廿八 ㊂ 辭一、天國、天國と大ダビデの契約とは直接の關係がある、大闘の家の子孫として肉に於て太一、一〇、一〇三、基督が生れ給ふた、其位は永遠に到るべきものである 賽九〇、六、七、二、弁三〇十五、又辭一、契約の中「大闘の契約」を見よ ㊃ 創後七〇十、八、廿九、祈禱〇二、代上廿九〇、十、十九 ㊄ 七節 ㊅ 此「者」は即ち詩八〇、五、六に書てある基督 ㊆ 是が眞正の禮拜である 〇三、出廿〇十、詩四〇廿三、廿四 ㊇ 申四〇六、弁三、八、詩百四十七〇廿 ㊈ 辭一、出十四、弁、〇六、十三〇 贖罪〇出十四、弁、註、〇六、十三〇

一 十八章 一此後ダビデペリシテ人を擊てこれを服し、又ペリシテ人の手よりガテとそ
二 の鄕里を取り二彼またモアブを擊ければモアブ人はダビデの臣となりて貢を納たり
三 三ダビデまたハマテの邊にてゾバの王ハダレゼルを擊り是は彼がユフラテ河の邊に
四 てその權勢を振はんとて往る時なりき四而してダビデ彼より車千輛騎兵七千步兵
二萬を取り、ダビデまた一百の車の馬を存してその餘の車馬は皆その足の筋を切り
五 五その時ダマスコのスリア人、ゾバの王ハダレゼルを援けんとて來りければダビデ
六 そのスリア人二萬二千を殺せり六而してダビデダマスコのスリアに鎭臺を置ぬスリ
ア人は貢を納てダビデの臣となれりエホバダビデを凡てその往く處にて助たまへり
七 七ダビデハダレゼルの臣僕等の持る金の楯を奪ひて之をエルサレムに持きたりぇま
八 たハダレゼルの邑テブハテとクンより甚だ衆多の銅を取きたれり、ソロモンこれ
九 を用て銅の海と柱と銅の器具を造れり九時にハマテの王トイ、ダビデがゾバの王ハ
十 ダレゼルの總の軍勢を擊破りしを聞て十その子ハドラムをダビデ王に遣し安否を問
ひかつこれを賀せしむ、其はハダレゼル曾てトイと戰闘をなしたるにダビデハダレ
ゼルと戰ひて之を擊やぶりたればなり、ハドラム金銀および銅の種々の器を携へき
十一 たりければ十一ダビデ王そのエドム、モアブ、アンモンの子孫、ペリシテ人、アマレクな
十二 どの諸の國民の中より取きたりし金銀とともに是等をもエホバに奉納たり十二ゼルヤ
十三 の子アビシャイ鹽谷にてエドム人一萬八千を殺せり十三斯てダビデエドムに鎭臺を置
エドム人は皆ダビデの臣となりぬ、エホバかくダビデを凡その往處にて助けたまへ
十四 十五 り○十四ダビデはイスラエルの全地を治めてその諸の民に公平と正義を行へり十五ゼル
十六 ヤの子ヨアブは軍旅の長、アヒルデの子ヨシャパラは史官十六アヒトブの子ザドクと

㊀ 一母後八〇一〜十八〇の說話に適はぬことでなく、其れを補ふ事柄である ㊁ 母後八〇一の註 ㊂ 母後八〇二 ㊃ 民廿四、註二〇 ㊄ 母後八〇十七〇九 ㊅ 母前十廿七 ㊆ ダマスコ大馬色に接近き處 母前十四〇四十七 ㊇ 母後八〇三 註、九〇六 ㊈ 代上十九〇六 ㊉ 母後八人〇四 註 ㊋ 母後八〇五〇七 ㊌ 王上十一〇廿三〜廿五 ㊍ 母後八〇八の庇大、庇羅大と同一地か ㊎ 王上七〇十五、廿一 ㊏ 代下三〇十五〜十七 ㊐ 母後八〇十の約闌 ㊑ 母後八〇十一〜十二 ㊒ 母後八〇十 ㊓ ダビデの大闘の甥 母後廿三〇十八 ㊔ 代上二〇十六 ㊕ 母後八〇十三 ㊖ 王上十一〇十六 ㊗ 代上十八〇十二 詩六十篇（題句）を綜合せて言へば大闘が其大將亞庇飾と約押に依て一萬八千人を殺し、其內約押が一萬二千人を殺した ㊘ 創廿七〇廿 民廿四〇九〜四十一 ㊙ 亞庇飾の弟であった。母後二〇十八 ㊚ 母後八〇十七 ㊛ 母後八〇十四 ㊜ 十五〇廿九

十七 アビヤタルの子アビメレクは祭司、シャウシャは書記官十七ヱホヤダの子ベナヤはケレテ人とペレテ人の長、ダビデの子等は王の座側に侍る大臣なりき

十九章 一 此後アンモンの子孫の王ナハシ死ければその子これに代りて王となりたり 二 ダビデ言けるは我ナハシの子ハヌンをねんごろに遇らはんかれが父われをねんごろにあしらひたればなりと、ダビデすなはち彼をその父の故によりて慰めんとて使者を遣はせりダビデの臣僕等アンモンの子孫の地に往きハヌンに詣りてこれを慰めけるに 三 アンモンの子孫の牧伯等ハヌンに言けるはダビデ慰藉者を汝につかはしたるに因て彼なんぢの父を尊ぶと汝の目に見ゆるや、彼の臣僕等は此國を窺ひ探りて滅ぼさんとて來れるならずやと 四 是においてハヌン、ダビデの臣僕等を執へてその鬚を剃おとしその衣服を中より斷て臀までにして之を歸したりしが 五 或人きたりて此人々の爲られし事をダビデに告ければダビデ人をつかはして之を迎へしめたりその人々おほいに愧たればなり、即ち王いひけるは汝等鬚の長るまでエリコに止まりて然る後かへるべしと 六 アンモンの子孫自己のダビデに惡まるゝ樣になれるを見しかばハヌンおよびアンモンの子孫すなはち銀一千タラントをおくりてメソポタミヤとスリア、マアカおよびゾバより戰車と騎兵とを雇ひいれたり 七 即ち戰車三萬二千乘にマアカの王とその兵士を雇ひければ彼等來りてメデバの前に陣を張り、是 八 においてアンモンの子孫その邑々より寄あつまりて戰はんとて來れり 九 ダビデ聞てヨアブと勇士の總軍を遣しけるに 十 アンモンの子孫は出て邑の門の前に戰爭の陣列をなせり、又援助に來れる王等は別に野に居り 十一 時にヨアブ前後より敵の攻寄るを見てイスラエルの倔强の兵士の中を抽擢て之をしてスリア人にむかひて陣列しめ

(十七) 母後八〇十七の亞希米力と同人、彼は其叔父と同名であつた 母前廿一〇一十六 (十八) 母後八〇十七の西勑亞 (十九) 鮮=書記官 (二) 其哩人とペレテ人とは ダビデの近衛兵であつた、其哩人は非利士人の別派であつたらしい 母前廿一〇十四 (三) 代上十二〇三の比力の兵隊であつたらしい (六) 母後十〇一=十九 (十) 一タラント(銀)は凡ろ四千圓にあたる (十一) 原語は「二つの河の亞蘭」、小王國亞蘭、大馬色、ハマテ、マアカ、ナハライム、ゾバ、哈末、馬迦、拿哈利と瑣巴であつた (十二) 原語は「乘人」即ち馬にも車にも乘人で、此兵隊時として步兵にもなつたといふ 母後十一〇二、十二〇廿五 (十八) を見よ、〇六 註

十二 その餘の民をばその兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫にむかひて陣列 十三 しめ十二而して言けるはスリア人もし我に手强からば汝我を助けよ、アンモンの子孫もし汝に手强からば我なんぢを助けん十三汝勇しくなれよ、我等の民のためと我等の神の諸邑のために我等勇しく爲ん、願くはエホバその目に善と見ゆる所をなしたまへと 十四 ヨアブ己に從へる民とともに進みよりてスリア人を攻擊けるにスリア人かれの前より潰奔れり 十五 アンモンの子孫はスリア人の潰奔れるを見て自己等もまたその兄弟アビシヤイの前より逃奔りて城邑にいりぬ、是においてヨアブはエルサレムに歸れり 十六 スリア人はそのイスラエルに擊やぶられたるを見て使者を遣はして河の彼旁なるスリア人を將ゐ出せり、ハダレゼルの軍旅の長シヨバクこれを率ゆ 十七 その事ダビデに聞えければ彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼等の所に來り之にむかひて戰爭の陣列を立たり、ダビデかく彼等にむかひて戰爭の陣列を立たれば彼等これと戰へり 十八 然るにスリア人イスラエルの前に潰たればダビデスリアの兵車の人七千步兵四萬を殺し、また軍旅の長シヨバクを殺せり 十九 ハダレゼルの臣たる者等そのイスラエルに擊やぶられたるを見てダビデと和睦をなしてこれが臣となれりスリア人は此後ふたゝびアンモンの子孫を助くることを爲ざりき

二十章 一 年かへりて王等の戰爭に出る時におよびてヨアブ軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を打荒し往てラバを攻圍りされどダビデはエルサレムに止まりたりヨアブつひにラバを擊壞りてこれを滅ぼせり 二 ダビデ彼等の王の冠冕をその首より取はなしたりしが、その金の重を量り見るに一タラントあり、またその中に寶石を嵌たるありき、之をダビデの首に冠らせたり、彼また甚だ衆多の掠取物をその邑より取

(十一) 約押の信仰と行爲とは一致して居た、神の前に待望む必要はあるが其待望むにも種々の態度がある、戰ひながら待つ事もあり、戰はずして待つ事もある 代上十九〇十二、代下廿〇十二、十七=廿五 と見よ (十四) 百 代下廿〇十七=廿五 (十六) 辣河 ユフラテ河は七節と 母後十〇十八 との註、誤寫でなければ 母後十〇十八 の數と合せなければならない (二) 代上十九〇十八 の數と 母後十一〇一=十二〇廿一 (十八) 春の時期 (十九) 母後十一〇二、十二〇廿五 國の都城 (十九) 茲で 母後十一〇二、十二〇廿五 詩五十一篇を讀むべし (二) 母後十二、〇十七 此冠 ば偶像の王の戴 たのだと曰ふ說が在る (二) 金の一タラントは約十六貫、或る王は重き冠を戴らずに天井から鏈を以て釣ることもあつたといふ

三 り三而して彼またその中の民を曳いだし鋸と鐵の打車と斧とをもてこれを斬り、ダ
ビデアンモンの子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビデとその民はみなエルサレ
四 ムに歸りぬ○四 ㊃この後ゲゼルにおいてペリシテ人と戰爭おこりたりしがその時に㊄ホ
五 シヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシバイを殺せり、彼等つひに攻伏られき五
復ペリシテ人と戰爭ありしがヤイルの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺
六 せり、ラミの槍の柄は機の滕の如なりき六またガテに戰爭ありしが其處に一人の身
長き人あり、その手の指と長の趾は六宛にして合せて二十四あり彼も巨人の生る者
七 なりき七彼イスラエルを挑みしかばダビデの兄弟㊅シメアの子ヨナタンこれを殺せり
八 是等はガテにて巨人の生る者なりしがダビデの手とその臣僕の手に斃れたり

二十一章

一 一茲に㊆サタン起りてイスラエルに敵しダビデを感動してイスラエルを核數へ
二 しめんとせり二ダビデすなはちヨアブと民の牧伯等に言けるは汝等ゆきてベエルシ
三 バよりダンまでのイスラエル人を數へ、その數をとりきたりて我に知せよ三ヨアブ
答へけるは幾何あるとも願くはエホバその民を百倍に增たまへ、然ながら王わが主
四 よ、是はみな我主の僕ならずや、然に何とて我主この事を爲んと要たまふや、何ぞ
イスラエルをして之によりて罪を獲せしむべけんやと四されど王つひにヨアブに言
五 勝たればヨアブすなはち㊆出ゆきイスラエルを徧く行めぐりてエルサレムに還れり五
而してヨアブ民の總數をダビデに告たり即ちイスラエルの中には劍を帶る者一百
六 十萬人ありユダの中には劍を帶る者四十七萬人ありき六但しレビとベニヤミンとは
七 その中に數へざりき其はヨアブ王の言を惡みたればなり七この事神の目に惡かりけ
八 ればイスラエルを擊なやましたまへり八ダビデ是において神に申しけるは我この事を

㊀ 母後十二 ○卅一 其註を見よ
必す其と同じ意である、茲で原語は多分「納める」と曰ふ意 ㊁ 母後十一 ○十八 ㊂ 王上九 ○十五
㊃ 母後十一 ○十八 ㊄ 王上九 ○十五 ㊅ 母後十一 ○十八 ㊆ 王上十 ○十八 ㊇ 母後十一 ○十八 ㊈ 王上十三 ○十八 ㊉ 母後十四 ○十九 ㊊ 王上十三 ○十八 ㊋ 母後十四 ○十九 ㊌ 王上十三 ○十八 ㊍ 母後十四 ○十九 ㊎ 王上十三 ○十八 ㊏ 母後十四 ○十九 ㊐ 王上十三 ○十八 ㊑ 母後十四 ○十九 ㊒ 王上十三 ○十八 ㊓ 母後十四 ○十九 ㊔ 王上十三 ○十八 ㊕ 母後十四 ○十九 ㊖ 王上十三 ○十八 ㊗ 母後十四 ○十九 ㊘ 王上十三 ○十八 ㊙ 母後十四 ○十九 ㊚ 王上十三 ○十八 ㊛ 母後十四 ○十九 ㊜ 王上十三 ○十八 ㊝ 母後十四 ○十九 ㊞ 王上十三 ○十八 ㊟ 母後十四 ○十九 ㊠ 王上十三 ○十八 ㊡ 母後十四 ○十九 ㊢ 王上十三 ○十八 ㊣ 母後十四 ○十九 ㊤ 王上十三 ○十八 ㊥ 母後十四 ○十九 ㊦ 王上十三 ○十八 ㊧ 母後十四 ○十九 ㊨ 王上十三 ○十八 ㊩ 母後十四 ○十九 ㊪ 王上十三 ○十八 ㊫ 母後十四 ○十九 ㊬ 王上十三 ○十八 ㊭ 母後十四 ○十九 ㊮ 王上十三 ○十八 ㊯ 母後十四 ○十九 ㊰ 王上十三 ○十八 ㊱ 母後十四 ○十九 ㊲ 王上十三 ○十八 ㊳ 母後十四 ○十九 ㊴ 王上十三 ○十八 ㊵ 母後十四 ○十九 ㊶ 王上十三 ○十八 ㊷ 母後十四 ○十九 ㊸ 王上十三 ○十八 ㊹ 母後十四 ○十九 ㊺ 王上十三 ○十八 ㊻ 母後十四 ○十九 ㊼ 王上十三 ○十八 ㊽ 母後十四 ○十九 ㊾ 王上十三 ○十八 ㊿ 母後十四 ○十九 (1) 王上十三 ○十八 (2) 母後十四 ○十九 (3) 王上十三 ○十八 (4) 母後十四 ○十九 (5) 王上十三 ○十八 (6) 母後十四 ○十九 (7) 王上十三 ○十八 (8) 母後十四 ○十九 (9) 王上十三 ○十八 (10) 母後十四 ○十九 (11) 王上十三 ○十八 (12) 母後十四 ○十九

二十 言に逆たがひて上りゆけり 二十 オルナンは麥を打ゐけるが回顧て天の使の居るを視そ
二一 の四人の子等とともに匿れたり ニやがてダビデは オルナ
二二 ン望てダビデを見すなはち禾場より出ゆきて面を地につけてダビデを拜せり 二三 ダビ
デオルナンに言けるは此禾場の處を我に與へよ、我そこにてエホバに一箇の壇を築
かん、汝その十分の値をとりて之を我にあたへ災害の民におよぶことを止めしめよ
二三 オルナンダビデに言けるは請ふ之を取り王わが主の目に善と覩るところを爲たま
へ、我なんぢに獻げて牛を燔祭の料とし、打禾車を柴薪とし、麥を素祭とせん、我みな
二四 これを奉呈ると 二四 ダビデ王オルナンに言けるは然るべからず我かならず十分の値を
はらひて之を買ん、我は汝の物を取てエホバに奉つらじ、又費なしに燔祭を獻る
二五 ことをせじと 二五 ダビデすなはち其處の爲に金六百シケルを衡りてオルナンに與へ
二六 たり 二六 而してダビデ其處にてエホバに一箇の祭壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げてエホ
二七 バを顧けるに天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり 二七 エホバすなはち
二八 その使者に命じたまひければ彼その劍を鞘に藏めたり 二八 その時ダビデはエホバがエ
ブス人オルナンの禾場において己に應へたまふを見たれば其處にて犧牲を獻ぐるこ
二九 とを爲り 二九 モーセが荒野にて造りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時ギベオンの
三十 崇邱にありけるが 三十 ダビデはその前に進みゆきて神に求むることを得せざりき、
是は彼エホバの使者の劍のために懼れたるに因てなり

二十二章

一 ダビデ言けるはエホバ神の室は此なり、イスラエルの燔祭の壇は此なり
二 ニダビデすなはち命じてイスラエルの地に居る異邦人を集めしめ又神の室を建る
に用うる石を琢ために石工を設けたり 三 ダビデまた門の扉の釘および鎖に用う

㊀ 辭＝天使 ㊁ 辭＝犧牲へ ㊂ 眞正の獻身 辭二〇六＝八 ㊃ 母後廿四〇廿四 は ダビデ大闘が禾場（小さき場所）を銀のシケル五十で買ふたことあるが本節の事は廣い場所の中の神殿（後に神殿と其敷地）を買ふた、原語は 母後廿四〇廿四 の禾場と ふた、原語は 母後廿四〇廿四 の禾場と 曰ふ言と本節の「處」と 曰ふ言とは違つてゐる、金のシケル一個は約十圓であつた ㊄ 〇四 利九〇廿四 ㊅ 王上十八〇廿八 代下七〇一 ㊆ 代上廿一〇十五、十六 ㊇ 王上十六〇廿七 註、王上三〇四 代下一〇三 ㊈ 代上十六九 〇廿 代下一〇三 王上三〇四 ㊉ 申十二〇五＝七 交り其恩惠を受ける處は神の家である ㊋ 外國人、ダビデ大闘が集めた勞動者等 母後十二〇廿一 王上五〇十三 代下二〇十七

四 る鐵を夥しく備へたり 又銅を數しれぬほどに夥しく備へたり 四 また香柏を備ふ
五 ること數しれず 是はシドン人およびツロの者夥多く香柏をダビデの所に運びきたり
五 たればなり 五 ダビデ言けるは我子ソロモンは少くして弱し、又エホバのために建る
室は極めて高大にして萬國に名を得榮を得る者たらざる可らず、今我其がために準
六 備をなさんと、ダビデその死る前に大に之が準備をなせり 六 而して彼その子ソロ
七 モンを召てイスラエルの神エホバのために家を建ることを之に命せり 七 即ちダビデ
八 ソロモンに言けるは我子よ我は我神エホバの名のために家を建る志ありき 八 然る
にエホバの言われに臨みて言り汝は多くの血を流し大なる戰爭を爲したり、汝我前
九 にて多の血を地に流したれば我名の爲に家を建べからず 九 視よ男子汝に生れん、是
は平安の人なるべし、我これに平安を賜ひてその四圍の諸の敵に煩はさるゝこと無
らしめん、故に彼の名はソロモン（平安）といふべし、彼の世に我平安と靜謐をイス
十 ラエルに賜はん 十 彼わが名のために家を建ん彼はわが子となり、我は彼の父となら
十一 ん、我かれの國の祚を固うして永くイスラエルの上に立しめん 十一 然ば我子よ願くは
十二 エホバ汝とともに在し汝を盛ならしめ汝の神エホバの室を建させて其なんぢにつき
十二 て言たる如くしたまはんことを 十二 惟ねがはくはエホバ汝に智慧と顯悟を賜ひ汝をイ
十三 スラエルの上に立て汝の神エホバの律法を汝に守らせたまはんことを 十三 汝もしエホ
バがイスラエルにつきてモーセに命じたまひし法度と例規を謹みて行はゞ汝旺盛に
十四 なるべし、心を強くしかつ勇め、懼るゝ勿れ、慄くなかれ、十四 視よ我患難の中にてエホ
バの室のために金十萬タラント銀百萬タラントを備へ、また銅と鐵とを數しれぬほど
十五 夥多しく備たり、又材木と石をも備へたり、汝また之に加ふべし 十五 かつまた工人夥多

㊀ 幕屋には鐵が無かつた ㊁ 母後五〇十一 王上五〇一＝十五 ㊂ 神の神殿は一ヶ所しかなかつた、蓋し一位の神である故 ㊃ 母後七〇一、二 ㊄ 上代廿八〇三 母後七五、十三 ㊅ 王上四〇廿五 ㊆ 母後七〇七 ㊇ 王上三〇五＝十五 代下一〇九、十 ㊈ 出廿一〇三 ㊉ 申四〇一 ㊋ 申四〇五 註 ㊌ 申廿一雷一〇五＝九 ㊍ 戰爭も多くあつたが、罪惡もあつた、また押沙龍の謀叛もあつた 一〇後十 ㊎ 普通金の一タラントはおよそ六萬圓 ㊏ 普通銀の一タラントはおよそ四千圓 ㊐ 幕屋は埃及から取た金で造られたが、神殿は戰爭で取た金で建てられた

しく汝の手にあり、即ち石や木を琢刻む者及び諸の工作を爲すところの工匠など都てあり十六夫金銀銅鐵は數限りなし、汝起て爲せ、願くはエホバ汝とともに在せと十七

ダビデまたイスラエルの一切の牧伯等に其子ソロモンを助くることを命じて云く十八

汝等の神エホバ汝等と偕に在すならずや、四方において泰平を汝等に賜へるならずや、即ち此地の民を我手に付し給ひて此地はエホバの前と其民の前に服せり十九然ば汝等心をこめ精神をこめて汝等の神エホバを求めよ、汝等起てエホバ神の聖所を建てエホバの名のために建つる其室にエホバの契約の櫃と神の聖器を携へいるべし

二十三章

一ダビデ老てその日滿ければその子ソロモンをイスラエルの王となせり二

ダビデイスラエルの一切の牧伯および祭司とレビ人をあつめたり三レビ人の三十歳以上なる者を數へたるにその人々の頭數は三萬八千四その中二萬四千はエホバの室の事幹を掌り、六千は有司および裁判人たり五四千は門を守る者たり、また四千はダビデが造れる讃美の樂器をとりてエホバを頌ることをせり六ダビデレビの子孫を分ちて班列を立たり、即ちゲルション、コハテおよびメラリ七ゲルション人たる者はラダン及びシメイ八ラダンの子等は長エヒエルにゼタムとヨエル合て三人九シメイの子等はシロミラ、ハジエル、ハランの三人、是等はラダンの宗家の長たり十シメイの子等はヤハテ、ジナ、エウシ、ベリアこの四人はシメイの子なり十一ヤハテは長、ジナはその次、エウシ、ベリアは子多からざるが故に之とともに數へて一の宗家となせり十二○コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウシエルの四人○十三アムラムの子等はアロンとモーセ、アロンはその子等とともに永く區別れてその身を潔めて至聖者となり、エホバの前に香を焚き之に事へ恒にこれが名をもて祝することを爲せ

㊀ 詩九十篇題句、神に選ばれ、神に對して心を全うし、神の顯現を受け、其御旨を顯した人、「神の人」とは預言者と同樣の名であり、摩西も預言者であった

㊁ 士十八、「眞の神に歸つた」といふ意 ㊂ 民三〇、出三二、出七 ㊃ 從兄弟 ㊄ 民三〇五、一二 ㊅ 三節の註 ㊆ 辭＝幕屋 ㊇ 即ち新き職務 ㊈ 出廿五、三十 註 ㊉ 辭＝供物 ㊊ 量度の標準は利未人が掌つて居た、商業と職業とは宗教に大關係のあるものである 利十九、申廿五、一一、〇、廿六、十五、一一、十六、〇、廿三、〇、廿六、十一、〇、廿三、〇、廿六、十一、〇、廿三、〇、廿六、十一

おこなふべかりしなり

二十四章

一 アロンの子孫の班列は左のごとし㊀アロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル㊁ナダブとアビウはその父に先ちて死て子なかりければエレアザルとイタマル祭司となれり㊂ダビデエレアザルの子孫アヒメレクとともに彼等を分ちて各々その職と務に任じたり㊃エレアザルの子孫の中にはイタマルの子孫の中よりも長たる人多かりき、是をもてその分たれし班列はエレアザルの子孫たる宗家の長には十六あり、イタマルの子孫たる宗家の長には八あり㊄斯彼等は籤によりて分たる彼と此と相等し、其は聖所の督者および神の督者はエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子孫の中よりも出ればなり㊅レビ人子タ子ルの子シマヤといふ書記王と牧伯等と祭司ザドクとアビヤタルの子アヒメレクと祭司および㊆レビ人の宗家の長の前にて之を書しるせり、即ちエレアザルの爲に宗家一を取ばまたイタマルの爲に宗家一を取り㊇第一の籤はヨアリブに當り第二はエダヤに當り㊈第三はハリムに當り第四はセオリムに當り㊉第五はマルキヤに當り第六はミヤミンに當り十一第七はハッコツに當り十二第八はアビアに當り第九はエシュアに當り第十はシカニヤに當り十三第十一はエリアシブに當り第十二はヤキンに當り第十三はホッパに當り第十四はエシバブに當り第十五はビルガに當り十四第十六はインメルに當り第十七はヘジルに當り第十八はハピセツに當り十五第十九はペタヒヤに當り第二十はエゼキエルに當り十六第二十一はヤキンに當り十七第二十二はガムルに當り第二十三はデラヤに當り十八第二十四はマアジヤに當れり十九是その職務の順序なり、彼等は之にしたがひてエホバの家にいり其先祖アロンより傳はりし例規により

㊀ 代上廿三〇六 ㊁ 利十〇一―六 民廿六〇六十一、六十一 ㊂ 民三〇一―四 廿六〇六十一、六十一、二 ㊃ 民廿六〇五十五 ㊄ 母後八〇十七 ㊅ 亞庇アビヤ亞塔の父は亞希米勒アヒメレク 母前廿二〇廿 ㊆ 代上五〇廿―四十一 ㊇ 廿四の組はこの長の名を將來も組の名稱とした、各組は一遍閏づゝ務めた、〇五の撒加利亞は第八番即ち亞庇雅の組に屬して居た、創二〇廿六―九 ㊈ 尼七〇廿九―四十二 ㊉ 尼七〇廿九―四十二 ㊊ 尼三〇廿一 ㊋ 尼三〇四、廿一 ㊌ 路一〇五 ㊍ 創二〇廿六 ㊎ 尼七〇廿九 ㊏ 尼三〇廿九 ㊐ 尼三〇十二〇三、十四 ㊑ 尼十二〇五、十八 ㊒ 尼七〇四十、十三 ㊓ 尼十一〇十一 ㊔ 代上六〇廿二

て勸むべかりしなり、即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし〇二十その餘のレビの子孫は左の如しアムラムの子等の中にてはシュバエル、シュバエルの子等の中にてはエデヤ二レハビヤの子等の中にてはレハビヤ三イツハリ人の中にてはシロミテ、シロミテの子等の中にてはヤハテ二三ヘブロンの子等の中にては長子エリヤ、二子アマリヤ、三子ヤハジエル、四子エカメアム二四ウジエルの子等の中にてはミカ、ミカの子等の中にてはシャミル二五ミカの兄弟をイッシアといふ、イッシアの子等の中にてはゼカリア〇二六メラリの子等はマヘリ及びムシ、ヤジアの子等はベノ二七メラリの子孫のヤジアより出たる者はベノ、シハム、ザックル、イブリ二八マヘリよりエレアザル出たり、エレアザルは子等なかりき二九キシについてはキシの子はエラメル三十ムシの子等はマヘリ、エデル、エリモテ、是等はレビの子孫にしてその宗家にしたがひて言る者なり三一是等の者もまたダビデ王とザドクとアヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるその兄弟等のごとく籤を擲り、兄の宗家も弟の宗家も異なること無りき

二十五章

一 ダビデと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンおよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして琴と瑟と鐃鈸を執て預言せしむ、その職によれば伶人の數左のごとし二アサフの子等はザックル、ヨセフ、子タニヤ、アサレラ、皆アサフの子等にしてアサフの手に屬す、アサフは王の手につきて預言す三エドトンについてはエドトンの子等はゲダリア、ゼリ、エサヤ、ハシャビヤ、マッタテヤの六人、皆琴を操てその父エドトンの手に屬す、エドトンはエホバを讃めかつ頌へて預言す四ヘマンについ

㊀ 神は秩序の源である、宇宙に秩序が在る如く教會にも在るのは聖旨である ㊁ 註 原語の比擶とは「其子等」と譯してもよい ㊂ 民廿六〇五十五 ㊃ 神殿の禮拜を司る人と曰ふ說もある 民四〇三、廿三、廿五 ㊄ 代上六〇廿九 E上四〇廿一 ㊅ 撒母耳の孫 代上十五〇十七―十九 廿五〇一―六 ㊆ 以堤と同じ人ならん 代上十五〇十七 詩廿九〇六十二、七十七 ㊇ 唯奏樂の目的のみならず、神の御旨を現し、其御名を讃むる爲、此が凡ての讃美歌の目的である、又讃美歌の基礎は神の與へ給ふた御言である筈である ㊈ 第六子は十七節の示每である

てはヘマンの子等たる者はブッキヤ、マッタニヤ、ウジエル、シブエル、エレモテ、ハ
ナニヤ、ハナニ、エリアタ、ギダルテ、ロマムテ、エゼル、ヨシベカシヤ、マロテ、ホテル、
マハシオテ 五 是みな神の言をつたふる王の先見者へマンの子等にして角を擧ぐ、神
六 へマンに男子十四人女子三人を賜へり 六 是等の者は皆その父の手に屬しエホバの家
において歌を謠ひ鐃鈸と瑟と琴をもて神の家の奉事をなせり、アサフ、エドトンおよ
七 びヘマンは王の手につけり 七 彼等およびエホバに歌を謠ふことを習へるその兄弟等
八 即ち巧なる者の數は二百八十八人 八 彼等大も小も巧なる者も習ふ者も皆ともにその
九 職務の籤を擲けるが 九 第一の籤はアサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當れ
十 り彼もその兄弟等および子等十二人 十 第三はザックルに當れりその子等とその兄弟
十一 等十二人 十一 第四はイヅリに當れりその子等とその兄弟等十二人 十二 第五は子タニヤに
十三 當れりその子等とその兄弟等十二人 十三 第六はブッキヤに當れりその子等とその兄弟
十四 等十二人 十四 第七はアサレラに當れりその子等とその兄弟等十二人 十五 第八はエサヤに
十六 當れりその子等とその兄弟等十二人 十六 第九はマッタニヤに當れりその子等とその兄
十七 弟等十二人 十七 第十はシメイに當れりその子等とその兄弟等十二人 十八 第十一はアザリ
十九 エルに當れりその子等とその兄弟等十二人 十九 第十二はハシャビアに當れりその子等
二十 とその兄弟等十二人 二十 第十三はシュバエルに當れりその子等とその兄弟等十二人
二十一 第十四はマッタテヤに當れりその子等とその兄弟等十二人 二十二 第十五はエレモテに當
二十三 れりその子等とその兄弟等十二人 二三 第十六はハナニヤに當れりその子等とその兄弟
二十四 等十二人 二四 第十七はヨシベカシヤに當れりその子等とその兄弟等十二人 二五 第十八は
二十六 ハナニに當れりその子等とその兄弟等十二人 二六 第十九はマロテに當れりその子等

㊀ 代上四十六〇一 ㊁ 客撻底より後の六語を人名でなく、意味あるものとして譯すと「我は崇め、援助を得、難儀に坐して多くの示現を得たり」となる、父の希幔は此等の語を以て生れんとする子供の名を豫定めたと曰ふのであらう ㊂ 俳前十五〇五 又代上廿一〇九 ㊃ 樂器の喇叭の類 ㊄ 神の預定に依て子等は與られる、詩百廿七〇一 故に神よりの賜として認めなければならぬ 伯一〇十八＝廿二 ㊅ 代上六〇所九 ㊆ 代上十三〇所二 ㊇ 出廿八 民廿六〇五十五 ㊈ 十二といふ數は完全な政府と曰ふ意である ㊉ 三節の西哩と同人 ㊊ 代上廿三〇十六 註

二七 とその兄弟等十二人 二八 第二十はエリアタに當れりその子等とその兄弟等十二人
二九 二十一はホテルに當れりその子等とその兄弟等十二人 二九 第二十二はギダルテに當れ
三十 りその子等とその兄弟等十二人 三十 第二十三はマハジオテに當れりその子等とその兄
三一 弟等十二人 三一 第二十四はロマムテ、エゼルに當れりその子等とその兄弟等十二人

二十六章

一 門を守る者の班列は左のごとし、コラ人の中にてはアサフの子コレの子
二 なるメシレミヤ、メシレミヤの子等は長子はゼカリヤその次はエデアエルその三は
三 ゼバデヤその四はヤテニエル 三 その五はエラムその六はヨハナンその七はエリヨエ
四 ナイ 四 またオベデ、エドムの子等は長子はシマヤその次はヨザバデその三はヨアそ
五 の四はサカルその五は子タ子ル 五 その六はアンミエルその七はイッサカルその八は
六 ピウレタイ、是は神かれを祝福たまひしなり 六 またその彼の子シマヤにも數人の子生れ
七 たりしがその子等は大勇士にしてその父の家の主たる者なりき 七 すなはちシマヤの
八 子等はオテニ、レバエル、オベデ、エルザバデ、エルザバデの兄弟エリウとセマキヤは
九 力ある人なりき 八 是みなオベデ、エドムの孫子なり、彼等とその子等および其兄弟等
十 は合せて六十二人、皆力ある者にしてその職に堪ふ、是みなオベデ、エドムに屬する
十一 者なり 九 メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり皆力ある者なりき 十 メラリの
十二 子孫ホサもまた子等ありき其長はシムリ、是は長子ならざりしかどもその父これを
十三 長となしゝなり 十一 その次はヒルキヤその三はテバリヤその四はゼカリヤ、ホサの子
十四 等と兄弟等は合て十三人、十二 門を守るところの班列此長等の中より出でみなその兄
弟と等く勤務をなして エホバの家に仕ふ 十三 彼等門々を分つために小も大もともにそ
の宗家に循ひて籤を擲たりしが 十四 東の方の籤はシレミヤに當れり又その子ゼカリヤ

㊀ 四節の註 ㊁ 祭司とレビ人の長は前記の如くであるが茲には門を守る人の長が書いてある 代上九〇十七、十八＝十五〇十六〇所、四十二、門を守る人は三の家族であつた即ち一節の米示利米〇代上九十九の沙龍、又〇代上廿六十四の示利米阿)、四節の別以東と十節の何薩 ㊂ 茲に九十三人の長の名がある、代上廿三〇五の四千人は此の九十三人の支配を受けて居た、〇代上九廿二の二百十二人は幕屋に關係があつた ㊃ 代上九〇十九、所一 ㊄ 〇代上六所七 十九の以庇撒 ㊅ 阿別以東 四 創一〇廿四〇 詩百廿七〇 ㊆ 代上十三〇十四 又一代後六〇十十二 ㊇ 代上廿八〇十一 十三、十九 又〇出廿五〇四十 ㊈ 樂八〇五 ㊉ 代上廿五〇八、九 ㊊ 一節の米施利米

十五 のために籤を擲けるに北の方の籤これに當れり ゼカリヤは智慧ある議士なりき オ
十六 ペデ、エドムは南の方の籤に當りその子等は倉の籤に當れり シュパムおよびホサは
十七 西の方の籤にあたり坂の大路にあるシャレケテの門の傍に居り守者はみな相對ふ
十八 東の方にはレビ人六人北の方には日々に四人、南の方にも日々に四人、倉のかたはら
十九 には二人に二人 西の方バルバルにおいては大路に四人、バルバルに二人 門を
二十 守る者の班列は是のごとし 皆コラの子孫とメラリの子孫なり 二十 また神の府庫および
二一 聖物の府庫を司れる彼等の兄弟なるレビ人は左のごとし 二一 ラダンの子孫すなはち
ラダンより出たるゲルション人にしてゲルション人ラダンの宗家の長たる者の中
二二 にてはエヒエリ 二三 およびエヒエリの子等ならびにその兄弟ゼタムとヨエル、是等は
二三 エホバの家の府庫を司れり 二三 アムラミ人、イヅハリ人、ヘブロン人、ウジエリ人の
二四 中においては左のごとし 二四 モーセの子ゲルショムの子なるシブエルは府庫の宰たり
二五 その兄弟にしてエリエゼルより出たる者は即ちエリエゼルの子レハビヤその子エ
二六 サヤその子ヨラムその子ジクリその子シロミテ 二六 此シロミテとその兄弟等はすべて
の聖物の府庫を掌れりその聖物はすなはちダビデ王、宗家の長千人の長、百人の長、
二七 軍旅の長等などが奉納たる者なり 二七 即ち戰爭において獲たる物および掠取物を奉納
二八 てエホバの家の修繕に供へたるなり 二八 凡て先見者サムエル、キシの子サウル、ネルの
子アブネル、ゼルヤの子ヨアブ等が奉獻たる物およびその他の奉納物は皆シロミテと
二九 その兄弟等の手の下にありき ○二九 イヅハリ人の中にてはケナニヤとその子等イスラ
三十 エルの外事を理め有司となり裁判人となれり 三十 ヘブロン人の中にてはハシヤビアおよびその兄弟などの勇士一千七百人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイス

㊀ 代下廿五○廿四 阿別以東と其家族は殿の庫を預かつて居た ㊁ 人名 ㊂ 此坂の大路は郁山と膠哩山との間の高くせられた道であつた ㊃ 所羅門の造營した門と見える、王上十○五 註 代下九○十六 ㊄ 王下十一○十六 近郊と曰ふ意であらう ㊅ 種々の庫が處々にあつた ㊆ 出三○五 註、聖書に「聖」とある一の意は聖別せられた即ち神御自身のものにせられた者 ㊇ 代下廿三○十六 註 ㊈ 雷六○廿四 ㊉ 民卅一○廿八＝四 十 雷六○廿四 七 ㊋ 神殿の外 ○尼十二＝十六 即ち神殿の内の禮拜とは異る ○廿一 ㊌ 申十六○、六千人が此の命をうけた 代上廿三○四三＝廿六

三一 ラエルの監督者となりエホバの一切の事を行ひ王の用を爲り 三一 ヘブロン人の中にて
三二 はその系譜と宗家とに依ばエリヤといふ者ヘブロン人の長たり、ダビデの治世の四
十年に彼等を尋ね求めギレアデのヤゼルにおいて彼等の中より大勇士を得たり 三二 エ
リヤの兄弟たる勇士は二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王かれらをしてル
ベン人、ガド人およびマナセの半支派を監督せしめ、神につける事と王につける事と
を宰らせたり

二十七章

一 イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人の長およびその有司
等は年の惣の月のあひだ月ごとに更り入り更り出で、其班列の諸の事をつとめて王
に事たるが、其數を按ふるに一班列に二萬四千人ありき 二 先第一の班列すなはち正
月の分はザブデエルの子ヤショベアムこれを率ゆ、其班列は二萬四千人 三 彼は正月
の軍團の長等の首たる者にして、ペレヅの子孫なり 四 二月の班列はアホア人ドダイ、
其班列の者どもにこれを率ゆ、ミクロテといふ宰あり、其班列は二萬四千人 五 三月
の軍團を統る第三の將は祭司の長エホヤダの子ベナヤ、その班列は二萬四千人 六 こ
のベナヤはかの三十人の中の勇士にして三十人の上にたてり彼の子アミザバデその
班列にあり 七 四月の分を統る第四の將はヨアブの弟アサヘルにしてその子ゼバデ
ヤこれに次り、其班列は二萬四千人 八 五月の分を統る第五の將はイズラヒ人シャン
モテ、その班列は二萬四千人 九 六月の分を統る第六の將はテコア人イッケシの子イ
ラ、その班列は二萬四千人 十 七月の分を統る第七の將はエフライムの子孫たるペロ
ニ人ヘレヅ、その班列は二萬四千人 十一 八月の分を統る第八の將はゼラの子孫たるホ
シャ人シベカイ、その班列は二萬四千人 十二 九月の分をすぶる第九の將はベニヤミン

㊀ 感ずべき語 ○十七 註 ㊁ 軍勢は廿歳以上の男子で組織されて、十二個師團の如き者に分れて居た、大ダビデの卅人の内の十二人の大闘の師團長であつた、○十三 の六百人は二百人づゝ三組に分れて、「三人」と通稱された名高ひ大將が其の團長に爲て居た 註 ㊂ 一月とは現今の暦で四月、二月は五月、凡て此の順で推し知るべし ㊃ 代上十一○十一 ㊄ 代上廿五○十一 ㊅ 母後廿三○九 の多多 ○十二 ㊆ 「耶何耶大といふ祭司」と譯してもよい ○四 ㊇ 代上十一○廿二＝廿五 ㊈ 母後廿三○廿七 ㊉ 代上廿五○十一 ㊋ 母後廿三○十一 ㊌ 大闘の「三十人」の勇將の一人 ㊍ 母後廿三○廿六 ㊎ 母後廿一○十八

十三 の子孫たるアナトテ人アビエゼル、其班列は二萬四千人十三十月の分をすぶる第十
十四 の將はゼラの子孫たる子トバ人マハライ、その班列は二萬四千人十四十一月の分をす
十五 ぶる第十一の將はエフライムの子孫たるピラトン人ベナヤ、その班列は二萬四千人
十五 十二月の分を統る第十二の將はオラニエルの子孫たるヒデカイ人ヘルダイその班列
十六 は二萬四千人○十六イスラエルの支派を治むる者は左のごとし、ルベン人の牧伯はヂ
十七 クリの子エリエゼル、シメオンの牧伯はマアカの子シバデヤ十七レビ人の牧伯はケム
十八 エルの子ハシヤビヤ、アロン人の牧伯はザドク十八ユダの牧伯はダビデの兄弟エリ
十九 ウ、イッサカルの牧伯はミカエルの子オムリ十九ゼブルンの牧伯はオバデヤの子イシ
二十 マヤ、ナフタリの牧伯はアズリエルの子エレモテ二十エフライムの子孫の牧伯はアザ
二一 ジヤの子ホセア、マナセの半支派の牧伯はペダヤの子ヨエル二一ギレアデなるマナセ
二二 の半支派の牧伯はゼカリヤの子イド、ベニヤミンの牧伯はアブデルの子ヤシエル二二
二三 ダンの牧伯はエロハムの子アザリエル、イスラエルの支派の牧伯等は是のごとし○二三
二四 二十歳以下なる者はダビデこれを數へざりき、其はエホバかつてイスラエルを增して天空の星のごとくにせんと言たまひしことあればなり二四ゼルヤの子ヨアブ數ふることを始めたりしがこれを爲をへざりき、そのかぞふることによりて震怒イスラエ
二五 ルにおよべり、その數はまたダビデ王の記錄の籍に載ざりき○二五アデエルの子アズ
二六 マウテは王の府庫を掌り、ウジヤの子ヨナタンは田野、邑々、村々、城などにある
二七 府庫を掌り二六ケルブの子エズリは地を耕す農業の人を掌り二七ラマテ人シメイは
二八 葡萄園を掌り、シフミ人ザブデはその葡萄園より取る葡萄酒の藏を掌り二八ゲデ
二九 ラ人バアル、ハナンは平野なる橄欖樹と桑樹を掌り、ヨアシは油の藏を掌り二九シ

㊀ 代上十一 母後廿三 ○廿七八 ㊁ 現今の一月 ㊂ 代上十 母後廿三 一〇廿 ○廿八 ㊃ 代上十一 母後廿 三〇廿一 ㊄ 代上十 母後廿 一〇廿 ○廿九 ㊅ 聖書には十二の支派が書いてある、然し順序は種々ある 創廿九〇廿五、出一一民 四十六、四十九 ○二、七、十、十三、廿六、廿四 ○申廿七 書十 ○廿三 三〇 ○土五 代上 二〇 ㊆ 肥沃たる原野 ㊇ 原語の意は「人の兄弟の子」 母後廿一 ○代上廿、あるひ ○七 或は人の父の兄弟の子 ㊈ 辭=書記官 ㊉ 母後廿 ○廿三 ㊋ 代上廿七 十六=廿二 ㊌ 代上廿七 ○廿五=廿一 ㊍ 代上廿七 ○一、二 ㊎ 代上十 ○十・八=廿九 ㊏ 大闘の三縑の態度即ち吹悔の態 母後十二、禮拜する態 母後七 代上十七、しもべ ○十六 僕の態 代上廿 八〇二 ㊐ 辭=契約の櫃 ○廿二 ㊑ 辭=契約の櫃 或は其蓋 母後七 代上十八 ○十六 ㊒ 辭九十、けいやく ○九五 契約の櫃 ㊓ 母後六 ○三 ㊔ 母後七 ○二 ㊕ 母後七 五〇、十三 ㊖ 母後七 ○七=十三 ㊗ 母前十六〇 ㊘ 母前十三 ○十四 ㊙ 從十三 ○廿二 ㊚ 代上 ○七 ㊛ 代上十七 廿九〇、廿三 ㊜ 代上十四 ○九 ㊝ 代上十七 廿九〇、イスラエル(特に基督)が神の國に在る位に坐する大闘の子孫 ㊞ 以色列の神の位を預て居給ふた ㊟ 母後七〇十 ○九、十三 ㊠ 代下一 ○九、十一 ㊡ 代上十一 母後廿三 ○廿七 ㊢ 現今の一月 ㊣ 代上十 母後廿三 一〇廿 ○廿八 ㊤ 代上十一 母後廿三 ○廿一 ㊥ 代上十 母後廿三 一〇廿 ○廿九 ㊦ 聖書には十二の支派が書いてある、然し順序は種々ある 創廿九〇廿五、出一一民 四十六、四十九 ○二、七、十、十三、廿六、廿四 ○申廿七 書十 ○廿三 三〇 ○土五 代上 二〇 ㊧ 代上二 ○廿七 ㊨ 結四十 ○廿三 ㊩ 代上二 ○十三 エリアブ以利押といふ意であらう ㊪ 創四十九 ○十七 此には最後に書いてある、但は初めて兄弟を偶像教に誘ふた、 ○土十八 ○廿 ㊫ 默七 ○四 には書いてない ㊬ 申廿九〇十 八=廿一 利廿四〇 十=十六 王上十 二〇廿 ㊭ 毛下十 ○廿九 ㊮ 別十五 ○五 ㊯ 代上廿一 ○六、七 ㊰ 神が罰を與へ給た故である ㊱ 母前八〇十 四、十五 十〇 廿七 ㊲ 母後八〇 六=八 ㊳ 國の南北山脈から海迄の原野

ヤロン人シテライはシヤロンにて牧ふ牛の群を掌り、アデライの子シヤパテは谷
三十 谷にある牛の群を掌り三十イシマエル人オビルは駱駝を掌り、メロノテ人エデヤ
三一 は驢馬を掌り三一ハガリ人ヤジズは羊の群を掌れり、是みなダビデ王の所有を掌
三二 れる者なり○三二またダビデの叔父ヨナタンは議官たり、彼は智慧あり學識ある者な
三三 り、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり三三アヒトペルは王の議官たりア
三四 ルキ人ホシヤイは王の伴侶たり、三四アヒトペルに次ぐ者はベナヤの子エホヤダおよ
びアビヤタル、王の軍旅の長はヨアブ

二十八章

一 茲にダビデイスラエルの一切の長、支派の長、王に事ふる班列の長、千人
の長、百人の長、王とその子等の所有及び家畜を掌る者、閹官、有力者、諸勇士など
二 を盡くエルサレムに召集め八而してダビデ王その足にて起て言けるは我兄弟等我民
よ我に聽け、我はエホバの契約の櫃のため我等の神の足臺のために安居の家を建ん
三 との志ありて已にこれを建る準備をなせり三然るに神我に言たまへり汝は我名の
四 ために家を建べからず汝は軍人にして許多の血を流したればなりと四然りと雖もイ
スラエルの神エホバ我父の全家の中より我を選びて永くイスラエルに王たらしめた
五 まふ、即ちユダを選びて長となしユダの全家の中より我父の家を選び我父の子等の
中にて我を悅びイスラエルの王とならしめたまふ五而してエホバ我に衆多の子を
六 たまひて其わが諸の子等の中より我子ソロモンを選びて之をエホバの國の位に坐せし
めてイスラエルを治めしめとんしたまふ六エホバまたロモンに言たまひけるは汝の子ソ
七 ロモンはわが家および我庭を作らん、我かれを選びて我子となせり、我かれの父と
なるべし、七彼もし今日のごとく我誡命と律法を堅く守り行はゝ我その國を永く堅